

建築保全業務共通仕様書

令和 5 年版

令和 5 年 3 月 30 日 国営保第 27 号
改定 令和 5 年 8 月 8 日 国営保第 9 号
改定 令和 5 年 11 月 8 日 国営保第 13 号

この共通仕様書は、各省各庁の施設管理者が官庁施設の保全を実施するための基準として制定したものです。

利用にあたっては、国土交通省のホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

目 次

第1編 総則	1
第1章 総則	1
第1節 一般事項	1
1.1.1 適用	1
1.1.2 用語の定義	1
1.1.3 受注者の負担の範囲	3
1.1.4 疑義に対する協議等	3
1.1.5 書面の書式及び取扱い	3
1.1.6 関係法令等の順守	4
1.1.7 非常時の対応	4
第2節 業務関係図書	4
1.2.1 業務計画書	4
1.2.2 作業計画書	4
1.2.3 貸与資料	4
1.2.4 業務の記録	5
第3節 業務現場管理	5
1.3.1 業務管理	5
1.3.2 業務責任者	5
1.3.3 業務条件	5
1.3.4 電気工作物の保安業務	5
1.3.5 環境衛生管理体制	5
1.3.6 業務の安全衛生管理	6
1.3.7 火気の取扱い	6
1.3.8 出入り禁止箇所	6
第4節 業務の実施	6
1.4.1 業務担当者	6
1.4.2 代替要員	6
1.4.3 服装等	6
1.4.4 別契約の業務等	6
1.4.5 行事等への立会い	7
1.4.6 施設管理担当者の立会い	7
1.4.7 業務の報告等	7
1.4.8 環境への配慮	7
第5節 業務に伴う廃棄物の処理等	7
1.5.1 廃棄物の処理等	7

1.5.2 産業廃棄物等	8
第6節 業務の検査	8
1.6.1 業務の検査	8
第2章 施設等の利用・作業用仮設物等	9
第1節 建物内施設等の利用	9
2.1.1 居室等の利用	9
2.1.2 共用施設の利用	9
2.1.3 駐車場の利用	9
第2節 作業用仮設物及び持込み資機材等	9
2.2.1 作業用足場等	9
2.2.2 持込み資機材	9
2.2.3 危険物等の取扱い	9
第2編 定期点検等及び保守	10
第1章 一般事項	10
第1節 一般事項	10
1.1.1 適用	10
1.1.2 点検の範囲	10
1.1.3 保守の範囲	10
1.1.4 点検及び保守等の実施	11
1.1.5 周期の表記	11
1.1.6 支給材料	11
1.1.7 応急措置等	12
1.1.8 点検の省略	12
1.1.9 点検及び保守に伴う注意事項	12
第2節 法定点検等	12
1.2.1 関係法令（建築基準法及び官公法を除く。）に基づく法定点検 の実施	12
1.2.2 12条点検の実施	13
1.2.3 支障がない状態の確認の実施	13
第2章 建築	14
第1節 一般事項	14
2.1.1 適用	14
2.1.2 点検の実施	14
第2節 外部	14
2.2.1 屋根	14
2.2.2 外壁	15

2.2.3	ひさし（車寄せ）・とい・タラップ	16
2.2.4	軒天井・ひさし下端	17
2.2.5	外部床	17
2.2.6	屋外階段	17
2.2.7	バルコニー	18
2.2.8	外部建具	18
2.2.9	自動ドア（外部用）	19
2.2.10	エキスパンションジョイント金物	21
第3節	内部	21
2.3.1	内壁・柱・はり	21
2.3.2	内部天井	22
2.3.3	内部床	23
2.3.4	内部階段	24
2.3.5	内部建具	24
2.3.6	自動ドア（内部用）	25
2.3.7	電動書架	25
第4節	構造部	26
2.4.1	構造体・基礎	26
2.4.2	免震部材等	27
2.4.3	膜構造部材等	27
第3章	電気設備	28
第1節	一般事項	28
3.1.1	適用	28
3.1.2	点検時の電源状況	28
3.1.3	保安規程の遵守	28
3.1.4	絶縁抵抗測定	28
3.1.5	接地抵抗測定	29
第2節	電灯・動力設備	29
3.2.1	照明器具	29
3.2.2	分電盤・開閉器箱・照明制御盤	30
3.2.3	耐熱形分電盤	30
3.2.4	制御盤	31
3.2.5	電気自動車用充電装置	32
3.2.6	幹線	32
第3節	受変電設備	33
3.3.1	配電盤等（内部機器を除く）	33

3.3.2	変圧器	34
3.3.3	交流遮断器	35
3.3.4	断路器	36
3.3.5	計器用変圧器・変流器	36
3.3.6	避雷器	36
3.3.7	高圧負荷開閉器	37
3.3.8	高圧カットアウト	37
3.3.9	高圧電磁接触器	38
3.3.10	力率改善装置	38
3.3.11	指示計器・保護継電器	39
3.3.12	低圧開閉器類	39
3.3.13	特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ（GIS・C-GIS）	40
3.3.14	その他特別高圧関連機器	40
3.3.15	非常予備電源（自家発電設備）との切換試験	40
第4節	自家発電設備	41
3.4.1	自家発電装置	41
第5節	直流電源設備	52
3.5.1	共通事項	52
3.5.2	整流装置	52
3.5.3	蓄電池	53
第6節	交流無停電電源設備	54
3.6.1	共通事項	54
3.6.2	交流無停電電源装置（UPS）（簡易形を除く）	54
3.6.3	交流無停電電源装置（UPS）（簡易形）	55
第7節	太陽光発電設備	55
3.7.1	太陽光発電装置	55
第8節	風力発電設備	58
3.8.1	風力発電装置	58
第9節	通信・情報設備	60
3.9.1	構内情報通信網装置	60
3.9.2	構内交換装置	60
3.9.3	拡声装置	63
3.9.4	誘導支援装置（音声誘導装置、インターホン装置、 トイレ等呼出装置）	64
3.9.5	映像・音響装置	64
3.9.6	情報表示装置（マルチサイン装置、出退表示装置、	

時刻表示装置)	64
3.9.7 テレビ共同受信装置	65
3.9.8 テレビ電波障害防除装置	65
3.9.9 監視カメラ装置	65
3.9.10 駐車場管制装置	68
3.9.11 防犯・入退室管理装置	69
第10節 外灯	70
3.10.1 外灯	70
第11節 航空障害灯	71
3.11.1 航空障害灯	71
第12節 雷保護設備	72
3.12.1 雷保護	72
第13節 構内配電線路・構内通信線路	73
3.13.1 構内配電線路・構内通信線路	73
第4章 機械設備	74
第1節 一般事項	74
4.1.1 適用	74
4.1.2 用語の定義	74
4.1.3 点検時期の表記	74
4.1.4 フロン類の取扱い	74
第2節 温熱源機器	74
4.2.1 鋳鉄製ボイラー等	74
4.2.2 鋼製ボイラー等	77
4.2.3 真空式温水発生機・無圧式温水発生機	83
4.2.4 温風暖房機	85
第3節 冷熱源機器	86
4.3.1 チリングユニット	86
4.3.2 空気熱源ヒートポンプユニット	88
4.3.3 遠心冷凍機	90
4.3.4 吸収冷凍機	93
4.3.5 吸収冷温水機	96
4.3.6 パッケージ形空気調和機	101
4.3.7 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	103
4.3.8 氷蓄熱ユニット	104
4.3.9 冷却塔	104
第4節 空気調和等関連機器	106

4.4.1	オイルタンク	106
4.4.2	熱交換器・ヘッダー・密閉形隔膜式膨張タンク	108
4.4.3	還水タンク・開放形膨張タンク	110
4.4.4	ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機	111
4.4.5	ファンコイルユニット・ファンコンベクター	112
4.4.6	空気清浄装置	113
4.4.7	ポンプ	114
4.4.8	送風機	115
4.4.9	天井扇・有圧換気扇	116
4.4.10	全熱交換器	117
第5節	給排水衛生機器	119
4.5.1	受水タンク・高置タンク	119
4.5.2	受水タンク・高置タンクの清掃	120
4.5.3	貯湯タンク	121
4.5.4	貯湯タンクの清掃	121
4.5.5	汚水槽・雑排水槽	121
4.5.6	汚水槽・雑排水槽の清掃	121
4.5.7	ポンプ	122
4.5.8	ガス湯沸器	124
4.5.9	電気温水器	125
4.5.10	循環ろ過装置	126
4.5.11	衛生器具	127
第6節	ダクト及び配管	128
4.6.1	ダクト	128
4.6.2	配管	129
第7節	水質管理	130
4.7.1	空調機器用水の水質管理	130
4.7.2	ボイラー用水の水質管理	131
4.7.3	飲料水の水質管理	131
4.7.4	雑用水の水質管理	132
第8節	浄化槽	132
4.8.1	適用	132
4.8.2	点検・保守	132
4.8.3	清掃	133
4.8.4	定期検査	133
第9節	井戸	133

4.9.1	井戸	133
第10節	雨水利用設備	133
4.10.1	雨水利用設備	133
第5章	監視制御設備	135
第1節	一般事項	135
5.1.1	適用	135
第2節	中央監視制御装置	135
5.2.1	中央監視制御装置	135
第3節	自動制御装置	136
5.3.1	自動制御装置	136
第6章	防災設備	139
第1節	一般事項	139
6.1.1	適用	139
6.1.2	消防法の点検と建築基準法の点検等	139
第2節	消防用設備等	139
6.2.1	適用	139
6.2.2	点検・保守	139
第3節	建築基準法関係防災設備	140
6.3.1	点検・保守	140
6.3.2	非常用照明装置	140
6.3.3	防火設備	142
6.3.4	防火ダンパー	147
6.3.5	排煙設備	148
6.3.6	その他の避難設備等	152
第7章	搬送設備	153
第1節	一般事項	153
7.1.1	適用	153
7.1.2	用語の定義	153
第2節	エレベーター	154
7.2.1	適用	154
7.2.2	修理、取替え、交換等	155
7.2.3	故障時等の対応	158
7.2.4	点検共通事項	159
7.2.5	ロープ式エレベーター（機械室あり・マイコン制御）	159
7.2.6	ロープ式エレベーター（機械室なし）	166
7.2.7	非常用エレベーター	172

7.2.8	油圧式エレベーター（間接式）	173
第3節	エスカレーター	179
7.3.1	適用	179
7.3.2	修理、取替え、交換等	180
7.3.3	故障時等の対応	182
7.3.4	エスカレーター	182
第4節	小荷物専用昇降機	185
7.4.1	適用	185
7.4.2	修理、取替え、交換等	185
7.4.3	故障時等の対応	187
7.4.4	小荷物専用昇降機	187
第5節	機械式駐車設備	190
7.5.1	二段方式機械式駐車装置	190
第8章	工作物・外構等	192
第1節	一般事項	192
8.1.1	適用	192
第2節	工作物	192
8.2.1	鉄塔	192
8.2.2	設備架台・囲障	193
8.2.3	煙突	193
8.2.4	擁壁	193
第3節	外構	194
8.3.1	敷地	194
8.3.2	へい	194
8.3.3	門	195
8.3.4	排水枿・マンホール・側溝・街きよ	195
第4節	植栽・緑地	195
8.4.1	植栽・緑地	195
8.4.2	屋上緑化システム	195
第3編	運転・監視及び日常点検・保守	197
第1章	一般事項	197
第1節	一般事項	197
1.1.1	適用	197
1.1.2	業務の条件	197
1.1.3	施設情報の把握	197
1.1.4	運転・監視の範囲	197

1.1.5	日常点検の範囲	197
1.1.6	保守の範囲	198
1.1.7	運転・監視及び日常点検・保守の実施	198
1.1.8	周期の表記	198
1.1.9	支給材料	199
1.1.10	定期点検時の立会い	199
1.1.11	運転・監視の記録及び報告	199
1.1.12	臨機の措置等	199
1.1.13	機器等に異常を認めた場合の措置	200
1.1.14	資料等の整理、保管	200
1.1.15	設備室の清掃	200
1.1.16	障害等の排除	200
1.1.17	防災訓練等への参加	200
第2章	建築	201
第1節	建築	201
2.1.1	建築	201
第3章	電気設備	202
第1節	一般事項	202
3.1.1	適用	202
第2節	電灯・動力設備	202
3.2.1	電灯・動力	202
第3節	受変電設備	202
3.3.1	受変電	202
第4節	自家発電設備	204
3.4.1	自家発電装置	204
第5節	直流電源設備	205
3.5.1	直流電源装置	205
第6節	交流無停電電源設備	205
3.6.1	交流無停電電源装置(UPS)	205
第7節	太陽光発電設備	206
3.7.1	太陽光発電装置	206
第8節	風力発電設備	207
3.8.1	風力発電装置	207
第9節	外灯	207
3.9.1	外灯	207
第10節	航空障害灯	207

3.10.1	航空障害灯	207
第11節	雷保護設備	207
3.11.1	雷保護	207
第12節	構内配電線路・構内通信線路	208
3.12.1	構内配電線路・構内通信線路	208
第4章	機械設備	209
第1節	温熱源機器	209
4.1.1	適用	209
4.1.2	運転・監視記録	209
4.1.3	鋳鉄製ボイラー・鋼製ボイラー	209
4.1.4	真空式温水発生機・無圧式温水発生機	211
4.1.5	温風暖房機	212
第2節	冷熱源機器	213
4.2.1	適用	213
4.2.2	運転・監視記録	213
4.2.3	冷熱源機器	213
第3節	空気調和等関連機器	214
4.3.1	適用	214
4.3.2	空気調和等関連機器	214
4.3.3	地下オイルタンク	215
第4節	給排水衛生機器	216
4.4.1	適用	216
4.4.2	給排水衛生機器	216
4.4.3	循環ろ過装置	217
第5章	監視制御設備	219
第1節	中央監視制御設備	219
5.1.1	中央監視制御装置	219
第6章	搬送設備	220
第1節	昇降機	220
6.1.1	昇降機	220
第4編	清掃	221
第1章	一般事項	221
第1節	一般事項	221
1.1.1	適用	221
1.1.2	用語の定義	221
1.1.3	業務の条件	221

1.1.4	清掃業務の範囲	221
1.1.5	支給品	222
1.1.6	業務時間	222
1.1.7	周期の表記	222
1.1.8	臨時の措置	222
1.1.9	清掃業務の報告及び確認	222
1.1.10	自主点検	223
1.1.11	使用資機材の報告	223
1.1.12	資機材等の保管	223
1.1.13	注意事項	223
第2章	建物内部の清掃	224
第1節	床の清掃	224
2.1.1	弾性床	224
2.1.2	硬質床	225
2.1.3	繊維床	226
2.1.4	木製床	226
第2節	場所別の清掃	227
2.2.1	玄関ホール	227
2.2.2	事務室	229
2.2.3	会議室	230
2.2.4	廊下・エレベーターホール	231
2.2.5	便所・洗面所	233
2.2.6	湯沸室	235
2.2.7	エレベーター	236
2.2.8	階段	237
2.2.9	食堂	239
2.2.10	浴室・シャワールーム・脱衣室	240
2.2.11	ごみ集積所	242
第3節	ごみ運搬処理	240
2.3.1	ごみ運搬処理	243
第3章	建物外部の清掃	243
第1節	窓ガラス	243
3.1.1	作業資格者	243
3.1.2	作業内容	244
第2節	外部建具	244
3.2.1	適用範囲	244

3.2.2	作業内容	244
第3節	外壁	244
3.3.1	適用範囲	244
3.3.2	作業資格者	244
3.3.3	作業内容	245
第4節	建物周囲	245
3.4.1	玄関周り	245
3.4.2	犬走り	245
3.4.3	構内通路	245
3.4.4	駐車場	246
3.4.5	屋上広場	246
3.4.6	喫煙スペース	246
第5編	執務環境測定等	247
第1章	一般事項	247
第1節	一般事項	247
1.1.1	適用	247
1.1.2	点検及び保守に伴う注意事項	247
第2章	空気環境測定	247
第1節	適用	247
2.1.1	適用	247
2.1.2	測定結果の報告	247
第2節	測定	247
2.2.1	空気環境測定	247
第3章	照度測定	249
第1節	適用	249
3.1.1	適用	249
3.1.2	測定結果の報告等	249
第2節	測定	249
3.2.1	照度測定	249
第4章	吹付け石綿等の点検	250
第1節	適用	250
4.1.1	適用	250
4.1.2	点検結果の報告等	250
第2節	点検	250
4.2.1	吹付け石綿等の点検	250
第5章	ねずみ等の調査及び防除	251

第1節 一般事項	251
5.1.1 適用	251
5.1.2 用語の定義	251
5.1.3 業務の実施	251
5.1.4 業務の範囲	251
5.1.5 業務時間	251
5.1.6 業務の報告	251
5.1.7 注意事項	251
第2節 ねずみ等の調査	252
5.2.1 調査の周期	252
5.2.2 調査における注意事項	252
5.2.3 調査の内容	252
5.2.4 調査結果の判定及び提案	252
第3節 ねずみ等の防除	252
5.3.1 防除作業等	252
5.3.2 効果判定	253
5.3.3 再作業	253
第6編 警備	254
第1章 一般事項	254
第1節 一般事項	254
1.1.1 適用	254
1.1.2 用語の定義	254
1.1.3 警備方式等	255
1.1.4 警備員の資格等	255
1.1.5 警備計画書等	255
1.1.6 業務の報告	256
1.1.7 服装等	256
1.1.8 鍵の取扱い	256
第2章 警備業務	257
第1節 施設警備業務	257
2.1.1 勤務時間	257
2.1.2 業務室等	257
2.1.3 ローカルシステム	257
2.1.4 業務内容	257
2.1.5 防災訓練等への参加	258
第2節 機械警備業務	258

2.2.1	警備業務用機械装置	258
2.2.2	既存設備の使用	259
2.2.3	警備責任時間帯	259
2.2.4	業務内容	259

別 表

点検等及び確認整理表	260
------------	-----

第1章 総則

第1節 一般事項

1.1.1 適用

- (a) 建築保全業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、建築物及びその附帯施設（以下「建築物等」という。）の定期点検、臨時点検、日常点検、保守、運転・監視、清掃、執務環境測定等及び警備に関する業務委託に適用する。
- (b) 共通仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- (c) 共通仕様書の第2編以降の各編は、第1編と併せて適用する。
- (d) 共通仕様書の第2編以降の各編において、一般事項が第1章に規定されている場合は第2章以降の規定と併せて適用する。
- (e) 建築保全業務に係る契約図書は以下によるものとし、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(1)から(5)までの順番とし、これにより難しい場合は、1.1.4「疑義に対する協議等」による。
 - (1) 契約書（頭書及び条項をいう）
 - (2) 質問回答書（(3)から(5)までに対するもの）
 - (3) 現場説明書
 - (4) 特記仕様書（図面、機器リストを含む）
 - (5) 共通仕様書
- (f) 本編の規定は、第2編から第6編までに別に定めのある場合には適用しない。

1.1.2 用語の定義

共通仕様書において用いる用語の定義は、次によるほか、各編の用語の定義による。

- (1) 「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号で規定する建築物をいう。
- (2) 「施設管理担当者」とは、契約図書に規定する施設管理担当者をいい、建築物等の管理に携わる者で、保全業務の監督を行うことを発注者が指定した者をいう。
- (3) 「受注者等」とは、当該業務契約の受注者又は契約書の規定により定めた受注者側の業務責任者をいう。
- (4) 「業務責任者」とは、契約図書に規定する業務責任者をいい、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために施設管理担当者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。
- (5) 「業務担当者」とは、業務責任者の指揮により業務を実施する者で、現場における受注者側の担当者をいう。
- (6) 「業務関係者」とは、業務責任者及び業務担当者を総称していう。
- (7) 「施設管理担当者の承諾」とは、受注者等が施設管理担当者に対し書面で申し出た事項

- について、施設管理担当者が書面をもって了解することをいう。
- (8)「施設管理担当者の指示」とは、施設管理担当者が受注者等に対し、業務の実施上必要な事項を、書面によって示すことをいう。
- (9)「施設管理担当者との協議」とは、協議事項について、施設管理担当者と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (10)「施設管理担当者の検査」とは、業務の各段階で、受注者等が実施した結果等について提出した資料に基づき、施設管理担当者が契約図書との適否を確認することをいう。
- (11)「施設管理担当者の立会い」とは、業務の実施上必要な指示、承諾、協議及び検査を行うため、施設管理担当者がその場に臨むことをいう。
- (12)「施設管理担当者への報告」とは、受注者等が施設管理担当者に対し、業務の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。
- (13)「施設管理担当者への提出」とは、受注者等が施設管理担当者に対し、業務に関わる書面その他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (14)「特記」とは、1.1.1「適用」の(e)の(2)から(4)までに指定された事項をいう。
- (15)「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。
- (16)「業務検査」とは、契約書に規定するすべての業務の完了の確認又は毎月の支払の請求に係る業務の終了の確認をするために、発注者が指定した者が行う検査をいう。
- (17)「作業」とは、共通仕様書で定める建築物等の定期点検、臨時点検、日常点検、保守、運転・監視、清掃、執務環境測定等及び警備に当たる作業をいう。
- (18)「必要に応じて」とは、これに続く事項について、受注者等が作業の実施を判断すべき場合においては、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて対処すべきことをいう。
- (19)「原則として」とは、これに続く事項について、受注者等が遵守すべきことをいうが、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けた場合は、他の手段によることができることをいう。
- (20)「点検」とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- (21)「定期点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が定期的に行う点検をいい、性能点検、月例点検、シーズンイン点検、シーズンオン点検及びシーズンオフ点検を含めていう。
- (22)「臨時点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が、台風、暴風雨、地震等の災害発生直後及び不具合発生時等に臨時に行う点検をいう。
- (23)「日常点検」とは、目視、聴音、触接等の簡易な方法により、巡回しながら日常的に行う点検をいう。
- (24)「法定点検」とは建築物の保全の関係法令に基づき実施することが規定されている点検をいう。

- (25) 各編、表中備考欄の「12 条点検」とは、建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項で定める点検又は官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号。以下「官公法」という。）第 12 条第 1 項及び第 2 項で定める点検により、建築物等の損傷、腐食、劣化等の状況を点検することをいう。
- (26) 「保守」とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。
- (27) 「運転・監視」とは、施設運営条件に基づき、建築設備を稼働させ、その状況を監視し、制御することをいう。
- (28) 「清掃」とは、汚れを除去すること及び汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、良好な環境を保つための作業をいう。
- (29) 「執務環境測定等」とは、空気環境測定、照度測定、吹付け石綿等の点検、並びにねずみ等の調査及び防除に関する業務をいう。
- (30) 「警備」とは、施設内における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。

1.1.3 受注者の負担の範囲

- (a) 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
- (b) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- (c) 保守に必要な消耗部品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。ただし、各編に定める支給材料を除く。
- (d) 清掃に必要な資機材は、受注者の負担とする。ただし、第 4 編「清掃」で支給品とされた衛生消耗品を除く。

1.1.4 疑義に対する協議等

- (a) 契約図書に定められた内容に疑義が生じた場合は、施設管理担当者と協議する。
- (b) (a) の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更を行う場合の措置は契約書の規定による。
- (c) (a) の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更に至らない事項は、1.2.4「業務の記録」(a) の規定による。

1.1.5 書面の書式及び取扱い

- (a) 書面を提出する場合の書式は、別に定めがある場合を除き、施設管理担当者との協議による。
- (b) 共通仕様書において書面により行わなければならないとされている承諾、指示、協議、報告及び提出については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うこ

とができる。

1.1.6 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

1.1.7 非常時の対応

- (a) 地震、暴風、豪雨その他の自然災害に備え、あらかじめ施設管理担当者と協議し、非常時の指揮命令系統、連絡体制及び対応方法を定めておく。
- (b) 業務関係者が建築物等に常駐して行う業務において、被害を及ぼす可能性のある暴風、豪雨等に関する気象予報が発令された場合は、建築物等を巡回し、被害の未然防止のための必要な措置を講ずる。
- (c) 災害が発生した場合は、人命の安全確保を優先する。また、受注している業務の継続が困難となった場合は、速やかに施設管理担当者に報告する。
- (d) 施設管理担当者との協議により、保全業務について応急的な支援を行う。
- (e) 当該支援にかかる費用は、施設管理担当者との協議による。

第2節 業務関係図書

1.2.1 業務計画書

- (a) 業務責任者は、適切な業務の実施に先立ち、実施体制（非常時の対応を含む）、全体工程、業務担当者が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、施設管理担当者の承諾を受ける。ただし、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けた場合はこの限りでない。
- (b) 業務関係者が施設に常駐して行う業務においては、受注者は業務関係者の労務管理について適切に行うよう計画する。

1.2.2 作業計画書

業務責任者は、業務計画書に基づき作業別に、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者、業務担当者、安全管理の内容等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に施設管理担当者の承諾を受ける。

1.2.3 貸与資料

貸与資料は、特記による。

なお、点検対象の設備機器等に備え付けの図面、取扱説明書等は使用することができる。ただし、作業終了後は、原状に復するものとする。

1.2.4 業務の記録

- (a) 施設管理担当者と協議した結果について、記録を整備する。
- (b) 業務の全般的な経過を記載した書面を作成する。ただし、同一業務内容を連続して行う場合は、施設管理担当者と協議の上、省略することができる。
- (c) 一業務が終了した場合には、その内容を記載した書面を作成する。
- (d) (a)から(c)までの記録について、施設管理担当者より請求された場合は、提出又は提示する。

第3節 業務現場管理

1.3.1 業務管理

契約図書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行う。

1.3.2 業務責任者

- (a) 受注者は、業務責任者を定め施設管理担当者に届け出る。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。
- (b) 業務責任者は、業務担当者に業務目的、作業内容及び施設管理担当者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。
- (c) 業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。
なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

1.3.3 業務条件

- (a) 業務を行う日及び時間は、特記による。
- (b) やむを得ない事情により契約図書に定められた業務を行う日及び時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。

1.3.4 電気工作物の保安業務

- (a) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による事業用（自家用）電気工作物の維持及び運用の保安に関する事項に係る業務は、特記による。
- (b) (a)の実施に当たり、受注者等は同法令に従い、電気工作物の保安体制を確立する。
- (c) (a)に係る業務を実施する場合には、発注者が定める事業用（自家用）電気工作物保安規程（以下「保安規程」という。）に従うものとし、電気主任技術者の監督下において、保安の確保に努める。

1.3.5 環境衛生管理体制

- (a) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物

衛生法」という。)による建築物環境衛生管理技術者の適用は、特記による。

- (b) 建築物環境衛生管理技術者は、関係法令に従い環境衛生の維持管理に関する監督を行い、衛生的環境の確保に努める。
- (c) 別契約業務等で建築物環境衛生管理技術者が定められている場合は、その監督下において、衛生的環境の確保に努める。

1.3.6 業務の安全衛生管理

- (a) 業務担当者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令に従って行う。
- (b) 業務の実施に際し、石綿又はPCBの使用を確認した場合は、施設管理担当者に報告する。

1.3.7 火気の手扱い

作業に当たり、原則として火気は使用しない。ただし、やむを得ず火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けるものとし、その取扱いに十分注意する。

1.3.8 出入り禁止箇所

業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。

第4節 業務の実施

1.4.1 業務担当者

- (a) 業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
- (b) 関係法令により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業等を行う。

1.4.2 代替要員

業務内容により代替要員を必要とする場合には、あらかじめ施設管理担当者に報告し、承諾を受けるものとする。

1.4.3 服装等

- (a) 業務関係者は、業務及び作業に適した服装並びに履物で業務を実施する。ただし、警備については、第6編「警備」による。
- (b) 業務関係者は、名札又は腕章を着けて業務を行う。

1.4.4 別契約の業務等

- (a) 業務に密接に関連する別契約の業務の有無は、特記による。

- (b) 業務責任者は、施設管理担当者の監督下において、別契約の業務の業務責任者との調整を図り、円滑に業務を実施する。

1.4.5 行事等への立会い

業務実施施設において開催される、防災訓練等の行事等への立会いの可否は、特記による。

1.4.6 施設管理担当者の立会い

作業等に際して施設管理担当者の立会いを求める場合は、あらかじめ申し出る。

1.4.7 業務の報告等

業務の報告は、業務責任者が作業等の結果を記載した業務報告書を作成し、あらかじめ施設管理担当者と協議して定めた日に施設管理担当者に提出することにより行う。

- (a) 点検、定期点検、臨時点検又は日常点検においては、あらかじめ施設管理担当者と打合せの上、定められた様式により報告する。
- (b) 施設管理担当者が施設等の維持管理又は建物の維持保全計画若しくは長期修繕計画の作成又は見直しを行う場合に助言を求めた際、受注者の立場から適切な技術的助言を行う。
- (c) 施設等に事故や重大な不具合が発生した場合において、迅速かつ有効な再発防止対策につなげるという公益性の観点から施設管理担当者の求めに応じて報告書の作成助言等、必要な協力を行う。

1.4.8 環境への配慮

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づく特定調達品目の適用は、特記による。

第 5 節 業務に伴う廃棄物の処理等

1.5.1 廃棄物の処理等

- (a) 業務の実施（修繕や部品交換など）に伴い発生した廃棄物の処理は、原則として受注者の負担により行う。ただし、新たな支給材料との交換に伴い不要となったもの、第 2 編 4.5.6「汚水槽・雑排水槽の清掃」（c）の汚泥等、第 4 編 2.3.1「ごみ運搬処理」で発生するごみ、吸殻等の廃棄物は除く。
- (b) 発生材の保管場所及び集積場所は、特記による。

1.5.2 産業廃棄物等

- (a) 産業廃棄物等の処理は、関係法令に従い適切に行うものとする。

なお、上記 1.5.1(a)のただし書きの廃棄物のうち産業廃棄物となるものについては、施設管理担当者の求めに応じて、発注者が行うマニフェストの交付又はマニフェストの電

子情報の登録等、必要な協力を行う。

- (b) 特別管理産業廃棄物は、人の健康や生活環境に被害を生じるおそれが多いため、その取扱いや処理方法等を定めた関係法令を遵守して、適切に対応する。

第6節 業務の検査

1.6.1 業務の検査

受注者は、契約書に基づき、その支払いに係る請求を行うときは次の書類を用意し、発注者の指定した者が行う業務の検査を受けるものとする。

- (1) 契約図書
- (2) 業務計画書、作業計画書、業務報告書
- (3) 出勤・退勤確認簿（施設警備業務の場合）
- (4) 業務仕様に係る改善提案書

第2章 施設等の利用・作業用仮設物等

第1節 建物内施設等の利用

2.1.1 居室等の利用

- (a) 供用室（常駐業務室、控室、倉庫等）及び共用物（什器、ロッカー等）の供用については、特記による。
- (b) 供用室及び共用物は、業務責任者の管理のもと、これらを使用する。

2.1.2 共用施設の利用

- (a) 建物内の便所、エレベーター、食堂等の一般共用施設は、利用することができる。
- (b) 建物内の浴室、シャワー室、休憩室等は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて使用することができる。

2.1.3 駐車場の利用

施設の駐車場の利用の可否については、特記による。

第2節 作業用仮設物及び持込み資機材等

2.2.1 作業用足場等

- (a) 点検に使用する脚立等は受注者の負担による。ただし、高所作業に必要な足場等（作業床高さ2m以上）は、特記による。
- (b) 足場等は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、「建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）」（令和元年国土交通省告示第496号）、その他関係法令等に適合する材料及び構造のものとする。

2.2.2 持込み資機材

非常駐の業務にあつては、受注者の持込み資機材は、原則として毎日持ち帰るものとする。ただし、業務が複数日にわたる場合であつて、施設管理担当者の承諾を受けた場合には残置することができる。

なお、残置資機材の管理は、受注者等の責任において行う。

2.2.3 危険物等の取扱い

業務で使用するガソリン、薬品、その他の危険物の取扱いは、関係法令等による。

第2編 定期点検等及び保守

第1章 一般事項

第1節 一般事項

1.1.1 適用

本編は、第1編と併せ、建築物等の定期点検、臨時点検、保守等に関する業務に適用する。

1.1.2 点検の範囲

- (a) 定期点検及び臨時点検の対象部分、数量等は、特記による。
- (b) 特記した対象部分について本編各章に示す点検を実施し、その結果を報告する。また、特記した対象部分以外について異常を発見した場合には、その旨を施設管理担当者に報告する。
- (c) 特記した対象部分に、本編各章の作業項目又は作業内容の対象となる部分がない場合は、当該作業項目又は作業内容に係る点検を実施することを要さない。
- (d) 本編各章の点検周期が2種類ある場合の適用は、特記による。適用は本編各章の作業項目及び作業内容を示す各表単位で行う。

なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

点検周期は次より選択されているものとし、受注者はそれを踏まえて点検を適切に行うものとする。

- (1) 周期Ⅰ：標準的な点検周期
- (2) 周期Ⅱ：対象部分ごとに重大な支障が生じないと想定される範囲において、不具合等の発生率が高まることを許容できる場合に適用する頻度を軽減した点検周期
- (e) 点検周期が1年を超える場合の点検の実施は、特記による。

1.1.3 保守の範囲

定期点検、臨時点検又は12条点検の結果に応じ、実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- (2) 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- (3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
- (4) 次に示す消耗部品の交換又は補充
 - ① 潤滑油、グリス、充填油等
 - ② ランプ類、ヒューズ類
 - ③ パッキン、ガスケット、Oリング類
 - ④ 精製水

- (5) 接触部分、回転部分等への注油
- (6) 軽微な損傷がある部分の補修
- (7) 塗装（タッチペイント）
- (8) その他特記で定めた事項

1.1.4 点検及び保守等の実施

- (a) 本編各章に定めるところにより点検を適正に行い、必要に応じて、保守その他の措置を講ずる。
- (b) 点検を行う場合には、あらかじめ施設管理担当者から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とする。
- (c) 測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。
- (d) 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。

1.1.5 周期の表記

点検、確認等の周期の表記は、次による。

- (1) 「1 D」は、1 日ごとに行うものとする。
- (2) 「1 W」は、1 週ごとに行うものとする。
- (3) 「2 W」は、2 週ごとに行うものとする。
- (4) 「1 M」は、1 月ごとに行うものとする。
- (5) 「2 M」は、2 月ごとに行うものとする。
- (6) 「3 M」は、3 月ごとに行うものとする。
- (7) 「4 M」は、4 月ごとに行うものとする。
- (8) 「6 M」は、6 月ごとに行うものとする。
- (9) 「1 Y」は、1 年ごとに行うものとする。
- (10) 「3 Y」は、3 年ごとに行うものとする。
- (11) 「5 Y」は、5 年ごとに行うものとする。
- (12) 「6 Y」は、6 年ごとに行うものとする。
- (13) 「10 Y」は、10 年ごとに行うものとする。

1.1.6 支給材料

保守に用いる次の消耗品、附属品等は、特記がある場合を除き、支給材料とする。

- (1) ランプ類
- (2) ヒューズ類
- (3) 発電機・原動機用の潤滑油及び燃料

1.1.7 応急措置等

- (a) 点検の結果、対象部分に脱落、落下又は転倒のおそれがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じるとともに、速やかに施設管理担当者に報告する。
- (b) 落下、飛散等のおそれがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じるとともに、速やかに施設管理担当者に報告する。
- (c) 応急措置又は危険防止措置にかかる費用は、施設管理担当者との協議による。

1.1.8 点検の省略

- (a) 次に掲げる部分は、点検を省略することができる。ただし、法定点検や特記がある場合はこの限りでない。
 - (1) 容易に出入りできる点検口のない床下又は天井裏にあるもの
 - (2) 配管又は配線のための室、屋上その他にある機器で、容易に出入りできない場所にあるもの
 - (3) 電気の通電又は運転を停止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検することが危険であるもの
 - (4) 地中若しくはコンクリートその他の中に埋設されているもの
 - (5) 足場のない給気又は排気のための塔
 - (6) ロッカー、家具等があり点検不可能なもの
- (b) 同一の対象部分について、複数の点検が同一の時期に重複する場合にあっては、当該点検内容が同一である限り、当該最長周期の点検の実施により重ねて他周期の点検を行うことを要しない。

1.1.9 点検及び保守に伴う注意事項

- (a) 点検及び保守の実施の結果、対象部分の機能、性能を現状より低下させてはならない。
- (b) 点検及び保守の実施に当たり、仕上げ材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。
- (c) 点検に使用する脚立等は受注者の負担とする。ただし、高所作業に必要な足場、仮囲い等（作業床高さ2 m以上）は、特記による。

第2節 法定点検等

1.2.1 関係法令（建築基準法及び官公法を除く。）に基づく法定点検の実施

- (a) 関係法令に基づく法定点検は、本編各章の定めにより適切に実施する。また、本編各章の定めがない場合は、特記による。

1.2.2 12条点検の実施

(a) 12条点検の実施は、特記による。

(b) 12条点検の点検項目は、特記による。特記がなければ、点検項目Aに示す点検項目とする。

点検項目A：別表 点検等及び確認整理表の「官公法12条点検」欄に点検周期の記載がある調査項目又は検査項目

点検項目B：別表 点検等及び確認整理表の「建基法12条報告検査等」欄に点検周期の記載がある調査項目又は検査項目

(c) 12条点検を実施する場合は、必要な資格を有する者が、建築基準法又は官公法に規定する点検方法、調査方法又は検査方法等により実施する。

(d) 上記(c)において第2編表2.2.1から表8.4.2及び第5編表4.2.1の備考欄に「12条点検」と記載のある点検項目に係る点検は、本共通仕様書の作業内容に換えて、12条点検により履行する。

(e) 12条点検を実施する場合は、12条点検の結果に応じ、1.1.3「保守の範囲」に定めるところにより保守を実施する。

(f) 12条点検を実施する場合の点検記録書式は、施設管理担当者が定める様式とする。

1.2.3 支障がない状態の確認の実施

(a) 点検は、点検項目Aを周期Iで実施することで、官公法第13条第1項に基づく「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」（平成17年国土交通省告示第551号）の実施のために定められた「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領」第6に定める支障がない状態の確認を兼ねるものとする。

(b) 支障がない状態の確認の記録は、施設管理担当者が定める様式により報告する。

第2章 建築

第1節 一般事項

2.1.1 適用

本章は、建築物等に関する業務に適用する。

2.1.2 点検の実施

点検方法は、原則として、目視、触接、軽打等による。

第2節 外部

2.2.1 屋根

(a) 屋根の作業項目及び作業内容は、表2.2.1による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。

なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.2.1 屋根

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 共通事項	① 雨水進入による汚損の有無の点検 ② 亀裂その他の損傷、変形又は腐食の有無の点検 ③ 建築材料の剥離、接合部の緩みの有無の点検 ④ 屋内案内表示の亀裂、破損、変形及び脱落の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	3 Y 3 Y 3 Y 3 Y	
2. 陸屋根（塔屋を含む）				
a. 保護層 （保護コンクリート、保護モルタル、保護砂利等）	① 排水状態の良否の点検 ② 伸縮調整目地材の劣化及び欠損の有無の点検 ③ 保護コンクリート及び保護モルタルは、平面及び立上り部の浮き、ひび割れの有無の点検 ④ 保護砂利は、片寄りの有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	3 Y 3 Y 3 Y 3 Y	[12条点検]
b. 露出防水層 （保護層のない場合）	① 排水状態の良否の点検 ② 防水層の亀裂、破断及びめくれの有無の点検 ③ 防水層のふくれ、変形及びしわの有無の点検 ④ 防水層立上り部のめくれ及びずり落ちの有無の点検、押え金物の取付け状態の良否の点検 ⑤ 仕上塗装の変退色及びチョーキングの有無の点検 ⑥ 砂付ルーフィングの砂落ちの有無の点検 ⑦ 脱気装置の破損の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	3 Y 3 Y 3 Y 3 Y 3 Y 3 Y 3 Y	
3. 勾配屋根 （長尺金属板葺、折板葺、粘土瓦葺等）	① 葺材の変形、乱れ、割れ、さび、腐食、塗装の劣化及び表面処理の劣化の有無の点検 ② 留付け金物のさび及び腐食の有無の点検	1 Y 1 Y	3 Y 3 Y	[12条点検] [12条点検]
4. 屋上機器及び工作物	① 機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の有無の点検 ② 支持部分等の劣化及び損傷の有無の点検	1 Y 1 Y	3 Y 3 Y	[12条点検] [12条点検]

5. パラペット (設備機器基礎を含む)	① コンクリート又はモルタル笠木のひび割れ、浮き、剥離等の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② 金属笠木及び防水押え金物の変形、さび、腐食、損傷の有無の点検及び取付け状態（脱落及びビスの緩み）の良否の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
6. 手すり・丸環・点検口	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	② 変形、破損、さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
7. ルーフドレン・とい	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	② さび、腐食、破損及び塗装の劣化の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	③ 漏水の有無の点検及び排水状態の良否の点検	1 Y	3 Y	ルーフドレン 周りにゴミがある場合は除去
8. トップライト	① 傷、割れ、変形及び破損の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 結露及び漏水の有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
	④ 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	⑤ 開閉式の場合は、その作動状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
9. シーリング材	シーリング材の破断、ひび割れ、亀裂、変形、損傷、だれ及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	

2.2.2 外壁

(a) 外壁の作業項目及び作業内容は、表2.2.2による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。

なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.2.2 外壁

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 共通事項（塔屋を含む）	① 雨水進入による汚損の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 亀裂その他の損傷、変形又は腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ 建築材料の剥離、接合部の緩みの有無の点検	1 Y	3 Y	
	④ 室内に面する木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁の劣化及び損傷の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
2. コンクリート打放仕上げ	剥落、浮き、ひび割れ、さび汚れ、エフロレッセンス、ポップアウト、表面脆弱化、汚れ及び漏水の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
3. モルタル塗り・タイル張り	① 剥落、浮き、はらみ、ひび割れ、さび汚れ、エフロレッセンス、表面脆弱化及び汚れの有無を点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② 各階の各方位面において、屋内等から安全に作業できる範囲で1か所軽打し、浮き及び剥離の有	1 Y	3 Y	[12条点検]

	無の点検			
	③ 目地のひび割れ及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	
4. 石張り	① 剥落、浮き、はらみ、ひび割れの有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② 目地のひび割れ及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	
5. 金属製カーテンウォール	① パネル面又は取合い部の変形、浮き、剥離、さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② 表面処理の劣化の有無の点検	1 Y	3 Y	
6. P Cカーテンウォール・ALCパネル等	① 変形、浮き、剥落、欠け及びひび割れの有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② ファスナー、補強材のさび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ ジョイント部のさび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
7. 塗装	摩耗、割れ、ふくれ、剥がれ、汚れ、変退色、光沢度低下及びチョーキングの有無の点検	1 Y	3 Y	
8. サイディング	① 欠け及び割れの有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	③ 取付け金物のさび、腐食及び脱落の有無の点検	1 Y	3 Y	
9. 目隠しパネル	① 欠け及び割れの有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	③ 取付け金物のさび、腐食及び脱落の有無の点検	1 Y	3 Y	
10. 外壁に緊結された広告板、空調屋外機等	① 機器本体の損傷及び劣化の状況の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② 支持部分等の損傷及び劣化の状況の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
11. シーリング材	シーリング材の破断、ひび割れ、亀裂、変形、損傷、だれ及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	

2.2.3 ひさし（車寄せ）・とい・タラップ

(a) ひさし（車寄せ）、とい及びタラップの作業項目及び作業内容は、表2.2.3による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。

なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.2.3 ひさし（車寄せ）・とい・タラップ

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. ひさし（車寄せ）	① 排水状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	② モルタル又はコンクリート仕上げのものは、剥落、浮き、ひび割れ、汚損、エフロレッセンス、表面脆弱化及び汚れの有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ 金属製のものは、変形及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
	④ 支持柱がある場合は、変形、損傷及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
	⑤ 防水層がある場合は、防水の亀裂、破断、めくれ、ふくれ、変形及びしわの有無の点検	1 Y	3 Y	

2. とい（縦とい、横とい等）	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y
	② さび、腐食、破損及び塗装の劣化の有無の点検	1 Y	3 Y
	③ 漏水の有無の点検及び排水状態の良否の点検	1 Y	3 Y
3. タラップ	①さび、腐食及び変形の有無の点検	1 Y	3 Y
	②取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y
4. シーリング材	シーリング材の破断、ひび割れ、亀裂、変形、損傷、だれ及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y

2.2.4 軒天井・ひさし下端

(a) 軒天井及びひさし下端の作業項目及び作業内容は、表2.2.4による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。

なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.2.4 軒天井・ひさし下端

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. ボード類張り	① 著しいずれの有無の点検	1 Y	3 Y	
	② あばれ、ひび割れ、剥離及び破損の有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ 摩耗、割れ、ふくれ、剥がれ、汚れ、変退色及びチョーキングの有無の点検	1 Y	3 Y	
	④ かび及び結露の有無の点検	1 Y	3 Y	
2. 金属成形板張り	① あばれ、変形、緩み及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ 表面処理の劣化の有無の点検	1 Y	3 Y	

2.2.5 外部床

(a) 外部床の作業項目及び作業内容は、表2.2.5による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。

なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.2.5 外部床

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. コンクリート・モルタル・タイル・石	① ひび、浮き、割れ及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 欠損部の有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ 段差、不陸及びあばれの有無の点検	1 Y	3 Y	
	④ 排水状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
2. 合成樹脂塗床	摩耗、割れ、ふくれ、剥がれ、汚れ、変退色、光沢度低下及びチョーキングの有無の点検	1 Y	3 Y	
3. 視覚障害者誘導用ブロック	① ぐらつき、浮き、欠け及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 汚れ等によりブロックの輝度比、視認性が損なわれていないかの確認	1 Y	3 Y	

2.2.6 屋外階段

(a) 屋外階段の作業項目及び作業内容は、表2.2.6による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。

なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.2.6 屋外階段

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 仕上げ・構造体	① 剥離、浮き、割れ、ふくれ、チョーキング、変退色、さび及び腐食の有無並びに塗装及び表面処理の劣化の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 踏み面の欠け及び割れの有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ 排水状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
2. 手すり				
a. 金属製	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	② 変形、破損、さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
b. コンクリート造	① コンクリートのひび割れ、浮き及び剥落の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 笠木の浮き、剥落等の有無の点検	1 Y	3 Y	
3. ノンスリップ	① 変形、損傷、腐食、摩耗及び脱落の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	

2.2.7 バルコニー

- (a) バルコニーの作業項目及び作業内容は、表 2.2.7 による。
- (b) 避難上有効なバルコニーの作業項目及び作業内容は、第 6 章「防災設備」表 6.3.6「その他の避難設備等」による。
- (c) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。
- なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.2.7 バルコニー

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 床	① コンクリートのひび割れ、浮き及び剥落の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 漏水の有無の点検及び排水状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
2. 手すり				
a. 金属製	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	② 変形、破損、さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
b. コンクリート造	① コンクリートのひび割れ、浮き及び剥落の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 笠木の浮き、剥落等の有無の点検	1 Y	3 Y	

2.2.8 外部建具

- (a) 外部建具の作業項目及び作業内容は、表2.2.8による。
- (b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。
- なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.2.8 外部建具

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 扉・枠	① 建具及びその周囲からの漏水の有無の点検	1 Y	3 Y	
(人が通ることのできる設備用点検口及びガラスを含む)	② 開閉作動状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	③ 丁番及びドアクローザーの取付け状態並びに作動状態の良否の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	④ 建具の変形、さび、腐食、損傷、摩耗及び塗装の劣化の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]

2. 窓・枠	⑤ 召合せ及び気密性の良否の点検	1 Y	3 Y	
	⑥ 施錠状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	⑦ 握り玉（ドアノブ）、レバーハンドル等のがたつきの有無の点検	1 Y	3 Y	
	⑧ 戸当り、フランス落とし等の不具合の有無の点検	1 Y	3 Y	
	⑨ ガラス部分がある場合は、傷及び割れの有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	① 建具及びその周囲からの漏水の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 開閉作動状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	③ 召合せ及び気密性の良否の点検	1 Y	3 Y	
	④ 建具及び部品類の変形、さび、腐食、損傷、摩耗、塗装の劣化及び障子・部品・網戸等の落下のおそれの有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	⑤ 施錠状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	⑥ ガラスの傷及び割れの有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	⑦ ガラス飛散防止フィルムが貼られている場合は、その剥がれ等の有無の点検	1 Y	3 Y	
3. シャッター・オーバーヘッドドア	① 建具及びその周囲からの漏水の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② 開閉作動状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	③ 変形、損傷、塗装表面等の劣化の有無の点検	1 Y	1 Y	[12条点検]
	④ さび及び腐食の有無の点検	1 Y	1 Y	[12条点検]
	⑤ 取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	[12条点検]
	⑥ 施錠状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	⑦ 障害物感知装置がある場合は、障害物を感知し停止する等の安全装置の作動状況の点検	1 Y	1 Y	
4. シーリング材	シーリング材の破断、ひび割れ、亀裂、変形、損傷、だれ及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	

2.2.9 自動ドア（外部用）

- (a) 本項は、引き戸式の自動ドアに適用する。
- (b) 自動ドアの作業項目及び作業内容は、表2.2.9による。
- (c) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。
なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。
- (d) 戸車、ベルト、振止めの交換は、第1章一般事項第1節一般事項1.1.3の保守の範囲に含む。

表2.2.9 自動ドア（外部用）

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. ドア・サッシ部	① 戸本体の傷、さび、腐食及び汚れの有無の点検	3 M	1 Y	[12条点検]
	② 自動ドア案内表示及び警告表示の有無、汚れ及び剥がれの点検	3 M	1 Y	
	③ 戸本体作動時の異常音の有無の点検	3 M	1 Y	
	④ 戸と無目との隙間が適正であることの確認	3 M	1 Y	

	⑤ 全閉時戸先隙間及び戸と床面との隙間が適正であることの確認	3 M	1 Y
	⑥ 戸と中間方立及びガイドレールとの隙間が適正であることの確認	3 M	1 Y
	⑦ 無目点検カバーの取付け状態の点検	3 M	1 Y
2. 懸架部	① 戸車、ハンガーレールの汚れ、摩耗及び損傷の確認	3 M	1 Y
	② ハンガーレールの取付け状態の点検	3 M	1 Y
	③ 戸車及びストッパーの取付け状態の点検	3 M	1 Y
3. 動力部・作動部	① 手動操作の開閉状態の確認及び異常音の有無の点検	3 M	1 Y
	② エンジンの取付け状態の確認	6 M	1 Y
	③ 防振ゴムの変形の有無の点検	6 M	1 Y
	④ 従動プーリーの取付け状態の点検	6 M	1 Y
	⑤ ベルト、チェーン、ワイヤーの張り、摩耗及び取付け状態の確認	6 M	1 Y
4. 制御部	① 開閉速度及び開放タイマーの時間の点検	3 M	1 Y
	② 徐行速度域の状態の点検	3 M	1 Y
	③ ドア位置検出スイッチの取付け状態の点検	3 M	1 Y
	④ 電源スイッチの作動状態の点検	3 M	1 Y
	⑤ 制御装置の取付け状態の点検	3 M	1 Y
5. 検出装置	自動ドアの検出装置の種類により、①～④、⑤、⑥、⑦～⑨のいずれかの点検を実施する。 (センサー式)		
	① センサー、補助光電センサーの取付け状態及び作動状態の点検	3 M	1 Y
	② センサー及び補助光電センサー検出面の汚れの有無の点検	3 M	1 Y
	③ 起動センサーの検出領域の点検	3 M	1 Y
	④ 閉作動中の保護領域の点検 (タッチ式①)	3 M	1 Y
	⑤ タッチスイッチの作動状態及び併用センサーの検出領域の点検 (タッチ式②)	3 M	1 Y
	⑥ 多機能トイレスイッチ及び補助センサーの取付け状態及び作動状態の点検 (マット式)	3 M	1 Y
	⑦ マットスイッチの作動の点検	3 M	1 Y
	⑧ マットスイッチの変形及び亀裂の有無の点検	6 M	1 Y
	⑨ マットスイッチ排水口のごみ詰まりの有無の点検	1 Y	1 Y
6. 電気回路	① 電線の支持、接続状態及び被覆の亀裂の有無の点検	6 M	1 Y
	② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	1 Y

	③ 電源電圧を測定し、その良否の確認	1 Y	1 Y
7. 総合作動	① 通常開閉作動及び反転作動の点検	3 M	1 Y
	② 開作動時の安全防護策の点検	3 M	1 Y
8. 凍結防止装置	ガイドレールヒーターが設置されている場合は、作動状況の点検	1 Y	1 Y

2.2.10 エキスパンションジョイント金物

(a) エキスパンションジョイント金物の作業項目及び作業内容は、表 2.2.10 による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。

なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.2.10 エキスパンションジョイント金物

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. エキスパンションジョイント金物	① 建物間の隙間の変位追従状態の点検	1 Y	3 Y	
	② 漏水、変形、さび、腐食及び塗装の劣化の有無並びに取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
2. シーリング材	シーリング材の破断、ひび割れ、亀裂、変形、損傷、だれ及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	

第3節 内部

2.3.1 内壁・柱・はり

(a) 内壁・柱・はりの作業項目及び作業内容は、表2.3.1による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。

なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.3.1 内壁・柱・はり

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 共通事項	① 防火区画の外周部外壁等及び防火設備の処置の状況の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② 防火区画を構成する壁、柱、はり及び耐火被覆の劣化及び損傷の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	③ 防火区画を構成する壁、柱、はりに接する配管、ダクト等の防火区画貫通処理の劣化及び損傷の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	④ 室内に面する木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の劣化及び損傷の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	⑤ 静穏を必要とする室の壁（窓、出入口共）で防音上、支障となる亀裂、損傷、変形又は腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
	⑥ 外部に面する室内側壁のひび割れ、かび、結露及び漏水の有無の点検	1 Y	3 Y	
	⑦ 屋内案内表示の亀裂、破損、変形及び脱落の有無の点検	1 Y	3 Y	
2. 塗装 (塗装仕上げ)	剥離、欠け、汚れ及び変退色の有無の点検	1 Y	3 Y	

3. 壁紙 (壁紙仕上げ)	剥離、破れ、摩耗、汚れ及び変退色の有無の点検	1 Y	3 Y	
4. タイル・石	ひび割れ、浮き及び破損の有無の点検	1 Y	3 Y	
5. コンクリートブ ロック壁・ガラ スブロック壁	ひび割れ及び破損の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
6. 吸音材	めくれの有無の点検	1 Y	3 Y	
7. 耐火被覆材	剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
8. 移動間仕切壁	収納及び移動の不具合の有無の点検	1 Y	3 Y	
9. 既製簡易間仕 切壁	取付け状況の良否の点検	1 Y	3 Y	
10. 便所へだて・ 扉	① 変形、破損、さび及び腐食の有無の点検 ② 扉の開閉状態の良否の点検 ③ 金物の取付け状態の点検	1 Y 1 Y 1 Y	3 Y 3 Y 3 Y	

2.3.2 内部天井

(a) 内部天井の作業項目及び作業内容は、表2.3.2による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。

なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.3.2 内部天井

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 共通事項	① 最上階、外部に面する室及び水使用室等の直下階にあっては漏水の有無の点検 ② 懸垂物等の附属物の取付け状態、損傷等の有無の点検 ③ 難燃材料又は準不燃材料を必要とする室の天井仕上げ材の固定、劣化及び損傷の点検	1 Y 1 Y 1 Y	3 Y 3 Y 3 Y	 [12条点検] [12条点検]
2. ボード類	① 著しいずれの有無の点検 ② あばれ、ひび割れ、剥離及び破損の有無の点検 ③ 摩耗、割れ、ふくれ、剥がれ、汚れ、変退色及びチョーキングの有無の点検 ④ かび及び結露の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	3 Y 3 Y 3 Y 3 Y	[12条点検] [12条点検] [12条点検]
3. 吸音材	めくれの有無の点検	1 Y	3 Y	
4. 金属成形板	① あばれ、変形、緩み及び剥離の有無の点検 ② さび及び腐食の有無の点検 ③ 表面処理の劣化の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y	3 Y 3 Y 3 Y	[12条点検] [12条点検]
5. 吹付け仕上げ	剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]

材・耐火被覆材				
6. 壁紙	① 浮き、剥離及び破損の有無の点検 ② かび及び結露の有無の点検	1 Y 1 Y	3 Y 3 Y	
7. 点検口	① 変形及び破損の有無の点検 ② 取付け状態の良否の点検 ③ 開閉の良否の点検	1 Y 1 Y 1 Y	3 Y 3 Y 3 Y	[12条点検] [12条点検]
8. カーテンボックス・ブラインドボックス	① 変形及び破損の有無の点検 ② さび及び腐食の有無の点検	1 Y 1 Y	3 Y 3 Y	
9. 特定天井	壁等との間に6cm以上の隙間を確保されているかの点検(クリアランスがあるものに限る。)	1 Y	3 Y	[12条点検]

2.3.3 内部床

(a) 内部床の作業項目及び作業内容は、表2.3.3による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。

なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.3.3 内部床

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 共通事項	① 使用上支障となる振動が発生する亀裂その他の損傷、変形又は腐食の有無の点検 ② 建築材料の剥離又は浮きの有無の点検 ③ 防火区画を構成する床の劣化及び損傷の点検 ④ 防火区画を構成する床に接する配管、ダクト等の防火区画貫通処理の劣化及び損傷の点検 ⑤ 室内に面する木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床の劣化及び損傷の点検	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	3 Y 3 Y 3 Y 3 Y 3 Y	 [12条点検] [12条点検] [12条点検] [12条点検]
2. ビニル床タイル・ビニル床シート	ひび、欠け、割れ、浮き、剥離及び摩耗の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
3. コンクリート・モルタル・タイル・石	① ひび、欠け、割れ、浮き、剥離及び摩耗の有無の点検 ② 段差、不陸及びあばれの有無の点検 ③ 排水状態の良否の点検	1 Y 1 Y 1 Y	3 Y 3 Y 3 Y	[12条点検] [12条点検]
4. 合成樹脂塗床	摩耗、割れ、ふくれ、剥がれ、汚れ、変退色及び光沢度低下の有無の点検	1 Y	3 Y	
5. 畳・カーペット・タイルカーペット	摩耗、変退色及び汚損の有無の点検	1 Y	3 Y	
6. フローリング	① きしみの有無の点検 ② そり、割れ、剥離及び摩耗の有無の点検	1 Y 1 Y	3 Y 3 Y	

7. 点検口	① 変形及び損傷の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検] [12条点検]
	② 歩行時のぐらつきなど取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	③ 開閉の良否の点検	1 Y	3 Y	
	④ 鍵付きの場合は、施錠の良否の点検	1 Y	3 Y	
8. 視覚障害者誘導用ブロック	① ぐらつき、浮き、欠け及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 汚れ等によりブロックの輝度比、視認性が損なわれていないか確認	1 Y	3 Y	
9. ピット	① 水の浸入の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 排水ピットの場合は、排水状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
10. フリーアクセスフロア	フリーアクセスフロアのパネル要素（床面材）のぐらつきの有無の点検	1 Y	3 Y	

2.3.4 内部階段

(a) 内部階段の作業項目及び作業内容は、表2.3.4による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。

なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.3.4 内部階段

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 共通事項	人の通行及び物品の積載又は運搬に支障を及ぼす亀裂その他の損傷、変形又は腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
2. 手すり				
a. 金属製	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	② 変形、破損、さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
b. コンクリート造	① コンクリートのひび割れ、浮き及び剥落の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 笠木の浮き、剥落等の有無の点検	1 Y	3 Y	
c. 木製	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	② 変形、破損、さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ 仕上材のささくれ、あばれ、めくれ、脱落、欠け及び剥離の点検	1 Y	3 Y	
3. ノンスリップ	① 変形、損傷、腐食、摩耗及び脱落の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
4. 床・壁・天井・段裏	2.3.1「内壁・柱・はり」、2.3.2「内部天井」及び2.3.3「内部床」の当該事項による。	1 Y	3 Y	

2.3.5 内部建具

(a) 内部建具の作業項目及び作業内容は、表2.3.5による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。

なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.3.5 内部建具

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 扉・枠	① 開閉作動状態の良否の点検 ② 丁番及びドアクローザーの取付け状態及び作動状態の点検 ③ 建具の変形、さび、腐食、損傷、摩耗及び塗装の劣化の有無の点検 ④ 召合せの良否の点検 ⑤ 施錠状態の良否の点検 ⑥ 握り玉（ドアノブ）、レバーハンドル等のがたつきの有無の点検 ⑦ 戸当り、フランス落とし等の不具合の有無の点検 ⑧ ガラス部分がある場合は、傷及び割れの有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	3 Y 3 Y 3 Y 3 Y 3 Y 3 Y 3 Y 3 Y	
2. 窓・枠	① 開閉作動状態の良否の点検 ② 召合せの良否の点検 ③ 建具の変形、さび、腐食、損傷、摩耗及び塗装の劣化の有無の点検 ④ 施錠状態の良否の点検 ⑤ ガラスの傷及び割れの有無の点検 ⑥ ガラス飛散防止フィルムが貼られている場合は、剥がれ等の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	3 Y 3 Y 3 Y 3 Y 3 Y 3 Y	
3. シャッター・オーバーヘッドドア	① 開閉作動状態の良否の点検 ② 変形、損傷、塗装表面等の劣化の有無の点検 ③ 金物類のさび及び腐食の有無の点検 ④ 取付け状態の良否の点検 ⑤ 施錠状態の良否の点検 ⑥ 障害物感知装置がある場合は、障害物を感知し停止する等の安全装置の作動状況の点検	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
4. 防火戸	第6章「防災設備」6.3.3「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。	6 M	6 M	
5. 防火シャッター	第6章「防災設備」6.3.3「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。	6 M	6 M	
6. シーリング材	シーリング材の破断、ひび割れ、亀裂、変形、損傷、だれ及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	

2.3.6 自動ドア（内部用）

自動ドア（内部用）の作業項目及び作業内容は、2.2.9「自動ドア（外部用）」（5.「検出装置」⑨を除く。）による。

2.3.7 電動書架

電動書架の作業項目及び作業内容は、表2.3.7による。

表2.3.7 電動書架

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 台枠・棚周り			
a. レール	レールの変形、摩耗、腐食及び異物の有無の点検	1 Y	
b. 台車フレーム	① 支柱及びフレームの取付け状況の良否の点検	1 Y	
	② 固定台車がある場合は、ボルトの緩みの有無の点検	1 Y	
	③ 台車当りゴムの変形及び破損の有無の点検	1 Y	
c. ラック	天板と支柱の緩みの有無の点検	1 Y	
2. 駆動装置等	① 駆動装置の異常音の有無の点検	1 Y	
	② ギヤ部の緩みの有無の点検	1 Y	
	③ 操作ユニットの取付け部の緩みの有無の点検	1 Y	
	④ チェーン駆動の場合は、以下の項目による。 ・①から③までのほか、次による。 ・チェーンの摩耗及び破損の有無の点検 ・チェーンの緩みとテンションボルトの点検	1 Y	
3. 制御装置・検出装置	① 各操作スイッチの作動異常の有無の点検	1 Y	
	② 各表示ランプの作動異常の有無の点検	1 Y	
	③ 安全装置の作動状況の良否の点検	1 Y	
	④ 漏電遮断器の作動状況の良否の点検	1 Y	
	⑤ 操作ユニット取付け部の緩みの有無の点検	1 Y	
4. 電気関連	① 端子部の接続状態及び配線状態の良否の点検	1 Y	
	② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	
	③ 通路照明がある場合は、その点灯状態の良否の点検	1 Y	

第4節 構造部

2.4.1 構造体・基礎

(a) 構造体・基礎の作業項目及び作業内容は、表2.4.1による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。

なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表2.4.1 構造体・基礎

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 建物周り	① 建物と周辺地盤との相対的な沈下及び浮上の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② 基礎の沈下、変形及び損傷の有無を推定するため、建物に近接した法面及び舗装面の亀裂、緩み、はらみ出し、陥没、劣化、損傷等の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
2. 建物本体	① 外壁躯体等の劣化及び損傷の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② 建物の傾斜の状態を、下げ振り等を用いて点検	1 Y	3 Y	
	③ 隣接建物との相対沈下の有無の点検	1 Y	3 Y	
	④ 柱、小屋組、斜材、屋根版、床版、はり及びけたの劣化及び損傷の有無の点検	1 Y	3 Y	

3. 玄関ポーチ・犬走り等	沈下、浮上、傾斜及び隙間の有無の点検	1 Y	3 Y	
4. 土台 (木造に限る)	沈下、劣化及び損傷の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]

2.4.2 免震部材等

免震構造の建物の点検は、個々の免震建物の認定条件に従い実施されることになるため、特記による。このため、参考として免震部材等の作業項目及び作業内容を、表2.4.2に例示する。

表2.4.2 免震部材等

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 免震部材			
a. 積層ゴムアイソレータ・弾性すべり支承	① 積層ゴムの傷及び変色の有無の点検	1 Y	[12条点検]
	② 鋼材部のさびの有無の点検及び取付け状態の良否の点検	1 Y	[12条点検]
	③ すべり板の汚れ及び異物の有無の点検	1 Y	
	④ すべり板の傷及び腐食の有無の点検	1 Y	
	⑤ 積層ゴムの垂直及び水平変位量の測定	5 Y	
	⑥ 別置き試験体がある場合は、特性試験の実施	10 Y	
b. ダンパー	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	
	② 傷、変形、さび及び液漏れの有無の点検	1 Y	[12条点検]
2. 周辺環境	① 移動範囲内の障害物の有無の点検	1 Y	[12条点検]
	② 建物と外周工作物とのクリアランス（規定離隔）の良否の点検	1 Y	[12条点検]
	③ 建物位置マーキングの確認及び異常変位の有無の点検	5 Y	
3. 設備配管類	配管、可とう継手部の変形、亀裂等の有無の点検	1 Y	
4. 制振部材 (液体系材料を用いた部材)	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	
	② 傷、変形、さび及び液漏れの有無の点検	1 Y	

2.4.3 膜構造部材等

(a)膜構造建築物の作業項目及び作業内容は、表2.4.3による。

(b)膜構造部全体、膜体・接合部、ケーブル・取付金物及びケーブル被覆材の劣化及び損傷を点検する。

表2.4.3膜構造部材等

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 膜構造部材			
a. 膜体及び取付部材	① 劣化及び損傷の有無の点検	1 Y	[12条点検]
	② 膜張力及びケーブル張力の状況の点検	1 Y	[12条点検]

第3章 電気設備

第1節 一般事項

3.1.1 適用

本章は、建築物等の電気設備の点検・保守に関する業務に適用する。

3.1.2 点検時の電源状況

高圧（特別高圧を含む）及び低圧電源に係る点検は、原則として停電状態で行う。

3.1.3 保安規程の遵守

保安規程により定められている作業項目、作業内容及び周期は、共通仕様書に優先する。

保安規程により定められていない事項は、共通仕様書による。

3.1.4 絶縁抵抗測定

(a) 主回路の絶縁抵抗は、原則として線間及び対地間の測定を行う。ただし、負荷が接続されているなどの理由で線間の測定が困難な場合は、線間の測定を省略してもよい。

なお、主回路とは、照明器具、電動機等の低圧機器及び変圧器、高圧電動機等の高圧機器に電気を供給する回路のことをいう。

(b) 絶縁抵抗測定は、原則として、JIS C 1302「絶縁抵抗計」によるもので測定するものとし、絶縁抵抗計の定格測定電圧は表 3.1.1 による。

なお、定格測定電圧が 5,000V のものは JIS 規格外品のため、使用する場合は、事前に電気主任技術者の承諾を受ける。

表 3.1.1 絶縁抵抗計の定格測定電圧

使用電圧		定格測定電圧 (V)
低圧 回路	1 0 0 V 級	1 0 0 又は 1 2 5
	2 0 0 V 級	2 5 0
	4 0 0 V 級	5 0 0
高 圧 回 路		1, 0 0 0 又は 5, 0 0 0

(c) 絶縁抵抗は、原則として遮断器や開閉器などで区分される測定可能な回路単位で測定する。ただし、一括測定の結果、電路の絶縁抵抗が良であれば、測定可能な回路単位の測定を省略してもよい。

なお、第2節以降で測定回路が明示されている場合、第2節以降の内容が優先する。

(d) 主回路に SPD が接続されている場合、原則として、これを除外して測定する。ただし、事前に施設管理担当者又は電気主任技術者の承諾を得た場合は、除外しなくてもよい。

(e) 制御回路（主回路以外の回路）の絶縁抵抗は、原則として測定する。ただし、制御回路に接続されている機器（電子部品等）に損傷を与えるおそれがある場合を除く。

なお、測定は、主回路の測定に併せて一括測定としてもよい。

3.1.5 接地抵抗測定

- (a) 接地抵抗測定は、原則として、接地抵抗計を用いて3極法で行う。ただし、分電盤や機器等のD種接地工事の抵抗測定は、補助接地極が容易に設けられない場合、簡易測定法(2極法)で行ってもよい。
- (b) 接地幹線等の接地抵抗を測定している場合、盤類、機器類等の接地線が接地幹線等に接続されているときは、電氣的、機械的に確実に接続されていることを確認することとし、接地抵抗測定を省略してもよい。
- (c) 接地極が構造体利用とした接地、環状接地、網状接地又は基礎接地の場合で、接地抵抗測定を行う場合は特記による。

第2節 電灯・動力設備

3.2.1 照明器具

照明器具の作業項目及び作業内容は、表3.2.1による。

なお、部品点検の実施は抜き取り点検とし、実施台数は特記による。

表3.2.1 照明器具

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 本体等	① 反射板、枠の汚損、損傷、さび及び変色の有無並びに本体の取付け状況の点検 ② ルーバー、照明カバー及び発光面の汚損、破損、変色等の有無の点検 ③ 光源の異常なちらつき等の有無の点検 ④ 防火戸等の閉鎖の障害となる照明器具の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	[12条点検] [12条点検]
2. 部品(LED灯)			・光源(モジュール等)の交換ができ、内部の点検ができるものに限る。
a. 制御装置(電源ユニット等)	① 点灯時の異常音の有無の点検 ② 制御装置の変形、変色及びさびの有無の点検	1 Y 1 Y	・抜取作業とし、台数は特記による。
b. コネクタ・ソケット等	変色、変形、ぐらつき、ひび割れ、破損等の有無の点検	1 Y	
c. リード線	変色、ひび割れ等の有無の点検	1 Y	
3. 部品(蛍光灯及びHID灯)			・抜取作業とし、台数は特記による。
a. 安定器	① 点灯時の異常音の有無の点検 ② 安定器の変形、変色及びさびの有無の点検	1 Y 1 Y	
b. ソケット	変色、変形、ぐらつき、ひび割れ、破損等の有無の点検	1 Y	
c. 進相コンデンサ	コンデンサケースの変形、ふくらみ及び漏油の有無の点検	1 Y	
d. 端子台	変色、異臭等の有無の点検	1 Y	
e. リード線	変色、ひび割れ等の有無の点検	1 Y	

3.2.2 分電盤・開閉器箱・照明制御盤

分電盤・開閉器箱・照明制御盤の作業項目及び作業内容は、表 3.2.2 による。

表 3.2.2 分電盤・開閉器箱・照明制御盤

作業項目	作業内容	周期	備考
1. キャビネット			
a. 屋内用	① 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の確認 ② 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無の点検	1 Y 1 Y	
b. 屋外用	① 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の確認 ② 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無の点検 ③ 防水パッキンの劣化状況及びさびの有無の点検 ④ 盤内部の雨水の侵入又は痕跡、結露等の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
2. 導電部			
a. 母線・分岐導体・盤内配線支持物等	① 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無の点検 ② 異常音、異臭及び変色の有無の点検 ③ 導電接続部の緩みの有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y	
b. 端子台	破損、損傷、緩み、変色及び異臭の有無の点検	1 Y	
3. 機器 (遮断器・継電器・電磁接触器・タイマー・リモコン・変圧器・低圧用SPD等)	① テストボタン(漏電遮断器)による動作の確認 ② 各機器の異常音、異臭、変色及び過熱の有無の点検 ③ 低圧用SPDが設けられている場合、SPDの変色、損傷、表示の確認及びSPD分離器の表示の確認。ただし、SPD分離器に表示機能がないものにあつては分離機の導通の確認	1 Y 1 Y 1 Y	・SPDとは、雷サージから電子機器等を保護するための装置のうち、低圧(交流で600V以下)系統に使用されるものをいう。
4. 絶縁抵抗	絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・3.1.4による。
5. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・3.1.5による。

3.2.3 耐熱形分電盤

耐熱形分電盤の作業項目及び作業内容は、表 3.2.3 による。

表 3.2.3 耐熱形分電盤

作業項目	作業内容	周期	備考
1. キャビネット			
a. 屋内用	① 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の確認 ② 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無の点検 ③ 断熱充填物(不燃耐熱シール材)の欠損及び割れの有無の点検 ④ 断熱ボックスに割れ等がないことの確認	6 M 6 M 6 M 6 M	・耐熱形分電盤(一種)に限る。
b. 屋外用	① 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の確認 ② 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無の点検 ③ 防水パッキンの劣化状況及びさびの有無の点検 ④ 盤内部の雨水の侵入又は痕跡、結露等の有無の点検	6 M 6 M 6 M 6 M	

	点検 ⑤ 断熱充填物（不燃耐熱シール材）の欠損及び割れの有無の点検	6 M	
2. 導電部			
a. 母線・分岐導体・盤内配線支持物等	① 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無の点検 ② 異常音、異臭及び変色の有無の点検 ③ 導電接続部の緩みの有無の点検	6 M 6 M 6 M	
b. 端子台	破損、損傷、緩み、変色及び異臭の有無の点検	6 M	
3. 機器 (遮断器・継電器・電磁接触器・タイマー・リモコン・変圧器・低圧用SPD等)	① 各機器の異常音、異臭、変色及び過熱の有無の点検 ② 点検時を除き非常用ブレーカーがON（入）になっていることの確認 ③ 低圧用SPDが設けられている場合、SPDの変色、損傷、表示の確認及びSPD分離器の表示の確認。ただし、SPD分離器に表示機能がないものにあつては分離器の導通の確認。	6 M 6 M 6 M	
4. 絶縁抵抗	絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.4 による。
5. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.5 による。

3.2.4 制御盤

制御盤の作業項目及び作業内容は、表 3.2.4 による。

表 3.2.4 制御盤

作業項目	作業内容	周期	備考
1. キャビネット	3.2.2「分電盤・開閉器箱・照明制御盤」の当該事項による。 なお、換気口又は換気装置にフィルターがある場合は、目詰まりの有無の点検	1 Y	
2. 導電部	3.2.2「分電盤・開閉器箱・照明制御盤」の当該事項による。	1 Y	
3. 機器・制御回路			
a. 遮断器・電磁接触器・継電器・端子台・制御スイッチ・計器・変流器・インバータ・表示灯・進相コンデンサ・ヒューズ類・低圧用SPD	① テストボタン（漏電遮断器）による動作確認 ② 異常音、発熱、異臭、変色等の有無の点検 ③ 機器の取付け状態の良否の確認 ④ 単位装置ごとに試験運転を行い運転電流の確認 ⑤ 換気扇の回転状態及び異常音の有無の点検。また、ファン部のごみの付着、汚損等の有無の点検 ⑥ 液面電極、レベルスイッチ等の状態 ⑦ インバータ用冷却ファンの作動状態 ⑧ 低圧用SPDが設けられている場合、SPDの変色、損傷、表示の確認及びSPD分離器の表示の確認。ただし、SPD分離器に表示機能がないものにあつては分離器の導通の確認	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	

b. 制御回路	① 自動、連動運転等のシステム運転の確認	1 Y	
	② 警報装置の動作確認	1 Y	
	③ 液面継電器の動作確認	1 Y	
	④ インバータの単体運転にて、相間出力電圧及び出力電流のバランス確認	1 Y	
4. 絶縁抵抗	主回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.4 による。
5. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.5 による。

3.2.5 電気自動車用充電装置

電気自動車用普通充電装置・急速充電装置の作業項目及び作業内容は、表 3.2.5 による。

表 3.2.5 電気自動車用普通充電装置・急速充電装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. キャビネット	3.2.2「分電盤・開閉器箱・照明制御盤」の当該事項による。 なお、フィルターがある場合は、目詰まりの有無の点検	1 Y	
2. 導電部	3.2.2「分電盤・開閉器箱・照明制御盤」の当該事項による。	1 Y	
3. 機器・制御回路	① テストボタン（漏電遮断器）による動作確認	1 Y	
a. 遮断器・電磁接触器・継電器・端子台・制御スイッチ・計器・変流器・表示灯・ヒューズ類	② 異常音、発熱、異臭、変色等の有無の点検	1 Y	
	③ 機器の取付け状態の良否の確認	1 Y	
	④ 換気扇の回転状態及び異常音の有無の点検。 また、ファン部のごみの付着、汚損等の有無の点検	1 Y	
b. 制御回路	警報装置の動作確認	1 Y	
4. 絶縁抵抗	主回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.4 による。
5. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.5 による。

3.2.6 幹線

幹線の作業項目及び作業内容は、表 3.2.6 による。

表 3.2.6 幹線

作業項目	作業内容	周期	備考
1. ケーブル等の配線	① ケーブル被覆材、支持材及び端子部の損傷、腐食、過熱等の異常の有無の点検	1 Y	
	② 端子部及び分岐接続部の緩み等の有無の点検	1 Y	
	③ ケーブル支持材（結束材を含む）の緩み等の有無の点検	1 Y	
	④ 垂直幹線の最上部の支持状態の確認	1 Y	
2. バスダクト	① 接続部の外面が異常な温度となっていないことの確認	1 Y	
	② 接地ボンド、分岐部ボルト等の緩みの有無の点検	1 Y	

3. ケーブルラック・配管	① ケーブルラック及び配管の変形、損傷、腐食等の有無の点検	1 Y	
	② 取付け状況（支持ボルトの緩み等）の確認	1 Y	
4. 防火区画貫通処理部	亀裂、欠落等の有無の点検	1 Y	
5. 絶縁抵抗	絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.4 による。

第3節 受変電設備

3.3.1 配電盤等（内部機器を除く）

（a）配電盤等（内部機器を除く）の作業項目及び作業内容は、表 3.3.1 による。

表 3.3.1 配電盤等（内部機器を除く）

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 電気室	① 小動物が侵入するおそれのある開口部の有無の点検	1 Y	
	② 取扱者以外の者の立入禁止措置が行われていることを確認	1 Y	
	③ 室内温度及び湿度の測定を行い、その良否の確認	1 Y	
	④ 室内整理状況の良否の確認	1 Y	
	⑤ 点検及び操作上必要な照度が確保されているかの確認	1 Y	
	⑥ 保守点検に必要な通路が確保されているかの確認	1 Y	
	⑦ 電気室の用途以外に使用されていないかの確認	1 Y	
2. 配電盤			
a. 盤外観	① 配電盤の据付け状態、損傷、さび、腐食、変色等の有無の点検	1 Y	
	② 盤内への漏水又は痕跡及び小動物が侵入するおそれのある開口部の有無の点検	1 Y	
	③ 点検扉の開閉の良否及び施錠の有無の点検	1 Y	
	④ 開放形の場合は、パイプフレーム等の据付け状況の良否及び締付けボルトの緩みの有無の点検	1 Y	
	⑤ 操作レバー・ボタン、切替スイッチ等の機器破損及び機器取付け状況の良否の確認	1 Y	
b. 開放形母線・閉鎖形盤内部 （各機器を除く）	① 内部の床上、機器仕切板等の清掃	1 Y	
	② 母線、支持碍子類、絶縁隔離板等の損傷、過熱、さび、変形、汚損、変色等の有無の点検	1 Y	
	③ 機器の取付け及び配線接続状況の良否の確認	1 Y	
	④ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	⑤ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	⑥ 配線符号（マークキャップ、端子番号等）の損傷及び脱落の有無の点検	1 Y	
	⑦ 盤内照明の点灯及び換気扇の作動の良否の確認	1 Y	

3. 外部配線			
a. ケーブル等の配線	3.2.6「幹線」の当該事項による。	1 Y	・外部配線とは、配電盤から分電盤、制御盤等へ電気を供給する幹線の電気室内の配線をいう。
b. バスダクト	3.2.6「幹線」の当該事項による。	1 Y	
c. ケーブルラック・配管	3.2.6「幹線」の当該事項による。	1 Y	
4. 絶縁抵抗	絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・3.1.4による。
5. 接地抵抗	接地端子盤等において各種接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・3.1.5による。

3.3.2 変圧器

(a) 本項は、モールド変圧器、油入変圧器及び特別高圧ガス入変圧器に適用する。

(b) 変圧器の作業項目及び作業内容は、表 3.3.2 による。

表 3.3.2 変圧器

作業項目	作業内容	周期	備考
1. モールド変圧器	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色、異常音等の有無の点検	1 Y	・3.1.4による。
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認。また、防振装置を有するものは、その劣化の有無の点検	1 Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	④ ダイヤル温度計の損傷（パッキン導管）の有無の点検及び指示値の良否の確認	1 Y	
	⑤ タップ切換器の破損、変色等の有無の点検	1 Y	
	⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	
	⑦ 冷却ファン付きの場合は、外観及び作動の良否の点検	1 Y	
2. 油入変圧器	① 1.「モールド変圧器」の①から⑦までによるほか、次による。	1 Y	・油中ガス分析、油中水分測定は、特別高圧変圧器に適用し、高圧変圧器には適用しない。
	② 油面計により、油量の良否の確認	1 Y	
	③ 放圧装置の外面の汚れ、損傷等の有無の点検	1 Y	
	④ 油劣化防止装置（吸湿呼吸器、コンサーバータ等）の油面計指示値の良否、外面の汚れ、損傷等の有無の点検	1 Y	
	⑤ 絶縁油を採取して次の試験を行い、その良否の確認。 ・絶縁破壊電圧試験（絶縁耐力試験） ・酸価度試験 ・油中ガス分析 ・油中水分測定	3 Y	
	⑥ 負荷時タップ切換器の破損、変色等の有無の点検	6 Y	
3. 特別高圧ガス変圧器	① 1.「モールド変圧器」の①から⑦までによるほか、次による。	1 Y	・特別高圧変圧器に適用し、高圧変圧器には適用しない。

② ガス配管及び安全弁の汚れ、損傷、さび、腐食等の有無の点検	1 Y
③ 圧力計の汚れ、損傷、さび、腐食等の有無の点検	1 Y
④ ガス強制循環式のものは、ガス送風機の異常音の有無の点検	1 Y
⑤ 密度スイッチ（圧力スイッチ）の動作又は復帰の良否の確認	1 Y
⑥ ガス送風機軸受けの潤滑油を点検し、補給。また、振動に異常が無いことの確認	3 Y
⑦ ガスの成分測定を実施し、規定値にあることの確認	3 Y
⑧ 負荷時タップ切換器の破損、変色等の有無の点検	6 Y

3.3.3 交流遮断器

(a) 本項は、真空遮断器、油遮断器及び特別高圧ガス遮断器に適用する。

(b) 交流遮断器の作業項目及び作業内容は、表 3.3.3 による。

表 3.3.3 交流遮断器

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 真空遮断器	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無の点検	1 Y	・ 3.1.4 による。
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認。また、引出形にあっては、出入り操作の円滑性及び導体接触部の良否の確認	1 Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	④ 遮断器の開閉表示及び開閉動作の良否。また、動作回数の確認	1 Y	
	⑤ 制御回路の断線、端子接続部の緩み等の有無の点検	1 Y	
	⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	
	⑦ 開閉特性試験により次の測定又は試験を行い、良否の確認 ・ 閉極時間、開極時間及び三相不揃い時間 ・ 最低動作電圧 ・ 引外し自由動作 ・ インターロック試験	6 Y	
	⑧ 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無の点検。また、可動軸部及び機構部の劣化グリスを取除き、適量のグリスの注油	3 Y	
	⑨ 真空バルブ表面の汚れの有無の点検	1 Y	
	⑩ 真空バルブに規定電圧を加え、真空度の良否の確認	6 Y	
	⑪ 各機構部のギャップ及び接点ワイプ長を測定し、良否の点検	6 Y	
2. 油遮断器	① 1.「真空遮断器」の①から⑧までによるほか、次による。	1 Y, 3 Y, 6 Y	
	② 油量が適切であることの確認	1 Y	
	③ 絶縁油について次の試験を行い、その良否の確認	6 Y	

	認 ・絶縁破壊電圧試験（絶縁耐力試験） ・酸価度試験 ④ 内部消弧室、接触子等の異常の有無の点検	6 Y	
3. 特別高圧ガス遮断器	3.3.13「特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ（G I S・C－G I S）」による。	1 Y, 6 Y	

3.3.4 断路器

断路器の作業項目及び作業内容は、表 3.3.4 による。

表 3.3.4 断路器

作業項目	作業内容	周期	備考
断路器	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無の点検	1 Y	・3.1.4 による。
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認	1 Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	④ 接触部の損耗、荒れ等の有無の点検	1 Y	
	⑤ 開閉器の入・切操作を行い、その良否の確認	1 Y	
	⑥ 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無の点検	1 Y	
	⑦ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	

3.3.5 計器用変圧器・変流器

計器用変圧器・変流器の作業項目及び作業内容は、表 3.3.5 による。

表 3.3.5 計器用変圧器・変流器

作業項目	作業内容	周期	備考
計器用変圧器・変流器	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無の点検	1 Y	・3.1.4 による。
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認	1 Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	④ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	⑤ 電線貫通形の変流器は、貫通部の亀裂、変色等の有無の点検	1 Y	
	⑥ 電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無の点検。また、予備ヒューズの確認	1 Y	
	⑦ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	

3.3.6 避雷器

避雷器の作業項目及び作業内容は、表 3.3.6 による。

なお、避雷器が閉鎖形気中開閉器（P A S）に内蔵されている場合は、⑤のみを適用する。

表 3.3.6 避雷器

作業項目	作業内容	周期	備考
避雷器	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色、異常音等の有無の点検	1 Y	

② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認	1 Y	・3.1.4による。
③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
④ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	
⑤ ギャップレス避雷器の場合、漏れ電流測定を行い、その良否の確認	3 Y	

3.3.7 高圧負荷開閉器

(a) 本項は、電気室及び構内に設置されている閉鎖形気中開閉器、地中線用開閉器、開放形気中開閉器及び真空開閉器に適用する。

(b) 高圧負荷開閉器の作業項目及び作業内容は、表 3.3.7 による。

表 3.3.7 高圧負荷開閉器

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 閉鎖形気中開閉器 (PAS)	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無の点検	1 Y	・架空引込用 (PAS) 以外のものにも適用する。 ・地絡保護装置の作業項目は 3.3.11 指示計器・保護継電器による。 ・3.1.4 による。
	② 本体の取付け状態及び配線接続状況の良否の確認。また、引出形は、出し入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否の点検	1 Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	④ 制御回路部等を有するものは、絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	
	⑤ 開閉器の入・切操作を行い、その良否の確認	1 Y	
	⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	
2. 地中線用開閉器 (UAS、UGS)	① 1.「閉鎖形気中開閉器」による。	1 Y	・地絡保護装置の作業項目は 3.3.11 指示計器・保護継電器による。
	② ガス開閉器にあつては、減圧ロック装置が作動していないことの確認	1 Y	
3. 開放形気中開閉器 (LBS)	① 1.「閉鎖形気中開閉器」によるほか、次による。	1 Y	
	② 接触部の損耗、荒れ等の有無の点検	1 Y	
	③ 電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無の点検。また、予備ヒューズの確認	1 Y	
	④ 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無の点検	1 Y	
4. 真空開閉器	① 1.「閉鎖形気中開閉器」によるほか、次による。	1 Y	
	② 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無の点検。また、可動軸部及び機構部の劣化グリスを取除き、適量のグリスの注油	3 Y	
	③ 真空バルブ表面の汚れの有無の点検	1 Y	
	④ 真空バルブに規定電圧を加え、真空度の良否の確認	6 Y	
	⑤ 各機構部のギャップ及び接点ワイプ長を測定し、良否の確認	6 Y	

3.3.8 高圧カットアウト

高圧カットアウトの作業項目及び作業内容は、表 3.3.8 による。

表 3.3.8 高圧カットアウト

作業項目	作業内容	周期	備考
高圧カットアウト	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無の点検	1 Y	・ 3.1.4 による。
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認	1 Y	
	③ 接触部の損耗、荒れ等の有無の点検	1 Y	
	④ 開閉器の入・切操作を行い、その良否の確認	1 Y	
	⑤ 電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無の点検。また、予備ヒューズの確認	1 Y	
	⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	

3.3.9 高圧電磁接触器

高圧電磁接触器の作業項目及び作業内容は、表 3.3.9 による。

表 3.3.9 高圧電磁接触器

作業項目	作業内容	周期	備考
高圧電磁接触器	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無の点検	1 Y	・ 真空バルブがある場合に限る。 ・ 真空バルブがある場合に限る。 ・ 真空バルブがある場合に限る。 ・ 3.1.4 による。
	② 本体の取付け状態及び配線接続状況の良否の点検。また、引出形は、出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否の確認	1 Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	④ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	⑤ 接触器の開閉動作及び開閉表示の良否の確認	1 Y	
	⑥ 油入形の場合は、油面計により油量が適正であることの確認	1 Y	
	⑦ 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無の点検。また、可動軸部及び機構部の劣化グリスを取除き、適量のグリスの注油	3 Y	
	⑧ 内部消弧室、接触子等の異常の有無の点検	3 Y	
	⑨ 真空バルブ表面の汚れの有無の点検	1 Y	
	⑩ 真空バルブに規定電圧を加え、真空度の良否の確認	6 Y	
	⑪ 各機構部のギャップ及び接点ワイプ長を測定し、良否の確認	6 Y	
	⑫ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	

3.3.10 力率改善装置

力率改善装置の作業項目及び作業内容は、表 3.3.10 による。

表 3.3.10 力率改善装置

作業項目	作業内容	周期	備考
力率改善装置 (進相コンデンサ、直列リアクトル)	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無の点検	1 Y	
	② コンデンサケースの膨れの有無の点検	1 Y	
	③ 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認	1 Y	

④ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
⑤ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.4 による。

3.3.11 指示計器・保護継電器

指示計器・保護継電器の作業項目及び作業内容は、表 3.3.11 による。

なお、本項は、受電点の地絡保護装置（継電装置）にも適用する。

表 3.3.11 指示計器・保護継電器

作業項目	作業内容	周期	備考
指示計器・保護継電器（熱動形保護継電器を含む。）	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無の点検	1 Y	
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認	1 Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	④ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	⑤ 各指示計器の零点調整を行い、正常に機能していることの確認	1 Y	
	⑥ 保護継電器の故障検出器を作動させて、警報及び故障表示の確認	1 Y	
	⑦ シーケンス試験（インターロック試験及び保護連動試験）の実施	1 Y	
	⑧ 保護継電器の動作特性試験の実施 ただし、熱動形保護継電器はテストボタンによる動作確認とする。	1 Y	

3.3.12 低圧開閉器類

低圧開閉器類の作業項目及び作業内容は、表 3.3.12 による。

表 3.3.12 低圧開閉器類

作業項目	作業内容	周期	備考
低圧開閉器類（配線用遮断器・漏電遮断器・電磁接触器・低圧用 SPD 等）	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無の点検	1 Y	
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認	1 Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	④ 開閉器の開閉動作及びテストボタン（漏電遮断器のみ）による動作の良否の確認	1 Y	
	⑤ 配線用遮断器等の用途名称が正しいことの確認	1 Y	
	⑥ 低圧用 SPD が設けられている場合、SPD の変色、損傷、表示の確認及び SPD 分離器の表示の確認。ただし、SPD 分離器に表示機能がないものにあつては分離器の導通の確認	1 Y	

3.3.13 特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ（GIS・C-GIS）

特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ（GIS・C-GIS）の作業項目及び作業内容は、表 3.3.13 による。

表 3.3.13 特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ（GIS・C-GIS）

作業項目	作業内容	周期	備考
特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ（GIS・C-GIS）	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無の点検	1 Y	・ 3.1.4 による。
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の確認	1 Y	
	③ 引込ケーブル等の端子部及びブッシングの汚損並びにき裂の有無の点検	1 Y	
	④ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	⑤ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	⑥ 開閉装置及び遮断器の入・切操作を行い、その作動の良否の確認	1 Y	
	⑦ 密度スイッチ（圧力スイッチ）の動作復帰の確認	1 Y	
	⑧ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	
	⑨ ガスの成分測定を実施し、規定値にあることの確認	6 Y	

3.3.14 その他特別高圧関連機器

その他特別高圧関連機器の作業項目及び作業内容は、表 3.3.14 による。

表 3.3.14 その他特別高圧関連機器

作業項目	作業内容	周期	備考
充電判定装置	端子接続状況及び作動の良否の点検	1 Y	

3.3.15 非常予備電源（自家発電設備）との切替試験

(a) 商用電源と非常予備電源（自家発電設備）との切替試験の作業項目、作業内容は表 3.3.15 による。

(b) 切替回路が分電盤等に組み込まれている場合、この切替回路の停電試験、復電試験も行う。

(c) 自家発電設備の実負荷運転を行う場合に適用することとし、特記による。

表 3.3.15 非常電源（自家発電設備）との切替試験

作業項目	作業内容	備考
1. 停電試験	① 商用電源が停電後、所定の手順に従い所定の時間内に非常用電源（自家発電設備）から所定の負荷に電気が供給されることの確認	(12 条点検) ・ 実負荷運転する場合の接続する負荷は、特記による。 ・ 自家発電設備が消防法の非常電源又は建築基準法の予備電源等に該当する場合、40 秒以内（10 秒起動の場合は、10 秒以内）で切り替わること。

	② 火災信号（屋内消火栓設備の起動信号等を含む。）を受けた場合、防災負荷を含む所定の負荷にのみ電気が供給され、それ以外の負荷に電力が供給されないことの確認 ③ 自家発電設備から電力を供給するまでの間、直流電源設備から電力を供給するものにあつては、自家発電設備の電圧確立後、自動的に直流電源設備から自家発電設備に切り替わり、負荷への電力の供給が途絶えないことの確認
2. 復電試験	商用電源復電後、非常用電源（自家発電設備）から商用電源に正常に切り替わることを確認する。

第4節 自家発電設備

3.4.1 自家発電装置

- (a) 本節は、商用電源途絶時に、防災用負荷、保安用負荷、業務用上停電が許されない負荷等への電力を供給する非常用予備のディーゼルエンジン発電装置、ガスエンジン発電装置、ガスタービン発電装置に適用する。
- (b) 12条点検のうち予備電源（自家発電装置）の点検及び消防法の非常電源（自家発電設備）の点検は、本項による。
- (c) 自家発電装置の作業項目及び作業内容は、表3.4.1による。
- (d) 運転試験は、6Mは無負荷、1Y及び6Yは負荷状態で実施する。
- (e) 次回の定期点検及び保守で、交換が必要となる潤滑油、フィルター等の消耗品及び消耗部品を洗い出し報告する。

表 3.4.1 自家発電装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 発電機室	① 小動物が侵入するおそれのある開口部の有無の点検	6 M	
	② 取扱者以外の者の立入禁止措置が行われていることの確認	6 M	
	③ 保守用 I ビーム、チェーンブロック等にさび、取付けボルトの緩みの有無及び作動部の動きが円滑であることの確認	6 M	
	④ 照度を測定し、点検及び操作上必要な照度が確保されていることの確認	6 M	
	⑤ 各設備、各機器、建築物等との保有距離が保たれていることの確認	6 M	
	⑥ 点検上、使用上障害となる不要物が置かれていないことの確認	6 M	

	⑦ 廃油その他の可燃物が置かれていないことの確認	6 M	
	⑧ 電気配管、配線、給水管、排気管等の防火区画貫通部のき裂、脱落、損傷等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
2. 本体基礎部等	① 共通台板の取付け状況及び基礎ボルトの変形、損傷、ゆるみ等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	② 防振装置（防振ゴム、ばね及びストッパー）のひび割れ、変形、損傷及びたわみの異常の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	③ 附属機器の取付け状態及び取付けボルトの変形、損傷等の有無の点検	1 Y	[12 条点検]
	④ 原動機と発電機との軸継手部の損傷、緩み等の有無。また、たわみ軸継手を使用されているものは、緩衝用ゴムの損傷等の有無の点検	1 Y	
3. 原動機			
a. ディーゼル機	① 原動機の据付け状況の確認	6 M	[12 条点検]
関・ガス機関	② 各部の汚損、変形等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	③ 機側の各配管等に燃料、冷却水、潤滑油、始動空気等の漏れがないことの確認	6 M	[12 条点検]
	④ クランクケース、過給機、燃料噴射ポンプ及び調速機等各系統の潤滑油量が適正で、潤滑油に著しい汚損や変質がないことの確認	6 M	[12 条点検] 潤滑油の系統は、機種によって異なる。このため、作業個所の詳細は、取扱説明書等による。
	⑤ 各系統の潤滑油の汚損状況及び水分の混入状況を、オイル試験紙を用いて点検又は性状分析にて確認	1 Y	
	⑥ 冷却水ヒーター、オイルパンヒーター及びヒーターの回路の断線、過熱等の有無の点検	1 Y	
	⑦ 機関のターニングにより、次の確認を行う。 ・各シリンダーの吸・排気弁の開閉時期及びバルブクリアランスの良否 ・燃料噴射ポンプの吐出開始時期の良否	1 Y	
	⑧ 燃料噴射弁の開弁圧力及び噴霧状態の良否の点検	1 Y	
	⑨ カートリッジ式の燃料フィルター及び潤滑油フィルターの点検は、次による。 ・必要に応じてカートリッジの交換 ・エレメントを分解清掃できる燃料フィルター及び潤滑油フィルターは、分解清掃し、異常がないことの確認	1 Y	・紙フィルターは交換する。
	⑩ 渦流式機関及び予燃焼室式機関は、予熱栓の発熱部の断線、変形等の有無の点検	1 Y	
	⑪ 調速機（リンク系統及び電気系統）装置の作動状況の確認	1 Y	
	⑫ 次の各部にグリス油（製造者の指定品）を給油 ・冷却水ポンプ（電動機付） ・同上（機関付） ・燃料移送ポンプ	6 Y	

b. ガスタービン	⑬ 潤滑油プライミングポンプ、ブースタ等を分解し、異常の有無の点検	6 Y	
	⑭ シリンダヘッドを取外し、分解清掃後、カラーチェック等により燃焼面のき裂及びストレッチによる変形の有無の点検。また、取付け時、シリンダヘッド銅パッキン又はガスケットパッキンの交換	6 Y	
	⑮ 吸・排気弁を取外し、分解清掃後、ばねの異常及び弁棒と弁案内のしゅう動部の異常の有無の点検	6 Y	
	⑯ 燃料噴射ポンプ及び吸排気弁用カム、タペットローラの摩耗、損傷、剥離等の有無の点検	6 Y	
	⑰ 燃料噴射ポンプの吐出弁、弁座及び燃料高压管の取付け部の損傷の有無の点検	6 Y	
	⑱ シリンダライナ及びピストンの点検は、次による。 ・燃焼面のカーボンを除去、清掃 ・燃焼面及びピストンとのしゅう動面に損傷の有無の点検 ・ピストンとのしゅう動面の摩耗状態をシリンダゲージにより測定 ・シリンダライナを拔出し、ジャケット側の腐食、損傷等の有無の点検 ・ピストンを抜き出し、ピストン及びピストンリングの摩耗状態の確認	6 Y	
	⑲ 給気管等の点検は、次による。 ・給気管及び排気管内部に汚損、損傷の有無 ・膨張継手の汚損、亀裂、破損等の有無 ・給気冷却器付は、その内部を分解清掃後、異常の有無 ・過給機のケース及び内部の汚損、損傷、亀裂、腐食等の有無	6 Y	
	⑳ 冷却水ポンプの分解点検等は、次による。 ・メカニカルシールのゴムリング部の摩耗及び割れの有無 ・インペラの損傷、亀裂、腐食等の有無 ・ケーシング本体との隙間測定	6 Y	
	㉑ 次の空気諸弁を分解清掃後、弁及び弁座の面荒れの有無の点検 ・分配弁 ・塞止弁 ・始動・停止用電磁弁 ・減圧弁等	6 Y	
	㉒ 始動電動機等の点検等は、次による。 ・ブラシの摩耗状況の確認 ・整流子面に異常のないことの確認 ・開閉器主接点の面荒れ	6 Y	
	① 原動機の据付け状況の確認	6 M	[12 条点検]
	② 各部の汚損及び変形の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	③ 機側の各配管等に燃料、冷却水、潤滑油、始動空気等の漏れの有無の点検及び潤滑油量の確認	6 M	[12 条点検]
	④ 潤滑油量が適正で、潤滑油に著しい汚損や変質がないことの確認	6 M	[12 条点検]

4. 発電機

⑤ 必要に応じて、ボアスコープ等により燃焼器内部等の変形、損傷等の有無の点検	1 Y	
⑥ カートリッジ式の燃料フィルター及び潤滑油フィルターの点検は次による。 ・ 必用に応じてカートリッジの交換 ・ エレメントを分解清掃できる燃料フィルター及び潤滑油フィルターは、分解清掃し、異常がないことの確認	1 Y	・ 紙フィルターは交換する。
⑦ 潤滑油の性状分析又は交換。潤滑油を交換する場合は、ドレンバルブ等から排出後、新油を給油。 なお、潤滑油（製造者の指定品）の交換箇所は次による。 ・ 潤滑油タンク ・ 減速機内部タンク	6 Y	
⑧ 燃焼器内部の分解点検及び清掃部位は次による。 ・ 燃料ノズルの燃料配管 ・ 燃焼器ケーシング部のヒートシールド板 ・ アース、ケーブル等 ・ ケーシング及びライナ ・ 点火プラグ及び燃料ノズル ・ ライナ内外表面の割れ、焼損及びカーボンの付着 なお、分解点検後の組み立ては、次による。 ・ ガasketの交換 ・ 取付けボルトには、必要に応じて焼付防止剤の塗布 ・ ライナ取付け前に、ボアスコープでタービンノズルの点検の実施	6 Y	
⑨ タービン翼及びタービンノズルの分解点検を次により行う。 ・ ライナの取外し状態で、その開口部から目視及びボアスコープにより点検 ・ ノズルのベーン、デフレクタ又はスクロール内壁に局所的な焼損、亀裂等の有無。 なお、異常がある場合は燃料ノズルの緩み、漏れ、摩耗、堆積物の付着及び燃焼器ライナの損傷の有無の点検	6 Y	
⑩ 圧縮機の点検は、次による。 ・ ボアスコープ等により圧縮機の変形、損傷等の有無の点検 ・ ガスタービンを起動し、回転速度、圧縮機吐出し圧力及び排気温度の記録 ・ 日常の運転記録があれば、それらのデータを利用して回転速度、圧力及び温度に変化がないかの確認	6 Y	
⑪ 始動電動機等の点検は、a. 「ディーゼル機関・ガス機関」⑫による。	6 Y	
① 発電機本体、出力端子保護カバー等の変形、損傷、脱落、腐食等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
② 発電機の巻線部及び導電部周辺に付着したほこり、油脂等による汚損の有無及び乾燥状態の確認	6 M	

5. 発電機制御盤類 (発電機盤、自動始動盤、補機盤)	③ スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無の点検	6 M	
	④ 接地線の断線、亀裂及び接続部の緩みの有無の点検	6 M	[12 条点検]
	⑤ ブラシ付発電機は、ブラシを引出して、表面、側面の摩耗状態及びブラシ抑え圧力が適正値であることの点検。また、ブラシ、ブラシ保持器スリップリング等の清掃の実施 なお、ブラシレス発電機の場合は、回転整流器、サージアブソーバ等の取付け状態の確認	6 M	
	⑥ 軸受のグリス量又は潤滑油量が適正で、潤滑油の場合は、潤滑油に著しい汚損や変質がないことの確認	6 M	[12 条点検]
	⑦ 潤滑油の汚損状況及び水分の混入状況を、オイル試験紙を用いて点検又は性状分析にて確認	1 Y	
a. 盤本体・内部配線等	① 盤本体、扉、ちょう番、ガラス窓等の損傷、さび、変形、腐食等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	② 主回路及び制御用、操作用、表示用等の配線に腐食、損傷、過熱、ほこりの付着、断線等の有無の点検	6 M	
	③ 主回路端子部、補機回路端子部、検出部端子等の接続部分及びクランプ類に腐食、損傷及び過熱による変色の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	④ 碍子類、その他支持物の腐食、損傷、変形等の有無の点検	6 M	
	⑤ 接地線の断線、腐食及び接続部の損傷の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	⑥ スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無の点検	6 M	
	⑦ 各表示灯の点検は、次による。 ・点灯状態が正常であることの確認 ・表示が液晶ディスプレイ（LCD）等の場合は、その表示が正常であることの確認	6 M	
b. 盤内機器	① 自動電圧調整装置（AVR）の変形、損傷、腐食、ほこりの付着、過熱及び接触不良の有無の点検	6 M	
	② 交流遮断器は、3.3.3「交流遮断器」の当該事項による。	6 M	
	③ 手動断路器は、3.3.4「断路器」の当該事項による。	6 M	
	④ 計器用変圧器・変流器は、3.3.5「計器用変圧器・変流器」の当該事項による。	6 M	
	⑤ 負荷開閉器は、3.3.7「高圧負荷開閉器」の当該事項による。	6 M	
	⑥ 指示計器及び保護継電器は、3.3.11「指示計器・保護継電器」の当該事項による。	6 M	[12 条点検]
	⑦ 配線用遮断器等の開閉器類は、3.3.12「低圧開閉器類」の当該事項による。	6 M	

c. 制御回路部	① 制御電源スイッチ、自動・手動切替スイッチ、自動始動制御機器等の操作及び取付け状態の良否の確認並びに汚損、破損、腐食、過熱、異常音、異常振動等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	② 補機盤の点検等は、次による。 ・補機用電源スイッチ(始動電動機、充電装置、空気圧縮機、室内換気装置、燃料移送ポンプ等)の操作及び取付け状態の良否並びに汚損、破損、腐食、過熱、異常音、異常振動等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	・補機運転用検出スイッチを短絡又は開放して、自動運転ができることの確認	6 M	・検出用スイッチを作動させて運転してもよい。
6. 補機附属装置類			
a. 蓄電池装置	① 蓄電池装置の点検は、第 5 節「直流電源設備」による。	6 M, 1 Y	[12 条点検]
	② 連続 3 回以上の始動回数試験を行い、消防法で定める駆動ができる容量であることの確認	6 M	
b. 空気始動装置	① 始動空気槽、空気圧縮機等に変形、損傷、腐食等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	② 連続 3 回以上の始動回数試験を行い、消防法で定める駆動ができる容量であることの確認	6 M	
	③ 付属の圧力計により始動用空気圧力が適正であることの確認	6 M	[12 条点検]
	④ 安全弁の吹出し、吹下りの圧力値が適正であることの確認	1 Y	
	⑤ 空気圧縮機の潤滑油の漏れ、汚損、変色等の有無及び油量の良否の確認	6 M	
	⑥ 始動回数試験後、始動用空気を規定時間内に規定圧力まで充気できることの確認	1 Y	
c. 自動充気装置	空気圧縮機等の作動に異常音、異常振動及び過熱がないことの確認。また、自動充気装置の動作状態が適正で上限及び下限の空気圧力が規定値内であることの確認	1 Y	[12 条点検]
d. 燃料タンク イ. 屋内タンク、 燃料小出タンク	① 燃料タンクの貯油量を油面計により点検、併せて油面計の動作の良否を点検。また、滑車式油面計は、滑車の動作の円滑性、ワイヤー等の損傷の有無を点検	6 M	[12 条点検] ・貯油量（地下タンクの油を含む。）は、定格出力において、法令等で定める運転時間以上運転できる量以上であること。
	② 燃料タンク、配管及び各種バルブの状態並びに取付けボルトの異常の有無を点検	6 M	[12 条点検]
	③ 燃料タンク用通気金物の引火防止金網の脱落、腐食等の有無を点検する。	6 M	
	④ 燃料タンクのドレンバルブより、燃料油の水分等の有無の確認	1 Y	
	⑤ 燃料タンク内部のさび、損傷等の有無を点検する。	6 Y	

	⑥ 燃料タンクのスラッジの堆積状況を点検する。	6 Y	
ロ. 地下貯蔵タンク	4.4.1「オイルタンク」(c)による。 ただし、鋼製強化プラスチック製二重殻タンク及びタンク内高感度センサーなど漏れの検知装置を有する場合は適用しない。	特記	・特記がない場合は1 Yとする。 ただし、設置15年以内のものは3 Yとする。
エ. 燃料移送ポンプ	① ポンプ運転用レベルスイッチが正常に作動することの確認	1 Y	
	② ポンプの基礎ボルト及び取付けボルトの締め付け状況の確認	1 Y	[12条点検]
	③ 本体及び軸受部分に異常音、異常振動、異常な温度上昇等の有無の点検	1 Y	[12条点検]
	④ 電動機との直結部分又はプーリー間の芯出し及びベルトの張り具合が正常であることの確認	1 Y	
	⑤ 軸封部分からの漏油の有無の点検	1 Y	
フ. ガス系統付属機器			
イ. ガス昇圧機	① 損傷、油漏れ、水漏れ等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	② 油量の確認	6 M	
	③ 温度、冷却水流量・温度等を確認し、軸受部の振動の有無の点検	1 Y	
	④ 軸封部等の漏れの有無の点検	1 Y	
ロ. 空燃比制御装置	① 制御機器の作動の確認	1 Y	
	② 外観点検を行い、変形、損傷、漏れ、腐食、緩み等の有無の点検	1 Y	[12条点検]
ハ. ガス調圧器(レギュレータ)	ガス調圧器を開放し、内部の点検	6 Y	
ニ. 逆火防止装置(フレイムアレスタ)	逆火防止装置を開放し、内部の点検	6 Y	
ホ. 点火装置	① 点火プラグ・コードの点検	6 M	
	② 分配器(ディストリビュータ)を開放し、内部の点検。ただし、内部点検ができないものは、必要に応じて交換	6 Y	
	③ 高電圧発生器を開放し、内部の点検。内部が点検できないものは、必要に応じて交換	6 Y	
ヘ. ガス混合器(ガスミキサ)	ガス混合器を開放し、内部の点検	6 Y	
グ. 冷却水系統地下水槽等	① ボールタップ等の自動給水装置の変形、損傷等の有無を点検し、動作が正常であることの確認	6 M	
	② 地下水槽の水量を確認し、配管等の損傷、漏水等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	③ 冷却水を排出し、内部の清掃及び塗装の実施	6 Y	
	④ 地下水槽のフート弁を分解し、異常の有無の点検	6 Y	
	⑤ 地下水槽内部の清掃、点検が終了後、給水し、給水完了時の水位が規定値であることの確認	6 Y	
ヒ. 冷却塔	① 羽根車の羽根及びサポート等の変形、損傷、さび、腐食等の有無の点検	1 Y	
	② 充填材の汚損の程度を確認	1 Y	

	③ 冷却水中の沈殿物、浮遊物等の有無の点検及び水の透明等の確認	1 Y	
	④ 送風機及びポンプを停止し、散水口の目詰まりの有無の点検	1 Y	
	⑤ 水槽下部の排水管を全開して排水した後、水槽上部より順次下方へと清掃の実施	1 Y	
	⑥ 自然乾燥後に上下水槽の損傷の有無の点検し、金属製水槽の場合は、塗装の状態及びさびの有無の点検	1 Y	
	⑦ ボールタップのフロートへの浸水、変形の有無を点検し、フロートを上下に移動して補給水の給水、停止の状態の確認	1 Y	
	⑧ フロートスイッチのフロートへの浸水及び変形の有無を点検し、フロートを上下に移動して補給水ポンプの電源が正常に入・切することの確認	1 Y	
	⑨ 通風装置のベルトのスリップによる摩耗、縁の切れ、底割れ、側面のひび割れ及び一部欠損の有無の点検	1 Y	
i. 冷却水ポンプ	① 圧力計の動作状態の良否の点検、連成計及び圧力計の数値の確認	6 M	
	② 本体及び軸受部分の異常音、異常振動、温度上昇等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	③ 本体と電動機との直結部分が正常であることの確認。また、軸受部分からの漏水の有無の点検	6 M	
	④ ポンプの共通ベース及び基礎ボルトの損傷、緩み等の有無の点検	1 Y	
j. ラジエータ	① 本体、ファン及びファンベルト等の変形、損傷、緩み、腐食、漏水等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	② ラジエータコア外面の汚損の有無の点検	6 M	
	③ 屋外のフード、金網、がらり等のさび、損傷、緩み等の有無の点検	6 M	
	④ ラジエータ内部の冷却水の汚れの有無の点検	6 M	
k. 換気装置	① 給排気ファン等の据付け状態、回転部及びベルトに緩み、損傷、亀裂、異常音、異常振動等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	② 軸受部の潤滑油に汚れ、変質、異物の混入等の有無の点検	6 M	
1. 排気装置			
イ. 消音器	① 支持金具、緩衝装置等に損傷の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	② ドレンバルブ又はドレンコックの水分等の除去	1 Y	
ロ. 排気管	① 排気管と原動機、可燃物、その他の離隔距離の確認	6 M	
	② 排気伸縮管、排気管及び断熱被覆に変形、脱落、損傷並びに亀裂の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	③ 排気管貫通部の断熱材保護部のめがね石等に変形損傷、脱落及び亀裂の有無の点検。また、排気伸縮管を配管途中に取付けている場合は、貫通部の排気管固定の取付け状態の確認	6 M	
	④ 室外露出部のさび等の有無及び先端部保護網の取付け状態の良否の確認	1 Y	

h. 排気ガス処理装置 (三元触媒式処理装置・脱硝触媒式処理装置・黒煙除去装置・水噴射式処理装置・蒸気噴射式処理装置)	① 装置の変形、損傷、漏れ、腐食、緩み等の有無の点検	6 M	[12 条点検] ・黒煙除去装置は、フィルターの再生度合いも点検する。
	② 排気ガスを測定し、性能の確認	6 M	
	③ 制御機器の作動の良否の確認	6 M	
m. 各種配管	① 配管等の変形、損傷等の有無を点検し、支持金具に緩みが無いことの確認	6 M	[12 条点検]
	② 配管の取付け部及び接続部からの漏れの有無及びバルブの開閉状態が正常の位置にあることの確認	6 M	[12 条点検]
	③ 原動機本体、付属機器及びタンク類との接続部の各種可とう管継手に変形、損傷、漏れ等の有無の点検。また、ゴム状の可とう管継手を使用している場合は、ひび割れ等のないことの確認	6 M	[12 条点検]
	④ 温調弁及び感温部の動作温度が設定値どおりであることの確認。	1 Y	
	⑤ 冷却水系統及び燃料系統の電磁弁の動作状況の確認 なお、点検で取外したパッキンは交換	1 Y	
7. 接地抵抗	① 接地線の断線、腐食等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	② 接地線接続部の取付け状態（ボルト、ナットの緩み、損傷等）の確認	6 M	[12 条点検]
	③ 各種接地極の接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.5 による。
8. 絶縁抵抗	次の機器、回路別に絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・ 発電機関係 ・ 機器及び機側配線 ・ 電動機類	1 Y	・ 3.1.4 による。
9. 耐震措置	① ストッパー等の偏荷重、溶接部のはがれ等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	② 基礎ボルト等の変形、損傷及びナットの緩みの有無の点検、耐震措置が適正であることの確認	6 M	[12 条点検] ・ 補機附属装置類も点検・確認すること。
10. 運転機能 a. 無負荷運転	① 始動タイムスケジュール及びシーケンス（自動動作状況）を確認し、自家発電装置が自動運転待機状態にあることの確認	6 M	[12 条点検]
	② 始動前に自家発電装置の周囲温度、原動機の冷却水及び潤滑油温度の測定。ただし、ガスタービン、冷却水の温度測定を除く。また、オイルリング付発電機の場合は、発電機の潤滑油給油口から、内部のオイルリングの作動状況の確認	6 M	

	③ 運転中、次の計器類の指示値が規定値内にあることの確認 ・電圧（定格電圧の±2.5%以内） ・周波数 ・回転速度（定格回転速度の0～+5%以内） ・各部温度 ・各部圧力	6 M	[12 条点検]
	④ ブラシ付発電機の場合は、運転中、発電機ブラシからのスパークの発生状況に異常がないことの確認	6 M	
	⑤ 換気装置及び換気口が自家発電装置と連動して作動する場合は、換気装置等が正常に作動することの確認	6 M	
	⑥ 運転中に異常音（不規則音）、異臭、異常振動、異常な発熱、配管等からの漏れの有無の点検	6 M	[12 条点検]
	⑦ 自動始動盤の停止スイッチ（復電と同じ状態）による停止試験の実施。ただし、自動停止ができないものは、機側手動停止装置により実施	6 M	
	⑧ ガスタービンは、停止回転低下中の回転変化が滑らかで、タービン内部にこすれ音等の異常音の有無の点検	6 M	
	⑨ 試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の待機状態にあることの確認	6 M	
b. 保護装置	① 保護装置を実動作又は模擬動作させ、遮断器の遮断、原動機停止の機能、表示及び警報が正常であることの確認	6 M	・ 模擬動作は、検出部を短絡、模擬信号入力又は動作設定値の一時変更などで行う。
	② 保護装置の検出部の動作を実動作又は模擬動作で試験し、動作値が設定値どおりであることの確認	1 Y	・ 実動作が不適当な項目については、模擬動作で行う。
c. 燃料の切替性能	デュアルフューエル発電設備にあっては、燃料油と燃料ガスの自動的な切替の確認	1 Y	
d. 実負荷運転	① 発電機の定格出力の30%以上の負荷において、次の測定を行い、その適否の確認 ・ 発電機の出力、電圧、各相電流、周波数、電力量及び電機子軸受の温度 ・ ディーゼル機関及びガス機関の潤滑油、冷却水、排気ガス並びに給気の圧力又は温度 ・ ガスタービンの空気圧縮機の吐出圧力 ・ ガスタービンのタービン入口におけるガス温度（出口の温度を測定して、入口のガス温度を算出する方法によるものを含む）及び軸受の出口における潤滑油の温度 ・ 原動機の回転速度 ・ 燃料消費量 ・ 振動（共通台板上の上下方向、軸方向及び軸と直角の水平方向の両振幅） ・ 背圧測定（ディーゼル機関及びガス機関の排気出口部）ただし、ガスタービンは、吸排気抵抗値の測定	1 Y	・ 実負荷運転の実施が困難な場合は、周期を最大 6 Y まで延長することができる。 ・ 実負荷運転は、「第 3 節 3.3.15 非常予備電源（自家発電設備）との切替試験」と併せて行うこと。 ・ 30%以上の負荷が確保できない場合は、火災が発生した場合において、設計上想定されている負荷を含む送電可能な範囲の最大限の負荷としてもよい。

e. 調速機	② 発電機室内又はキュービクル内の給気及び排気の状態を点検し、温度上昇に問題がないことの確認	1 Y	[12 条点検]
	③ 運転中に油漏れ、異臭、異常音、異常振動、異常な発熱及び排気色の異常の有無の点検	1 Y	[12 条点検]
	④ 運転中に原動機出口より、消音器、建物等の外部に至るまでの排気系統からの排気ガス漏れの有無の点検	1 Y	[12 条点検]
	⑤ 敷地境界線において騒音測定の実施	1 Y	
	⑥ 発電機停止後、電機子及び軸受の温度の測定	1 Y	
	⑦ 試験終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の待機状態にあることの確認	1 Y	
	① 瞬時全負荷遮断性能は、発電機定格出力の100%の負荷において、電圧、周波数及び回転速度をそれぞれ定格値に合わせ、発電機用の遮断器を遮断して電圧、周波数及び回転速度を測定し、安定性能を確認	1 Y	・ 100%負荷が確保できない場合は、状況に応じて部分負荷としてもよい。
f. 予防的な保全策 （ディーゼル機関・ガス機関に限る。）	② 瞬時負荷投入性能は、発電機用遮断器にて負荷を投入して電圧、周波数及び回転速度を測定し、安定性能を確認	1 Y	・ 負荷投入率は、製造者の指定値とする。
	この作業項目は、「d. 実負荷運転」「e. 調速機」を実施しない場合に適用する。		
	① 次の始動補助装置等の確認 ・ 予熱栓の断線、変形、絶縁不良等 ・ 点火栓の電極の消耗、プラグギャップ、カーボンの付着等 ・ 冷却水ヒーターの断線、過熱等 ・ 潤滑油プライミングポンプの作動	1 Y	
11. 予備品等	② 必要により次の部品の交換 ・ 潤滑油 ・ 冷却水 ・ 燃料フィルター ・ 潤滑油フィルター ・ 冷却ファン駆動用Vベルト ・ ゴムホース ・ 燃料、冷却水、潤滑油、給気、排気系統や外箱等に用いるシール材 ・ 始動用の蓄電池	特記	（参考） 消防法の点検要領では、「標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間として設計上設定される期間（製造者が設定する推奨交換期間等）以内に交換する。」としている。
	① 製造者標準の予備品がそろっていることの確認	6 M	
	② 設置時の完成図書、特に回路図が保管されていることの確認	6 M	
	③ 保守工具及び取扱説明書等が備えてあることの確認	6 M	

第5節 直流電源設備

3.5.1 共通事項

- (a) 本節は、商用電源途絶時に、非常用の照明装置（電池別置型）、自家発電設備の始動装置及び受変電設備制御へ電力を供給する直流電源装置に適用する。
- (b) 12条点検の非常用の照明装置（電源別置形）及び消防法の非常電源（自家発電設備）の蓄電池装置の点検は、本項による。
- (c) 点検周期6Mは、原則として通電状態での点検作業とする。
- (d) 点検周期1Yは、停電状態での点検作業とする。

3.5.2 整流装置

整流装置の作業項目及び作業内容は、表3.5.2による。

表3.5.2 整流装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観等の状況	① 外箱の外観、計器、表示灯、スイッチ等の変形、損傷、汚れ、腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	② 各部品の汚損、損傷、温度上昇、加熱、変色、異常音、異臭等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	③ 固定金具、据付ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無の点検	1 Y	[12条点検]
	④ 設置されている部屋の防火区画貫通部の措置の状況及び換気の状況の確認	6 M	[12条点検]
2. 機能	① 次の値を測定し、その良否を確認する。 ・交流入力電圧 ・トリクル充電電圧又は浮動充電電圧 ・均等充電電圧 ・負荷電圧 ・出力電流及び負荷電流（盤面計器による）	6 M	
	② 均等充電機能を有する場合は、手動により浮動又は均等充電への切替え動作の確認	6 M	
	③ 開閉器及び遮断器の変形、損傷等の有無の点検。また、入力・出力負荷、警報等の状況によるON、OFF状態の確認	6 M	
	④ 過放電防止装置、減液警報装置、不足電圧継電器等の設定値及び動作の確認	1 Y	
	⑤ 均等充電機能を有する場合は、均等充電から浮動充電への自動切替動作の確認	6 M	
	⑥ 次の機器の動作状況の確認 ・負荷電圧補償装置 ・タイマーの設定値 ・警報動作（ヒューズ断、サーマル動作、MCCBトリップ、過不足電圧、負荷電圧異常検出、過放電防止、放電終止、減液警報等）	1 Y	
	⑦ 自動回復充電の動作の確認	6 M	
	⑧ 実負荷により常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切替り、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切替ることの確認	1 Y	[12条点検]

3. 配線、端子	内部配線及び端子部の劣化並びに端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
4. 絶縁抵抗	次の箇所の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・一次主回路と大地間 ・二次主回路と大地間 ・一次、二次相互間	1 Y	・ 3.1.4 による。
5. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.5 による。

3.5.3 蓄電池

蓄電池の作業項目及び作業内容は、表 3.5.3 による。

表 3.5.3 蓄電池

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観等の状況	① 全セルについて電槽、ふた、各種栓体、パッキン等に変形、損傷、き裂及び漏液の有無の点検。 なお、触媒栓式シール形蓄電池は、触媒栓の交換時期の確認。また、据置鉛蓄電池（制御弁式）は、蓄電池の交換時期の確認	6 M	[12 条点検]
	② 封口部のはがれ、亀裂等の有無の点検	6 M	
	③ 全セルについて、電解液量の確認また、減液警報用電極の断線、腐食、変形等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	④ 架台及び外箱の変形、損傷、腐食等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	⑤ 蓄電池又はキュービクルの転倒防止枠、緩衝材、アンカーボルト等の変形及び損傷の有無の点検	1 Y	[12 条点検]
	⑥ 蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部の発熱、焼損及び腐食の有無の点検	1 Y	
	⑦ 設置されている部屋の防火区画貫通部の措置の状況及び換気の状況の確認	6 M	[12 条点検]
2. 機能	① 浮動充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧を測定し、その良否の確認	6 M	
	② 浮動充電中の電解液比重及び温度測定を次により行い、その良否の確認 ・ 据置鉛蓄電池は全セル（据置鉛蓄電池（制御弁式）及び小形制御弁式鉛蓄電池は電解液比重測定を除く。）について実施 ・ アルカリ蓄電池はパイロットセルのみについて実施	6 M 1 Y	
	③ 上記項目のセル電圧、電解液比重の点検結果が不良と判定された場合、均等充電が実施されていることの確認。実施されていない場合は点検終了後に均等充電（据置鉛蓄電池（制御弁式）及び小形制御弁式鉛蓄電池を除く。）を実施	6 M	

第6節 交流無停電電源設備

3.6.1 共通事項

- (a) 本項は、ネットワークのサーバや中央監視制御装置等の非常用予備電源として使用されるものに適用し、防災負荷の非常用予備電源として使用されるものには適用しない。
- (b) 交流無停電電源装置は定格出力容量 200kVA 以下のものとし、次の事項の確認又は作業を行う。
- (1) 停電作業範囲の明確化、停電時間、停電操作及び充電露出部に対する安全処置並びに施錠及び標識の設置の確認を行う。
 - (2) 当該設備について機器操作の範囲及び分担の明確化を図り、災害、事故発生時の緊急連絡及び処置体制を整えるものとする。
 - (3) 点検作業は、原則として全停電作業とし、バイパス回路等がある場合は切替えて作業を行うものとする。
- (c) 簡易形は、製造者の標準仕様で製造された定格出力容量 10kVA 以下ものとする。

3.6.2 交流無停電電源装置（UPS）（簡易形を除く）

交流無停電電源装置（UPS）（簡易形を除く）の作業項目及び作業内容は、表 3.6.2 による。

表 3.6.2 交流無停電電源装置（UPS）（簡易形を除く）

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外箱・機器等の外観状況	① 固定金具、据付ボルト等の変形、損傷及び緩みの有無の点検	1 Y	
	② 抵抗器の変色及び変形の有無の点検	1 Y	
	③ コンデンサの変色、変形、液漏れ及び防爆弁の異常の有無の点検	1 Y	
	④ 半導体スタック類の接点荒れ及びコイル変色の有無の点検	1 Y	
	⑤ 継電器、接触器の接点荒れ及びコイル変色の有無の点検	1 Y	
	⑥ プリント基板の部品変色及び汚損の有無の点検	1 Y	
	⑦ ヒューズの熱変色の有無の点検	1 Y	
	⑧ 冷却ファンの熱による変色の有無の点検	1 Y	
	⑨ トランス及びリアクトルの過熱及び変色の有無の点検	1 Y	
2. 機能	① 容量 100kVA 以上の場合は、主回路に使用している半導体素子の素子漏れ電流測定及びゲート特性試験を実施、その良否の確認	1 Y	・サイリスタ方式に限る。
	② ゲート回路を単独運転させ各電源電圧を測定し、規定値内であることの確認	1 Y	・サイリスタ方式に限る。
	③ ゲート回路の運転又は停止中において、次の測定を行い、その良否の確認 ・発振器周波数の確認(主発振器、キャリアパス) ・電圧制御リミットの測定 ・各部動作表示の確認 ・主回路素子のゲート波形(電圧)の確認	1 Y	・サイリスタ方式に限る。
	④ 運転・停止、出力切替試験、故障シーケンスの動作確認(展開接続図に基づいて)、表示警報等が正常であることの確認	1 Y	

	⑤ 保護回路の各種保護継電器の設定値に対する動作値を測定し、許容値以内であることの確認	1 Y	
	⑥ 次により無負荷運転試験(展開接続図に基づいて)を実施 ・主回路各部の波形をシンクロスコープ等により測定し、異常がないことの確認 ・電圧、電流等を各指示計器又はシンクロスコープ等により測定し、規定値以内であることの確認 ・運転中、主回路機器の異常音、異臭等の有無の点検	1 Y	
3. 配線、端子	内部配線、端子部の変色、劣化及び緩みの有無の点検	1 Y	
4. 絶縁抵抗	次の箇所の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・交流入力回路と大地間 ・インバータ主回路と大地間 ・出力回路と他回路大地間	1 Y	・ 3.1.4 による。
5. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.5 による。
6. 蓄電池	3.5.3「蓄電池」による。	1 Y	周期は1 Yとする。

3.6.3 交流無停電電源装置（UPS）（簡易形）

交流無停電電源装置（UPS）（簡易形）の作業項目及び作業内容は、表 3.6.3 による。

表 3.6.3 交流無停電電源装置（UPS）（簡易形）

作業項目	作業内容	周期	備考
交流無停電電源装置（UPS）（簡易形）	① 装置の過熱、ほこり等の付着の状態の確認	1 Y	
	② キャビネットの変形、損傷、変色等の有無の点検	1 Y	
	③ 異常音、異臭等の有無の点検	1 Y	
	④ 支持ボルト等の緩みの有無の点検	1 Y	
	⑤ パネル表示、操作部等の操作及び表示機能の確認	1 Y	
	⑥ 電源電圧（入力電圧・出力電圧）の確認	1 Y	
	⑦ 交流入力電源を停電させ、蓄電池運転への切替え、復電時の切替え、交流直送回路への切替え等の点検	1 Y	
	⑧ 蓄電池について、変形、損傷、亀裂、液漏れ等の有無の点検	1 Y	

第7節 太陽光発電設備

3.7.1 太陽光発電装置

(a) 本項は、電灯・動力設備等の負荷に電力を供給する小規模発電設備の太陽光発電設備で、受変電設備と接続されるものに適用する。ただし、陸屋根等に架台を設け設置され、出力10kW以上のものに限る。

(b) 太陽光発電装置の作業項目及び作業内容は、表 3.7.1 による。

表 3.7.1 太陽光発電装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 太陽電池アレイ			
a. 太陽電池モジュール	① 表面、裏面の汚損、損傷等の有無の点検	1 Y	
	② 端子箱の損傷、変形等の有無の点検	1 Y	
	③ フレームの汚損、さび、腐食、損傷、変形等の有無の点検	1 Y	
	④ 太陽電池セルのスネイルトレイルの有無の点検	1 Y	
b. コネクタ、ケーブル、電線管	① コネクタの外れ、損傷、変形の有無の点検	1 Y	
	② ケーブルの損傷、変形、汚れ、腐食等の有無の点検	1 Y	
	③ 電線管の損傷、変形、汚損、腐食の有無の点検	1 Y	
c. 接地線	腐食、断線、外れ、接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
d. 架台	① 固定金具、据付ボルト等の変形、損傷及び緩みの有無の点検	1 Y	
	② 架台の変形、損傷、さび、腐食等の有無の点検	1 Y	
	③ 基礎のひび割れ、損傷等の有無の点検	1 Y	
2. 接続箱・集電箱			P C S 内蔵型の接続箱・集電箱を含む。
a. 本体	① 外箱の汚損、さび、腐食、損傷、変形の有無の点検	1 Y	
	② 固定ボルト等の緩みの有無の点検	1 Y	
	③ 扉の開閉、施錠に異常がないことの確認	1 Y	
	④ 箱内部の雨水、虫類、小動物の侵入の痕跡の有無及び汚損、さび、腐食、損傷、破損、変形の有無の点検	1 Y	
	⑤ 点検上、使用上障害となる不要物が置かれていないことの確認	1 Y	
	⑥ 配線、電線管のきず、汚損、腐食等の有無の点検及び固定状況の確認	1 Y	
	⑦ パッキン、コーキングなどの防水処理に異常がないことの確認	1 Y	
b. 端子台、内部機器（ヒューズ、逆流防止ダイオード、断路器、開閉器、避雷器）	① 端子台、内部機器の電線接続部の緩み、外れの有無の点検	1 Y	
	② ヒューズが設けられている場合、破損、熔断の有無の点検	1 Y	
	③ 逆流防止ダイオードのオープン、ショート故障等の異常の有無の点検	1 Y	
	④ 断路器、開閉器を開閉操作し、確実に操作ができることの確認	1 Y	
	⑤ 避雷器（サージアブソーバ、SPD、バリスタなど）が設けられている場合、損傷、変色、動作表示の確認	1 Y	
c. 接地線	腐食、断線、外れ、接続部の緩みの有無の点検	1 Y	

d. 開放電圧測定	原則として、ストリングごとに開放電圧を測定し、その良否の確認	1 Y	困難な場合は、測定可能な最小単位ごととしてよい。
3. 交流集電箱、開閉器箱	第2節 3.2.2「分電盤・開閉器箱・照明制御盤」の当該事項による。	1 Y	
4. パワーコンディショナ (PCS)			PCSは、インバータ及び・系統連携保護装置等から構成される。
a. 本体	① 外箱の汚損、さび、腐食、損傷、変形の有無の点検 ② 本体の取付状況（支持ボルトの緩み）の確認 ③ 配線、電線管のきず、汚損、腐食等の有無の点検及び固定状況の確認 ④ 屋外用の場合、パッキン、コーキングなどの防水処理に異常がないことの確認 ⑤ 運転時の異常音、異常振動、異臭、過熱等の有無の点検 ⑥ 箱内部の雨水、虫類、小動物の侵入の痕跡の有無及び汚損、さび、腐食、損傷、変形の有無の点検 ⑦ 点検上及び使用上障害となる不要物が置かれていないことの確認 ⑧ 総発電量をシミュレーション値と比較し、著しく少ないことの確認 ⑨ 運転、停止、発電電力、発電電力量等の表示を確認し、動作が正常であることの確認 ⑩ 表示部に発電異常、エラーメッセージ等の異常表示が無いことの確認 ⑪ 投入阻止タイマーの設定が、正しく設定されていることの確認 ⑫ 換気フィルター、通気孔の詰まりの有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
b. 端子台、内部機器	① 端子台、内部機器の接続部の緩みの有無の点検 ② 避雷器（サージアブソーバ、SPD、バリスタ等）が設けられている場合、損傷、変色、動作表示の確認	1 Y 1 Y	
c. 直流電源設備、交流無停電電源設備	第5節「直流電源設備」、第6節「交流無停電電源設備」の当該事項による。	1 Y	
d. 絶縁抵抗	次の回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・パワーコンディショナ入力端子ー接地間 ・パワーコンディショナ出力端子ー接地間	1 Y	3.1.4による。
e. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	3.1.5による。
f. 交流電圧(送電電圧)	交流電圧(送電電圧)を測定し、その良否の確認	1 Y	
g. 直流地絡検出装置	設けられている場合は、機能の確認	1 Y	
h. 運転、停止	① 停止中に運転スイッチ“入(運転)”で連系運転することの確認	1 Y	

	② 運転中に運転スイッチ“切（停止）”で瞬時に停止することの確認	1 Y	
i. 停電時の動作確認及び投入阻止時限タイマー動作試験	商用電源側の開閉器（受変電設備の開閉器等）を遮断したとき、瞬時に停止することの確認。また、復電したとき、規定時間後に自動復帰することの確認	1 Y	
j. 自立運転機能試験	自立運転に切換えたとき所定の電圧が専用端子（コンセント等）から出力されることの確認	1 Y	機能が設けられている場合に限る。
5. データ収集装置			
a. 本体	① 汚損、さび、腐食、損傷、変形の有無の点検	1 Y	
	② 運転時の異常音、異常振動、異臭、過熱等の有無の点検	1 Y	
	③ 運転履歴（発電状態、通信状態、エラー履歴等）より、正常に動作していることの確認	1 Y	
	④ 内蔵時計を備えている場合、時計の時刻が正しいことの確認	1 Y	
	⑤ 装置内部の雨水、虫類、小動物の侵入の痕跡の有無及び汚損、さび、腐食、損傷、変形の有無の点検	1 Y	
b. 通信線	断線、接続端子部からの外れの有無の点検	1 Y	
6. 表示装置	① 汚損、さび、腐食、損傷、変形の有無の点検	1 Y	
	② 取付け状況（支持ボルトの緩み）の確認	1 Y	
	③ 異常音、異常振動、異臭等の有無の点検	1 Y	
	④ 発電電力、発電電力量等の表示内容を確認し、異常のないことの確認	1 Y	
7. センサー類（日射計、気温計等）	① 汚損、さび、腐食、損傷、変形の有無の点検	1 Y	
	② 定期校正をする。	適宜	校正は、特記による

第8節 風力発電設備

3.8.1 風力発電装置

(a) 本項は、電灯・動力設備等の負荷に電力を供給する小規模発電設備の風力発電設備で、受変電設備と接続されるものに適用する。

(b) 風力発電装置の作業項目及び作業内容は、表 3.8.1 による。

表 3.8.1 風力発電装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 風車発電装置			
a. 風車等	① 風車の回転状態及び向きの良い確認	1 Y	
	② 異常振動及び異常音の有無の点検	1 Y	
	③ 回転羽根、尾翼等の損傷及び亀裂の有無の点検	1 Y	
	④ 羽根エッジ部の保護テープのき裂の有無の点検	1 Y	

	⑤ 風車の固定ボルトの緩み、腐食等の有無の点検	1 Y	
	⑥ 回転部、継手部等の要所のグリス量の確認	1 Y	
	⑦ 尾翼のバラストウェイトの良否の確認	1 Y	
b. 発電機	① 発電機のスリップリング・ブラシ部分の磨耗等の有無の点検	1 Y	
	② 配線接続端子部の緩み、過熱及び変色の有無の点検	1 Y	
	③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.4 による。
c. 支柱	① 固定ボルトの緩み、腐食等の有無の点検	1 Y	
	② 軸の変形の有無の点検	1 Y	
	③ 内部配線等の損傷及びねじれの有無の点検	1 Y	
	④ ベアリング部のグリス量の確認	1 Y	
d. その他	① 風車の停止・運転が正常に行えることの確認	1 Y	
	② 接地及び落雷対策の良否の点検	1 Y	
e. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.5 による。
2. 電力制御装置	① 固定金具、固定ボルト等の緩み、腐食等の有無の点検	1 Y	
	② 外箱の腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	
	③ 盤面の計器、表示灯、スイッチ類の損傷の有無の点検	1 Y	
	④ 内部配線及び端子接続部の緩み、過熱等の有無の点検	1 Y	
	⑤ 接地線の断線、損傷及び接地端子の緩みの有無の点検	1 Y	
	⑥ 発電装置からの入力各相電流及び線間電圧が等しいことの確認	1 Y	
	⑦ 過入力に対する保護機能が適切であることの確認	1 Y	
	⑧ 主回路及び制御回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.4 による。
	⑨ 系統連系保護継電器が正常に動作することの確認	1 Y	
	⑩ 投入ロック試験により、次の動作の確認 ・ 停電時に、風力発電設備と商用電源の並列接続用開閉器が投入できないこと。 ・ 復電時に、所要時間内に並列運転できること。	1 Y	
3. 発電状態	正常に発電していることを、次の表示により確認 ・ 運転、停止等の状態 ・ 出力電力、積算電力量等の値	1 Y	
4. 蓄電池	3.5.3「蓄電池」による。	1 Y	

第9節 通信・情報設備

3.9.1 構内情報通信網装置

(a) 本項は、リピータ・スイッチ・ファイヤーウォール・メディアコンバーターの機能を有する機器、インターフェース等に適用する。

(b) 構内情報通信網装置の作業項目及び作業内容は、表 3.9.1 による。

表 3.9.1 構内情報通信網装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 機器	① 機器外面、ファン等の汚れ及びほこりの有無の点検 ② ファンの回転状況が正常であることの確認 ③ コネクタ接続部の締付、基板の取付け状態及び端子部の緩みの有無の点検 ④ 各スイッチの設定及びランプ類の点灯状態の確認 ⑤ システム立上げ試験は、電源断及び再投入後のシステムが正常に立上り、正常に動作することの確認 ⑥ 機器等の表面温度の異常の有無の点検 ⑦ 固定金具（ボルトや金具等）の損傷、緩み等の有無の点検 ⑧ 供給電源電圧の測定を行い、その良否の確認 ⑨ 光送受信レベルの測定を行い、その良否の確認 ⑩ 接続機器相互通信によりシステムの動作が正常であることの確認	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
2. 機器装置収納架	① 機器装置収納架の外面、ファン等の汚れ及びほこりの有無の点検 ② 換気ファンの回転状況が正常であることの確認 ③ 機器収納箱等の表面温度の異常の有無の点検 ④ 固定金具、据付ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
3. 無停電電源装置（簡易形）	3.6.3「交流無停電電源装置（UPS）（簡易形）」による。	1 Y	

3.9.2 構内交換装置

(a) 本項は、IP-PBX、VoIP サーバ及びボタン電話装置並びに電源装置等の周辺装置、附属機器等に適用する。

(b) 構内交換装置の作業項目及び作業内容は、表 3.9.2 による。

表 3.9.2 構内交換装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観	① 装置架及び各部の緩みの有無の点検 ② 装置架及び各部の汚損、損傷、腐食等の有無の点検 ③ 固定金具、固定ボルト等の緩みの有無の点検 ④ エアフィルターの汚れ、目詰まり等の有無の点検	6 M 6 M 6 M 6 M	

	⑤ 各部品、プリント基板、配線等の汚損、損傷、過熱、変色等の有無の点検	6 M
2. 機能		
a. 中央処理系	① ファンを有する場合には、ファンの入力電圧、センサー動作及び回転状況が正常であることの確認	6 M
	② 系が二重化されている機種の場合には、系の手動切換えスイッチ又はコマンドによりCPUのACT→SBY及びSBY→ACTと切替えることの確認	6 M
	③ 障害表示試験は、システムの稼働に影響しない範囲の擬似障害（ファンアラーム、試験電話機のロックアウト等）を発生させ、警報表示及び障害情報の確認	6 M
	④ メモリー及びハード時計のメモリバックアップ電池の出力テストポイントを有する場合には、出力が正常であることの確認	6 M
	⑤ 中央処理系のメモリバックアップ電池の交換時期の確認	6 M
b. 通話路系 （装置が接続されているもの）	⑥ 内蔵時計の時刻が正しいことの確認	6 M
	① 可聴信号試験は、電話機より各種機能接続を行い、各種可聴信号の確認	6 M
	② 局線表示盤を有する場合には、運用中のランプ点灯状態の確認	6 M
	③ システム表示盤を有する場合には、各システム稼働状態とランプの点灯状態が対応していることの確認。また、システムの稼働に影響のないスイッチについてはその機能も併せて確認	6 M
	④ 集中試験台を有する場合には、加入者試験、自己ダイヤル試験、トランク試験等の各機能確認。また、表示部、電鍵等の状態の確認	6 M
	⑤ 局線トランク試験は、次による。 ・ 全局線（専用線を含む）の発信接続を行い、誤接続の有無及び通話品質の確認 ・ 全局線（専用線を含む）の着信接続を行い、応答の確認	6 M
	⑥ ページングを有する場合には、内線電話機より特番をダイヤルし、ページングトランクの捕捉及び呼出音声の状態の確認	6 M
	⑦ 会議通話試験は、内線電話機より特番をダイヤルし、会議トランクの捕捉、機能確認及び通話品質の確認	6 M
	⑧ 各種音声ガイダンスを有する場合には、各種音声ガイダンスの通話品質の確認	6 M
	⑨ 押しボタン電話機等を有する場合には、押しボタン電話機等により発信し、誤接続の有無の点検	6 M
	⑩ ファンの入力電圧、センサー動作及び回転状況が正常であることの確認	6 M
3. 電源装置	① 電源部（整流装置）の充電状態の確認	6 M
	② 蓄電池の損傷、漏液、汚損等の有無の点検。また、バッテリーの電圧、液量及び比重の確認	6 M

	③ 交換機内部電源にテストポイントを有する場合には、電圧の確認	6 M
4. 入出力装置	① 保守コンソールを有する場合には、次による。 なお、自己診断機能がある時は当該手順に基づき実施する。 ・保守コンソールが印字機能を有する場合には任意コマンドを投入し、出力メッセージの印字状態の確認 ・キーボードの汚れ及びランプの点灯状態の確認 ・ディスプレイの汚れ及び表示状態の確認	6 M
	② 通話料金管理機能を有する場合には、通話料金管理機能の動作の確認	6 M
	③ 補助記憶装置を有する場合には、補助記憶装置の動作の確認	6 M
5. 附属機器等	① MDF等を有する場合には、MDF等の各端子の取付け状態の確認	6 M
	② 一般電話機を有する場合には、試験内線より発信接続を行い、誤接続の有無及び通話品質の確認。また、試験内線への着信接続を行い、着信音、鳴動及び応答確認	6 M
	③ 多機能電話機及びボタン電話機の試験は次による。 ・試験電話機より発信接続を行い、誤接続の有無及び通話品質の確認。また、試験多機能内線への着信接続を行い、着信音、鳴動及び応答の確認 ・試験電話機でファンクションキー、ダイヤルキーの操作状態及び各機能の試験を行い、機能表示の確認	6 M
	④ 通信用SPDが設けられている場合、SPDの変色、損傷及び表示の確認。ただし、表示は表示機能がある場合に限る。	1 Y
6. 運転環境	① 保守コンソール等で障害ロギングを分析	6 M
	② 運転中の局データの保存状況の確認	6 M
	③ インターネット等より自動でダウンロードしてバージョンアップするファームウェア、アプリなどがある場合、最新のバージョンになっているかの確認	6 M
	④ VoIPサーバでウィルス対策ソフトをインストールしている場合、パターン最新化の確認	6 M
7. 設置環境	① 交換機室の温度、湿度等が規定の範囲内であることの確認	1 Y
	② 異常音及び異臭の有無の点検	1 Y
8. 停電対応	受変電設備等の定期点検及び保守時の停電対応は、次による。 なお、詳細な作業内容は特記による。 ① 停電等における手元開閉器等による電源の開閉作業	特記

② 必要により、局データのバックアップ	特記
③ システム再立ち上げ時における正常性の確認	特記

3.9.3 拡声装置

(a) 消防法の適用を受ける放送設備は、第6章「防災設備」による。

(b) 拡声装置の作業項目及び作業内容は、表3.9.3による。

表 3.9.3 拡声装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 増幅器・操作装置・遠隔操作器	① 据付け状態、汚れ及び著しい損傷の有無の点検 ② 表示装置、ランプ等をテストボタン等により点灯確認	1 Y 1 Y	
2. マイクロホン	損傷及びコードの接続状態の確認	1 Y	
3. スピーカ	① 据付け状態、汚れ及び損傷の有無の点検 ② 固定金具、支持ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無の点検	1 Y 1 Y	
4. 通信用 S P D	変色、損傷及び表示の確認。ただし、表示は表示機能がある場合に限る。	1 Y	
5. 性能試験	音量、明瞭度等の確認	1 Y	

3.9.4 誘導支援装置（音声誘導装置、インターホン装置、トイレ等呼出装置）

誘導支援装置の作業項目及び作業内容は、表3.9.4による。

表 3.9.4 誘導支援装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 音声誘導装置			
a. レシーバー	① 動作状態の良否の確認 ② 音質、音量等の異常の有無の点検	1 Y 1 Y	
b. 発信機	① 発信状態の異常の有無の点検 ② 発信機表面の汚れ及び損傷の有無の点検	1 Y 1 Y	
c. スピーカ	① 取付け状態及び損傷の有無の点検 ② 固定金具、支持ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無の点検	1 Y 1 Y	
d. 磁気センサー	③ 音質、音量等の異常の有無の点検 動作状態の良否の確認	1 Y 1 Y	
e. 制御装置	① 各操作スイッチ、表示装置等の動作及び表示灯類の点灯の有無の点検 ② 取付け状態、汚れ及び著しい損傷の有無の点検	1 Y 1 Y	
2. インターホン装置	① 機器の取付け状態の良否及び汚損、損傷等の有無の点検 ② 画像・画質、音量、明瞭度、雑音等の有無の点検	1 Y 1 Y	
3. トイレ等呼出装置	① 機器の取付け状態の良否及び汚損、損傷等の有無の点検 ② 動作状態の良否の確認	1 Y 1 Y	

3.9.5 映像・音響装置

映像・音響装置の作業項目及び作業内容は、表 3.9.5 による。

表 3.9.5 映像・音響装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 操作卓・装置架・同収納機器	① 各操作スイッチ、表示装置等の動作及び表示灯類の点灯の有無の点検	1 Y	
	② 配線接続部（コネクタ及び端子台）の損傷、緩み等の有無の点検	1 Y	
	③ 固定金具、支持ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無の点検	1 Y	
2. プロジェクタ（フロント形・リア形）	① 画像・画質（明るさ、レンズフォーカス、水平歪、色ムラ等）の点検及び調整	1 Y	
	② 異常音及びレンズの汚れの有無の点検	1 Y	
	③ カウンター付は使用（経過）時間の確認	1 Y	
	④ 取付け金具、支持ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無の点検	1 Y	
3. スピーカ	① 取付け状態、損傷等の有無	1 Y	
	② 固定金具、支持ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無の点検	1 Y	
	③ 音質、音量、ノイズ等の異常の有無の点検	1 Y	
4. スクリーン	① 表面の汚れ、損傷等の有無の点検	1 Y	
	② 電動巻上式は、動作状態の良否の点検	1 Y	
	③ 支持部材の劣化、損傷等の有無の点検	1 Y	

3.9.6 情報表示装置（マルチサイン装置、出退表示装置、時刻表示装置）

(a) マルチサイン装置及び出退表示装置の作業項目及び作業内容は、表 3.9.6(A) による。

(b) 時刻表示装置（電気時計装置）の作業項目及び作業内容は、表 3.9.6(B) による。

表 3.9.6(A) マルチサイン装置及び出退表示装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 表示部	① 表示面の汚損、損傷等の有無の点検	1 Y	
	② 各操作スイッチ、表示装置等の動作及び表示灯類の点灯の有無の点検	1 Y	
	③ 配線接続部（コネクタ及び端子台）の損傷、緩み等の有無の点検	1 Y	
	④ 固定金具、支持ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無の点検	1 Y	
2. 電源部	① 異常音、発熱、異臭、変色等の有無の点検	1 Y	
	② 各機器の取付け状態の良否の確認	1 Y	
	③ 電源電圧の測定を行い、その良否の確認	1 Y	

表 3.9.6(B) 時刻表示装置（電気時計装置）

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 親時計	① 据付け状態、汚れ及び著しい損傷の有無の点検	1 Y	
	② 親時計の各種接点、機構部分、モーター、各スイッチ等の動作機能を確認し、正確な時刻への修正の実施	1 Y	

2. 子時計	③ 電源部の充電状態、電解液面及び規定電圧の調整	1 Y	
	④ 時報器、チャイム、タイマー等の設定時間、動作機能（自動、手動、起動、停止）及び親時計部との時間同調の確認	1 Y	
	① 親時計との指示誤差等の調整	1 Y	
	② 取付け状態、汚れ及び著しい損傷の有無の点検	1 Y	

3.9.7 テレビ共同受信装置

テレビ共同受信装置の作業項目及び作業内容は、表 3.9.7 による。

表 3.9.7 テレビ共同受信装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 機器・機器収容箱	① 取付け状態の良否、汚損、損傷等の有無の点検	1 Y	
	② 増幅器等の発熱、異常音及び損傷の有無の点検	1 Y	
	③ 接栓等の緩みの有無の点検	1 Y	
	④ 通信用 SPD が設けられている場合、SPD の変色、損傷及び表示の確認。ただし、表示は表示機能がある場合に限る。	1 Y	
2. アンテナ・マスト	① 損傷、さび等の有無の点検	1 Y	
	② 支持部材、支持ボルト等の劣化、損傷及び緩みの有無の点検	1 Y	

3.9.8 テレビ電波障害防除装置

テレビ電波障害防除装置の作業項目及び作業内容は、表 3.9.8 による。

表 3.9.8 テレビ電波障害防除装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 機器・機器収容箱・ヘッドエンド	① 取付け状態の良否及び汚損、損傷等の有無の点検	1 Y	
	② 増幅器等の発熱、異常音及び損傷の有無の点検	1 Y	
	③ 機器の接栓等の緩みの有無の点検	1 Y	
2. アンテナ・マスト	① 損傷、さび等の有無の点検	1 Y	
	② 支持部材、支持ボルト等の劣化、損傷及び緩みの有無の点検	1 Y	
3. 幹線施設	① 電柱及び架線は、3.13.1「構内配電線路・構内通信線路」の当該事項による。	1 Y	
	② 幹線増幅器、分岐・分配器の損傷の有無及び取付け状態並びに防水処理の良否の確認	1 Y	
4. 引込施設	引込線の高さ、他線との離隔、樹木による障害等の有無の点検	1 Y	

3.9.9 監視カメラ装置

(a) 本項は、一般建築物に使用される監視カメラ装置に適用する。

(b) 監視カメラ装置の作業項目及び作業内容は、表 3.9.9 による。

表 3.9.9 監視カメラ装置

作業項目	作業内容	周 期	備考
1. 固定式カメラ (ネットワークカメラを含む)	① フォーカスが適正であることの確認 ② カラー用は、オートホワイトバランス動作を確認。マニュアル設定の場合は現場の照明に合せた適切な色温度が設定されていることの確認 ③ 監視対象の映像が白つぶれとなっていないことの確認 ④ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認 ⑤ 監視に障害となる焼付き、白点、黒点等がないことの確認 ⑥ 支持金物・支柱、落下防止ワイヤー、建物側の取付け部にぐらつき、傾き及び著しいさび、腐食の有無並びにネジの緩みや紛失がないかの確認 ⑦ 内蔵時計を備えている場合、時計の時刻が正しいことの確認 ⑧ ネットワークカメラへのログイン I D / パスワードが定期的に変更されていることの確認	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
2. レンズ (固定焦点・バリフォーカル・手動ズーム・電動ズーム)	① 各レンズ固有の機能が正常に動作することの確認 ② レンズ締付け及びロックが確実になされていることの確認 ③ レンズ面に汚れがないことの確認	1 Y 1 Y 1 Y	
3.ハウジング (屋内形・屋外形)	① 前面ガラスの汚れ、結露、破損及びケースの取付けボルトの緩みの有無の点検 ② ケースの腐食、水漏れ及び配線の異常がないことの確認 ③ ワイパー、デフロスタ及びヒーターの機能動作の確認 ④ 空冷ファンの作動状況(異常音、異常発熱、通風孔の閉塞)の良否の確認 ⑤ 支持金物・支柱、取付け部にぐらつき、傾き及び著しいさび、腐食の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
4. モニタ装置 (カラー・白黒)	① 解像度の低下、ノイズ及び画面歪のないことの確認 ② 明るさ、コントラスト、色の濃さ及び色あいが正確に調整できることの確認 ③ カラー用は、コンバージェンスのズレ、ホワイトバランス及びブラックバランスの確認 ④ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認 ⑤ 画面の明るさ、コントラスト等の確認	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
5. デジタルビデオレコーダー	① 操作が表示通りできることの確認 ② 映像及び音声が正常に記録・再生ができることの確認 ③ バックアップする機能を持つものについては、正常にバックアップ及び再生ができることの確認	1 Y 1 Y 1 Y	

	④ 給排気口にほこり等が詰まっていないか、確認及び清掃の実施	1 Y
	⑤ 冷却ファン、デジタル記憶媒体より異常音がしないことの確認。デジタル記憶媒体が推奨交換時間に達していないかの確認	1 Y
	⑥ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認	1 Y
	⑦ 内蔵時計の時刻が正しいことの確認	1 Y
	⑧ デジタルビデオレコーダーへのログインID / パスワードが定期的に変更されていることの確認	1 Y
6. 電動雲台	① 動作、回転範囲が正常であり、動作中に異常音がしないことの確認	1 Y
	② 自動首振りすることの確認	1 Y
	③ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認	1 Y
	④ 支持金物・支柱、取付け部にぐらつき、傾き及び著しいさび、腐食の有無の確認	1 Y
7. リモート操作器	① スイッチ操作が表示通り動作することの確認	1 Y
	② カメラ、ワイパー等の電源スイッチが確実に動作することの確認	1 Y
	③ カメラ選択釦の切換えにより、各制御ができることの確認	1 Y
	④ 各種スイッチ、つまみ、押釦類の破損・欠損の有無の点検	1 Y
	⑤ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認	1 Y
8. レンズ・電動雲台一体型カメラ	1. 「固定式カメラ」によるほか、次による。	1 Y
	① 動作及び回転範囲が正常であり、動作中に異常音がしないことの確認	1 Y
	② プリセット機能があるものは、プリセット位置に正しく移動することの確認	1 Y
	③ 回転動作中に画面にノイズが発生しないことの確認	1 Y
	④ カバーの汚れ、傷等を確認し、清掃の実施	1 Y
	⑤ 屋外用は、ケースの腐食及び水漏れの有無の点検	1 Y
	⑥ ファン・ヒーターが設置されている場合は、その動作状況の確認	1 Y
	⑦ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認	1 Y
	⑧ 取付け状態の良否(取付けネジの緩みや取付金具、建物側の取付け部にさびや腐食が発生していないか)の確認	1 Y
9. エンコーダ	① エンコーダに接続されたカメラの映像が正常に表示されることの確認	1 Y
	② ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認	1 Y

10. デコーダ	① デコーダを介して、カメラの映像が正常に表示されることの確認	1 Y	
	② ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認	1 Y	
11. 録画サーバ	① 操作が表示通りできることの確認	1 Y	
	② 映像及び音声が正常に記録・再生できることの確認	1 Y	
	③ 機器外観、排気口の汚れ及びほこりの有無の点検	1 Y	
	④ 冷却ファン、デジタル記憶媒体より異常音がしないことの確認。また、デジタル記憶媒体が推奨交換時期に達していないかの確認	1 Y	
	⑤ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認	1 Y	
	⑥ 時計の時刻が正しいことの確認	1 Y	
12. 監視操作部	ネットワークカメラシステムで、監視操作部を有する場合は、次による。		
	① 映像選択、カメラ及び機器の制御が表示通りにできることの確認	1 Y	
	② 映像及び音声が表示・再生ができることの確認	1 Y	
	③ 画面の明るさ、コントラスト、色の濃さ及び色あい等の確認	1 Y	
	④ 給排気口の詰まりの有無の点検	1 Y	
	⑤ 冷却ファン、デジタル記憶媒体の異常音の有無の点検	1 Y	
	⑥ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認	1 Y	
	⑦ 時計の時刻が正しいことの確認	1 Y	
	⑧ 専用ソフトウェアのログイン I D / パスワードが定期的に変更されていることの確認	1 Y	
13. 通信用 S P D	変色、損傷及び表示の確認。ただし、表示は表示機能がある場合に限る。	1 Y	

3.9.10 駐車場管制装置

駐車場管制装置の作業項目及び作業内容は、表 3.9.10 による。

表 3.9.10 駐車場管制装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観	① 取付け状態の良否及び汚損、損傷等の有無の点検	6 M	
	② 配線及び端子接続状態の確認	6 M	
	③ 発熱、異常音及び異常振動の有無の点検	6 M	
2. 管制盤	① 供給電源電圧及び出力電圧を測定し、その良否の確認	6 M	
	② リレー動作の確認（通常時、強制指令時）	6 M	
	③ L E D 点灯の確認（通常時、強制指令時）	6 M	

3. 検知器		
a. ループコイル式	① 車両感知感度の点検	6 M
	② 車両感知時の各機器との連動の確認	6 M
b. 赤外線式発光器・受光器	① 集光レンズ及びアクリルパネルの状態の確認	6 M
	② 赤外線を受・発光状態の確認	6 M
	③ 受・発光モニタの点灯の確認	6 M
4. カーゲート	① 遮断バーの位置の確認	6 M
	② 各ベルト及び各ギヤ部の状態の確認	6 M
	③ 開閉動作の確認	6 M
5. 発券機	① 異常モニタ、サーモスタット、I Cプリント基板の接続及びROM接続状況の確認	6 M
	② 駐車券搬送部・廃券機構の状態の確認	6 M
	③ 供給電源電圧を測定し、その良否の確認	6 M
	④ 駐車券発券部の動作の確認	6 M
6. 料金計算機	① コネクタ、I Cプリント基板の接続及びROM装着状況の確認	6 M
	② 料金計算機構の状態の確認	6 M
	③ 供給電源電圧及び出力電圧を測定し、その良否の確認	6 M
	④ 出庫処理動作の確認	6 M
7. 料金表示器	表示部の表示内容の確認（駐車料金の金額表示 ドット切れの有無）	6 M
8. 信号灯・警報灯・各表示灯	① 点灯及び滅灯の確認	6 M
	② ブザーの鳴動の確認	6 M
	③ 各動作条件に応じた動作の確認	6 M

3.9.11 防犯・入退室管理装置

防犯・入退室管理装置の作業項目及び作業内容は、表 3.9.11 による。

表 3.9.11 防犯・入退室管理装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 制御装置	① 取付け状態の良否及び汚損、損傷等の有無の点検	1 Y	
	② 施解錠、許可・不許可設定、データバックアップ機能等が正常に動作することの確認	1 Y	
	③ 電源電圧を測定し、その良否の確認	1 Y	
	④ 各基板の出力電圧及びLED表示の確認	1 Y	
	⑤ 各種異常表示がされることの確認	1 Y	
	⑥ バッテリー容量が正常であること及び予備電源で動作することの確認	1 Y	
2. 認識部 【磁気・I C・非接触カードリーダー、暗証番号入力、バイオメトリックス照合装置】	① 取付け状態の良否、汚損、損傷等の有無の点検	1 Y	
	② 読取機能及び認識機能が動作することの確認	1 Y	

3. 遠隔制御器・電気錠	① 取付け状態の良否、汚損、損傷等の有無の点検	1 Y	
	② 指定した電気錠等と施解錠制御が確実に作動することの確認	1 Y	
	③ 施解錠信号により扉等が正常に動作することの確認	1 Y	
	④ 火災時の解錠機能が正常であることの確認	1 Y	

第 10 節 外灯

3. 10. 1 外灯

外灯の作業項目及び作業内容は、表 3. 10. 1 による。

表 3. 10. 1 外灯

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 灯具	① グローブを取外し、灯具の変形、破損及び腐食の有無の点検	1 Y	光源の交換ができ、内部の点検ができるものに限る。
	② H I D灯等の安定器、L E D灯の制御装置の収納部の浸水又はその痕跡の有無の点検	1 Y	
2. 支持柱	① ポール内蔵の配線用遮断器等及び配線の接続の良否の確認	1 Y	・本項は、太陽電池により充電された内蔵蓄電池により、日没後点灯するものに適用する。 ・蓄電池をポール内や太陽電池下部などに設置しているものにあつては、蓄電池ボックスに係る作業内容を適用しない。
	② 沈下、傾斜、倒壊の危険等の有無の点検	1 Y	
	③ 変形、破損及び腐食の有無の点検	1 Y	
	④ アンカーボルトの緩み、腐食等の有無及びアンカーボルト周囲のシーリング材の剥離、欠落等の有無の点検	1 Y	
3. 太陽電池、蓄電池	① パネルの表面及び裏面の著しい汚れ、きず、破損、落葉等の有無の点検	1 Y	
	② パネル、蓄電池ボックスの支持ボルトの緩み、腐食等の有無の確認	1 Y	
	③ 蓄電池ボックス等の変形、破損及び腐食の有無の確認及び内部機器の固定状態の点検	1 Y	
	④ 蓄電池ボックス内の浸水又はその痕跡の有無の点検	1 Y	
	⑤ 蓄電池、コントローラー等の固定状態の点検	1 Y	
	⑥ 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無の点検	1 Y	
	⑦ 配線接続部の外れ、緩みの有無の点検	1 Y	
	⑧ 強制点灯できる場合は、強制点灯し点灯状態の確認	1 Y	
	⑨ 動作表示 L E D等が設けられている場合は、点灯状態を確認し、異常がないことの確認	1 Y	
	⑩ 設定時間通りに照明器具が点灯しているかの確認	1 Y	

4. 絶縁抵抗	絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 なお、太陽電池、蓄電池の回路電圧が 30V 以下の場合、この回路の絶縁抵抗は測定しなくてもよい。	1 Y	・ 3.1.4 による。
---------	--	-----	--------------

第 11 節 航空障害灯

3.11.1 航空障害灯

航空障害灯の作業項目及び作業内容は、表 3.11.1 による。

表 3.11.1 航空障害灯

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 灯具	① レンズを取外して内外面の汚れ、灯具の損傷及び腐食の有無の点検 ② ランプソケット及び配線接続の良否の点検 ③ 灯具の取付け金物の損傷及び腐食、ボルトの緩み等の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y	
2. 支持柱	3.10.1「外灯」の当該事項による。	1 Y	
3. 制御盤			
a. キャビネット	① 雨水の浸入、結露等の有無の点検 ② 外箱の過熱、異常音及び異常振動の有無の点検 ③ 固定金具、転倒防止金具、据付ボルト等の変形、損傷及び緩みの有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y	
b. 導電部			
イ. 母線・分岐 導体盤内配 線・指示金 物等	異常音、異臭、変色及び過熱の有無の点検	1 Y	
ロ. 端子台	異臭、変色及び過熱の有無の点検	1 Y	
c. 機器・制御回路			
イ. 遮断器・継 電器・電磁 接触器・変 流器・計 器・進相コ ンデンサ・ 制御機器	① テストボタン（漏電遮断器等）による動作の確認 ② 異常音、発熱、異臭、変色等の有無の点検 ③ 取付け状態の良否の確認 ④ 単位装置毎に試験運転を行い、運転電流を測定し、その良否の確認	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
ロ. 絶縁変圧器	外傷、異常音、発熱等の異常の有無の点検	1 Y	
ハ. 制御回路	警報装置等の作動の良否の確認	1 Y	
d. 絶縁抵抗	母線、分岐導体の各相間及び各分岐回路の電線と大地間の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・ 3.1.4 による。
e. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否の確認。 なお、測定が困難な場合、接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	・ 3.1.5 による。

第 12 節 雷保護設備

3. 12. 1 雷保護

(a) 本項は、建築基準法に規定する避雷設備及びこれに類する避雷設備に適用する。

(b) 雷保護の作業項目及び作業内容は、表 3. 12. 1 による。

表 3. 12. 1 雷保護

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 受雷部	取付け状態及び避雷導線との接続状態の確認	1 Y	[12 条点検]
2. 避雷導線等	避雷導線等の損傷、断線及び接続不良の有無の点検	1 Y	[12 条点検]
3. 支持管	① 支持金物の腐食及び緩みの有無の点検	1 Y	[12 条点検]
	② 支持ボルト周囲のシール材の剥離、欠落等の有無の点検	1 Y	
4. 端子箱	① 端子台の取付け及び接続端子相互の緩み等の確認	1 Y	
	② 箱の腐食の有無の点検	1 Y	
5. 接地極	① 接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・適用規格が JIS A 4201:1992 に該 当するものに限る。
	② 接地極位置等の表示の有無の確認	1 Y	

第 13 節 構内配電線路・構内通信線路

3. 13. 1 構内配電線路・構内通信線路

構内配電線路及び構内通信線路の作業項目及び作業内容は、表 3. 13. 1 による。

なお、構内に設けられる高圧負荷開閉器、地絡保護装置（継電装置）、避雷器の作業項目及び作業内容は「第 3 節 受変電設備」による。

表 3. 13. 1 構内配電線路・構内通信線路

作業項目	作業内容	周期	備考
1. ハンドホール・マンホール等	① 亀裂、損傷及び沈下の有無の点検	1 Y	
	② 周辺地盤の沈下の有無の点検	1 Y	
	③ 蓋及び金物の取付け状態の良否の確認	1 Y	
	④ さび、腐食等の劣化の有無の点検	1 Y	
	⑤ 浸水の有無の点検	1 Y	
2. 電柱	① 沈下、傾斜、倒壊の危険等の有無の点検	1 Y	・ 3. 1. 5 による。
	② 電柱、支持材等の損傷及び腐食の有無の点検	1 Y	
	③ 立上りケーブル保護材の変形、損傷、腐食等の有無の点検	1 Y	
	④ 接地線の損傷、断線等の有無の点検	1 Y	
	⑤ 接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	
3. 架線	① 架空電線の損傷の有無の点検	1 Y	・ 3. 1. 4 による。
	② 架空電線の張力（たわみ）の状況の確認	1 Y	
	③ 接続箇所の損傷及び劣化の有無の点検	1 Y	
	④ 架空電線と工作物又は樹木等の接近状態の点検	1 Y	
	⑤ ちょう架用線との取付け状態の点検	1 Y	
	⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認。ただし、構内配電線路に限る。	1 Y	
4. 地中線	① ハンドホール及びマンホール内は、次の点検を行う。 ・ ケーブル、接地線及び支持金物の損傷、劣化等の有無の点検 ・ 高圧・低圧ケーブル及び弱電流ケーブルとの離隔距離等の状態の確認 ・ ケーブルの立上り部分の損傷及び劣化の有無 ・ ケーブルの用途、行先等の名札の取付け状態の確認	1 Y	・ 3. 1. 4 による。
	② 埋設標の設置状態の確認	1 Y	
	③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認。ただし、構内配電線路に限る。	1 Y	

第4章 機械設備

第1節 一般事項

4.1.1 適用

本章は、建築物等の機械設備の点検・保守に関する業務に適用する。

4.1.2 用語の定義

本章において用いる用語の定義は、次による。

- (1)「シーズンイン点検」とは、冷房又は暖房等の開始前に、設備をシーズン中に連続使用することに支障のないことを確認するために行う自主点検のことをいい、建築基準法第8条及び官公法第11条に基づいて、建築設備を適正な状態に維持することを目的とする。
- (2)「シーズンオン点検」とは、冷房又は暖房等の期間中に、設備をシーズン中に継続使用することに支障のないことを確認するために行う自主点検のことをいい、建築基準法第8条及び官公法第11条に基づいて、建築設備を適正な状態に維持することを目的とする。
- (3)「シーズンオフ点検」とは、冷房又は暖房等の終了後に、設備をシーズン中に連続使用したことによる劣化の有無等を確認するために行う自主点検のことをいい、建築基準法第8条及び官公法第11条に基づいて、建築設備を適正な状態に維持することを目的とする。

4.1.3 点検時期の表記

点検時期の表記は、次による。

- (1)「IN」は、シーズンイン点検を示す。
- (2)「ON」は、シーズンオン点検を示す。
- (3)「OFF」は、シーズンオフ点検を示す。

4.1.4 フロン類の取扱い

フロン類を使用している機器類は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン排出抑制法」という。）及び特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）を遵守し適切に取扱い、漏えい防止に努めるものとする。

第2節 温熱源機器

4.2.1 鋳鉄製ボイラー等

- (a) 労働安全衛生法に基づく定期自主検査及び人事院規則に基づく定期検査は、本項の仕様により実施する。
- (b) 労働安全衛生法に基づく性能検査及び人事院規則に基づく性能検査は、特記による。
なお、登録性能検査機関等による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担は特記による。

- (c) 本項に規定する鋳鉄製ボイラー等は、鋳鉄製のボイラー、小型ボイラー及び簡易ボイラーとし、鋳鉄製ボイラーは、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 1 条第三号に規定するボイラー及び同条第四号に規定する小型ボイラーに該当するものをいう。また、簡易ボイラーは、同法施行令第 13 条第 3 項第二十五号に規定するものをいう。いずれも、燃料として重油、灯油又はガスを使用するものに適用する。
- (d) 鋳鉄製ボイラー等に附属する燃焼装置、制御装置等の点検・保守は、消防法、消防法に基づく地方公共団体の条例、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）、「ボイラーの低水位による事故の防止に関する技術上の指針」（昭和 51 年 8 月 6 日労働省公示第 7 号）、「ボイラーの遠隔制御基準等について」（平成 15 年 3 月 31 日基発 0331001 号）等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (e) 鋳鉄製ボイラー等に附属する 給水ポンプ、オイルポンプ又は送風機の点検・保守は、4.4.7「ポンプ」又は 4.4.8「送風機」による。
- (f) 鋳鉄製ボイラー等の作業項目及び作業内容は、表 4.2.1 による。
- (g) 点検時期及び回数は、次による。
- (1) シーズンイン点検：運転期間開始前又は法定性能検査前に年 1 回（ボイラーに限る。）
- (2) シーズンオン点検：運転期間中に毎月 1 回（ボイラーに限る。）
- ：運転期間中の適切な時期に年 1 回（小型ボイラー及び簡易ボイラー）

表 4.2.1 鋳鉄製のボイラー・小型ボイラー・簡易ボイラー

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の異常の有無の点検 ② ボルトの緩みの有無の点検 ③ 取付状態の点検	IN IN ON	
2. 外観の状況			
a. 本体	① 腐食、損傷等の有無の点検 ② すず等の付着の有無の点検	IN, ON ON	
b. 保温材	脱落、損傷等の有無の点検	IN, ON	
3. 内部の状況			
a. 本体内部 （セクション・燃焼室）	① 水漏れ、過熱、割れ、焼損等の有無の点検 ② 焚口、掃除口等を開放し、燃焼室側のすず、カーボン等の付着物を除去し、水圧試験の実施 ③ 外部への燃焼ガス漏れの有無の点検 ④ 内部水側のスケール、スラッジ、酸化物等の付着及びさびの有無の点検 ⑤ 外部燃焼室側のすず、カーボン等の付着物の有無の点検 ⑥ 耐火材のき裂及び脱落の有無の点検 ⑦ 覗き窓、焚口等から燃焼異常、変形、腐食、損傷、すずの付着等並びに蒸気又は水の漏れの有無の点検	IN IN IN IN IN IN ON	

	⑧ 各管取付け部、弁等の損傷、腐食、ボルトの緩み及び蒸気又は水の漏れの有無の点検	ON
b. 煙道・煙突	① 排ガス漏れ、過熱及び変色の異常、腐食並びに割れの有無の点検	IN, ON
	② すず、灰及び水溜りの有無の点検	IN
4. 附属品		
a. 安全弁・逃し弁	① 分解のうえ清掃	IN
	② 弁及び弁座の損傷の有無の点検	IN
	③ 各部品を清掃し、損傷及び劣化の有無の点検	IN
	④ 組み立て後、原則として吹出しテストの実施	IN
	⑤ 取付けボルトの緩みの点検	ON
	⑥ 漏れの有無の点検	ON
	⑦ テストレバーのあるものは、作動テストの実施	ON
b. 排気管・ドレン管	詰まり、腐食、損傷等の有無の点検	IN, ON
c. 逃し管	① 詰まり、腐食、損傷等の有無の点検	IN, ON
	② 保温材の脱落、損傷等の有無の点検	IN, ON
d. 水面計	① 分解のうえ清掃	IN
	② 弁又はコックの目詰まり、漏れ、腐食、損傷等の有無の点検	IN, ON
	③ 弁又はコックの開閉の良否の点検	IN, ON
	④ ガラス管の汚れ及び亀裂の有無の点検	IN, ON
e. 圧力計・水高計・温度計	① 指針が大気圧下でゼロ点を指示することの確認	IN
	② 汚れ及び損傷の有無の点検	IN, ON
	③ 導圧口、導圧管、サイホン管、コック等の詰まりの有無の点検	IN
	④ 温度計の感温部の腐食及び損傷の有無の点検	IN
	⑤ 正常値を指示していることの確認	ON
	⑥ 取付け部等の漏れの有無の確認	ON
5. バーナー	① ノズルの焼損、変形、汚れ及び詰まりの有無の点検	IN, ON
	② 点火栓の焼損、変形及び汚れの有無並びに電極間の寸法及び位置の適否の点検	IN, ON
	③ ディフューザーの焼損、変形及び汚れの有無の点検	IN, ON
	④ 燃料管の詰まり及び燃料漏れの有無の点検	IN, ON
	⑤ 前板の焼損、汚れ及び取付けボルトの緩みの有無の点検	IN, ON
	⑥ タイルの焼損、変形及び汚れの有無の点検	IN, ON
	⑦ 空気ダンパーの汚れ、損傷等の有無及び作動の良否の点検	IN, ON
6. 自動制御装置		
a. 操作盤	① 盤内機器の取付け状態の良否及び汚れ、過熱、さび等の有無の点検	IN, ON
	② 押ボタン、切換及びスナップスイッチの作動の良否の点検	IN
	③ 表示灯の点灯及び警報器の発鳴の作動の良否の点検	IN, ON
	④ 端子の変色、さび及び汚れの有無の点検	ON
	⑤ 運転時の盤内部の温度の適否及び結露の有無の点検	ON

b. 点火電極・絶縁碍子	⑥ 動力回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	ON	
	① 焼損、変形及び汚れの有無の点検	IN, ON	
	② 放電の良否の点検	IN, ON	
c. 蒸気圧力制限器	③ 配線の絶縁の良否及び接続部の緩みの有無の点検	IN, ON	
	① 導圧管の詰まり及びベローズの亀裂の有無の点検	IN, ON	
d. 温水温度制限器	② レバーの曲り、配線の緩み及び短絡の有無の点検	IN, ON	
	① 感温部のスケール等の付着及び損傷の有無の点検	IN, ON	
e. 水位検出器	② 膨張液導管の折損及び液漏れの有無の点検	IN, ON	
	① フロート部を取出してフロートチャンバー内部の清掃	IN	
f. 火炎検出器	② フロートの亀裂及びベローズの破損の損傷の有無の点検	IN	
	① 火炎検出器を取出して検出部の汚れ、焼損、亀裂等の有無の点検	IN, ON	
g. 燃料遮断弁	② 検出部の装着及び接触の良否の点検	IN, ON	
	① 油燃料遮断弁は、バーナーの燃料停止時に、バーナーノズルからの油の滴下量が規定値以下であることの確認	IN, ON	
	② ガス遮断弁は、バーナーの燃料停止時に、「ガスボイラ燃焼設備の安全技術指標」((一社)日本ガス協会)によりガスの漏れ量が規定値以下であることの確認	IN, ON	
h. ばい煙濃度計	③ 弁及び配管との接続部の漏れの有無の点検	IN, ON	
	① 投光器、受光器のフィルターガラス及びレンズを清掃し、損傷の有無の点検	IN, ON	
	② 光軸のずれの有無を点検及び指示計のゼロ点調整の実施	IN, ON	
i. 地震感知器	ボイラー運転時に作動テストを行い、自動的に燃焼が停止することの確認	IN, ON	

4.2.2 鋼製ボイラー等

(a) 労働安全衛生法に基づく定期自主検査及び人事院規則に基づく定期検査は、本項の仕様により実施する。

(b) 労働安全衛生法に基づく性能検査及び人事院規則に基づく性能検査は、特記による。

なお、登録性能検査機関等による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担等は特記による。

(c) 本項に規定する鋼製ボイラー等は、鋼製のボイラー、小型ボイラー及び簡易ボイラーのうち、立形ボイラー、炉筒煙管ボイラー、水管ボイラー及び貫流ボイラーを対象とし、燃料として重油、灯油又はガスを使用するものに適用する。

(d) 鋼製ボイラー等に附属する燃焼装置、制御装置等の点検・保守は、消防法、消防法に基づく地方公共団体の条例、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、「ボイラーの低水位による事故の防止に関する技術上の指針」、「ボイラーの遠隔制御基準等について」等の関係法令に基づき適切に実施する。

(e) 鋼製ボイラー等に附属する 給水ポンプ、オイルポンプ又は送風機の点検・保守は、4.4.7「ポンプ」又は4.4.8「送風機」による。

(f) 鋼製ボイラー等の作業項目及び作業内容は、表 4.2.2 による。

(g) 点検時期及び回数は、次による。

(1) シーズンイン点検：運転期間開始前又は法定性能検査前に年 1 回（ボイラーに限る。）

(2) シーズンオン点検：運転期間中に毎月 1 回（ボイラーに限る。）

：運転期間中の適切な時期に年 1 回（小型ボイラー及び簡易ボイラー）

表4.2.2 鋼製のボイラー・小型ボイラー・簡易ボイラー

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検 ② ボルトの緩みの有無の点検 ③ 取付け状態の点検	IN IN ON	
2. 外観の状況			
a. 本体	① 腐食、損傷等の有無の点検 ② 蒸気又は水及び燃焼ガスの漏れの有無の点検	IN, ON ON	
b. 保温材	脱落、損傷等の有無の点検	IN, ON	
c. 管台・附属品 取付け部	① 蒸気又は水の漏れ及びボルトの緩みの有無の点検 ② 曲り、損傷等の有無の点検	IN, ON IN, ON	
3. 内部の状況			
a. 蒸気又は水 側部			
イ. 胴、ドラム、 鏡板、管寄 せ、炉筒及 び気水分離 器の内部	① スケール、スラッジ、酸化物等の付着の有無の点検 ② 内面の過熱、変色、変形、割れ、腐食等の有無の点検 ③ 煙管、管ステー及び煙突管の曲り、変形等の有無の点検 ④ 水管及び降水管の取付け部の詰まり、割れ等の有無の点検 ⑤ 管台及び管取付け穴の内部のスケール、さびの詰まり及び腐食の有無の点検 ⑥ 覗き窓、焚口等から燃焼異常、変形、腐食、損傷、すすの付着等並びに蒸気又は水の漏れの有無の点検	IN IN IN IN IN ON	
ロ. ドラム内装 置（給水内 管等）	① スケール、スラッジ、酸化物等の付着の有無の点検 ② 取外し可能なものは、取外しのうえ清掃 ③ 目詰まり、腐食、損傷等の有無の点検 ④ ボルト等の緩み、損傷等の有無の点検 ⑤ 覗き窓、焚口、煙室等から局部過熱による変色、膨出、曲り、損傷、すすの付着等並びに蒸気又は水の漏れの有無の点検	IN IN IN IN ON	
ハ. マンホー ル、検査穴 及び掃除穴	① 開放のうえ、ふた板の内面及びガasketの当り面の清掃 ② 蒸気又は水の漏れ及び腐食、損傷等の有無の点検 ③ ボルトの緩み、損傷等の有無の点検	IN IN IN	
b. ガス側部			
イ. 炉筒、火室、 管板、ドラ ム及び管寄 せ	① すず、未燃物等の付着物の有無の点検 ② 過熱の異常及び漏れ、変形、割れ等の有無の点検 ③ 覗き窓、焚口等から燃焼異常、変形、腐食、損傷、すすの付着等並びに蒸気又は水の漏れの有無の点検	IN IN ON	

ロ. 煙管、管ステー、煙突管、水管及び降水管	① すず、未燃物等の付着物の有無の点検	IN
	② 管壁面の過熱、変色、変形、腐食等の有無の点検	IN
	③ 管取付け部の漏れ、詰まり、割れ等の有無の点検	IN
	④ 覗き窓、焚口等から燃焼異常、変形、腐食、損傷、すずの付着等並びに蒸気又は水の漏れの有無の点検	ON
ハ. 燃焼室、バーナータイル、仕切壁、煙室内の耐火材及び断熱材	① すず、カーボン等の付着物の有無の点検	IN
	② 亀裂及び脱落の有無の点検	IN
	③ 焼損、亀裂、脱落等の劣化及びカーボンの付着の有無の点検	ON
ニ. 煙室扉、爆発扉、点検口扉及び掃除口扉	① 開放のうえ内部の清掃	IN
	② 扉の腐食、焼損、内張り断熱材及び耐火材の脱落、締付けボルトの焼損等の有無の点検	IN
ホ. 煙道及び煙突	① 排ガスの漏れ、過熱、変色、腐食、割れ等の有無の点検	IN
	② すず、カーボン及び水溜りの有無の点検	IN
	③ 局部過熱による変色、割れ、腐食等の有無の点検	ON
	④ 排ガスの漏れの有無の点検	ON
4. 附属品		
a. 安全弁・逃し弁	① 分解のうえ清掃	IN
	② 弁及び弁座の損傷の有無の点検	IN
	③ 各部分を清掃し、腐食、損傷等の有無の点検	IN
	④ 組み立て後、原則として吹出しテストの実施	IN
	⑤ 取付けボルトの緩みの有無の点検	ON
	⑥ 漏れの有無の点検	ON
	⑦ テストレバーのあるものは作動テストの実施	ON
	⑧ 安全弁用排気管の固定の良否、詰まり、腐食の有無の点検	ON
b. 主蒸気弁・給水止弁・逆止弁・吹出し弁	① 分解のうえ清掃	IN
	② 弁座の腐食、損傷等の有無の点検	IN
	③ 弁越し、詰まり及びフランジ部の漏れの有無の点検	ON
c. 水面計	④ 腐食の有無の点検	ON
	① 分解のうえ清掃	IN
	② 弁又はコックの目詰まり、漏れ、腐食、損傷等の有無の点検	IN, ON
	③ 弁又はコックの開閉の良否の点検	IN, ON
d. 水面計取付け水柱管・水位検出用連絡管	④ ガラスの汚れ及び亀裂の有無の点検	ON
	① 内部を清掃	IN
	② 腐食、詰まり及び蒸気又は水の漏れの有無の点検	IN
	③ 管及び弁接続部の漏れの有無の点検	ON
e. 圧力計・水高計・温度計	④ 水面計及び検出器下部の排水弁を開き、管内の詰まりの有無の点検	ON
	① 指針が大気圧下でゼロ点を指示することの確認	IN
	② 損傷等の有無の点検	IN
	③ 導圧口、導圧管、サイホン管、コック等の詰まりの有無の点検	IN
	④ 温度計の感温部の腐食及び損傷の有無の点検	IN
	⑤ 正常値を指示していることの確認	ON
	⑥ 取付け部等の漏れの有無の点検	ON

f. スートブロー ワー	⑦ 汚れ及び損傷の有無の点検	ON
	① エレメントチューブの湾曲、焼損及び噴射口の目詰まりの有無の点検	IN
	② 本体の損傷及び蒸気又は空気の漏れの有無の点検	IN
	③ 蒸気漏れ、ギアの摩耗等の有無及び作動の良否の点検	ON
g. エコノマイ ザー	① すず及び酸化物の付着の有無の点検	IN
	② 水側の詰まり、腐食及び損傷の有無の点検	IN
	③ 常用の圧力で水圧試験を行い、水漏れのないことの確認	IN
h. 空気予熱器	① すず及び酸化物の付着の有無の点検	IN
	② 割れ及び損傷の有無の点検	IN
5. 主バーナー	① 炎口部に付着したすす、カーボン、未燃物等の汚れの清掃	IN, ON
	② 油ノズル、カップ又はガスノズルの清掃	IN
	③ 燃料ノズル、カップ、ディフューザー、エアノズル、燃焼筒、バーナータイルの焼損、変形、割れ等の有無の点検	IN, ON
	④ 燃料管及び調節弁の損傷、燃料漏れ及び詰まりの有無の点検	IN, ON
	⑤ 空気ダンパーの汚れ、損傷等の有無及び作動の良否の点検	IN
	⑥ 燃焼量調節リンク機構のジョイント及びセットボルトの緩み、摩耗及びセット位置のずれの有無の点検	IN
	⑦ ロータリーバーナー又はガンタイプバーナーは、回転部の異常振動、異常音及び発熱の異常の有無並びに電動機の絶縁の良否の点検	ON
	⑧ ロータリーバーナーは、ベルト及びプーリの劣化、緩み及び芯ずれの有無の点検	ON
	⑨ 直接点火のバーナーは、点火トランス、電極棒、高圧リード線の焼損等及び絶縁碍子のき裂の有無並びに絶縁の良否の点検	ON
6. パイロットバー ナー	① 炎口部に付着したすす、カーボン、未燃物等の汚れを清掃し、焼損、変形、割れ等の有無の点検	IN, ON
	② 燃料管及び調節弁の損傷、燃料漏れ及び詰まりの有無の点検	ON
	③ 直接点火のパイロットバーナーは、点火トランス、電極棒、高圧リード線の焼損等及び絶縁碍子のき裂の有無並びに絶縁の良否の点検	ON
7. 自動制御装置		
a. 制御盤	① 盤内機器の接点の焼損及び過熱、異臭、腐食等の有無並びにスパーク発生の有無の点検	ON
	② 端子部の汚れ、緩み、変色、焼損等の有無の点検	ON
	③ 表示等の点灯及び警報器の発鳴の良否の点検	ON
	④ ボイラー運転時の盤内部の温度の適否及び結露の有無の点検	ON
	⑤ 電源電圧を測定し、その良否の確認	ON
	⑥ 動力回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	ON

b. 電極式・フロート式・コープス式水位検出器	① 電極筒を分解のうえ清掃	IN
	② 電極棒及び保持器の取付け状態及び絶縁の良否並びに蒸気漏れ及び劣化の有無の点検	IN
	③ 連絡管及び元弁の詰まり並びに配管接続部の蒸気又は水漏れの有無の点検	IN, ON
	④ 電線接続端子のほこり、水分及びさびによる汚れの付着並びにねじの緩みの有無の点検	ON
	⑤ スイッチ部の焼損等の有無及び接触の良否の点検	ON
	⑥ フロート式の場合は、フロート部を取出してフロートチャンバー内部の清掃	IN, ON
	⑦ フロート式の場合は、フロートの亀裂、ベローズの破損等の有無の点検	ON
	⑧ コープス式の場合は、膨張管の損傷及び伸縮不良、リンク機構の摩耗、損傷等の有無並びに連絡管及び排水管の漏れの有無の点検	IN, ON
	⑨ コープス式の場合は、調節弁の漏れ及び弁座の損傷の有無の点検	IN
	⑩ 給水調節弁の作動の良否の点検	ON
c. 差圧式水位発信器	導圧管、接続弁及びドレンポットの詰まり、漏れ、腐食、損傷等の有無の点検	IN, ON
d. 火災検出器	① 火災検出器を取外して検出部の汚れ、焼損、亀裂等の有無の点検	IN, ON
e. 燃料遮断弁	② 検出部の装着及び接触の良否の点検	IN, ON
	① 油燃料遮断弁は、バーナーの燃料停止時に、バーナーノズルからの油の滴下量が規定値以下であることの確認	IN, ON
	② ガス遮断弁は、バーナーの燃料停止時に、「ガスボイラ燃焼設備の安全技術指標」((一社) 日本ガス協会) によりガスの漏れ量が規定値以下であることの確認	IN, ON
	③ 弁及び配管との接続部の漏れの有無の点検	IN, ON
f. 蒸気圧力又は温水温度制限器	④ アクチュエーター部又はコイル部の過熱、異臭、異常音及び異常振動の有無の点検	ON
	⑤ 液動遮断弁は、充填油の量の適否の点検	ON
	① 導圧管接続口の詰まり及びベローズの亀裂の有無の点検	IN
	② 導圧管及び接続弁の詰まり、漏れ、腐食、損傷等の有無の点検	IN
	③ 配線接続端子部のねじの緩み、汚れ、焼損及び変色の有無の点検	ON
	④ スイッチ部の焼損の有無を点検及び接触の良否の点検	ON
	⑤ マイクロスイッチのねじの緩み及びレバーの曲りの有無の点検並びに取付け状態の良否の点検	ON
	⑥ 圧力制限器は、導圧配管の蒸気又は水の漏れ並びにベローズ部の亀裂の有無の点検	ON
	⑦ 温度制限器は、導管の潰れ、折損及び液漏れの有無の点検	ON
	⑧ 温度制限器は、導管の潰れ、折損及び液漏れの有無の点検	ON
g. 比例圧力又は比例温度調節器	① 感温部を取外しのうえスケール、さび等の付着及び損傷の有無の点検	IN
	② 膨張液導管の折損及び液漏れの有無の点検	IN
	③ 配線接続端子部のねじの緩み、汚れ、焼損及び変色の有無の点検	ON

	④ ワイパー及びしゅう動面の汚れ及び摩耗の有無を点検並びに接触の良否及び断線の有無の点検	ON	
	⑤ 圧力調節器は、導圧配管の蒸気又は水の漏れ及びベローズ部の亀裂の有無の点検	ON	
	⑥ 温度調節器は、導管の潰れ、折損及び液漏れの有無の点検	ON	
h. ばい煙濃度計	① 投光器並びに受光器のフィルターガラス及びレンズを清掃し、損傷の有無の点検	IN, ON	
	② 光軸のずれの有無の点検及び指示計のゼロ点調整	ON	
	③ 投光器及び受光器のページ用ファンの作動の良否の点検	IN, ON	
8. 給水装置			
a. 給水タンク	① 内部を清掃	IN	
	② 本体の腐食、割れ及び水漏れの有無の点検	IN	
	③ 水面計、水取出口及び弁の詰まりの有無の点検	IN	
	④ タンク本体の水漏れ、内外面の腐食及び内部の沈殿物の有無の点検	ON	
	⑤ 配管の水漏れ及び腐食の有無の点検	ON	
	⑥ 水面計の指示の良否	ON	
	⑦ 水位調節器の作動の良否	ON	
b. 給水軟化装置	① 樹脂塔内部を清掃	IN	
	② ロータリーバルブの摩耗及びシートの破損並びにずれの有無の点検	IN, ON	
	③ 樹脂の量の適否並びに汚れ、劣化及び硬度リークの有無の点検	ON	
	④ 樹脂塔、配管の水漏れ及びストレーナの詰まりの有無の点検	IN, ON	
	⑤ ロータリーバルブの作動の良否の点検	ON	
	⑥ 薬液溶解槽の塩水の漏れ及び塩水バルブの固着の有無の点検	ON	
9. 運転調整等			
a. バーナーの自動発停	蒸気圧力又は温水温度の上昇及び下降時におけるバーナーの発停状態を点検し、当該圧力又は温度が規定の許容範囲内にあることの確認	ON	
b. 水位制御	① ON・OFF水位制御装置は、ボイラー水位の低下及び上昇時における給水ポンプの発停状態を点検し、当該ボイラー水位が規定の許容範囲内にあることの確認	ON	
	② 比例水位制御装置は、ボイラー運転時に常時規定の水位に保持されていることの確認	ON	
c. 低水位遮断又は警報	ボイラー運転時に吹出し弁を開き、ボイラー水位を徐々に低下させ、規定の水位まで低下したとき、1段目の低水位遮断装置が作動し、バーナーの燃焼が遮断、警報が鳴ることの確認。更に、水位を低下させ、安全低水面に近付いたとき2段目の低水位遮断装置が作動することを制御盤内のリレー作動状態等により確認	ON	
d. 起動時間・停止時間	① ボイラー起動時のプレパージ時間、点火スパーク時間、パイロットオンリー時間及び主バーナー着火時間を測定し、その良否の確認	ON	

	② ボイラー停止時のポストパージ時間を測定し、その良否の確認	ON	
e. バーナー消炎遮断	① ボイラー運転時に火炎検出器を遮断したとき、安全遮断弁が閉止し、バーナーの燃焼が停止することの確認。また、火炎検出器を遮断してから安全遮断弁が全閉になるまでの時間を測定し、その時間が規定時間以下にあることの確認	ON	
	② バーナーの燃焼停止後警報器が鳴り、制御盤の異常表示灯が点灯することの確認	ON	
f. 火炎検出器 (ガス燃料の場合)	パイロットバーナーのみの点火時及びメインバーナー燃焼中の火炎電流をマイクロアンメーターで測定し、その値が規定値以上であることの確認	ON	
g. 地震感知器	ボイラー運転時に作動テストを行い、自動的に燃焼が停止・消火することの確認	ON	
h. バーナーの燃焼状態	① バーナーの最大燃焼時と最小燃焼時の燃料の流量、供給圧力及び戻り圧力、燃料弁開度、ダンパー開度等を測定し、その値が規定の許容範囲内にあることの確認	ON	
	② 油燃焼ボイラーは、排ガスの酸素濃度、NO _x 濃度、SO _x 濃度及び温度を、ガス燃焼ボイラーは、排ガスの酸素濃度、一酸化炭素濃度、NO _x 濃度及び温度を測定し、その値が規定の許容範囲内にあることの確認	ON	
i. ボイラー用水	第7節「水質管理」の当該事項による。	ON	・特記がある場合

4.2.3 真空式温水発生機・無圧式温水発生機

- (a) 本項は、燃料として灯油、重油又はガスを使用するものに適用する。
- (b) 真空式温水発生機・無圧式温水発生機に附属する燃焼装置等の点検・保守は、消防法、消防法に基づく地方公共団体の条例、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (c) 真空式温水発生機・無圧式温水発生機に附属する給水ポンプ、オイルポンプ又は送風機の点検・保守は、4.4.7「ポンプ」又は4.4.8「送風機」による。
- (d) 真空式温水発生機・無圧式温水発生機の作業項目及び作業内容は、表4.2.3による。
- (e) 点検時期及び回数は、次による。

シーズンイン又はオン点検：運転期間開始前又は運転期間中の適切な時期に年1回

表4.2.3 真空式温水発生機・無圧式温水発生機

作業項目	作業内容	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検 ② ボルトの緩みの有無の点検	
2. 外観の状況		
a. 本体	汚れ及び燃焼ガスの漏れ並びに焚口及び掃除口付近の焼損の有無の点検	
b. 保温材	脱落、損傷等の有無の点検	

3. 内部の状況	
a. 燃焼室・伝熱面	① 清掃のうえ、過熱、腐食、水漏れ等の有無の点検 ② 真空式の場合は、真空度が規定の許容範囲内にあることの確認
	③ 燃焼ガス漏れの有無の点検
b. 熱交換器	④ 運転時に水位が規定の許容範囲内にあることの確認
	① 接続部の水漏れの有無の点検
	② 汚れ及び詰まりの有無の点検並びに流量の適否の点検
	③ 逃し弁を分解清掃し、腐食、損傷等の有無の点検
c. 煙道・煙突	① 割れ、腐食等及び雨水の浸入の有無の点検
	② 排ガスの漏れの有無の点検
	③ 耐火レンガ及びキャストブルの破損及び脱落並びにすすの堆積の有無の点検
4. 附属品	
a. 抽気装置	① 作動の良否
(真空式に限る)	② 抽気ポンプのグランドパッキンの損傷の有無の点検
	③ 弁の損傷及び詰まりの有無の点検
	④ 配管接続部の緩み及び水漏れの有無の点検
	⑤ 抽気ブローの作動の良否の点検
b. 制御安全装置	① 温度調節器の作動の良否
	② 真空式の場合は、溶解栓及び温度ヒューズの異常の有無の点検
	③ 真空式の場合は、抽気スイッチ及び安全スイッチの作動の良否の点検
	④ 無圧式の場合は、低水位スイッチの作動の良否の点検
5. 燃焼装置	
a. バーナー	① 炎口部に付着したすす、カーボン、未燃分等の汚れの清掃
	② 点火及び消火の良否の点検
	③ 炎の色及び形状並びに燃焼音等の燃焼状態の良否の点検
	④ ノズル、ディフューザー、バーナータイルの焼損、変形、割れ等の有無の点検
b. 電極棒	異物の付着及び腐食の有無の点検
c. ストレナー	漏れの有無の点検
d. 電磁弁・油圧計	作動の良否の点検
e. 火炎検出器	① 火炎検出器を取外して検出部の汚れ、焼損、亀裂等の有無の点検
	② 検出部の装着及び接触の良否の点検
f. 燃料遮断弁	① 油燃料遮断弁は、バーナーの燃料停止時に、バーナーノズルからの油の滴下量が規定値以下であることの確認
	② ガス遮断弁は、バーナーの燃料停止時に、「ガスボイラ燃焼設備の安全技術指標」((一社)日本ガス協会)によりガスの漏れ量が規定値以下であることの確認
	③ 弁及び配管との接続部の漏れの有無の点検
g. 地震感知器	温水発生機運転時に作動テストを行い、自動的に燃焼が停止することの確認

6. 操作盤	① 盤内機器の取付け状態の良否並びに過熱及び異臭の有無の点検 ② 端子の変色、さび及び汚れの有無の点検 ③ 温水発生機運転時の盤内部の温度状況及び結露水の有無の点検 ④ 表示灯の点灯及び警報器の発鳴の良否 ⑤ 動力回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認
--------	--

4.2.4 温風暖房機

- (a) 本項に規定する温風暖房機は、燃料として重油、灯油又はガスを使用するものに適用する。
- (b) 温風暖房機に附属する燃焼装置等の点検・保守は、消防法、消防法に基づく地方公共団体の条例、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (c) 温風暖房機と別置き形となっているエアフィルターの点検・保守は、4.4.6「空気清浄装置」による。
- (d) 温風暖房機に附属するオイルポンプ又は送風機の点検・保守は、4.4.7「ポンプ」又は4.4.8「送風機」による。
- (e) 温風暖房機の作業項目及び作業内容は、表4.2.4による。
- (f) 点検時期及び回数は、次による。
- (1) シーズンイン点検：運転期間開始前に年1回
 - (2) シーズンオン点検：運転期間中に毎月1回（実施は特記による。）

表 4.2.4 温風暖房機

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	IN	
	② ボルトの緩みの有無の点検	IN	
2. 外観の状況			
a. 本体	水及び油漏れ並びに腐食、損傷等の有無の点検	IN	
b. 煙管・燃焼室	① 煙管を清掃のうえ、漏れ、損傷、腐食等の有無の点検	IN	
	② 燃焼室内部を清掃のうえ、漏れ、変形、損傷等の有無の点検	IN	
c. 煙道・煙突	① すずの付着、腐食、損傷等の有無の点検	IN	
	② ダンパーの開度の適否及び損傷等の有無の点検	IN	
3. 加湿器	① 清掃のうえ、腐食、損傷等の有無の点検	IN, ON	
	② 作動の良否の点検	IN, ON	
4. 燃料系統	① 配管の油漏れの有無の点検	IN	
	② ストレーナを清掃し、損傷等の有無の点検	IN	
	③ 弁の油漏れの有無の点検及び開閉の良否の点検	IN	
5. バーナー	① 汚れ及び油漏れの有無の点検	IN	
	② ノズル、電極棒及び絶縁碍子の割れ、損傷等の有無の点検	IN	
	③ 着火の良否の点検	IN	
	④ ファンの異常音、異常振動、損傷等の有無の点検	IN	

6. 自動制御装置			
a. 燃焼安全制御器	燃焼安全制御器（火炎検出器）が作動した場合にバーナーモーターが停止することの確認	IN	
b. リミットスイッチ	リミットスイッチが規定の温度で作動した場合に、異常ランプが点灯し、運転が停止することの確認	IN	
c. 操作盤	① 盤内機器の取付け状態の良否及び汚れ、過熱、さび等の有無の点検	IN	
	② 表示灯の点灯及び警報器の発鳴の作動の良否の点検	IN	
	③ 動力回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN	
7. エアフィルタ			
a. ろ材	① 目詰まりの有無の点検	IN, ON	
	② 差圧計により圧力損失が、規定値以下であることの確認	IN, ON	
b. 枠	変形、腐食等の有無の点検	IN, ON	

第3節 冷熱源機器

4.3.1 チリングユニット

(a) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく定期自主検査は、本項の仕様等により実施する。

(b) 高圧ガス保安法に基づく保安検査は、特記による。

なお、経済産業省令に定める者による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担は、特記による。

(c) フロン排出抑制法に基づく簡易点検を3か月以内ごとに実施する。

なお、フロン排出抑制法に該当するもの（圧縮機電動機の定格出力の合計が7.5kW以上）の定期点検は、特記による。

(d) チリングユニットの作業項目及び作業内容は、表4.3.1による。

(e) 点検時期及び回数は、次による。

(1) シーズンイン点検：運転期間開始前又は法定保安検査前に年1回

(2) シーズンオン点検：運転期間中に毎月1回

(3) シーズンオフ点検：運転期間終了後に年1回

表4.3.1 チリングユニット

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	IN, OFF	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無の点検	IN, OFF	
	③ 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無の点検	IN, OFF	
	④ 取付け状態の点検	ON	
2. 外観の状況			
a. 本体	腐食、変形、破損等の有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 保冷材	損傷及び脱落の有無の点検	IN, ON, OFF	

3. 内部の状況			
a. 熱交換器	フィンコイルの汚れ、損傷等の有無の点検	IN, OFF	
4. 附属品			
a. 温度計・圧力計	① 正常値を指示していることの点検 ② 取付け部等の漏れの有無の点検 ③ 汚れ及び損傷の有無の点検	IN, ON IN, ON IN, ON, OFF	
b. 安全弁	漏れの有無の点検及び作動の良否の点検	IN, ON	
5. 電気系統			
a. 操作回路・動力回路	動力回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN, OFF	
b. 端子	緩み、変色及び破損の有無の点検	IN, ON, OFF	
c. クランクケースヒータ	① 温度の異常の有無の点検 ② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ③ 通電状態及び発熱状態に異常のないことの確認	IN, OFF IN, OFF ON	
d. 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無の点検	IN, ON, OFF	
e. 電磁開閉器	異常音及び劣化の有無の点検	IN, OFF	
f. 接地	接地線及び接地端子の接続状況の確認	IN	
6. 保安装置			
a. 圧力開閉器	設定値で作動することの確認	IN	・実作動が著しく困難な場合は、類似回路としてもよい。
b. 吐出ガス温度サーモスタット	作動の良否の点検	IN	
c. 断水リレー	作動の良否の点検	IN	
d. インターロック	作動の良否の点検	IN	
e. 冷水凍結防止サーモスタット	作動の良否の点検	IN	
f. 可溶栓	変形、破損等の有無の点検	IN	
7. 冷媒系統	① ガス漏れの有無の点検 ② 配管の損傷、接触、摩耗、腐食等の有無の点検	IN, ON, OFF IN, ON, OFF	
8. 潤滑油系統	油の汚れの有無の点検及び油量の適否の点検	IN, ON, OFF	
9. 冷水及び冷却水系統			
a. 冷水	漏れの有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 弁	開閉の良否	IN, ON, OFF	
c. 排水	通水試験を行い、流れに支障がないことの確認	IN, ON, OFF	
d. ドレンパン	汚れ、さび、腐食等の有無の点検	IN, ON	・必要に応じて清掃を実施
e. 排水系統	通水試験を行い、流れに支障のないことの確認	IN, OFF	

10. 送風機		
a. Vベルト	摩耗、緩み及び損傷の有無の点検	IN, ON, OFF
b. 軸受	異常音及び異常振動の有無の点検	IN, ON, OFF
c. 羽根車	損傷、振動等の有無の点検	IN, ON, OFF
11. 運転調整		
a. 音・振動	異常のないことの確認	IN, ON
b. 電源電圧・電流	① 運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にあることの確認 ② 主電流、圧縮機電流及び送風機電流が規定値以下にあることの確認	IN, ON IN, ON
c. 冷媒	① 高圧側及び低圧側の圧力、温度等の冷媒ガスの状態を把握するために必要な計測を行い、その値が許容範囲内にあることの確認 ② レシーバー等の冷媒液面の低下がないことの確認	IN, ON IN, ON
d. 冷凍機油	油圧、温度等を計測し、その値が許容範囲内にあることの確認	IN, ON
e. 熱交換状況	冷媒、冷却水及び冷水の温度等を点検し、熱交換状況が正常であることの確認	IN, ON
f. 自動制御	温度、圧力、容量及びタイマー制御が設定値で作動することの確認	IN, ON
12. 保存	水系統（排水系統を除く）は、確実に水を抜いたうえ保存	OFF

4.3.2 空気熱源ヒートポンプユニット

(a) 高圧ガス保安法に基づく定期自主検査は、本項の仕様等により実施する。

(b) 高圧ガス保安法に基づく保安検査は、特記による。

なお、経済産業省令に定める者による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担は、特記による。

(c) フロン排出抑制法に基づく簡易点検を3か月以内ごとに実施する。

なお、フロン排出抑制法に該当するもの（圧縮機電動機の定格出力の合計が7.5kW以上）の定期点検は、特記による。

(d) 空気熱源ヒートポンプユニットの作業項目及び作業内容は、表4.3.2による。

(e) 点検時期及び回数は、次による。

(1) シーズンイン点検：冷房及び暖房の運転期間開始前に年各1回

(2) シーズンオン点検：冷房及び暖房の運転期間中に毎月1回

(3) シーズンオフ点検：冷房及び暖房の運転期間終了後に年各1回

表4.3.2 空気熱源ヒートポンプユニット

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検 ③ 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無の点検 ④ 取付け状態の点検	IN, OFF IN, OFF IN, OFF ON	

2. 外観の状況			
a. 本体	腐食、変形、破損等の有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 保冷材	損傷及び脱落の有無の点検	IN, ON, OFF	
3. 内部の状況			
a. 熱交換器	フィンコイルの汚れ、損傷等の有無の点検	IN, OFF	
4. 附属品			
a. 温度計・圧力計	① 正常値を指示していることの確認 ② 取付け部等の漏れの有無の点検 ③ 汚れ及び損傷の有無の点検	IN, ON IN, ON IN, ON, OFF	
b. 安全弁	漏れの有無の点検及び作動の良否の点検	IN, ON	
5. 電気系統			
a. 冷暖房切替	冷房又は暖房切換えスイッチ及び四路切換弁の作動の良否の点検	IN, OFF	
b. 操作回路・電動機回路・ヒーター回路	電動機回路、ヒーター回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN, OFF	
c. 端子	緩み、変色及び破損の有無の点検	IN, ON, OFF	
d. クランクケースヒータ	① 温度の異常の有無の点検 ② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ③ 通電状態及び発熱状態に異常のないことの確認	IN, OFF IN, OFF ON	
e. 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無の点検	IN, ON, OFF	
f. 電磁開閉器	異常音及び劣化の有無の点検	IN, OFF	
g. 接地	接地線及び接地端子の接続状況の確認	IN	
6. 保安装置			
a. 圧力開閉器	設定値で作動することの確認	IN	・実作動が著しく困難な場合は、類似回路としてもよい。
b. 吐出ガス温度サーモ	作動の良否の点検	IN	
c. 断水リレー	作動の良否の確認	IN	
d. インターロック	作動の良否の確認	IN	
e. 冷水凍結防止サーモスタット	作動の良否の点検	IN	
f. 可溶栓	変形、破損等の有無の点検	IN	
7. 冷媒系統	① ガス漏れの有無の点検 ② 配管の損傷、接触、摩耗及び腐食の有無の点検	IN, ON, OFF IN, ON, OFF	
8. 潤滑油系統	油の汚れの有無の点検及び油量の適否の点検	IN, ON, OFF	
9. 水系統			
a. 冷温水	漏れの有無、水質及び流量の点検	IN, ON, OFF	
b. 弁	開閉の良否	IN, ON, OFF	

c. 排水 d. ドレンパン	通水試験を行い、流れに支障がないことの確認 汚れ、さび、腐食等の有無の点検	IN, ON, OFF IN, ON	- INは冷房運転期間開始前、ONは冷房運転期間中に限る。 - 必要に応じて清掃を実施
10. 送風機			
a. Vベルト	摩耗、緩み及び損傷の有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 軸受	異常音及び異常振動の有無の点検	IN, ON, OFF	
c. 羽根車	損傷、振動等の有無の点検	IN, ON, OFF	
11. 運転調整			
a. プロペラファン	回転方向が正しいことの確認	IN, ON	
b. 音・振動	異常のないことの確認	IN, ON	
c. 電源電圧・電流	① 運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にあることの確認 ② 主電流、圧縮機電流及び送風機電流が規定値内にあることの確認	IN, ON IN, ON	
d. 冷媒	① 高圧側及び低圧側の圧力、温度等の冷媒ガスの状態を把握するために必要な計測を行い、その値が許容範囲内にあることの確認 ② レシーバー等の冷媒液面の低下のないことの確認	IN, ON IN, ON	
e. 冷凍機油	油圧、温度等を計測し、その値が許容範囲内にあることの確認	IN, ON	
f. 熱交換状況	冷媒、冷却風、冷水又は温水の温度等を点検し、熱交換状況が正常であることの確認	IN, ON	
g. 自動制御	温度、圧力、容量及びタイマー制御が設定値で作動することの確認	IN, ON	
12. 除霜装置	暖房運転時の場合は、作動の良否の点検	IN, ON	

4.3.3 遠心冷凍機

(a) 高圧ガス保安法に基づく定期自主検査は、本項の仕様等により実施する。

(b) 高圧ガス保安法に基づく保安検査は、特記による。

なお、経済産業省令に定める者による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担は、特記による。

(c) フロン排出抑制法に基づく簡易点検を3か月以内ごとに実施する。

なお、フロン排出抑制法に該当するもの（圧縮機電動機の定格出力の合計が7.5kW以上）の定期点検は、特記による。

(d) 遠心冷凍機の作業項目及び作業内容は、表4.3.3による。

(e) 点検時期及び回数は、次による。

- (1) シーズンイン点検：運転期間開始前に年 1 回
 (2) シーズンオン点検：運転期間中の適切な時期に年 1 回
 (3) シーズンオフ点検：運転期間終了後に年 1 回

表4.3.3 遠心冷凍機

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検 ③ 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無の点検 ④ 取付け状態の点検	IN, OFF IN, OFF IN, OFF ON	
2. 外観の状況			
a. 本体	腐食、変形、破損等の有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 保冷材	脱落、破損等の有無の点検	IN, OFF	
3. 内部の状況			
a. 機内の気密性	機内の圧力が許容範囲内にあることの確認	IN	
b. 圧縮機	① 油ポンプの異常音、異常振動、損傷等の有無の点検 ② エゼクターを外して詰まりの有無の点検 ③ ベーンが円滑に作動することの確認	OFF OFF OFF	
c. フィルター	① 機内を大気圧まで上昇させた後に点検 ② 詰まり及び破損の有無の点検	OFF OFF	
d. 熱交換器	① 伝熱管のスケール付着の有無の点検 ② 伝熱管の腐食の有無の点検 ③ 水室の汚れの有無の点検 ④ 防食用亜鉛板付のものは、その消費量の点検 ⑤ 水室の乾燥	OFF OFF OFF OFF OFF	・伝熱管のブラシ洗浄は特記による。
e. 抽気回収装置	① 圧縮機各部の劣化の有無の点検 ② 抽気槽を分解、清掃し、腐食の有無の点検 ③ フロート弁の作動の良否及びシート漏れの有無の点検 ④ 圧縮機用油の汚れの有無の点検	OFF OFF OFF OFF	
f. フロート室	フロート室のさび及び堆積物の有無の点検	OFF	
g. 油クーラー	水室を分解し、さび及び汚れの有無の点検	OFF	
4. 附属品			
a. 温度計・圧力計	① 正常値を指示していることの確認 ② 取付け部等の漏れの有無の点検 ③ 汚れ及び損傷の有無の点検	IN, ON IN, ON IN, ON, OFF	
b. 安全弁	高圧冷媒の場合は、安全弁を外し規定圧力で作動することの確認	OFF	
5. 電気系統			
a. 主電動機・高圧盤	絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN	

b. 操作回路・ヒーター回路・電動機回路	ヒーター回路、電動機回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN	
c. タイマー	起動制限、遅延、その他のタイマーが設定値で作動することの確認	IN	
d. 端子	緩み、変色及び破損の有無の点検	IN	
e. 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無の点検	IN	
f. 遮断器・接点・アークシユーター	溶着、荒れ及び緩みの有無の点検	IN	
g. 接地	接地線及び接地端子の接続状況の確認	IN	
6. 保安装置			
a. 作動試験	保安装置が規定値で作動することの確認	IN	・実作動が著しく困難な場合は、類似回路としてもよい。
b. インターロック	作動の良否の点検	IN	
7. 冷媒系統	① 汚れ又は遊離水分の有無の点検	IN, OFF	
	② 冷媒量の適否を冷媒レベルゲージ及び運転時の蒸発圧力により判定	IN, ON	
	③ レシーバー等の冷媒液面の低下がないこと の確認	IN, ON	
8. 潤滑油系統	① 油量の適否	IN	
	② 油の変色、白濁及び異臭の有無の点検	IN	
9. 冷水及び冷却水系統	① 弁の開閉の良否	IN	
	② 冷水及び冷却水系統の各水室部に水漏れのないこと の確認	IN	
10. 運転調整			
a. 音及び振動	異常のないことの確認	IN, ON	
b. 電動機及び圧縮機	① 運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にあること の確認	IN, ON	
	② 主電流及び圧縮機電流が規定値以下にある ことの確認	IN, ON	
	③ 電動機の回転方向が正しいこと の確認	IN	
	④ 電動機の冷却状態が正常であること の確認	IN, ON	
	⑤ 電動機が規定の時間で停止すること の確認	IN	
c. 潤滑油	① 油面、油圧及び油温を計測し、その値が許容 範囲内にあること の確認	IN, ON	
	② 油系統の漏れの有無の点検	IN, ON	
	③ 油系統に異常音及び異常振動がないこと の確認	IN, ON	
	④ フィルターの詰まりの有無の点検	IN, ON	
d. 凝縮器	① 冷却水の出口及び入口温度、凝縮圧力等を測 定し、その値が許容範囲内にあること の確認	IN, ON	・密閉形の場合 は、不凝縮ガ スの点検不要
	② 不凝縮ガスの混入及び冷却管の汚れの有無 の点検	IN, ON	

e. 蒸発器	① 冷水の出口及び入口温度、蒸発圧力、冷媒液面等を測定し、その値が許容範囲内にあることの確認	IN, ON	・特記がある場合
f. 容量制御装置	② 冷却管の汚れの有無の点検 冷水温度が規定値に制御され、ベーンダンパーの作動が円滑であることの確認	IN, ON IN, ON	
g. 増速装置	開放形の場合は、軸封装置の油漏れの有無の点検	IN, ON	
h. フロート弁・油戻し装置	正常に機能していることの確認	IN, ON	
i. 抽気装置	① 圧縮機用油の油面の良否及び異常音、異常振動等の有無の点検 ② 圧縮機の回転方向が正しいことの確認 ③ Vベルトの緩み及び損傷の有無の点検 ④ 吐出圧力が設定値にあることの確認 ⑤ リリーフ弁が規定圧力で作動することの確認 ⑥ 抽気槽及び自動抽気装置の作動の良否の点検	IN, ON IN IN, ON IN, ON IN, ON IN, ON	
j. 機器用水	⑦ 抽気槽内液の汚れ及び漏れの有無の点検 第7節「水質管理」の当該事項による。	IN, ON ON	
11. 整備・保存			
a. 気密確認	① シーズン中の抽気装置の使用回数の確認 ② シーズンオフの暖房期間中に温水が蒸発器に流入しない措置を講ずる。	OFF OFF	
b. 冷媒及び油抽出	① 冷媒中の遊離水分の有無の点検 ② 油の変色、白濁及び異臭の有無の点検	OFF OFF	
c. 圧縮機	オイルタンク内部の異物、汚損等の有無の点検	OFF	
d. フロート室	フロート弁が手動で円滑に作動することの確認	OFF	
e. 気密試験・保存	① 機内を加圧し、発泡剤により漏れの有無の点検 ② 機内を真空ポンプで規定値以上の真空に保持し、窒素ガスで規定値まで加圧し、保存	OFF OFF	
f. 冷媒充填	① 汚れ又は遊離水分の有無の点検 ② 機内真空度を規定値以上に保持した後、規定量の冷媒の充填	IN IN	

4.3.4 吸収冷凍機

(a) 労働安全衛生法に基づく定期自主検査及び人事院規則に基づく定期検査は、本項の仕様により実施する。

(b) 労働安全衛生法に基づく性能検査及び人事院規則に基づく性能検査は、特記による。

なお、登録性能検査機関等による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担は、特記による。

(c) 本項は、熱源として蒸気又は高温水を使用する吸収冷凍機に適用する。

(d) 吸収冷凍機の作業項目及び作業内容は、表4.3.4による。

(e) 点検時期及び回数は、次による。

(1) シーズンイン点検：運転期間開始前又は法定性能検査前に年 1 回

(2) シーズンオン点検：運転期間中に年 1 回

(3) シーズンオフ点検：運転期間終了後に年 1 回

表 4.3.4 吸収冷凍機

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検 ③ 取付け状態の点検	IN, OFF IN, OFF ON	
2. 外観の状況			
a. 本体	腐食、変形、破損等の有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 保温材・保冷材	損傷及び脱落の有無の点検	IN, OFF	
3. 附属品			
a. 温度計・圧力計	① 正常値を指示していることの確認 ② 取付け部等の漏れの有無の点検 ③ 汚れ及び損傷の有無の点検	IN, ON IN, ON IN, ON, OFF	
4. 気密確認	機内圧力が規定値以内であることの確認	IN	
5. 電気系統			
a. 操作回路・電動機回路(密閉ポンプ・抽気ポンプ)	電動機回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN, OFF	
b. 端子	緩み、変色及び破損の有無の点検	IN, OFF	
c. タイマー	起動制限、遅延、その他のタイマーが設定値で作動することの確認	IN	
d. サーマルリレー	キャンドポンプ及び抽気ポンプ用サーマルリレーの設定値の確認	IN	
e. 電極棒	① 電極棒の機能の点検 ② 必要に応じて電極棒を抜取り、亀裂又は折損の有無の点検	IN, ON OFF	
f. 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無の点検	IN	
g. 接地	接地線及び接地端子の接続状況の確認	IN	
6. 保安装置			
a. 作動試験	リレー及び保護装置が規定値で作動することの確認	IN	・実作動が著しく困難な場合は疑似回路としてもよい。
b. インターロック	作動の良否の点検	IN	
7. 蒸気圧力調整弁	① リンク装置の緩みの有無の点検 ② 実作動及び疑似回路により作動させ、その良否の点検	IN, ON IN, ON	

8. 冷水及び冷却水系統	① 弁の開閉の良否の点検	IN	
	② 冷水及び冷却水系統の各水室部に水漏れのないことの確認	IN	
9. 運転調整			
a. 音・振動	異常のないことの確認	IN, ON	
b. 電流・電圧	① 運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にあることの確認	IN, ON	
	② 運転電流が規定値以下にあることの確認	IN, ON	
c. 電動機	電動機の回転方向が正しいことの確認	IN	
d. 自動制御	蒸気調整弁が設定温度で段階的に作動することの確認	IN, ON	
e. 熱源	① 供給蒸気の1次圧力が規定の許容範囲内にあることの確認	IN, ON	
	② 非通電時に、蒸気制御弁にリークのないことの確認	IN, ON	
f. 熱交換器	① 冷水及び冷却水の入口温度及び出口温度、溶液温度、溶液濃度、凝縮温度、蒸発温度等を測定し、その値が許容範囲内にあることの確認	IN, ON	
	② 不凝縮ガスの混入及び冷却管の汚れの有無の点検	IN, ON	
10. 真空気密			
a. 抽気ポンプ	① 起動時に固着及び異常音がなく、抽気能力に異常のないことの確認	IN, ON, OFF	
	② ベルトの張りの良否及び油面の適否の点検	IN, ON, OFF	
b. 抽気系統	抽気用弁を手動で全開にし、真空計の変化から開通していることの確認	IN, ON, OFF	
c. パラジウムセルユニット	パラジウムセル部の焼損及び劣化の有無の点検	IN, ON, OFF	
d. リーク試験	抽気ポンプで機内に不凝縮ガスのないことの確認	IN, ON, OFF	
e. 真空引き	抽気ポンプを用いて機内を所定の圧力まで抽気	IN	
11. 冷媒・吸収剤	① 攪拌した溶液を適量採取し、腐食防止剤濃度及びアルカリ度が規定の許容範囲内にあることの確認	IN, ON	
	② 溶液に汚れのないことの確認	IN, ON	
12. 熱交換器	① 伝熱管のスケール付着の有無の点検	OFF	・伝熱管のブラシ洗浄は特記による。
	② 伝熱管の腐食の有無の点検	OFF	
	③ 水室の汚れ及び腐食の有無の点検	IN	
13. 機器用水	第7節「水質管理」の当該事項による。		・特記がある場合
14. 保存			
a. 真空系統	内部真空度に降下のないことを確認のうえ保存	OFF	

b. 冷水及び冷却水系統	満水又は乾燥のうえ保存する。満水保存の場合は、さび止め剤を規定の濃度まで注入	OFF	
c. 溶液希釈	シーズンオフ停止に入る時は溶液が充分希釈されていることの確認	OFF	

4. 3. 5 吸収冷温水機

(a) 本項は、燃料としてガス又は油を使用する吸収冷温水機（吸収冷温水機ユニット含む）に適用する。

(b) 吸収冷温水機に附属する燃焼装置等の保守は、消防法、消防法に基づく地方公共団体の条例、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(c) 吸収冷温水機のうち、冷凍能力が単体で186kW以上の作業項目及び作業内容は、表4. 3. 5 (A)による。

(d) 吸収冷温水機のうち、冷凍能力が単体で186kW未満のもの及び吸収冷温水機ユニットにおける作業項目及び作業内容は、表4. 3. 5 (B)による。

(e) 点検時期及び回数は、次による。

(1) シーズンイン点検：冷房及び暖房の運転期間開始前に年各 1 回

(2) シーズンオン点検：冷房及び暖房の運転期間中の適切な時期に年各 1 回

(3) シーズンオフ点検：冷房及び暖房の運転期間終了後に年各 1 回（吸収冷温水機のうち、冷凍能力が単体で186kW未満のもの及び吸収冷温水機ユニットは特記による。）

表 4. 3. 5 (A) 吸収冷温水機（冷凍能力が単体で 186kW 以上）

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検 ③ 取付け状態の点検	IN, OFF IN, OFF ON	
2. 外観の状況			
a. 本体	腐食、変形、破損等の有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 保温材・保冷材	損傷及び脱落の有無の点検	IN, OFF	
3. 内部の状況			
a. 燃焼室	① 焼損及び燃焼ガスのリークの有無の点検 ② 耐火材の亀裂、脱落等の有無の点検 ③ 燃焼室内部の腐食及び汚れの有無の点検 ④ 燃焼ガス出口部の腐食の有無の点検	OFF OFF OFF OFF	
b. 熱交換器	① 伝熱管のスケール付着の有無の点検 ② 伝熱管の腐食の有無の点検 ③ 水室の汚れ及び腐食の有無の点検	OFF OFF OFF	・ 伝熱管のブラシ洗浄は特記による。
4. 附属品			
a. 温度計・圧力計	① 正常値を指示していることの確認 ② 取付け部等の漏れの有無の点検 ③ 汚れ及び損傷の有無の点検	IN, ON IN, ON IN, ON, OFF	

b. 附属弁	① 弁の開閉の良否の点検 ② 調整弁が、冷房又は暖房運転時の調整開度であることの確認	IN IN	
5. 動力盤	① 冷房又は暖房の切換えが正しいことの確認 ② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ③ 作動の良否の点検	IN IN IN	
6. 電気系統			
a. 操作回路・ヒーター回路・電動機回路 (キャンドポンプ・抽気ポンプ・ブロワーファン・油ポンプ)	ヒーター回路、電動機回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN	
b. 端子	緩み、変色及び損傷の有無の点検	IN	
c. タイマー	起動制限、遅延、その他のタイマーが設定値で作動することの確認	IN	
d. サーマルリレー	キャンドポンプ、抽気ポンプ、ブロワー及び油ポンプ用サーマルリレーの設定値の確認	IN	
e. 電極棒	機能の点検	IN	
f. 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無の点検	IN	
g. 接地	接地線及び接地端子の接続状況の確認	IN	
7. 保安装置			
a. 作動試験	リレー及び保護装置が規定値で作動することの確認	IN	・実作動が著しく困難な場合は疑似回路としてもよい。
b. インターロック	作動の良否の点検	IN	
8. 燃焼装置			
a. 燃料系統配管	① 油燃料の場合は、油配管継手部からの油の滴下のないことの確認 ② ガス燃料の場合は、(一社)日本冷凍空調工業会規格JRA4004 (ガス吸収冷温水機安全基準) に定められた方法により外部漏れの確認	IN, OFF IN, OFF	
b. 弁	① 油燃料の場合は、電磁弁非通電時に、ノズルからの油垂れがないことの確認 ② ガス燃料の場合は、(一社)日本冷凍空調工業会規格JRA4004 (ガス吸収冷温水機安全基準) に示す方法による弁越リーク量が基準以内であることの確認 ③ ガス燃料の場合は、電動ボール弁、主遮断弁及びパイロット電磁弁の開閉の良否の点検 ④ 異常時に規定値で作動することの確認 ⑤ 通電時にチャタリング、過熱、異常音等の有	IN, ON IN, ON IN, ON IN, ON IN, ON	・実作動が著しく困難な場合は疑似回路としてもよい。

c. バーナー	無の確認	
	① 耐火材の亀裂及び欠損の有無の点検	IN, OFF
	② ヘッド部の焼損及び変形の有無の点検	OFF
	③ ノズルを取外し、洗油又はシンナーで清掃	OFF
d. リンク機構	④ 点火トランス、電極棒及び高圧リード線の損傷等及び絶縁碍子の亀裂の有無を点検並びに絶縁の良否の確認	IN
	① 動作の良否の点検	IN, ON, OFF
	② ボールジョイントの緩み及び損傷の有無の点検	IN, OFF
e. 火災検知	① 光電セル又は紫外線検出方式は、受光面の汚れ、亀裂等の有無を点検並びに絶縁の良否の確認	IN
	② フレームロッド方式は、汚れ及び絶縁碍子の亀裂の有無を点検並びに絶縁の良否の確認	IN
f. ストレーナ	詰まり、損傷等の有無の点検	IN
g. 地震感知器	運転時に作動テストを行い、自動的に燃焼が停止することの確認	IN
9. 冷温水及び冷却水系統	① 出口及び入口の圧力損失が規定値内にあることの確認	IN
	② 各水室部に水漏れのないことの確認	IN
	③ 暖房時前の場合は、冷却水系の水抜き確認、あるいは満水保管時の切替弁の確認	IN
10. 運転調整		
a. 音・振動	異常のないことの確認	IN, ON
b. 電流・電圧	① 運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にあることの確認	IN, ON
	② 運転電流が規定値以下であることの確認	IN
c. 電動機	電動機の回転方向が正しいことの確認	IN
d. 温度制御	設定温度で作動することの確認	IN, ON
e. 燃焼制御	プレパージ時間、着火タイミング、失火動作指令等の作動の良否の点検	IN, ON
f. 燃焼状態	① 正常に着火することの確認	IN, ON
	② メインバーナーの火炎が安定しており、異常振動及び異常音がないことの確認	IN, ON
	③ フレーム電流を測定し、その良否の確認	IN, ON
	④ 排ガス中の酸素濃度及び一酸化炭素濃度、排ガス温度、ドラフト、燃料圧力、燃料消費量等を測定し、その値が規定の許容範囲内にあることを確認。	IN, ON
	なお、油だきはスモークの有無の点検	
g. 熱交換器	① 冷温水及び冷却水の入口温度及び出口温度、溶液温度、溶液濃度、凝縮温度、蒸発温度等を測定し、その値が許容範囲内にあることの確認	IN, ON
	② 不凝縮ガスの混入及び冷却管の汚れの有無の点検	IN
11. 真空気密		
a. 抽気ポンプ	① 起動時に固着及び異常音がなく、抽気能力に異常のないことの確認	IN, ON, OFF
b. 抽気系統	② ベルトの張りの良否及び油面の適否の点検	IN, ON, OFF
	抽気用弁を手動で全開にし、真空計の変化か	IN, ON, OFF

c. パラジウムセルユニット	ら開通していることの確認 パラジウムセル部の焼損及び劣化の有無の点検	IN, ON, OFF	・特記がある場合
d. リーク試験	抽気ポンプで機内に不凝縮ガスのないことの確認	IN, ON, OFF	
12. 冷媒・吸収剤	① 攪拌した溶液を適量採取して腐食防止剤濃度及びアルカリ度が規定の許容範囲内にあることの確認	IN, ON	
	② 溶液に汚れがないことの確認	IN, ON	
13. 機器用水	第7節「水質管理」の当該事項による。	ON	
14. 保存			
a. 真空系統	内部真空度に降下のないことを確認のうえ保存	OFF	
b. 冷温水及び冷却水系統	満水又は乾燥のうえ保存。満水保存の場合にあっては、さび止め剤を規定の濃度まで注入	OFF	
c. 溶液希釈	シーズンオフ停止に入る時は溶液が充分希釈されていることの確認	OFF	

表 4.3.5 (B) 吸収冷温水機（冷凍能力が単体で 186kW 未満）及び吸収冷温水機ユニット

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの確認 ③ 取付け状態の確認	IN IN ON	
2. 外観の状況	腐食、変形、破損等の有無の確認	IN, ON	
3. 内部の状況			
a. 燃焼室	燃焼室内の汚れの確認	IN	
b. 熱交換器	スケール付着の有無の点検	IN	
4. 附属品			
a. 附属弁	弁の開閉の良否の点検	IN, ON	
5. 動力盤	① 冷房又は暖房の切換えが正しいことの確認 ② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ③ 作動の良否の点検	IN IN IN, ON	
6. 機内盤・遠隔操作盤	作動の良否の点検	IN, ON	
7. 電気系統			
a. 操作回路・ヒーター回路・電動機回路(キャンドポンプ・バーナーモーター)	ヒーター回路、電動機回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN	
b. 端子	緩み、変色及び損傷の有無の点検	IN, ON	

c. サーマルリレー	キャンドポンプ及びバーナーモーター用サーマルリレーの設定値の確認	IN	・実作動が著しく困難な場合は疑似回路としてもよい。
d. 温度調節器	所定の設定値で作動することの確認	IN, ON	
e. 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無の点検	IN	
f. 接地	接地線及び接地端子の接続状況の確認	IN	
8. 保安装置			
a. 作動試験	リレー及び保護装置が規定値で作動することの確認	IN	
b. インターロック	作動の良否の点検	IN	
9. 燃焼装置			
a. 燃料系統配管・弁	① 油燃料の場合は、油配管継手部並びにバーナー停止時のノズルチップからの油の滴下量の確認 ② ガス燃料の場合は、(一社)日本冷凍空調工業会規格JRA 4004 (ガス吸収冷温水機安全基準) に定められた方法により漏れの量の確認	IN, ON IN, ON	
b. 燃焼監視制御装置	③ 弁の開閉の良否の確認 作動の良否の点検	IN, ON IN	
c. バーナー	① 油燃料の場合は、炎口部の清掃 ② 油燃料の場合は、ノズル、燃焼筒等の焼損及び変形の有無の点検 ③ 直接点火のバーナーは、点火トランス、電極棒及び高圧リード線の損傷等、絶縁碍子の亀裂の有無の点検並びに絶縁の良否の確認	IN IN IN, ON	
d. 火炎検知器	① 光電セル又は紫外線検出方式は、受光面の汚れ、亀裂等の有無の点検並びに絶縁の良否の確認 ② フレームロッドの整流方式は、汚れ、絶縁碍子の亀裂の有無並びに絶縁の良否の確認	IN, ON IN, ON	
e. ストレーナ	詰まり、損傷等の有無の点検	IN, ON	
f. 地震感知器	運転時に作動テストを行い、自動的に燃焼が停止することの確認	IN	
10. 冷温水及び冷却水系統	① 出口及び入口の圧力損失が規定値内にあることの確認 ② 各水室部に水漏れのないことの確認 ③ 暖房時前の場合は、冷却水系の水抜きの確認、又は満水保管時の切替弁の確認	IN IN IN	
11. 運転調整			
a. 音・振動	異常のないことの確認	IN, ON	
b. 電流・電圧	① 運転時における主電源電圧の変動が規定値内にあることの確認	IN	

	② 運転電流が規定値以下であることの確認	IN, ON	
c. 温度制御	設定温度で作動することの確認	IN, ON	
d. 燃焼状態	① 正常に着火することの確認	IN, ON	
	② フレーム電流を測定し、その良否の確認	IN, ON	
	③ 排ガス中の酸素濃度及び一酸化炭素濃度、排ガス温度、ドラフト、燃料圧力、燃料消費量等を測定し、その値が規定の許容範囲内にあることを確認。 なお、油だきは、スモークの有無の確認	IN, ON	
e. 電動機	回転方向が正しいことの確認	IN	
f. 熱交換器	① 冷温水及び冷却水の入口温度及び出口温度、溶液温度、溶液濃度、凝縮温度、蒸発温度等を測定し、その値が許容範囲内にあることの確認	IN, ON	
	② 不凝縮ガスの混入及び冷却管の汚れの有無の点検	IN, ON	
12. 真空気密	① 抽気ポンプで機内の不凝縮ガスを採取し、規定値以下にあることの確認	IN, ON	
	② パラジウムセル部の焼損及び劣化の有無の点検	IN, ON	
13. 冷媒・吸収剤	① 攪拌した溶液を適量採取し、腐食防止剤濃度及びアルカリ濃度が規定の許容範囲内にあることの確認	ON	
	② 溶液に汚れのないことの確認	IN, ON	

4.3.6 パッケージ形空気調和機

(a) 本項は、JIS B 8616（パッケージエアコンディショナ）で定格冷房標準能力 56kW 以下の空冷式（マルチ形を含む。）に適用する。

(b) フロン排出抑制法に基づく簡易点検を 3 か月以内ごとに実施する。

なお、フロン排出抑制法に該当するもの（圧縮機電動機の定格出力の合計が 7.5kW 以上）の定期点検は、特記による。

(c) 加湿器及び補助加熱器（暖房用電気ヒーター等）の点検は、特記による。

(d) パッケージ形空気調和機の作業項目及び作業内容は、表4.3.6(A)及び表4.3.6(B)による。

なお、ドレンパンの点検は、各階ごとに代表となる屋内機の抜き取り点検とする。

(e) 点検時期及び回数は、次による。

(1) シーズンイン点検：冷房の運転期間開始前に年 1 回

(2) シーズンオン点検：冷房及び暖房の運転期間中に毎月 1 回。ただし、屋外機については 3 か月に 1 回とする。

表 4.3.6(A) パッケージ形空気調和機（屋外機）

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の異常の有無の点検	IN	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	IN	
	③ 防振材、ストッパ等劣化及び緩みの有無の点検	IN	
2. 外観の状況	① 腐食、変形、破損等の有無の点検	IN, ON	
	② 機器及び機器周辺の油のにじみの有無の点検	IN, ON	
3. 電気系統			
a. 動力回路	動力回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN	
b. 端子	緩み及び変色の有無の点検	IN	
c. 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無の確認	IN	
d. クランクケースヒータ	通電、発熱状態の異常がないことの点検	IN	
4. 送風機			
a. Vベルト	緩み、亀裂、摩耗等の有無の点検	IN	
b. 軸受	異常音、異常振動等の有無の点検	IN	
c. 羽根車	汚れ、損傷等の有無の点検	IN	
5. 冷媒系統	① ガス漏れの有無の点検	IN	
	② 配管の損傷等の有無の点検	IN	
	③ 四方弁動作の良否の点検	IN	
6. 空気熱交換器	汚れ、さび、腐食、損傷等の有無の点検	IN, ON	
7. 保安装置			
a. 圧力開閉器	作動の良否の確認	IN	
b. 安全弁	ガス漏れ、変形等の有無の確認	IN	
c. 過熱防止器	作動の良否の確認	IN	
d. 圧力計	指示値が正常であることの確認	IN	
8. 自動制御機器	温度調節器、湿度調節器、タイマー制御、圧力制御及び容量制御が設定値で作動することの確認	IN	
9. 運転調整			
a. 音・振動	異常がないことの確認	IN, ON	
b. 電源電圧	① 供給電源電圧に異常がないことの確認	IN	
	② 運転時における電圧変動が規定値内にあることの確認	IN	
c. 運転電流	主電流及び圧縮機電流が定格以下にあることの確認	IN	
d. 空気熱交換状況	吸込空気と吹出空気の温度差が適正で空気熱交換状況が正常であることの確認	IN	

表 4.3.6(B) パッケージ形空気調和機（屋内機）

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 外観の状況			
a. 本体	腐食、変形、破損等の有無の点検	IN	
b. 吸込口・吹出口	汚れ、破損等の有無の点検	IN	
2. 水系統			
a. ドレンパン	汚れ、さび、腐食等の有無の点検	IN, ON	・ ONは冷房運転期間中に限る。 ・ 必要に応じて清掃を実施
b. ドレン排水	本体のドレン排水確認を行い、支障のないことの確認	IN	
3. 送風機			
a. 軸受	異常音、異常振動等の有無の点検	IN	
b. 羽根車	汚れ、損傷等の有無の点検	IN	
4. エアフィルター			
a. ろ材	詰まり、損傷等の有無の点検	IN, ON	
b. 枠	変形、腐食等の有無の点検	IN, ON	
5. 空気熱交換器	① 汚れ、損傷等の有無の点検 ② 霜付きの有無の点検	IN, ON IN, ON	
6. 自動制御機器	リモコンスイッチ等によるON-OFF、温度調整の作動確認	IN	
7. 運転調整			
a. 音・振動	異常がないことの確認	IN	
b. 空気熱交換状況	吸込空気と吹出空気の温度差が適正で空気熱交換状況が正常であることの確認	IN	

4.3.7 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機

- (a) 本項は、JIS B 8627（ガスヒートポンプ冷暖房機）の定格冷房標準能力が 85kW 以下のものに適用する。
- (b) フロン排出抑制法に基づく簡易点検を 3 か月以内ごとに実施する。
なお、フロン排出抑制法に該当するもの（圧縮機電動機の定格出力の合計が 7.5kW 以上）の定期点検は、特記による。
- (c) 加湿器の点検及び原動機の精密点検は、特記による。
- (d) 温水取出機能、消費電力自給装置及び電源自立型で消費電力自給装置及び蓄電池を備える機器の点検は、特記による。
- (e) ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の作業項目及び作業内容は、表4.3.6(A)及び表4.3.6(B) による。

原動機、原動機冷却水ポンプ、排熱回収用熱交換器及び排気装置の点検は、表4.3.6(A)の3.電気系統及び9.運転調整の作業項目と読み替える。

なお、ドレンパンの点検は、各階ごとに代表となる屋内機の抜き取り点検とする。

(f) 点検時期及び回数は、次による。

- (1) シーズンイン点検：冷房の運転期間開始前に年1回
- (2) シーズンオフ点検：冷房及び暖房の運転期間中に毎月1回。ただし、屋外機については3か月に1回とする。

4.3.8 氷蓄熱ユニット

- (a) 本項は、圧縮機用電動機出力11kWを超える氷蓄熱ユニットに適用する。
- (b) 高圧ガス保安法に基づく定期自主検査は、本項の仕様等により実施する。
- (c) 高圧ガス保安法に基づく保安検査は、特記による。

なお、経済産業省令に定める者による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担は、特記による。

- (d) フロン排出抑制法に基づく簡易点検を3か月以内ごとに実施する。

なお、フロン排出抑制法に該当するもの(圧縮機電動機の定格出力の合計が7.5kW以上)の定期点検は、特記による。

- (e) 氷蓄熱ユニットの作業項目及び作業内容は、表4.3.8によるほか、次による。

- (1) チリングユニットを用いる場合は、表4.3.1による。
- (2) 空気熱源ヒートポンプユニットを用いる場合は、表4.3.2による。
- (3) スクリュー冷凍機を用いる場合は、表4.3.1の当該事項による。

- (f) 点検時期及び回数は、次による。

- (1) シーズンイン点検：冷房及び暖房の運転期間開始前に年各1回
- (2) シーズンオフ点検：冷房及び暖房の運転期間終了後に年各1回

表4.3.8 氷蓄熱ユニット

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	IN, OFF	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	IN, OFF	
	③ 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無の点検	IN, OFF	
2. タンク	水漏れ及び外面のさび、腐食、損傷等の有無の点検	IN, OFF	
3. 氷生成装置	熱交換器部分の汚れ、破損等の有無の点検	IN, OFF	

4.3.9 冷却塔

- (a) 冷却塔の点検・保守等は、建築物衛生法、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(b) 冷却塔の作業項目及び作業内容は、表4.3.9 による。

(c) 点検時期及び回数は、次による。

(1) シーズンイン点検：運転期間開始前に年1回

(2) シーズンオン点検：運転期間中に毎月1回

(3) シーズンオフ点検：運転期間終了後に年1回

表4.3.9 冷却塔

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検 ② 基礎ボルトの緩み及び劣化の有無の点検 ③ 防振装置の損傷等の有無の点検 ④ 防振ストッパーの緩み及び劣化の有無の点検 ⑤ 取付状態の点検	IN IN IN IN ON	
2. 外観の状況			
a. 本体	損傷、変形及び汚れの有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 散水装置	① 損傷、変形、さび及び汚れの有無の点検 ② 散水穴の目詰まりの有無の点検 ③ 散水管の回転が円滑であることの確認	IN, ON, OFF IN, ON, OFF IN, ON, OFF	
c. 熱交換器 (密閉形に限る)	コイルの汚れ、損傷等の有無の点検	IN, OFF	
d. エリミネータ	損傷、変形及び目詰まりの有無の点検	IN, OFF	
e. ルーバ	損傷、変形及び目詰まりの有無の点検	IN, ON, OFF	
f. 充填材	① スケール等の付着の有無の点検 ② 目詰まりの有無の点検 ③ 座屈、変形等の有無の点検	IN, ON, OFF IN, ON, OFF IN, ON, OFF	
g. 架台	① 損傷、変形等の有無の点検 ② 固定金具の劣化及び組み立てボルトの緩みの有無の点検	IN, ON, OFF IN, ON, OFF	
h. 梯子・点検扉	損傷、変形、腐食等の有無の点検	IN, OFF	
3. 水槽			
a. 本体	① 内外面の損傷、変形及び汚れの有無の点検 ② 水漏れの有無の点検 ③ 水位が規定の位置にあることの確認	IN, ON, OFF IN, ON, OFF IN, ON	
b. 給水装置	ボールタップ等が確実に作動することの確認	IN, ON, OFF	
c. ストレーナ	目詰まり、損傷等の有無の点検	IN, ON, OFF	
d. フレキシブル ジョイント	接続部の緩み、腐食等の有無の点検	IN, OFF	
4. 送風機			
a. 羽根車	① 損傷、腐食、汚れ等の有無の点検 ② 回転に支障のないことの確認	IN, ON, OFF IN, ON, OFF	
b. ファンケーシング	損傷、腐食等の有無の点検	IN, ON, OFF	
c. 軸受	① 軸が円滑に回転することの確認 ② 油量の適否の点検	IN, ON, OFF IN, ON	
d. 電動機	① 損傷、腐食等の有無の点検 ② 円滑に回転することの確認 ③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ④ 異常音、異常振動等の有無の点検	IN IN, OFF IN ON	

e. ベルト	① 張り具合の適否の点検	IN, ON, OFF	
f. プーリ	② 損傷及び摩耗の有無の点検 損傷、摩擦等の有無の点検	IN, ON, OFF IN, ON, OFF	
5. 散水ポンプ (密閉形に限 る)			
a. 本体	① 汚れ、損傷、腐食等の有無の点検	IN, OFF	
b. 電動機	② 異常振動の有無の確認	ON	
	① 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN	
	② 回転方向が正しいことの確認	IN	
	③ 電流が定格値内であることの確認	IN	
	④ 異常音、異常振動の有無の確認	ON	
6. 凍結防止装置	① サーモスタットが設定値で作動することの確認	IN	
	② ヒーターの作動電流が定格電流以下にあること の確認	IN, ON	
	③ ヒーターの絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN	
7. 運転調整	① 電動機の回転方向が正しいことの確認	IN	
	② 異常音及び異常振動のないことの確認	IN	
	③ 電源電圧の変動が規定値内にあることの確認	IN, ON	
	④ 運転電流が定格値以下にあることの確認	IN, ON	
	⑤ 散水管の回転数が許容範囲内にあることの確認	IN, ON	
	⑥ 散水が均一に分散していることの確認	IN, ON	
	⑦ 水槽の水位が運転前及び運転状態が適正である ことの確認	IN	
8. 冷却水及び補 給水	第7節「水質管理」の当該事項による。	ON	・ 特記がある 場合
9. シーズンオフ 時の保存	器内の水を確実に抜いたうえ、保存	OFF	
10. シーズンイン 時の清掃	本体及び冷却水配管の清掃	IN	・ 消毒等を行 う場合は特 記による。

第4節 空気調和等関連機器

4.4.1 オイルタンク

- (a) 消防法、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則、地方公共団体の条例等に基づく地下オイルタンク、屋内オイルタンク及びオイルサービスタンクの計測装置、ポンプ類を除く本体部分の定期点検は、本項による。
- (b) 地下オイルタンクで、鋼製強化プラスチック製二重殻タンク及びタンク内高感度センサー等漏れの検知装置を有する場合は、本項は適用しない。
- (c) 地下オイルタンクの定期点検の作業項目及び作業内容は、表4.4.1(A)による。
- (d) 屋内オイルタンクの定期点検の作業項目及び作業内容は、表4.4.1(B)による。
- (e) オイルサービスタンクの定期点検の作業項目及び作業内容は、表4.4.1(C)による。

(f) 点検周期は、次による。

- 地下オイルタンクの定期点検 : 特記による。特記がない場合は、年 1 回
ただし、設置15年以内のものは、3年に1回
- 屋内オイルタンクの定期点検 : 特記による。特記がない場合は、年 1 回
- オイルサービスタンクの定期点検 : 特記による。特記がない場合は、年 1 回

表 4. 4. 1 (A) 地下オイルタンク (定期点検)

作業項目	作業内容	備考
1. 基礎 a. 上部スラブ b. マンホール	亀裂、崩没、沈下等の有無の点検 ① パッキン及びその当り面の損傷並びに密閉状態の良否の点検 ② プロテクター内部の汚れ、滞水、滞油及び堆積物の有無の点検	
2. 本体及び配管	① 危険物に接する全ての部分について、「ガス加圧法」、「液体加圧法」、「微加圧法」、「微減圧法」、及び「その他の方法」のうち、当該タンクに適する方法により漏れの点検 ② 残量の測定又は漏えい検査管により漏れの有無の点検	
3. 通気口	① 取付け状態の良否の点検 ② 引火防止網の脱落、腐食及び目詰まりの有無の点検	
4. 標識・掲示板	汚れの有無の点検、表示が明瞭であることの確認	

表 4. 4. 1 (B) 屋内オイルタンク (定期点検)

作業項目	作業内容	備考
1. 基礎・固定部	① 基礎及び防油堤の亀裂、沈下等の有無の点検 ② 防油堤の油だまりのごみ又は堆積物の有無の点検 ③ 架台の曲り、さび、損傷等の有無の点検 ④ 基礎ボルト、取付けボルト、固定金具等の緩み、損傷等の有無の点検 ⑤ 配管支持部の取付け状態の良否の点検	
2. 外観の状況	① 損傷、腐食等の有無の点検 ② 漏れの有無の点検	
3. 管・弁 a. 管 b. 弁	① 漏れ、損傷、腐食等の有無の点検 ② 緩衝装置の取付け状態及び機能の良否の点検 作動の良否及び損傷等の有無の点検	
4. 附属品 a. 油面計 b. 注油口	損傷の有無を点検及び指示が正しいことの確認 ① 変形、損傷及び漏れの有無を点検し、蓋の閉鎖状態に異常のないことの確認 ② 注油口において油量の計測が不可能なものは、遠隔式計量装置又は自動式警報装置が設けられていることの確認	

c. 通気口	① 取付け状態の良否の点検 ② 引火防止網の脱落、腐食及び目詰まりの有無の点検	
d. はしご・点検扉	取付け状態の良否及びさび、腐食等の有無の点検	
5. 標識・掲示板	汚れの有無の点検、表示が明瞭であることの確認	

表 4.4.1(C) オイルサービスタンク（定期点検）

作業項目	作業内容	備考
1. 基礎・固定部	① 基礎及び防油堤の亀裂及び損傷の有無の点検 ② 架台の曲り、さび、損傷等の有無の点検 ③ 基礎ボルト、取付けボルト、固定金具等の緩み、損傷等の有無の点検 ④ 配管が正しく取付けられ、配管の荷重が接合部又は本体にかからないよう平均に負担していることの確認	
2. 外観の状況	① 損傷、腐食等の有無の点検 ② 漏れの有無の点検	
3. 管・弁		
a. 管	① 漏れ、損傷、腐食等の有無の点検 ② 緩衝装置の取付け及び機能の良否の確認	
b. 弁	作動の良否、損傷等の有無の点検	
4. 計器	① 汚れ及び損傷の有無の点検 ② 正常値を示していることの確認 ③ 固定の良否の点検	
5. 液面制御装置（フロートスイッチ）	① フロートの浸水、損傷等の有無の点検 ② フロートの上下によりポンプ及び警報の電源が入・切し、その位置が許容範囲内にあることの確認	
6. 警報装置・電極スイッチ	① 電極棒の異物付着の有無及び侵食の状態の点検 ② 作動の良否の点検	
7. 通気口	取付けの良否の点検	
8. はしご・点検扉	取付けの良否及びさび、腐食等の有無の点検	
9. 標識・掲示板	汚れの有無の点検、表示が明瞭であることの確認	

4.4.2 熱交換器・ヘッダー・密閉形隔膜式膨張タンク

(a) 労働安全衛生法に基づく定期自主検査及び人事院規則に基づく定期検査は、本項による。

(b) 労働安全衛生法に基づく性能検査及び人事院規則に基づく性能検査は、特記による。

なお、登録性能検査機関等による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担は、特記による。

(c) 熱交換器・ヘッダー・密閉形隔膜式膨張タンクの作業項目及び作業内容は、表 4.4.2 による。ただし、労働安全衛生法又は人事院規則で定める第一種圧力容器、第二種圧力容器及び小型圧力容器に該当しない場合は、本項は適用しない。

(d) 点検時期及び回数は、次による。

(1) シーズンイン点検：運転期間開始前又は法定性能検査前に年 1 回(第一種圧力容器に限る。)

(2) シーズンオン点検：運転期間中に毎月 1 回（第一種圧力容器に限る。）

：運転期間中に年 1 回（小型圧力容器及び第二種圧力容器）

表4.4.2 熱交換器・ヘッダー・密閉形隔膜式膨張タンク

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 基礎の亀裂、沈下等の有無の点検 ② 架台の曲り、さび、損傷等の有無の点検 ③ 基礎ボルト、取付けボルト、固定金具等の緩み、損傷等の有無の点検 ④ 配管支持部の変形の有無の点検	IN, ON IN, ON IN, ON IN, ON	
2. 外観の状況	① 損傷、腐食等の有無の点検 ② 漏れの有無の点検 ③ 締付けボルトの緩み、腐食、曲り等の有無の点検 ④ 保温材の脱落、損傷等の有無の点検 ⑤ 本体より分離可能な場合は、加熱管を引出し、内外面のスケール、スラッジ等の異物の付着及び割れ、変形、腐食等の有無の点検	ON ON IN, ON IN, ON IN	
3. 内部の状況	① 付着物及び堆積物の有無の点検 ② 割れ、腐食、損傷等の有無の点検	IN IN	
4. 圧力計・水高計・温度計	① 正常値を指示していることの点検 ② 取付け部等の漏れの有無の点検 ③ 汚れ及び損傷の有無の点検 ④ 指針が大気圧の下でゼロ点の指示の確認 ⑤ 損傷等の有無の点検 ⑥ 導圧口、導圧管、サイホン管、コック等の詰まりの有無の点検 ⑦ 温度計感温部の腐食及び損傷の有無の点検	ON ON ON IN IN IN IN	
5. 附属管・弁			
a. 逃し管	① 漏れ、汚れ、損傷、腐食等の有無の点検 ② 保温材の脱落及び損傷の有無の点検 ③ 詰まりの有無の点検	ON IN, ON IN	
b. その他の管	① 漏れ、損傷、腐食等の有無の点検 ② 変形、腐食、曲り等の有無の点検 ③ 結露の有無の点検 ④ 伸縮継手の作動の良否、損傷等の有無の点検	ON IN IN IN	
c. 安全弁・逃し弁	① 取付けボルトの緩みの点検 ② 漏れの有無の点検 ③ テストレバーのあるものは、作動テストの実施 ④ 分解のうえ清掃 ⑤ 弁及び弁座の損傷の有無の点検 ⑥ 各部品を清掃し、損傷等の有無の点検 ⑦ 組み立て後、原則として吹出しテストの実施	ON ON ON IN IN IN IN	
d. 減圧弁	① 1 次側及び 2 次側の圧力計の圧力変動が許容範囲内にあることの確認 ② 損傷等の有無の点検	IN IN	

e. その他の弁	作動の良否及び損傷等の有無の点検	IN, ON	
6. 温度調整弁	① 作動の良否の点検	IN	・ヘッダーを除く。
	② 損傷等の有無及びスケール付着の有無の点検	IN	・ヘッダーを除く。
7. 蒸気トラップ	分解清掃のうえ、損傷等の有無の点検	IN	
8. 防食装置	① 流電陽極法は、防食材の消耗の程度の点検	IN	・ヘッダーを除く。
	② 外部電源法は、電極線の消耗の有無及び絶縁状態の有無の点検	IN	・ヘッダーを除く。
9. 溶解栓	劣化の有無の点検	IN	

4. 4. 3 還水タンク・開放形膨張タンク

還水タンク・開放形膨張タンクの作業項目及び作業内容は、表4. 4. 3による。

表4. 4. 3 還水タンク・開放形膨張タンク

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 基礎・固定部	① 基礎の亀裂、沈下等の有無の点検 ② 架台の曲り、さび、損傷等の有無の点検 ③ 基礎ボルト、取付けボルト、固定金具等の緩み、損傷等の有無の点検 ④ 配管支持部の取付け状態が適正であることの確認	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
2. 外観の状況	① 損傷、腐食等の有無の点検 ② 漏れの有無の点検 ③ 保温材の脱落、損傷等の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y	
3. 内部の状況	① 付着物及び堆積物の有無の点検 ② 内部の保護塗装の剥離等の有無の点検	1 Y 1 Y	
4. 管・弁			
a. 管	漏れ、損傷、腐食等の有無の点検	1 Y	
b. 弁	漏れ、損傷等の有無及び作動の良否の点検	1 Y	
5. 附属品			
a. 計器 (還水タンクに限る)	① 汚れ及び損傷の有無の点検 ② 正常値を指示していることの確認 ③ 固定の良否の点検	1 Y 1 Y 1 Y	
b. はしご・点検扉	取付けの良否及びさび、腐食等の有無の点検	1 Y	
6. 液面制御装置			
a. ボールタップ	① フロートの浸水、損傷等の有無及び作動の良否の点検 ② 給水停止状態での漏水の有無及び水位の適否の点検	1 Y 1 Y	
b. フロートスイッチ (還水タンクに限る)	① フロートの浸水、損傷等の有無の点検 ② フロートの上下により電源が入・切し、その位置が規定の許容範囲内にあることの確認	1 Y 1 Y	

c. 電極スイッチ	① 電極棒に異物付着の有無及び侵食の状態の点検	1 Y	
	② 水位の上下により電源が入・切し、その位置が正常に作動することの確認	1 Y	

4.4.4 ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機

(a) ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機の点検・保守は、建築物衛生法、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(b) ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機の作業項目及び作業内容は、表4.4.4による。

(c) 空気清浄装置を附属している場合は、4.4.6「空気清浄装置」の作業項目及び作業内容を適用する。

(d) 点検時期及び回数は、次による。

(1) シーズンイン点検：冷房及び暖房の運転期間開始前に年各1回

(2) シーズンオン点検：冷房及び暖房の運転期間中に毎月1回

表4.4.4 ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検 ③ 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無の点検	IN IN IN	
2. 外部の状況			
a. 本体	① 設置の状況及び劣化・損傷の状況の確認 ② 腐食、変形、破損等の有無の点検 ③ 給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取り付け状況の点検	IN IN IN	[12条点検] [12条点検]
b. 保温材・吸音材	損傷及び脱落の有無の点検	IN	[12条点検]
3. 送風機			
a. 羽根車	① 汚れ、さび、腐食等の有無の点検 ② 回転バランスの良否の点検	IN IN	
b. シャフト	汚れ、さび、摩耗等の有無の点検	IN	
c. ベルト	緩み、摩耗、損傷等の有無の点検	IN, ON	
d. プーリ	摩耗等の有無の点検	IN	
e. 軸受	① 異常音、異常振動等の有無の点検 ② 給油の状態の点検	IN, ON IN, ON	
f. カップリング	摩耗、損傷等の有無の点検	IN	
g. 電動機	① 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ② 回転方向が正しいことの確認 ③ 表面温度の異常の有無の点検 ④ 電流が定格値内であることの確認	IN IN ON IN, ON	
4. 熱交換器	冷温水コイル、蒸気コイル等の汚損、腐食、損傷等の有無の点検	IN	

5. 加湿器	① 加湿器の詰まりの有無を点検し、清掃の実施 ② 作動の良否の点検 ③ 汚れ、損傷等の有無の点検 ④ 加湿状態点検用ランプが点灯することの確認	IN, ON IN, ON ON IN, ON	・ ONは必要に応じて実施
6. エリミネータ	詰まり、腐食等の有無の点検	IN, ON	
7. 水系統			
a. 加湿用給水	① 給水止弁の開閉の点検 ② 漏れ及び汚れのないことの確認	ON ON	
b. ドレンパン	汚れ、さび、腐食等の有無を点検	IN, ON	・ INは冷房運転期間開始前、ONは冷房運転期間中に限る。 ・ 必要に応じて清掃を実施 ・ ONは必要に応じて実施
c. ドレン排水	本体のドレン排水確認を行い、詰まりのないことの確認	IN, ON	
8. エアフィルタ ー（プレフィル ター）			
a. ろ材	詰まり、損傷等の有無の点検	IN, ON	
b. 枠	変形、腐食等の有無の点検	IN, ON	
9. 運転調整	① 運転の状況の確認 ② 運転時における電圧変動が既定値以下であることの確認 ③ 運転電流が定格以下であることの確認 ④ インバーター設置の場合は、単体運転にて電圧及び電流値が異常でないことを確認	IN IN IN IN	[12条点検]

4. 4. 5 ファンコイルユニット・ファンコンベクター

(a) ファンコイルユニット・ファンコンベクターの作業項目及び作業内容は、表 4. 4. 5 による。

(b) 点検時期及び回数は次による。

シーズンイン点検：冷房及び暖房の運転期間開始前に年各 1 回（ファンコイルユニット）

暖房の運転期間開始前に年 1 回（ファンコンベクター）

表4. 4. 5 ファンコイルユニット・ファンコンベクター

作業項目	作業内容	備考
1. 外観の状況		
a. 本体	① 腐食、変形、破損等の有無の点検 ② 固定金具、固定ボルトの緩み、変形、腐食等の有無の点検	
b. 保温材・吸音材	損傷及び脱落の有無の点検	
c. 吹出口	汚れ、破損等の有無の点検	

2. 送風機		
a. 羽根車	① 汚れ及びさび、腐食、変形等の有無の点検 ② 回転バランスの良否の点検	
b. 電動機	① 異常音、異常振動等の有無の点検 ② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ③ 回転がスムーズであることの確認	
3. 熱交換器	① 冷温水コイルの破損及び腐食の有無の点検 ② フィンの汚れ及び目詰まりの有無の点検	
4. 排水系統(ファンコイルユニットに限る)		
a. ドレンパン	汚れ、さび、腐食等の有無の点検	・ 冷房運転期間開始前に限る。 ・ 必要に応じて清掃を実施 ・ 冷房運転期間開始前に限る。 ・ 必要に応じて清掃を実施
b. ドレン排水	本体のドレン排水確認を行い、詰まりのないことの確認	
5. エアフィルタ－		
a. ろ材	汚れ、損傷等の有無の点検	
b. 枠	変形、腐食等の有無の点検	
6. 電装部品		
a. 電気配線	損傷、過熱等の有無の点検	
b. 接続端子	端子接続の緩みの有無の点検	
c. 操作スイッチ・運転表示灯	① 損傷、破損等の有無の点検 ② 表示灯の点灯状態の点検 ③ 風量切替え等の作動の良否の点検	
7. 弁類	① 損傷及び破損の有無の点検 ② エア抜き弁の良否の点検	

4. 4. 6 空気清浄装置

(a) 本項は、パネル形、折込み形、袋形、自動巻取形、電気集じん器（自動巻取形）及び電気集じん器（パネル形）に適用する。

(b) 空気清浄装置の点検・保守は、建築物衛生法、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(c) ろ材の交換は、特記による。

なお、ろ材を交換するときは、付着した粉じんを下流に飛散させないように送風機を停止して行う。

(d) 空気清浄装置の作業項目及び作業内容は、表4. 4. 6による。

表 4.4.6 空気清浄装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検 ③ 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y	
2. ろ材	① 目詰まりの有無の点検 ② 差圧計により圧力損失の点検	6 M 6 M	
3. 枠又はケーシング	① パネル形、折込み形、袋形及び電気集じん器（パネル形）のものは、枠の変形、腐食等の有無の点検 ② 自動巻取形、電気集じん器（自動巻取形及びパネル形）のものは、ケーシングの変形、腐食等の有無の点検	6 M 6 M	
4. チャンバー	変形、腐食、汚れ等の有無の点検	6 M	
5. 制御盤	① 表示灯の点灯の良否の点検 【自動巻取形、電気集じん器（自動巻取形及びパネル形）】 ② タイマー又は差圧計の作動の良否の点検 【自動巻取形、電気集じん器（自動巻取形）】	6 M 6 M	
6. 巻取機構	電動機等の作動の良否の点検 【自動巻取形、電気集じん器（自動巻取形）】	6 M	
7. 高圧電源部（電気集じん器に限る）	電圧が規定値にあることの確認	1 Y	・パネル形は6 Mとする。
8. 荷電部・集じん部（電気集じん器に限る）	① 汚れの有無の点検 ② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ③ 放電線の劣化の有無の確認	6 M 1 Y 6 M	・パネル形は6 Mとする。
9. 運転調整	① 運転時における電圧変動が規定値内であることの確認 ② 運転電流が定格以下であることの確認	6 M 6 M	

4.4.7 ポンプ

(a) 本項は、空調用ポンプ、ボイラー給水ポンプ、真空給水ポンプユニット及びオイルポンプに適用する。

(b) ポンプの作業項目及び作業内容は、表4.4.7による。

(c) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。

なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表 4.4.7 ポンプ

作業項目	作業内容	周 期 I	周 期 II	備考
1. 基礎・固定部	① 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無の点検	6 M	1 Y	・必要に応じてパッキンの増締め実施
	② 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無の点検	6 M	1 Y	
2. 外観の状況	① 腐食、損傷及び漏洩の有無の点検	6 M	6 M	
	② 軸継手ゴムの損傷等の有無の点検	6 M	1 Y	
	③ ベルトの損傷等の有無の点検	6 M	6 M	
	④ 芯出しの良否の点検	6 M	1 Y	
	⑤ ポンプの吸込圧力及び吐出し圧力が許容範囲内にあることの確認	6 M	6 M	
	⑥ 真空給水ポンプユニットの場合は、受水タンク内の真空度及び吐出し圧力が許容範囲内にあることの確認	6 M	6 M	
	⑦ 軸封の漏水状態の点検	6 M	6 M	
	⑧ 設置の状況の確認	6 M	1 Y	
3. 電動機	① 電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無の点検	6 M	6 M	
	② 回転方向が正しいことの確認	1 Y	1 Y	
	③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	6 M	1 Y	
	④ 運転電流が定格値以下であることの確認	6 M	6 M	
4. 制御機器 (真空給水ポンプユニットに限る)				
a. 制御盤	① 電磁開閉器の接点の劣化の有無の点検	6 M	6 M	
	② 表示ランプの点灯の良否の点検	6 M	6 M	
b. 真空開閉器、 水位調整器	作動の良否の点検	6 M	6 M	
c. 電磁弁装置	作動の良否の点検	6 M	6 M	
5. フート弁・逆止弁	開閉状態の良否の点検	6 M	1 Y	
6. 圧力計・連成計 又は真空計	① 腐食及び損傷の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② 指示値が適正であることの確認	1 Y	1 Y	
7. 運転調整	① 運転時における電圧変動が規定値内であることの確認	1 Y	1 Y	
	② 運転電流が定格以下であることの確認	1 Y	1 Y	

4.4.8 送風機

(a) 送風機の点検・保守は、建築物衛生法、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(b) 送風機の作業項目及び作業内容は、表4.4.8による。

(c) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。

なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表4.4.8 送風機

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検 ③ 防振材の破損等の有無の点検 ④ 天井吊りの場合の脱落防止、吊り支持等の金具の緩み及び腐食の有無の点検	1 Y 6 M 6 M 6 M	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
2. 外観の状況	① 設置の状況の確認 ② 汚れの有無の点検 ③ 腐食及びボルトの緩みの有無の点検	6 M 6 M 6 M	1 Y 1 Y 1 Y	[12条点検]
3. 電動機	① 電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無の点検 ② 回転方向が正しいことの確認 ③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ④ 運転電流が、定格値以下であることの確認	6 M 1 Y 6 M 6 M	6 M 1 Y 1 Y 6 M	
4. 軸受	発熱、異常音及び異常振動の有無の点検	6 M	6 M	
5. Vベルト	緩み、摩耗、損傷等の有無の点検	6 M	6 M	・電動機直動形を除く。
6. Vベルトカバー	変形、損傷等の有無の点検	6 M	6 M	・電動機直動形を除く。
7. Vプーリ	① 摩耗、損傷等の有無の点検 ② 芯だしの良否の点検	6 M 6 M	6 M 6 M	・電動機直動形を除く。 ・電動機直動形を除く。
8. 羽根車	① 汚れ、変形、腐食等の有無の点検 ② ボルトの緩みの有無の点検 ③ ケーシング等に接触していないことの確認	1 Y 1 Y 1 Y	1 Y 1 Y 1 Y	
9. 運転調整	① 運転時における電圧変動が規定値内であることの確認 ② 運転電流が定格以下であることの確認	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	

4.4.9 天井扇・有圧換気扇

天井扇・有圧換気扇の作業項目及び作業内容は、表4.4.9による。

表4.4.9 天井扇・有圧換気扇

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 固定部	① 亀裂等の有無の点検 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	1 Y 1 Y	

2. 外観の状況	③ 防振材の破損、劣化等の有無の点検	1 Y
	④ 天井吊りの場合は、脱落防止、吊り支持等の金具の緩み及び腐食の有無の点検	1 Y
	① 汚れの有無の点検	1 Y
	② 腐食及びボルトの緩みの有無の点検	1 Y
3. 電動機	① 回転方向が正しいことの確認	1 Y
	② 表面温度の異常の有無の点検	1 Y
	③ 運転電流が規定値内であることの確認	1 Y
4. 羽根車	① 汚れ、変形、さび等の有無の点検	1 Y
	② ボルトの緩みの有無の点検	1 Y
	③ フレーム等に接触していないことの確認	1 Y
	④ 異常音、異常振動等の有無の点検	1 Y

4. 4. 10 全熱交換器

- (a) 全熱交換器の点検・保守は、建築物衛生法、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (b) 本項は、処理風量が2,000 m³/h 以上の回転形・静止形全熱交換器、1,000 m³/h 未満の天井隠ぺい形全熱交換ユニット（カセット形は除く。）及び500 m³/h 以上6,000 m³/h 以下の床置形全熱交換ユニットに適用する。
- (c) 回転形・静止形全熱交換器の作業項目及び作業内容は、表4. 4. 10(A)による。
- (d) 天井隠ぺい形全熱交換ユニットの作業項目及び作業内容は、表4. 4. 10(B)による。
- (e) 床置形全熱交換ユニットの作業項目及び作業内容は、表4. 4. 10(C)による。
- (f) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。

なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表4. 4. 10(A) 回転形・静止形全熱交換器（2,000m³/h以上）

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	6 M	1 Y	
2. 外観の状況				
a. 本体・点検口	さび、腐食、変形、破損等の有無の点検	1 Y	1 Y	
b. フィルター	詰まり、損傷等の有無の点検	6 M	6 M	
c. 保温材	破損の有無の点検	1 Y	1 Y	
3. 熱交換エレメント				
a. 軸受 (回転形に限る)	① 異常音、異常振動等の有無の点検	6 M	6 M	
	② 給油の状態の点検	6 M	6 M	
b. エレメント	詰まり、損傷等の有無の点検	6 M	6 M	
c. エアシール (回転形に限る)	異常摩耗、破損等の有無の点検	6 M	6 M	
d. 駆動装置 (回転形に限る)	ベルト又はチェーンの緩み、損傷等の有無の点検	6 M	6 M	

e. ケーシング	汚れ、さび、腐食等の有無の点検	1 Y	1 Y	
4. 電気系統 (回転形に限る)				
a. 電源電圧	電圧の変動が規定値内にあることの確認	1 Y	1 Y	
b. 電動機	① 絶縁抵抗の測定、その良否の確認	1 Y	1 Y	
	② 表面温度の異常の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 電流が定格値内であることの確認	6 M	6 M	
	④ オイルシールの油漏れの有無の点検	1 Y	1 Y	
c. リレー	作動の良否の点検	6 M	6 M	
d. 端子類	緩み、変色、溶損等の有無の点検	1 Y	1 Y	

表4. 4. 10 (B) 天井隠ぺい形全熱交換ユニット (カセット形は除く) (1, 000m³/h未満)

作業項目	作業内容	周期 I	周期 II	備考
1. 固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無の点検	1 Y 6 M	1 Y 1 Y	
2. 外観の状況				
a. 本体・点検口	さび、腐食、変形、破損等の有無の点検	1 Y	1 Y	
b. フィルター	詰まり、損傷等の有無の点検	6 M	6 M	
c. 保温材	破損の有無の点検	1 Y	1 Y	
3. 熱交換エレメント				
a. 軸受 (回転形に限る)	① 異常音、異常振動等の有無の点検 ② 給油の状態の点検	6 M 6 M	6 M 6 M	
b. エレメント	詰まり、損傷等の有無の点検	6 M	6 M	
c. エアシール (回転形に限る)	異常摩耗、破損等の有無の点検	6 M	6 M	
d. 駆動装置 (回転形に限る)	ベルト又はチェーンの緩み、損傷等の有無の点検	6 M	6 M	
e. ケーシング (回転形に限る)	汚れ、さび、腐食等の有無の点検	1 Y	1 Y	
4. 送風機	異常音、異常振動等の有無の点検	1 Y	1 Y	
5. 電気系統 (回転形に限る)				
a. 電源電圧	電圧の変動が規定値内にあることの確認	1 Y	1 Y	
b. 電動機	① 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ② 表面温度の異常の有無の点検 ③ 電流が定格値内であることの点検 ④ オイルシールの油漏れの有無の点検	1 Y 1 Y 6 M 1 Y	1 Y 1 Y 6 M 1 Y	
c. リレー	作動の良否の点検	6 M	6 M	
d. 端子類	緩み、変色、溶損等の有無の点検	1 Y	1 Y	

表4. 4. 10 (C) 床置形全熱交換ユニット (500m³/h以上6, 000m³/h以下)

作業項目	作業内容	周期 I	周期 II	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	1 Y 6 M	1 Y 1 Y	

2. 外観の状況			
a. 本体・点検口	さび、腐食、変形、破損等の有無の点検	1 Y	1 Y
b. フィルター	詰まり、損傷等の有無の点検	6 M	6 M
c. 保温材	破損の有無の点検	1 Y	1 Y
3. 熱交換エレメント			
a. 軸受	① 異常音、異常振動等の有無の点検	6 M	6 M
(回転形に限る)	② 給油の状態の点検	6 M	6 M
b. エレメント	詰まり、損傷等の有無の点検	6 M	6 M
c. エアシール	異常摩耗、破損等の有無の点検	6 M	6 M
(回転形に限る)			
d. 駆動装置	ベルト又はチェーンの緩み、損傷等の有無の点検	6 M	6 M
(回転形に限る)			
e. ケーシング	汚れ、さび、腐食等の有無の点検	1 Y	1 Y
(回転形に限る)			
4. 送風機			
a. 軸受	① 異常音、異常振動等の有無の点検	6 M	6 M
	② 給油の状態の点検	6 M	6 M
b. Vベルト	ベルトの緩み、摩耗、損傷等の有無の点検	6 M	6 M
c. ケーシング	汚れ、さび、腐食等の有無の点検	1 Y	1 Y
d. 羽根車	① 汚れ、さび、腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	1 Y
	② 回転バランスの良否の点検	6 M	1 Y
5. 電気系統			
(回転形に限る)			
a. 電源電圧	電圧の変動が規定値内にあることの確認	1 Y	1 Y
b. 電動機	① 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	1 Y
	② 表面温度の異常の有無の点検	1 Y	1 Y
	③ 電流が定格値内であることの確認	6 M	6 M
	④ オイルシールの油漏れの有無の点検	1 Y	1 Y
c. リレー	作動の良否の点検	6 M	6 M
d. 端子類	緩み、変色、溶損等の有無の点検	1 Y	1 Y

第5節 給排水衛生機器

4.5.1 受水タンク・高置タンク

(a) 受水タンク・高置タンクの点検・保守は、水道法（昭和32年法律第177号）、水道法施行令（昭和32年政令第336号）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）、建築物衛生法、同法に基づく厚生労働省告示、地方公共団体の条例等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(b) 本項は、飲料水又は雑用水を貯蔵する受水タンク及び高置タンクの点検に適用する。

(c) 受水タンク・高置タンクの作業項目及び作業内容は、表4.5.1による。

表4.5.1 受水タンク・高置タンク

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	1 Y	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	1 Y	
	③ 架台のさび、腐食等の有無の点検	1 Y	
	④ 架台のたわみ及び基礎部隙間の有無の点検	1 Y	
	⑤ 基礎部の水平度、不等沈下等の確認	1 Y	

2. 外観の状況 (外部ケーシング)	① 水漏れ及び外面のさび、腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	[12条点検]
	② 接合金具及び接合ボルトの緩み、腐食等の有無の点検	1 Y	
	③ 内・外部補強材の緩み、変形及び内面の腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	
	④ マンホールの密閉状態及び施錠の良否の点検	1 Y	
	⑤ はしごの腐食及び取付ボルトのゆるみの有無の確認	1 Y	
3. 附属装置			
a. ボールタップ・定水位調整弁	① 浸水、変形、損傷等の有無及び作動の良否の点検	1 Y	
	② 水の供給を停止したとき、水漏れ及び衝撃のないことの確認	1 Y	
b. 水面制御及び警報装置 (フロートスイッチ・レベルスイッチ・電極棒)	① 汚れ、腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	
	② 水位電極部、パイロット管等の接続部の緩み及び腐食の有無の点検	1 Y	
	③ 作動の良否の点検	1 Y	
c. 塩素滅菌器	ボール弁及びサイホンブレイカーの作動の良否の点検	1 Y	
4. 配管	① 変形、腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	[12条点検]
	② 防虫網の詰まり、腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	
	③ 配管支持の固定点の位置が適切か確認	1 Y	
	④ フレキシブルジョイントにより、配管の振動又は揺れがタンク本体に伝播していないこと。	1 Y	
5. 緊急遮断弁・地震感知器・制御盤(バッテリー等を含む)	① 変形、腐食、損傷等の有無の確認	1 Y	
	② 作動の良否の確認	1 Y	

4.5.2 受水タンク・高置タンクの清掃

受水タンク・高置タンクの清掃は、建築物衛生法を遵守し、適切に実施する。

(a) 一般事項は、次による。

- (1) 作業は、健康状態の良好な者が行う。
- (2) 作業衣及び使用器具は、タンクの清掃専用のものとする。また、作業は衛生的に行われるようにする。
- (3) タンク内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。
- (4) 高置タンクがある場合は、当該清掃は受水タンクの清掃と同一の日に行う。
- (5) 清掃の周期は、特記による。特記がない場合は、年1回とする。

(b) 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、下水道法（昭和33年法律第79号）等の規定に基づき、適切に処理する。

- (c) タンクの水張り終了後、給水栓及びタンクにおける水について、水質検査（４項目の簡易検査）及び残留塩素の測定を行う。

4.5.3 貯湯タンク

貯湯タンク（飲用）の作業項目及び作業内容は、建築物衛生法を遵守し、適切に実施する。
 なお、適用は、4.4.2「熱交換器・ヘッダー・密閉形隔膜式膨張タンク」による。

4.5.4 貯湯タンクの清掃

貯湯タンクの清掃は、4.5.2「受水タンク・高置タンクの清掃」による。

4.5.5 汚水槽・雑排水槽

- (a) 汚水槽・雑排水槽の点検・保守は、下水道法、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）、下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）、建築物衛生法、同法に基づく厚生労働省告示、地方公共団体の条例等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (b) 汚水槽・雑排水槽の作業項目及び作業内容は、表4.5.5による。
- (c) 地方公共団体の条例等により、表4.5.5より短い周期が定められている場合の点検周期は、その定めるところによる。

表4.5.5 汚水槽・雑排水槽

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 本体	① 排水漏れの有無の点検	6 M	[12条点検]
	② 内部の浮遊物及び沈殿物の状況の点検	6 M	
	③ 漏水及び壁面等の損傷、亀裂、さび等の有無の点検	6 M	
	④ マンホールの密閉状態の良否の点検	6 M	
2. 水面制御及び警報装置（フロートスイッチ・レベルスイッチ・電極棒）	① 損傷及び腐食の有無の点検	6 M	
	② 作動の良否の点検	6 M	
3. 配管	① 水漏れ及び詰まりの有無の点検	6 M	
	② さび、腐食、損傷等の有無の点検	6 M	
	③ 配管接続部の変形、腐食、損傷等の有無の点検	6 M	
	④ 配管固定部の変形、腐食、損傷等の有無の点検	6 M	
	⑤ 防虫網の目詰まり、さび、腐食、損傷等の有無の点検	6 M	

4.5.6 汚水槽・雑排水槽の清掃

- (a) 清掃は、排水の質、量及び水槽の容量等に応じ、6月以内ごとに1回以上行う。
- (b) 清掃作業は、次による。

- (1) 水槽内の汚水及び残留物質を確実に槽外に排除する。
- (2) 流入管に付着した物質並びに排水管及び通気管の内部の異物を除去し、必要に応じて、消毒等を行う。
- (c) 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等の規定に基づき、適切に処理する。
- (d) 清掃終了後、水張りを行い、水位の低下の有無を調べ、漏水のないことを確認する。

4.5.7 ポンプ

- (a) 本項は、揚水用ポンプ、小形給水ポンプユニット（電動機出力の合計が7.5KW以下）、水道用直結加圧形ポンプユニット、給湯用循環ポンプ（以下「陸上ポンプ」という。）、深井戸用水中モーターポンプ（以下「深井戸ポンプ」という。）並びに汚水、雑排水及び汚物用水中モーターポンプ（以下「排水ポンプ」という。）に適用する。
- (b) 陸上ポンプの作業項目及び作業内容は、表4.5.7(A)による。
- (c) 深井戸ポンプの作業項目及び作業内容は、表4.5.7(B)による。
- (d) 排水ポンプの作業項目及び作業内容は、表4.5.7(C)による。
- (e) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。

なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表4.5.7(A) 陸上ポンプ

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 基礎・固定部	① 固定金具及び固定ボルトの緩み、変形、腐食等の点検	6 M	1 Y	
	② 防振装置の変形、劣化等の有無の点検	6 M	1 Y	
2. 外観の状況	① グランドからの水漏れが正常であることの確認	6 M	6 M	
	② ケーシングの結露水、グランドからの水漏れ等の排水が排水管に流れていることの点検	6 M	6 M	
	③ 腐食、損傷及び水漏れの有無の点検	6 M	6 M	
	④ 軸継手ゴムの損傷等の有無の点検	6 M	1 Y	
	⑤ 軸継手の芯出しの良否の点検	6 M	1 Y	
	⑥ ポンプの吸込圧力及び吐出し圧力が許容範囲内にあることの確認	6 M	6 M	
3. 電動機	① 電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無の点検	6 M	6 M	
	② 回転方向が正しいことの確認	1 Y	1 Y	
	③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	6 M	1 Y	
	④ 運転電流が、定格値以下であることの確認	6 M	6 M	
4. 制御機器 (小形給水ポンプユニット及び水道用直結加圧形ポンプユニットに限る)				

a. 制御盤	① 電磁開閉器の接点の劣化の有無の点検	6 M	1 Y	[12条点検]
	② 表示ランプの点灯の良否の点検	6 M	6 M	
b. 圧力発信器	① 正常値を示していることの確認	6 M	1 Y	
	② 機能の異常の有無の点検	6 M	6 M	
5. 圧力タンク (小形給水ポンプユニット及び水道用直結加圧形ポンプユニットに限る)	① 腐食、損傷、水漏れ等の有無の点検	6 M	6 M	
	② 封入ガスの圧力が規定値にあることの確認	6 M	6 M	
6. フート弁・逆止弁 (揚水ポンプ・給湯ポンプに限る)	開閉状態の良否の点検	6 M	1 Y	
7. 圧力計・連成計 又は真空計	① 腐食及び損傷の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② 正常値を示していることの確認	1 Y	1 Y	
8. 運転調整	① 運転の状況の確認	1 Y	1 Y	
	② 運転時における電圧変動が規定値内であることの確認	1 Y	1 Y	
	③ 運転電流が定格以下であることの確認	1 Y	1 Y	

表4.5.7(B) 深井戸ポンプ

作業項目	作業内容	周 期 I	周 期 II	備考
1. 本体	① 締切圧力及び吐出し圧力が許容範囲内にあることの確認	6 M	6 M	
	② 単位時間の揚水量の確認	6 M	6 M	
2. 電動機	① 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	6 M	1 Y	
	② 運転電流が、定格値以下であることの確認	6 M	6 M	
3. 自動空気抜弁	① 水漏れの有無の点検	6 M	6 M	
	② 空気が確実に抜けることの確認	6 M	6 M	
4. ケーブル	① 損傷等の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	6 M	1 Y	
5. 連成計・圧力計	① 腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② 正常値を示していることの確認	1 Y	1 Y	
6. 運転調整	① 運転時における電圧変動が規定値内であることの確認	1 Y	1 Y	
	② 運転電流が定格以下であることの確認	1 Y	1 Y	

表4.5.7(C) 排水ポンプ

作業項目	作業内容	周 期 I	周期 II	備考
1. 本体・着脱装置・ガイド部	① 設置の状況の確認 ② 腐食、損傷等の有無の点検	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	[12 条点検]
2. 電動機	① 電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無の点検 ② 回転方向が正しいことの確認 ③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ④ 運転電流が、定格値以下であることの確認	6 M 1 Y 6 M 6 M	6 M 1 Y 1 Y 6 M	
3. ケーブル	① 損傷等の有無の点検 ② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y 6 M	1 Y 1 Y	
4. 連成計又は圧力計	① 腐食、損傷等の有無の点検 ② 正常値を示していることの確認	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	
5. 運転調整	① 運転時における電圧変動が規定値内であることの確認 ② 運転電流が定格以下であることの確認	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	

4.5.8 ガス湯沸器

- (a) 本項は、瞬間式ガス湯沸器、貯湯式ガス湯沸器及び潜熱回収型給湯器に適用する。
- (b) ガス湯沸器及び潜熱回収型給湯器の作業項目及び作業内容は、表 4.5.8 による。
- (c) 周期 I 又は周期 II の適用は、特記により、表単位で同一の周期とする。

なお、特記がない場合は「周期 I」による。

表4.5.8 ガス湯沸器・潜熱回収型給湯器

作業項目	作業内容	周期 I	周期 II	備考
1. 固定部	① 取付けの状況の確認 ② 固定金具及び固定ボルトの緩み、変形、腐食等の点検	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	[12条点検]
2. 外観の状況	① 煙突及び給排気部の構造の確認 ② 機器及び排気筒の先端周辺に可燃物の有無の確認 ③ さび、腐食等の有無の点検 ④ 排気筒の接続部の穴あき等の有無の点検 ⑤ 給気口にフィルターがある場合、目詰まりの有無の確認 ⑥ 厨房排気ダクト接続型は、油脂受け皿にほこりや油の有無を確認	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 M 1 Y	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
3. 弁又は栓	① ガス漏れ及び水漏れの有無の点検 ② 逆止弁、逃し弁及び減圧弁の作動の良否の点検	1 M 6 M	1 M 6 M	
4. 温度調節機能	温度調節機能を操作し、給湯温度が安定状態の良否の点検	1 M	1 Y	

5. バーナー	① バーナーの点火及び消火の良否の点検	1 M	1 Y
	② 炎の色、長さ、燃焼音等の燃焼状態の良否及びガスの臭いの有無の点検	1 M	1 Y
	③ ノズルの詰まりの有無の点検	1 Y	1 Y
	④ ガス圧の適否及び排気状態の良否の点検	1 Y	1 Y
6. 熱交換器	すすの付着の有無の点検	1 M	1 Y
7. 安全装置	① 安全装置が改造されていないことの確認	1 Y	1 Y
	② 排気ファンが停止した場合に燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断する装置を設けている場合にはその作動の良否の点検	1 M	1 Y
8. ボールタップ (貯湯式に限る)	① 浸水、変形及び水漏れの有無の点検	1 Y	1 Y
	② 作動の良否の点検	1 M	1 Y
	③ 缶内を清掃	1 Y	1 Y
9. 配管接続部	① ガス漏れ及び水漏れの有無の点検	1 Y	1 Y
	② 変形、腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	1 Y

4.5.9 電気温水器

(a) 本項は、電気温水器のうち貯湯式電気温水器は貯湯容量 100L 以下の床置形及びヒートポンプ給湯機は貯湯容量 300L 以下の分離型に適用する。

(b) 電気温水器の作業項目及び作業内容は、表 4.5.9 による。

(c) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。

なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表4.5.9 電気温水器

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 固定部	① 取付けの状況の確認	1 Y	1 Y	[12条点検]
	② 固定金具及び固定ボルトの緩み、変形、腐食等の有無の点検	1 Y	1 Y	
2. 外観の状況	① 外筒の汚れ、詰まり等の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② 腐食、さび等の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 内筒の湯垢の付着の有無の点検	1 Y	1 Y	
3. 発熱体（ヒーター）	絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	1 Y	・ヒートポンプ給湯機は適用しない。
4. 温度調節器	給湯温度が規定の許容範囲以内にあることの確認	1 Y	1 Y	
5. 過熱防止器	自動的に遮断する装置を設けている場合は、その作動の良否の確認	1 Y	1 Y	
6. ボールタップ	① 浸水、変形及び水漏れの有無の点検	1 Y	1 Y	
	② 作動の良否の点検	1 M	1 Y	
	③ 缶内を清掃	1 Y	1 Y	
7. 配管	① 水漏れの有無の点検	1 Y	1 Y	

8. 弁・附属品	② 冷媒の漏れの有無の点検	1 Y	1 Y	・ヒートポンプ 給湯機に限 る。 ・ヒートポンプ 給湯機に限 る。
	③ 変形、腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 冷媒回路及び温水回路（ポンプを含む） の変形、腐食、損傷等の有無の確認	1 Y	1 Y	
	① 水道用減圧弁及び逃し弁の作動の良否の 点検	6 M	6 M	
	② タイマー類の作動の良否の点検	1 M	1 Y	

4.5.10 循環ろ過装置

(a) 浴槽水の水質は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）及び地方公共団体の条例により管理する。

(b) 本項は、浴槽循環ろ過装置に適用し、作業項目及び作業内容は、表4.5.10による。

(c) 点検周期は水質検査を除き、循環ろ過装置の利用形態を考慮したものとし、特記による。

表4.5.10 循環ろ過装置

作業項目	作業内容	備考
1. ろ過装置	① 外観及び内部の損傷、腐食等の有無の点検 ② 配管の変形、腐食、損傷等の有無の点検 ③ 弁類の作動の良否の点検 ④ 圧力計の指示値が正常であること及び適正に作動することの確認 ⑤ 逆洗浄によりろ材の洗浄を行い、劣化の有無の点検	
2. 熱交換器	① 変形、腐食、損傷等の有無の点検 ② 入口出口温度が適正であることの確認 ③ 弁類の作動の良否の点検 ④ サーモスタットが設定値で作動することの確認	
3. 除じん器	変形、腐食等の有無の点検	
4. 薬注装置	① 薬液の注入動作が適正であることの確認 ② ノズル等の詰まりの有無の点検 ③ 薬液タンクの劣化の有無の点検	
5. ろ過ポンプ		
a. 本体	① 腐食、損傷及び漏洩の有無の点検 ② ポンプの吸込圧力及び吐出圧力が許容範囲内にあることの確認	
b. 電動機	① 発熱及び異常音の有無の点検 ② 回転方向が正しいことの確認 ③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ④ 運転電流が、定格値以下であることの確認	
6. ヘアーキャッチャー	① 変形、腐食、損傷等の有無の点検 ② 弁類の作動の良否の点検	
7. 制御盤	① 変形、腐食、損傷等の有無の点検 ② 温度調節器、運転タイマー、安全装置等が設定値で作動することの確認 ③ 漏電遮断器の動作確認の実施	

8. 制御装置	リミットスイッチ、開閉機構等が、規定値で作動することの確認	
9. 配管洗浄	逆洗浄又は洗浄剤による配管及びろ過機本体の洗浄	
10. 水質検査	濁度、過マンガン酸カリウム、大腸菌群及びレジオネラ属菌の検査	・毎日完全換水形の場合は1 Yとする。

4.5.11 衛生器具

(a) 衛生器具の点検・保守は、建築物衛生法、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。

(b) 衛生器具の作業項目及び作業内容は、表 4.5.11 による。

(c) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。

なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表4.5.11 衛生器具

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 洗面器・手洗器・掃除流し	① 取付けの状況の確認	6 M	1 Y	[12条点検]
	② 亀裂、破損等の有無の点検	6 M	1 Y	
	③ 器具と排水金具、排水管、トラップ等の接続部の緩み、水漏れ、腐食、損傷等の有無の点検	6 M	1 Y	[12条点検]
	④ 排水の引き具合及び詰まりの有無の点検	6 M	1 Y	
	⑤ トラップの封水の良否	6 M	1 Y	
	⑥ 水圧及び吐水時間（自閉式水栓）の適否の点検	6 M	1 Y	
	⑦ 自動水栓及び自閉式水栓の作動の良否の点検	6 M	1 Y	
2. 小便器・大便器	① 取付けの状態の確認	6 M	1 Y	[12条点検]
	② 亀裂、破損等の有無の点検	6 M	1 Y	
	③ 便器のフランジ及びボルトの緩み、損傷等の有無の点検	6 M	1 Y	
	④ 洗浄管及び便器の接続部の水漏れの有無の点検	6 M	1 Y	[12条点検]
	⑤ 排水状況及び詰まりの有無の点検	6 M	1 Y	
	⑥ トラップの封水の良否及び詰まりの有無の点検	6 M	1 Y	
3. 洗浄用タンク・大便器用洗浄弁・小便器用洗浄弁（専用洗浄弁を含む）	① タンク内の汚れ及びボールタップのピストン部の詰まりの有無の点検	6 M	1 Y	
	② ボールタップの作動の良否の点検	6 M	1 Y	
	③ 洗浄管の詰まりの有無の点検	6 M	1 Y	
	④ 弁を操作して排水状態の良否の点検	6 M	1 Y	
	⑤ 弁を操作してピストン及びハンドルノブの作動の良否の点検	6 M	1 Y	
	⑥ 逆流防止器の空気取入口の詰まりの有無の点検	6 M	1 Y	
	⑦ 水圧及び吐水時間の適否の点検	6 M	1 Y	
	⑧ 節水装置（自動洗浄）の作動の良否の点検	6 M	1 Y	

第6節 ダクト及び配管

4.6.1 ダクト

- (a) 本項は、空調用、換気用及び排煙用のダクト類に適用する。
- (b) ダクト類の点検・保守は、建築物衛生法、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (c) ダクト類の取り外し等を行う場合は、あらかじめ施設管理担当者に石綿含有の有無を確認する。
- (d) ダクトの作業項目及び作業内容は、表4.6.1による。
- (e) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。
- なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表4.6.1 ダクト

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. ダクト・排気筒	① 取付けの状況の確認	6 M	1 Y	[12条点検]
	② 裸ダクトの場合は、塗装の剥離及び鉄板の腐食、損傷等の有無の点検	6 M	1 Y	
	③ 変形の有無の点検	6 M	1 Y	
	④ 保温材の剥離、損傷等の有無の点検	6 M	1 Y	
	⑤ 室の給気口及び換気口の取り付け状況の点検	6 M	1 Y	[12条点検]
	⑥ 風道の取り付け状況の点検	6 M	1 Y	[12条点検]
	⑦ 給気機又は排気機の設置の状況の点検	6 M	1 Y	[12条点検]
2. ダンパー (FD及びSDを除く。)	① 作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② 損傷、異常音、異常振動等の有無	1 Y	1 Y	
3. 接続部	① 空気漏れの有無の点検	6 M	1 Y	
	② ボルトの緩み、欠落、損傷等の有無及びガスケットのずれ、損傷等の有無の点検	6 M	1 Y	
4. たわみ継手	固定部の緩みの有無の点検	6 M	1 Y	
5. 吊り及び支持金物	① 腐食、変形等の有無の点検	6 M	1 Y	
	② 緩みの有無及び取付けの良否の点検	6 M	1 Y	
6. 吹出口・吸込口・ガラリ等	① 取付けの状況の確認	6 M	1 Y	[12条点検]
	② 汚れの有無の点検	6 M	1 Y	
	③ 取付け部の緩みの有無の点検	6 M	1 Y	
	④ 塗装の剥離、腐食、変形等の有無の点検	6 M	1 Y	
7. 外気取り入れ口	① 取付けの状況の確認	1 Y	1 Y	[12条点検]
	② 雨水等の防止措置の状況の点検	1 Y	1 Y	
8. 調理室等の換気	① 排気筒、排気フード及び煙突の取り付け状況の確認	1 Y	1 Y	[12条点検]
	② 排気筒及び煙突の断熱の状況の点検	1 Y	1 Y	[12条点検]

4.6.2 配管

- (a) 本項は、空調用及び給排水用の配管類に適用する。
- (b) 配管類の点検・保守は、建築物衛生法、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (c) 排水管の清掃を特記により実施する場合は、建築物衛生法、同法に基づく厚生労働省告示、地方公共団体の条例等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (d) 配管類の取り外し等を行う場合は、あらかじめ施設管理担当者に石綿含有の有無を確認する。
- (e) 配管類の作業項目及び作業内容は、表4.6.2による。

表4.6.2 配管類

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 配管	① 劣化及び損傷の有無の確認 ② 水又は蒸気漏れ及び結露の有無の点検 ③ 裸配管の場合は、塗装の剥離、腐食、損傷等の有無の点検 ④ 曲管、接続部及び弁類の前後における異常音及び異常振動の有無の点検 ⑤ 保温材の剥離、損傷等の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	[12条点検]
2. 伸縮管継手	① 作動状態の良否の確認 ② 水又は蒸気漏れ及びき裂、損傷等の有無の点検 ③ 固定部の緩みの有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y	
3. 蒸気トラップ	① 分解清掃のうえ腐食等の有無の点検 ② 作動の良否の確認	1 Y 1 Y	
4. 弁類	① 開閉及び作動の良否の確認 ② 水又は蒸気漏れ及び腐食、損傷等の有無の点検	1 Y 1 Y	
5. 減圧弁	① 弁前後の圧力計により作動の良否 ② 腐食、損傷等の有無の点検	1 Y 1 Y	
6. 支持金物	① 緩み及び腐食、損傷、変形等の有無の点検 ② 可動部分を有するものは作動の良否の確認	1 Y 1 Y	
7. 固定金具	管等の固定金具の緩み、腐食等の有無の点検	1 Y	
8. 防火区画貫通処理部	亀裂、欠落等の有無の点検	1 Y	
9. 間接排水	詰まり、損傷の有無の点検	1 Y	

第7節 水質管理

4.7.1 空調機器用水の水質管理

- (a) 本項は、接水部構成材料として銅、青銅、黄銅、鉄及びステンレス鋼を使用している空調機器の冷却水系、冷水系及び温水系の水質管理に適用する。
- (b) 空調機器用水は、(一社)日本冷凍空調工業会規格JRA-GL-02（冷凍空調機器用水質ガイドライン）（以下「水質ガイドライン」という。）により管理する。
- (c) 試料の採取方法はJIS K 0094（工業用水・工場排水の試料採取方法）により、分析及び判定方法はJIS K 0101（工業用水試験方法）による。
- (d) 空調機器用水の作業項目及び作業内容は、表4.7.1による。
- (e) 水質の検査又は測定に関しては、採水の日時及び場所、検査又は測定の日時及び場所、検査又は測定の結果、実施者、方法等を記録する。
- (f) 飲料水及びボイラー用水を除き、空調機器用水として使用する雑用水の腐食性水質検査を行う場合に適用する。
- (g) 腐食性水質検査は、水質ガイドラインの全ての項目について1回測定を行い、安定度指数より腐食傾向の有無を確認する。

表4.7.1 空調機器用水

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 水質管理			
a. シーズンイン作業	ストレーナ、ダートトラップ等の水回路の水洗いの実施	1 Y	
b. シーズンオン作業	① 水質ガイドライン項目のうちpH及び電気伝導率について測定を行い、その値が基準値に適合することの確認 ② pH又は電気伝導率の測定が基準値に適合しない場合は水質ガイドラインのすべての項目について測定を行い、腐食又はスケール生成の傾向の有無の検査 ③ 冷却水接水部に腐食傾向がある場合は、次の措置を講じる。 ・冷却水を入れ換え ・冷却水の水素イオン濃度を指標として濃度倍数を3倍以下に保持するようにブロー量の調節 ・適正なインヒビターの使用 ④ スケール生成傾向がある場合は、③によるほか、次の場合には、ブラシ洗浄又は化学洗浄の実施 ・冷媒の凝縮温度と冷却水出口温度の差が大きくなった場合 ・冷媒の圧力上昇又は高圧カットが起こった場合 ⑤ 冷却水がバクテリア、藻等に汚染されている場合は④による。	1 M	・適用は特記による。 ・適用は特記による。 ・適用は特記による。
2. レジオネラ症防止作業	冷却塔の冷却水、蓄熱槽及び超音波加湿器の貯水部には、次の措置を講じる。	1 Y	・適用は特記による。

	・「レジオネラ症防止指針(第4版)」((公財)日本建築衛生管理教育センター発行)により、レジオネラ症防止の年次計画を作成し、日常及び定期の作業の実施 ・レジオネラ属菌の増殖のおそれがある箇所より検査の実施		
--	---	--	--

4.7.2 ボイラー用水の水質管理

- (a) 本項は、立形ボイラー、炉筒煙管ボイラー、水管ボイラー及び貫流ボイラー等の鋼製ボイラーの用水に適用する。
- (b) 水質基準及び検査方法は、JIS B 8223（ボイラの給水，ボイラ水及び蒸気の質）及びJIS B 8224（ボイラの給水，ボイラ水及び蒸気の質－試験方法）による。
- (c) 蒸発量、運転時間その他の運転状況、水質等に応じ、連続的又は間欠的に日々ブローを行う。
- (d) ボイラー用水の水質検査の作業項目及び作業内容は、表4.7.2による。
- (e) 薬剤投入は、適正な薬剤を用いて水量、水質等に応じ連続的又は間欠的に行う。
- (f) 水質の検査又は測定に関しては、採取の日時及び場所、検査又は測定の日時、検査又は測定の結果、実施者、方法等を記録する。

表4.7.2 ボイラー用水

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 給水	硬度及びpHの測定	1 D	
2. 復水	pHの測定	1 D	
3. ボイラー水	pH、導電率及びりん酸イオンの測定	1 D	
4. 給水及びボイラー水	JIS B 8223（ボイラの給水，ボイラ水及び蒸気の質）に定める水質項目について測定	IN	・給水条件に変更があった場合も測定を行う。

4.7.3 飲料水の水質管理

- (a) 本項は、水道法第3条第9項に規定する給水装置以外に給水に関する設備を設けて飲料水を供給する場合に適用する。
- (b) 水質検査は、水道法、水道法施行令、水道法施行規則、水質基準に関する省令、建築物衛生法、同法に基づく厚生労働省告示、地方公共団体の条例等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (c) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる。
- (d) 水道水の水質検査は、次による。
- (1) 水質基準に関する省令に定める表に掲げる事項について、同令別表に定める方法又はこれと同等以上の精度を有する方法で同令表に掲げる基準に適合することを確認する。

(2) 水質検査は、建築物衛生法施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第4条第3項1号に定めるところにより行う。

(e) 飲用井戸の水質検査は、次による。

飲料水として井戸水を使用している場合の水質検査は、建築物衛生法施行規則第4条第1項4号に基づき適切に実施する。

(f) 検査記録は、次による。

水質検査及び残留塩素の測定に関しては、採水の日時及び場所、検査又は測定の日時、検査又は測定の結果、実施者及び方法等を記録する。

4.7.4 雑用水の水質管理

(a) 水質検査は、4.7.3 飲料水の水質管理(d)(2)に準じて行う。

(b) 検査記録は、4.7.3 飲料水の水質管理(f)に準じて行う。

第8節 浄化槽

4.8.1 適用

本節は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽の点検・保守、清掃及び定期検査に適用し、浄化槽法、浄化槽法施行令（平成13年政令第310号）、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守し適切に実施する。

4.8.2 点検・保守

(a) 点検・保守は、浄化槽法第8条の規定による。

(b) 必要に応じて、消毒剤の補給等の措置を講ずるものとする。

(c) 通常の使用状態における保守点検の周期は、表4.8.2による。ただし、環境大臣が定める浄化槽については、環境大臣が定める回数とする。

(d) 点検・保守を実施した場合は、関係法令に定める方法により記録し報告する。

表 4.8.2 浄化槽（みなし浄化槽を除く）の保守点検周期

処理方式	浄化槽の種類	点検周期
分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式又は脱窒ろ床接触ばっ気方式	1. 処理対象人員が20人以下の浄化槽	4 M
	2. 処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	3 M
活性汚泥方式		1 W
回転板接触方式、接触ばっ気方式又は散水ろ床方式	1. 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1 W
	2. スクリーン及び流量調整槽タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（1に掲げるものを除く。）	2 W
	3. 1及び2に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3 M

注）処理対象人員は、JIS A 3302（建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準）に定めるところによる。ただし、1未満の端数は、切り上げるものとする。

4.8.3 清掃

- (a) 清掃は、浄化槽法第9条の規定による。
- (b) 表4.8.2の処理方式に示す浄化槽にあつては年1回以上清掃を行う。ただし、環境大臣が定める浄化槽については、環境大臣が定める回数とする。
- (c) 清掃によって生じた汚泥、スカム等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等の関係法令を遵守し適切に処理する。
- (d) 清掃を実施した場合は、関係法令に定める方法により記録し報告する。

4.8.4 定期検査

- (a) 定期検査は、浄化槽法第11条の規定による。
- (b) 指定検査機関により、年1回水質に関する検査を行う。
- (c) 定期検査で水質に関する検査を実施した場合は、関係法令に定める方法により記録し報告する。

第9節 井戸

4.9.1 井戸

井戸の作業項目及び作業内容は、表4.9.1による。

作業に先立ち、次のことを行う。

- (1) 井戸内の残留物質を確実に井戸外に排除する。
- (2) 配管に付着した物質並びに配管の内部の異物を除去する。

表4.9.1 井戸

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 水位	① 静水位及び動水位を測定し、異常の有無の点検	1 M	
	② ポンプが停止したときから、当該起動前の水位に回復するまでの時間の測定、その良否の点検	1 Y	
2. 急速濾過装置	作動の良否の点検	1 Y	
3. 沈砂槽	沈砂量を点検し、規定の許容範囲内にあることの確認	1 M	
4. 水質検査	第7節「水質管理」の当該事項による。		

第10節 雨水利用設備

4.10.1 雨水利用設備

- (a) 雨水の利用の推進に関する法律（平成26年法律第17号）に基づき、運転・保守管理・清掃を適切に行うことにより機能維持に努め、水質を保持するものとする。ただし、水槽等の清掃（年1回程度）は、特記による。
- (b) 雨水利用設備の作業項目及び作業内容は、表4.10.1による。

表4.10.1 雨水利用設備

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 降雨集水装置	① 屋根面、ルーフドレンの汚れ、詰まり等の状況の点検 ② 沈砂槽等への送水管内の詰まり、水漏れ、変形、腐食、損傷等の有無の点検	6 M 6 M	
2. スクリーン (網かご)	① 落ち葉、ゴミ等の汚れ及び詰まりの状況の点検 ② スクリーンの変形、腐食、損傷等の有無の点検 ③ かき上げ装置がある場合は、動作の良否の点検	6 M 6 M 6 M	
3. 沈砂槽	① 内部の汚れ、沈殿物及び浮遊物の状況の点検 ② 蚊等の発生状況の確認 ③ 表4.5.5「汚水槽・雑排水槽」1. 本体の当該事項による。	1 M 1 M 6 M	
4. 沈殿槽	① 内部の汚れ、沈殿物及び浮遊物の状況の点検 ② 蚊等の発生状況の確認 ③ 表4.5.5「汚水槽・雑排水槽」1. 本体の当該事項による。	1 M 1 M 6 M	
5. 雨水貯留槽	① 内部の汚れ、沈殿物及び浮遊物の状況の点検 ② 4.5.5「汚水槽・雑排水槽」1. 本体、2. 水面制御及び警報装置、3. 配管の当該事項による。	1 M 6 M	
6. ストレーナ	① スクリーンの変形、腐食、損傷等の有無の点検 ② 網及びろ布の詰まりの状況の点検	1 M 6 M	
7. ろ過装置	① ろ材の閉塞状況の点検 ② 逆洗浄装置の作動の良否の点検 ③ 水漏れ、変形、腐食、損傷等の有無の点検 ④ 締付けボルトの緩み及び腐食、曲がり等の有無の点検 ⑤ ろ材の点検	1 M 1 M 6 M 6 M	・ろ材の点検は特記による
8. ポンプ装置	4.5.7「ポンプ」の当該事項による。		
9. 附属装置			
a. 消毒装置	消毒剤の添加量及び補充の有無の点検	1 M	
b. 水位計・自動弁・オーバーフロー管	① 損傷及び腐食の有無の点検 ② 作動の良否の点検	6 M 6 M	
c. 制御盤	① 電磁開閉器の接点の劣化の有無の点検 ② 表示ランプの点灯の良否の点検	6 M 6 M	・制御盤の点検は特記による。
10. 附属配管	4.5.1「受水タンク・高置タンク」及び4.6.2「配管」の当該事項による。	1 Y	
11. 水質検査	第7節「水質管理」4.7.4の当該事項による。		

第5章 監視制御設備

第1節 一般事項

5.1.1 適用

本章は、建築物等の監視制御設備の点検・保守に関する業務に適用する。

第2節 中央監視制御装置

5.2.1 中央監視制御装置

中央監視制御装置の作業項目及び作業内容は、表5.2.1による。

表5.2.1 中央監視制御装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観	① 据付けボルトの緩みの有無の点検 ② 換気ファンの動作確認を行い、異常音等の有無の点検 ③ 操作パネルのスイッチ類及び表示部の機能の確認 ④ エアフィルターの状態の確認 ⑤ 汚れ、損傷及びさびの有無の点検 ⑥ 卓上機器の置台は固定金具の状態の確認	1 Y 6 M 6 M 6 M 1 Y 1 Y	
2. 中央処理装置類	① 外部記憶装置等の動作確認、空き容量の確認 ② 以下の項目の動作を機能点検又はテストプログラムにより確認 ・CPU機能、メモリー ・ハードディスク等 ・入出力制御、回線制御アダプタ ・インターフェース装置 ③ 故障表示（LED等）及びブザー鳴動の動作の確認 ④ システムの構成情報や設定情報の保存 ⑤ 記憶装置等の異常音及び異常振動の有無の点検 ⑥ コネクタ類の差し込み部を確認。また、プリント板等の表面の清掃 ⑦ 蓄積された履歴情報の保存	1 Y 6 M 6 M 6 M 1 Y 6 M	
3. 監視操作装置等			
a. 表示装置	①各部清掃及び画面表示性能の確認、キーボード（マウス、タッチパネル等）の機能点検 ② 表示装置が取付け器具にて固定されていることの確認	1 Y 1 Y	
b. 副表示装置	グラフィックパネル等の清掃、表示灯及び操作スイッチ類の機能の確認	6 M	
4. 伝送制御装置	① 入出力動作の確認 ② 入出力端子のケーブル等の締付け状態及び電源電圧の確認	1 Y 1 Y	

	③ 入出力動作試験は、全ポイントの動作確認及び調整	1 Y
	④ 垂直自立型の伝送装置の固定ボルトの状態の確認	1 Y
	⑤ システムの構成情報や設定情報の保存	6 M
5. 記録（印字）装置		
a. プリンタ等	① 正常に印刷できることの確認	1 Y
	② 固定器具又はゴムマット等にて、転倒等の防止処置がされていることの確認	1 Y
6. 電 源		
a. 各装置の電源	① 電源電圧（入力電圧、出力電圧）の確認	1 Y
	② 蓄電池の充電状態をテスト等により確認	6 M
	③ メモリー用バックアップ電池の寿命の確認	6 M
b. 無停電電源設備	3. 6. 3「交流無停電電源装置（UPS）（簡易形）」の当該事項による。	1 Y

第3節 自動制御装置

5. 3. 1 自動制御装置

(a) 自動制御装置（電気式又は電子式）の作業項目及び作業内容は、表5. 3. 1 (A)による。

(b) 自動制御装置（デジタル式）の作業項目及び作業内容は、表5. 3. 1 (B)による。

表5. 3. 1 (A) 自動制御装置（電気式又は電子式）

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 温湿度調節器 （電気式に限る）			
a. 清掃	外部及び内部の清掃	1 Y	
b. ポテンショメータ	断線及び損傷の有無の点検	1 Y	
c. 温湿度	設定値の許容範囲内にあることの確認	1 Y	
2. 変換器 （電子式に限る）			
a. 清掃	外部及び内部の清掃	1 Y	
b. 端子	配線接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
c. ゼロスパン	模擬入力により出力のゼロスパンが規定の精度内にあることの確認	1 Y	
d. 供給電源電圧	電圧の変動が規定の許容範囲内にあることの確認	1 Y	
3. 発信器 （電子式に限る）			
a. 清掃	外部及び内部の清掃	1 Y	
b. 端子	配線接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
c. ゼロスパン	模擬入力により出力のゼロスパンが規定の精度内にあることの確認	1 Y	
d. ゼロ点	実測によりゼロ点調整	1 Y	
e. 供給電源電圧	電圧の変動が規定の許容範囲内にあることの確認	1 Y	

4. 演算器 (電子式に限る)		
a. 清掃	外部及び内部の清掃	1 Y
b. 端子	配線接続部の緩みの有無の点検	1 Y
c. ゼロスパン	模擬入力により出力のゼロスパンが規定の精度内にあることの確認	1 Y
d. 供給電源電圧	電圧の変動が規定の許容範囲内にあることの確認	1 Y
5. 検出器 (電子式に限る)		
a. 清掃	外部及び内部の清掃	1 Y
b. 端子	配線接続部の緩みの有無の点検	1 Y
c. 出力値又は指示値	実測により出力又は指示値が規定の精度内にあることの確認	1 Y
6. 操作器		
a. 清掃	外部及び内部の清掃	1 Y
b. 音	運転時に全ストロークにわたって異常音のないことの確認	1 Y
c. ポテンショメータ	接触面が滑らかであることの確認	1 Y
d. フルストローク	入力信号に比例して作動することの確認	1 Y
e. リミットスイッチ	作動の良否の点検	1 Y
f. 電流ブリッジリレー	電気式の場合は、接点の接触の良否の点検	1 Y
g. 接続リンク機構	組付け状態の良否及び破損の有無の点検	1 Y
7. 制御弁	① グランドパッキン部からの漏れの有無の点検 ② 全閉時の締切り状態の確認 ③ 操作器との接合部に緩み等のないことの確認 ④ 通電状態にて模擬出力により開閉状態の確認	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y
8. 指示機構		
a. 清掃	外部の清掃	1 Y
b. 端子	配線接続部の緩みの有無の点検	1 Y
c. ゼロスパン	模擬入力により指示のゼロスパンが規定の精度内にあることの確認	1 Y
d. 指示計	感度の良否の点検	1 Y
e. 打点機構	打点間隔及び平衡時間が規定値を超える場合の調整	1 Y
f. アンプカード電圧	電圧の変動が規定の許容範囲内にあることの確認	1 Y
g. セレクタースイッチ	コンタクターの接触位置が規定の位置であること及び接触、緩みの有無の確認	1 Y
9. 各制御ループの動作確認	① 検出器～(変換器)～調節器～(変換器)～操作器における一連の動作の確認 ② 夏冬に適合した動作であることの確認	1 Y 1 Y

	③ 対象となる設備機器の起動時・停止時の連動動作の確認。また、停止時には制御弁等のインターロック動作確認	1 Y	
--	--	-----	--

表5.3.1(B) 自動制御装置（デジタル式）

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 調節器			
a. 清掃	外部及び内部の清掃	1 Y	
b. 端子	配線接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
c. 供給電源電圧・制御用電源電圧	電圧の変動が規定の許容範囲内にあることの確認	1 Y	
d. 基本機能	比例帯、積分及び微分時間並びに各設定値が最適値に収まっており、かつ安定していることの確認	1 Y	
e. 付加機能	① イベント及びアラーム出力の作動並びに表示ランプの点灯の良否の点検	1 Y	
f. メモリー保護装置	② 補助出力の作動の良否の点検 バックアップバッテリーの確認及び異常の有無の点検	1 Y	
g. 通信機能	中央監視制御装置と接続されている場合は、正しく通信されていることの確認	1 Y	
2. 変換器			
a. 清掃	外部及び内部の清掃	1 Y	
b. 端子	配線接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
c. 伝送電源電圧	電圧の変動が規定の許容範囲内にあることの確認	1 Y	
d. 指示値又は実出力値	① 模擬の入力により指示値が規定の精度内にあることの確認 ② データ設定器より出力を変化させた場合の実出力値が規定の精度内にあることの確認	1 Y 1 Y	・入力用のものに限る。 ・出力用のものに限る。
3. 検出器			
a. 清掃	外部及び内部の清掃	1 Y	
b. 端子	配線接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
c. 伝送電源電圧	電圧の変動が規定の許容範囲内にあることの確認	1 Y	
d. 出力値又は指示値	出力値又は指示値が規定の精度内にあることの確認	1 Y	
4. 各制御ループの動作確認	① 検出器～変換器～調節器～変換器～操作器における一連の動作の確認 ② 制御設定値が制御動作に適合していることの確認 ③ 対象となる設備機器の起動時・停止時の連動動作の確認。また、停止時には制御弁等のインターロック動作確認	1 Y 1 Y 1 Y	

第6章 防災設備

第1節 一般事項

6.1.1 適用

本章は、建築物等の防災設備の点検・保守に関する業務に適用する。

6.1.2 消防法の点検と建築基準法の点検等

- (a) 排煙設備において、特記がある場合は、消防法の点検と建築基準法の点検を併せて実施する。
- (b) 自動火災報知設備の点検にあたり、防火戸、防火シャッター、煙感知器連動型防火ダンパー等の点検範囲と重複する場合は、当該設備等の点検実施者と連携を図り行うものとする。
- (c) 配線（消防法に該当するものに限る。）及び誘導灯、非常用の照明装置の点検にあたり、当該配線等が電気事業法の事業用（自家用）電気工作物に該当する場合、電気主任技術者と調整の上、実施すること。

第2節 消防用設備等

6.2.1 適用

本節は、消防法、消防法施行令（昭和36年政令第37号）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）及びこれに基づく告示等に定める消防用設備等の法定点検並びにその結果に応じ実施する保守に適用する。

なお、非常電源（自家発電設備）は、第3章第4節「自家発電設備」の当該事項により、非常電源（自家発電設備）の始動用蓄電池設備は第3章第5節「直流電源設備」の当該事項による。

6.2.2 点検・保守

- (a) 点検の基準、期間及び結果報告書の作成は、表6.2.2によるほか、消防用設備等の点検の基準及び点検結果報告書等について定める消防庁告示を遵守し適切に実施する。
- (b) 点検は、表6.2.2に定める資格を有する者が行うものとする。
- (c) 点検にあたり、他の消防用設備等の範囲と重複する場合は、当該消防用設備等の点検実施者と連携を図り行うものとする。

なお、自動火災報知設備については、点検に先立って、他の設備（消火設備、放送設備、防排煙設備等）との連動回路を遮断し、点検終了後はこれらを復元するものとする。

- (d) 点検の実施にあたっては、施設管理担当者と十分に協議を行い、利用者等に対する危害防止を図るものとする。
- (e) 年2回の機器点検のうち1回と年1回の総合点検は、同時に行うものとする。

(f) 屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備及び排煙設備の総合点検を行う場合の電源の種別（常用電源、非常電源（自家発電設備）の別）は特記による。

なお、非常電源で行う場合は、第3章 第4節「表3.4.1自家発電装置10. 運転性能 d. 実負荷運転」及び第3章 第3節「表3.3.15非常予備電源（自家発電設備）との切換試験」と併せて行う必要がある。

表6.2.2 消防用設備等の種類別の点検資格、点検周期

消防用設備等の種類			点検資格		点検周期	
			消防設備士 (甲種・乙種)	消防設備 点検資格者	機器 点検	総合 点検
消防の用に供する設備	消火設備	消火器具	第 6 類	第 1 種	6 M	1 Y
		屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備	第 1 類			
		泡消火設備	第 2 類			
		不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備	第 3 類			
		動力消防ポンプ設備	第 1 類、第 2 類			
	警報設備	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備	第 4 類	第 2 種	6 M	1 Y
		漏電火災警報器	第 7 類			1 Y
		消防機関へ通報する火災報知設備	第 4 類			
		非常警報設備	第 4 類、第 7 類			
	避難設備	避難器具（すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他）	第 5 類	第 2 種	6 M	1 Y
		誘導灯、誘導標識	第 4 類、第 7 類（注）			
消防用水			第 1 類、第 2 類	第 1 種	6 M	
消火活動上必要な施設	排煙設備	第 4 類、第 7 類	第 2 種	6 M	1 Y	
	連結送水管	第 1 類、第 2 類	第 1 種			
	連結散水設備	第 1 類、第 2 類	第 1 種			
	非常コンセント設備、無線通信補助設備	第 4 類、第 7 類	第 2 種			
非常電源・配線等	非常電源専用受電設備、蓄電池設備、自家発電設備、燃料電池設備		非常電源、配線又は総合操作盤が附置される各消防用設備等の点検資格を有する者		6 M	1 Y
	配線					
	総合操作盤				6 M	

注）第4類（甲種・乙種）又は第7類（乙種）のうち、電気工事士又は電気主任技術者の免状の交付を受けている者

第3節 建築基準法関係防災設備

6.3.1 点検・保守

本項は、建築基準法関係防災設備の点検及び保守に適用する。

なお、非常用エレベーターは、第7章第2節「エレベーター」の当該事項による。

6.3.2 非常用照明装置

非常用照明装置の作業項目及び作業内容は、表6.3.2による。

表6.3.2 非常用照明装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検	① 照明器具の破損、変形及び腐食の有無の点検	6 M	
	② 照明器具の取付け状態及び使用ランプの適否の確認	6 M	[12条点検]
	③ 充電表示灯（充電モニタ）が点灯（緑色）していることの確認	6 M	[12条点検]
	④ 自主評定マーク（JIL適合マーク）又は防災性能評定マーク（BCJマーク）の有無の点検	6 M	
	⑤ 配管、配線等の防火区画の貫通措置の状況の確認（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	6 M	[12条点検]
	⑥ 非常照明の照明の妨げとなる物品等の放置がないことの確認	6 M	[12条点検]
2. 機能点検	① 光源の汚れ、劣化等の有無の点検	6 M	
	② 点検スイッチ又は分電盤等で常用電源から予備電源に切替えた場合、光源が正常に点灯することの確認	6 M	[12条点検]
	③ 蓄電池設備と自家発電設備併用の場合、切替え時間が適切であるかの確認	6 M	[12条点検]
	④ 電池内蔵形照明器具は定格時間以上（30分又は60分）継続して有効に点灯することの確認（48時間以上充電後）	6 M	[12条点検]
	⑤ 電源別置形照明器具は、予備電源に切替えて30分間以上点灯することの確認	6 M	[12条点検]
3. 照度測定	① 避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度測定用照度計により測定。	1 Y	・ 常温下で床面において、水平面照度で1lx（LED及び蛍光灯を用いる場合にあっては、2lx）以上であること。
	② 測定位置は、避難行動に重要な箇所（例えば、階段では避難階段及び主階段の踊り場、廊下では重要な廊下のうち屋外への出口に近い場所、居室の出口に近い場所等）で、人の動線となる箇所	1 Y	・ 測定箇所数は特記による。
4. 予備電源 （内蔵型を除く）	① 蓄電池室、直流電源装置（充電器）室、自家発電機室の防火区画等の貫通状況の確認	1 Y	[12 条点検]
	② 直流電源装置のキュービクル、自家発電装置の取付けの状態の確認	1 Y	[12 条点検]
	③ 蓄電池設備の点検は、①、②による他、第3章第5節「直流電源設備」の当該事項による。	6 M, 1 Y	
	④ 自家発電設備の点検は、①、②による他、第3章第4節「自家発電設備」の当該事項による。	6 M, 1 Y	

（注）4. 予備電源（内蔵型を除く）の③及び④は、建基法及び官公法の以外の法令に基づき実施した点検等の記録により確認してもよい。

6.3.3 防火設備

(a) 防火戸・防火シャッターの作業項目及び作業内容は、表 6.3.3(A) による。

(b) 耐火クロススクリーンの作業項目及び作業内容は、表 6.3.3(B) による。

(c) ドレンチャーその他水幕を形成する防火設備の作業項目及び作業内容は、表 6.3.3(C) による。

表6.3.3(A) 防火戸・防火シャッター

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検			
a. 建具			
イ. 防火戸	① 防火戸の周囲に閉鎖上又は避難上障害となる物品等の放置がないことの確認	6 M	[12条点検]
	② 防火戸が堅固に取付けられていることの確認	6 M	[12条点検]
	③ 建具の変形、さび、腐食、傷、損耗、塗装の劣化及び表面処理の劣化の有無の確認	6 M	[12条点検]
	④ 順位調整器等の金物類の変形、さび、腐食の有無及び取り付け状態の良否の確認	6 M	[12条点検]
	⑤ 常時閉鎖の防火戸が開放状態に固定されていないことを確認	6 M	[12条点検]
ロ. 防火シャッター	① 防火シャッターの周囲に閉鎖上又は避難上障害となる物品等の放置がないことの確認	6 M	[12条点検]
	② 閉鎖時に避難方向の誘導のために設置された表示、方向指示等がはっきり分かることの確認	6 M	
	③ 開閉機構部の油漏れ、モーターの過熱及び異常音の有無の点検	6 M	
	④ ブレーキ装置及びリミットスイッチの機能状態の良否の確認	6 M	
	⑤ 軸受部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉器の取付け状況の確認（日常的に開閉するものに限る。）	6 M	[12条点検]
	⑥ スプロケットの設置の状況の確認（日常的に開閉するものに限る。）	6 M	[12条点検]
	⑦ 軸受部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況の点検（日常的に開閉するものに限る。）	6 M	[12条点検]
	⑧ ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況の点検（常時閉鎖式に限る。）	6 M	[12条点検]
	⑨ カーテン部のスラット及び座板の劣化の状況の確認	6 M	[12条点検]
	⑩ カーテン部の吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況の点検	6 M	[12条点検]
	⑪ ケースの劣化及び損傷の状況の点検	6 M	[12条点検]
	⑫ まぐさ及びガイドレールの劣化及び損傷の状況の点検	6 M	[12条点検]
b. 自動閉鎖装置 （手動閉鎖装置を含む）			
イ. 防火戸	① 自動閉鎖装置の取り付け状態の良否及び著しい変形、損傷、腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	② 温度ヒューズ付自動閉鎖装置の場合は、規定の温度ヒューズ（72℃）であること並びにヒューズ	6 M	[12条点検]

	ズ本体及び取付け部の状態が正常であることの確認		
ロ. 防火シャッター	① 自動閉鎖装置の取り付け状態の良否及び著しい変形、損傷、腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	② 温度ヒューズ付シャッターの場合は、規定の温度ヒューズ（一般換気系は72℃、厨房排気系は120℃、排煙ダクト系は280℃）であること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることの確認	6 M	[12条点検]
	③ 手動閉鎖装置の操作の障害となる物品の放置がないこと及び著しい変形、損傷、腐食等の有無の点検。	6 M	[12条点検]
ハ. 防火シャッターの危害防止装置	① 連動中継器の配線の劣化、損傷、脱落の有無の点検	6 M	[12条点検]
	② 危害防止装置用予備電源の変形、損傷、著しい腐食の有無及び異常音、異臭及び異常な発熱の有無の点検	6 M	[12条点検]
	③ 座板感知部の変形、損傷、著しい腐食の有無の点検	6 M	[12条点検]
シ. 連動制御器			
イ. 連動制御器	① 変形、損傷、腐食等の有無の確認	6 M	
	② 電圧計の指示が適正であること又は電源監視用の表示灯が点灯することの確認	6 M	
	③ 結線接続部の端子との接続に緩み、脱落、損傷等の有無の確認	6 M	[12条点検]
	④ 接地線が接地端子に接続されていることの確認	6 M	[12条点検]
ロ. ランプ・スイッチ・ヒューズ類	① 各表示灯の電球等を点灯させ、著しい光束変化等の有無の確認	6 M	[12条点検]
	② スイッチ類の開閉機能及び開閉位置が正常であること及び破損の有無の点検	6 M	[12条点検]
	③ ヒューズ類が、規定の種類及び容量のものであることの確認	6 M	
ハ. 連動機構用予備電源	変形、損傷、著しい腐食の有無及び異常音、異臭及び異常な発熱の有無の点検	6 M	[12条点検]
ニ. 感知器（煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器）	① 変形、損傷、脱落、腐食等の有無の確認	6 M	
	② 設置位置及び設置場所に適応する感知器が設けられていることの確認	6 M	
	③ 熱感知器の感知部に機能障害となる塗装等がなされていないことの確認	6 M	
	④ 煙感知器にあつては塵埃、微粉等が付着していないこと並びに水蒸気及び腐食性ガスの滞留等によって機能上支障となる状況の有無の確認	6 M	
2. 機能点検			
ア. 常時閉鎖の防火戸等	各階の主要な常時閉鎖の防火戸等の閉鎖状態の確認	6 M	[12条点検]
イ. 自動閉鎖装置			
イ. 防火戸	① 温度ヒューズの取り外し又は連動制御器の起動信号により防火戸が正常に作動することの確認 なお、順送り方式のものにあつては、順送り作動が正常であることの確認	6 M	[12条点検]
	② 連動制御器に作動表示がされることの確認	6 M	

ロ. 防火シャッター	③ 連動操作器による復旧操作をしない状態で防火戸を閉鎖前の状態にしたとき、自動的に再開鎖することの確認	6 M	[12条点検]
	④ 防火戸を閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無を点検し、関係部位が元の状態に戻ることを確認	6 M	
	① シャッター閉鎖用の手動閉鎖装置又は押しボタンによりシャッターの閉鎖及び正常作動の確認	6 M	
	② 連動制御器の起動信号により、シャッターの正常作動の確認	6 M	[12条点検]
	③ ハンドル、チェーン等は、手動巻き上げ操作が容易であること及び巻き上げ操作中に途中で停止できることを確認	6 M	
ハ. 危害防止装置	④ 連動制御器に作動表示がされることを確認	6 M	
	⑤ 閉鎖用音響装置がある場合は、閉鎖中に鳴動することの確認	6 M	
	防火シャッターにあつては、次の状態を確認しその良否の点検		
	・試験スイッチ操作等による危害防止装置用予備電源の容量の確認	6 M	[12条点検]
	・座板感知部の作動による防火シャッターの停止の確認	6 M	[12条点検]
c. 連動制御器 イ. 連動制御器	・座板感知部の作動を解除により、防火シャッターが再降下すること	6 M	[12条点検]
	・注意喚起装置（標識、音響装置、音声発生装置、注意灯等）が正常であること	6 M	[12条点検]
	① 連動作動試験は、感知器の加熱又は加煙試験において当該回線の端末機器を作動させ、作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することの確認	6 M	[12条点検]
	② 遠隔操作試験は、端末機器の作動状況点検時において、連動制御器の遠隔操作スイッチを操作し、当該回線の端末機器を作動させ作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することの確認	6 M	
	③ 附属装置の試験は、感知器又は自動閉鎖装置の作動により他の附属装置等に移報するものは、移報信号がでることの確認	6 M	
ロ. 連動機構用予備電源	① 試験スイッチ等の操作による予備電源の容量の確認	6 M	[12条点検]
	② 常用電源から予備電源への切替えが自動的に行われ、かつ、電圧計の指示値及び表示灯が適正であることを確認	6 M	[12条点検]
d. 感知器	① 補償式又は定温式スポット型感知器は、加熱試験を行い、作動が確実であることを確認（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する場合を除く）	6 M	[12条点検]
	② イオン化式又は光電式煙感知器は、加煙試験を行い、作動が確実であることを確認（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する場合を除く）	6 M	[12条点検]

3. 総合点検			
a. 防火戸	防火戸の閉鎖時間と防火戸の質量により算出した運動エネルギーが10ジュール以下であること及びプッシュプルゲージ等により測定した閉鎖力が150ニュートン以下であることの確認	1 Y	[12 条点検]
b. 防火シャッター	① 防火シャッターの閉鎖時間の測定と防火シャッターの質量により算出した運動エネルギーが10ジュール以下であること	1 Y	[12 条点検]
	② 座板感知部の作動により防火シャッターを降下停止させ、座板感知部が作動してからの停止距離が5cm以下であること	1 Y	[12 条点検]
c. 感知器	煙感知器の感度は、所定の感度試験器により感度が所定の範囲内にあることの確認（自動試験機能を有する場合を除く）	1 Y	
d. 総合的な作動	連動機構用予備電源ごとに、少なくとも1以上の防火戸又は防火シャッターについて、予備電源に切替えた状態で、任意の感知器を作動させ火災表示、音響装置の鳴動が正常であること及び所定の防火戸又は防火シャッターが正常に作動することの確認	1 Y	[12条点検]

表6.3.3(B) 耐火クロススクリーン

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検			
a. 耐火クロススクリーン	① 耐火クロススクリーンの周囲に閉鎖上又は避難上障害となる物品等の放置がないことの点検	6 M	[12条点検]
	② ローラチェーンの劣化及び損傷の状況の点検	6 M	[12条点検]
	③ カーテン部の耐火クロス及び座板の劣化並びに損傷の状況の点検	6 M	[12条点検]
	④ カーテン部の吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況の点検	6 M	[12条点検]
	⑤ ケースの劣化及び損傷の状況の点検	6 M	[12条点検]
	⑥ まぐさ及びガイドレールの劣化及び損傷の状況の点検	6 M	[12条点検]
b. 自動閉鎖装置 (手動閉鎖装置を含む)			
イ. 耐火クロススクリーン	① 自動閉鎖装置の取り付け状態の良否及び著しい変形、損傷、腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	② 手動閉鎖装置の操作の障害となる物品の放置がないこと及び著しい変形、損傷、腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
ロ. 危害防止装置	表6.3.3 (A) 1. b. 「ハ. 防火シャッターの危害防止装置」の当該事項による。	6 M	[12条点検]
c. 連動制御器	表6.3.3 (A) 1. 「c. 連動制御器」の当該事項による。	6 M	[12条点検]
d. 感知器(煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器及び熱感知器)	表6.3.3 (A) 1. 「d. 感知器(煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器)」の当該事項による。	6 M	

感知器)			
2. 機能点検			
a. 自動閉鎖装置			
イ. 耐火クロススクリーン	① 耐火クロススクリーン閉鎖用の手動閉鎖装置又は押しボタンによりスクリーンの閉鎖、正常作動の確認	6 M	
	② 連動制御器の起動信号により、スクリーンの正常作動の確認	6 M	[12条点検]
	③ ハンドル、チェーン等は、手動巻き上げ操作が容易であること及び巻き上げ操作中に途中で停止できることの確認	6 M	
	④ 連動制御器に作動表示がされることの確認	6 M	
	⑤ 閉鎖用音響装置がある場合は、閉鎖中に鳴動することの確認	6 M	
ロ. 危害防止装置	① 試験スイッチ操作等による危害防止装置用予備電源の容量の確認	6 M	[12条点検]
	② 座板感知部の作動による耐火クロススクリーンの停止の確認	6 M	[12条点検]
	③ 注意喚起装置（標識、音響装置、音声発生装置、注意灯等）が設けられている場合、装置が正常であることの確認	6 M	[12条点検]
b. 連動制御器	表6.3.3(A) 2. 「c. 連動制御器」の当該事項による。	6 M	[12条点検]
c. 感知器	表6.3.3(A) 2. 「d. 感知器」の当該事項による。	6 M	[12条点検]
3. 総合点検	表6.3.3(A)3. 「b. 防火シャッター」、「c. 感知器」及び「d. 総合的な差動」の当該事項による。ただし、「防火シャッター」を「耐火クロススクリーン」に読み替える。	1 Y	

表6.3.3(C) ドレンチャーその他水幕を形成する防火設備

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検			
a. ドレンチャー等	① 設置場所の周囲の作動の障害となる物品等の放置がないことの確認	6 M	[12条点検]
	② 散水ヘッドの塗装、異物の付着等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	③ 開閉弁の変形、損傷、著しい腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	④ 排水設備の排水が正常に行われることの確認	6 M	[12条点検]
	⑤ 水源の貯水タンクの劣化及び損傷、水質、浮遊物、沈殿物の有無並びに規定の水量があることの確認	6 M	[12条点検]
	⑥ 給水装置の変形、損傷、著しい腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
b. 加圧送水装置	① ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況の点検	6 M	[12条点検]
	② 結線接続部の端子との接続に緩み、脱落、損傷等の有無の確認	6 M	[12条点検]
	③ 接地線が接地端子に接続されていることの確認	6 M	[12条点検]
	④ ポンプ及び電動機の回転における潤滑油、装置・配管の接続部及び基礎との取り付け部に異	6 M	[12条点検]

	常がないかの確認		
	⑤ 加圧送水装置用予備電源の変形、損傷、著しい腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	⑥ 圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の附属装置の変形、損傷、著しい腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
c. 作動装置	① 自動作動装置の取り付け状態の良否及び著しい変形、損傷、腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	② 手動作動装置の操作の障害となる物品の放置がないこと及び著しい変形、損傷、腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
d. 制御器	表6.3.3(A) 1. 「c. 連動制御器」の当該事項による。	6 M	
e. 感知器	表6.3.3(A) 1. 「d. 感知器（煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器）」の当該事項による。	6 M	
2. 機能点検			
a. ドレンチャー	制御器の起動信号により、ドレンチャー等の正常作動の確認	6 M	[12条点検]
b. 加圧送水装置	① 常用電源の遮断により、加圧送水装置用予備電源に切り替わることの確認	6 M	[12条点検]
	② 試験スイッチ等の操作により、加圧送水装置用予備電源の容量の確認	6 M	[12条点検]
	③ 圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の附属装置の作動の状況の確認	6 M	[12条点検]
c. 制御器	表6.3.3(A) 2. 「c. 連動制御器」の当該事項による。	6 M	
d. 感知器	表6.3.3(A) 2. 「d. 感知器」の当該事項による。	6 M	
3. 総合点検	① 煙感知器の感度は、所定の感度試験器により感度が所定の範囲内にあることの確認（自動試験機能を有する場合を除く）	1 Y	
	② 連動機構用予備電源ごとに、少なくとも1以上のドレンチャー等について、予備電源に切替えた状態で、任意の感知器を作動させ火災表示、音響装置の鳴動が正常であり、ドレンチャー等が正常に作動することの確認	1 Y	[12条点検]

6.3.4 防火ダンパー

(a) 本項は、空調・換気ダクトに設置する温度ヒューズ連動型防火ダンパー（FD）及び煙感知器連動型防火ダンパー（SD）等に適用する。

(b) 防火ダンパーの作業項目及び作業内容は、表6.3.4による。

表6.3.4 防火ダンパー（FD・SD）

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検			
a. ダンパー本体	① 変形、さび、腐食、傷及び損耗の有無の確認	6 M	[12条点検]
	② 温度ヒューズの損傷、ビスの緩み及び脱落の有無の確認	6 M	[12条点検]
	③ ダンパーのがたつき及び変形の有無並びにダクト接続部のすきま等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	④ 吊金具等による躯体との固定に緩み等のないことの確認	6 M	[12条点検]

	⑤ 検査口から羽根が確実に閉鎖することの確認	6 M	[12条点検]
b. 自動閉鎖装置	① 自動閉鎖装置に著しい変形、損傷等の有無の点検	6 M	
	② 温度ヒューズ付自動閉鎖装置の場合は、規定の温度ヒューズであること並びにヒューズ本体及び取り付け部の状態が正常であることの確認 表6.3.3(A) 1. 「c. 連動制御器」の当該事項による。	6 M	[12条点検]
c. 連動制御器 (FDを除く)		6 M	
d. 感知器 (FDを除く)	表6.3.3(A) 1. 「d. 感知器（煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器）」の当該事項による。	6 M	
2. 機能点検			
a. 自動閉鎖装置	① FDは、次による。 ・手動によりダンパーが円滑に作動することの確認 ・ダンパーを閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無を点検し、関係部位が元の状態に戻る ことの確認 ② FDを除くダンパーは、次による。 ・連動制御器の起動信号によりダンパーが正常に作動することの確認 ・順送り方式のものは、順送り作動が正常であること の確認 ・連動制御器に作動表示がされることの確認 ・ダンパーを閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無の点検、関係部位が元の状態に戻る ことの確認	6 M	[12条点検]
b. 連動制御器 (FDを除く)	表6.3.3(A) 2. 「c. 連動制御器」の当該事項による。	6 M	[12条点検]
c. 感知器 (FDを除く)	表6.3.3(A) 2. 「d. 感知器」の当該事項による。	6 M	
3. 総合点検 (FDを除く)	① 煙感知器の感度は、所定の感度試験器により感度が所定の範囲内にあることの確認（自動試験機能を有する場合を除く）	1 Y	
	② ダンパーの作動と連動し、空調機、送風機等の停止制御を行っている場合は、所定の連動動作が適切に行われることの確認	1 Y	

6.3.5 排煙設備

- (a) 排煙設備【自然排煙口（排煙窓）】の作業項目及び作業内容は、表6.3.5(A)による。
- (b) 排煙設備【機械排煙設備】の作業項目及び作業内容は、表6.3.5(B)による。
- (c) 排煙設備【特殊な構造の排煙設備】の作業項目及び作業内容は、表6.3.5(C)による。
- (d) 排煙設備【加圧防排煙設備】の作業項目及び作業内容は、表6.3.5(D)による。
- (e) 予備電源【自家発電装置】の作業項目及び作業内容は、表6.3.5(E)による。
- (f) 予備電源【直結エンジン】の作業項目及び作業内容は、表6.3.5(F)による。

表6.3.5(A) 排煙設備【自然排煙口（排煙窓）】

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検			
a. 排煙窓	① 建具のがたつき、緩み等の有無の点検	6 M	

	② 著しい変形、損傷、さび及び腐食の有無の点検	6 M	
	③ 召合わせ及び気密性の良否の確認	6 M	
	④ 排煙窓の周囲に作動に支障をきたす障害物が ないことの確認	6 M	
b. 防煙壁	① 仕上げ、構造等の劣化、損傷及び変形の有無の 確認	6 M	[12条点検]
	② 可動式の場合、機構の作動状況の確認	6 M	[12条点検]
c. 手動開閉装置	① 器具のがたつき、緩み等の有無の点検	6 M	
	② 著しい変形、損傷及び腐食の有無の点検	6 M	
	③ 手動開放装置を示す表示の有無及びその破損 等の有無の確認	6 M	
	④ 排煙窓を動作させるワイヤー、ケーブル等の伝 達部に著しい変形、損傷及び腐食が無いことの 確認	6 M	
	⑤ 周囲に動作に支障をきたす障害物が無いこと の確認	6 M	
2. 機能点検			
	① 手動開閉装置の操作による排煙窓の作動状況 の良否の確認	6 M	
	② 排煙窓を作動させた後、復帰が円滑に行えるこ との確認	6 M	

表6.3.5(B) 排煙設備【機械排煙設備】

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検			
a. 排煙口・可動 防煙壁	① 器具のがたつき、緩み等の有無による作動性の 点検	6 M	[12条点検]
	② 著しい変形、損傷、さび及び腐食の有無を確認 し防火区画の有効性の点検	6 M	[12条点検]
	③ 周囲に動作の支障となるものがないことの確 認	6 M	[12条点検]
b. 手動開放装置	① 器具のがたつき、緩み等の有無の点検	6 M	
	② 著しい変形、損傷及び腐食の有無の点検	6 M	
	③ 手動開放装置を示す表示の有無及びその破損 等の有無の確認	6 M	
	④ 排煙口を動作させるワイヤー、ケーブル等の伝 達部に著しい変形、損傷及び腐食並びに煙感知 器による誤作動が無いことの確認	6 M	
	⑤ 電気式の場合は、通電表示等が点灯しているこ との確認	6 M	
	⑥ 周囲に動作の支障となるものがないことの確 認	6 M	[12条点検]
c. 連動制御器	表6.3.3(A) 1. 「c. 連動制御器」の当該事項によ る。	6 M	
d. 感知器	表6.3.3(A) 1. 「d. 感知器（煙感知器、熱煙複合 式感知器及び熱感知器）」の当該事項による。	6 M	
e. ダクト (排煙風道)	① 表4.6.1「ダクト」の当該事項による。ただし、 「2. ダンパー」及び「6. 吹出口、吸込口、ガラ リ等」は除く。	6 M	
	② ダクトと可燃物、電線等との離隔距離の確認	6 M	[12条点検]
f. 防火ダンパー	表6.3.4「防火ダンパー」の当該事項による。	6 M	
g. 排煙機	① 表4.4.8「送風機」の当該事項による。ただし、 「9. 運転調整」は除く。	6 M, 1 Y	

	② 排煙風道との接続部の破損及び変形の有無の点検	6 M	[12条点検]
2. 機能点検	① 手動開閉装置の操作による排煙口及び可動防煙壁の作動状況の良否の確認	6 M	[12条点検]
	② 連動制御器の作動指令（煙感知器の作動等）により、排煙口及び可動防煙壁が正常に作動することの確認	6 M	[12条点検]
	③ 連動制御器又は手動開閉装置の作動確認表示窓の表示状況の確認	6 M	
	④ 排煙口及び可動防煙壁を作動させた後、復帰が円滑に行えることの確認	6 M	
3. 総合点検	① 自動又は手動起動装置の操作により、排煙口及び可動防煙壁等の作動、排煙機の連動起動が適切に行われることの確認	1 Y	[12条点検]
	② 排煙機を起動させ、次について確認 ・ 異常音、異常振動の有無 ・ 電圧、電流値 ・ 風量 ・ 回転方向 ・ 排煙口の開放状況	1 Y	[12条点検]
	③ 予備電源により、正常に運転できることの確認	1 Y	[12条点検]
	④ 排煙機の起動と連動し、空調機、送風機等の停止制御を行っている場合は、所定の連動動作が適切に行われることの確認	1 Y	
	⑤ 中央管理室において監視制御している場合、正常に動作しているか確認	1 Y	[12条点検]

表 6. 3. 5 (C) 排煙設備【特殊な構造の排煙設備】

作業項目	作業内容	周期	
1. 外観点検			
a. 排煙口・給気口	① 器具のがたつき、緩み等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	② 著しい変形、損傷、さび及び腐食の有無の点検	6 M	[12条点検]
	③ 周囲に動作の支障となるものがないことの確認	6 M	[12条点検]
b. 手動開放装置	① 器具のがたつき、緩み等の有無の点検	6 M	
	② 著しい変形、損傷及び腐食の有無の点検	6 M	
	③ 手動開放装置を示す表示の有無及びその破損等の有無の確認	6 M	
	④ 排煙口を動作させるワイヤー、ケーブル等の伝達部に著しい変形、損傷及び腐食、煙感知器による誤作動が無いことの確認	6 M	
	⑤ 電気式の場合は、通電表示等が点灯していることの確認	6 M	
	⑥ 周囲に動作の支障となるものがないことの確認	6 M	[12条点検]
c. 連動制御器	表6. 3. 3 (A) 1. 「c. 連動制御器」の当該事項による。	6 M	
d. 感知器	表6. 3. 3 (A) 1. 「d. 感知器（煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器）」の当該事項による。	6 M	
e. ダクト （給気風道）	表4. 6. 1 「ダクト」の当該事項による。ただし、「2. ダンパー」及び「6. 吹出口、吸込口、ガラリ等」は除く。	6 M	
f. 給気送風機	① 表4. 4. 8 「送風機」の当該事項による。ただし、「9. 運転調整」は除く。	6 M, 1 Y	
	② 給気風道との接続部の破損、変形の有無の点検	6 M	[12条点検]

2. 機能点検	① 手動開閉装置の操作による排煙口又は給気口の作動状況の良否の確認	6 M	[12条点検]
	② 連動制御器（煙感知器の作動等）の作動指令により、排煙口が正常に作動することの確認	6 M	
	③ 連動制御器又は手動開閉装置の作動確認表示窓の表示状況の確認	6 M	
	④ 排煙口を作動させた後、復帰が円滑に行えることの確認	6 M	
3. 総合点検	① 自動又は手動起動装置の操作により、排煙口又は給気口の作動、給気送風機の連動起動が適切に行われることの確認	1 Y	[12条点検]
	② 給気送風機を起動させ、次について確認 ・ 異常音、異常振動の有無 ・ 電圧、電流値（予備電源の場合は予備電源による） ・ 風量 ・ 回転方向	1 Y	[12条点検]
	③ 予備電源により、正常に運転できることの確認	1 Y	[12条点検]
	④ 排煙機の起動と連動し、空調機、送風機等の停止制御を行っている場合は、所定の連動動作が適切に行われることの確認	1 Y	[12条点検]
	⑤ 中央管理室において監視制御している場合は、正常に動作しているか確認	1 Y	

表 6.3.5(D) 排煙設備【加圧防排煙設備】

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検			
a. 機材共通	表 6.3.5 (C) 「排煙設備【特殊な構造の排煙設備】」による。ただし、e. 「ダクト」（給気風道）に、排煙風道を加える。	6 M	
b. 空気逃し口・圧力調整装置	① 器具のがたつき、緩み等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	② 著しい変形、損傷、さび及び腐食の有無を確認し防火区画の有効性の点検	6 M	[12条点検]
	③ 周囲に動作等の支障となるものがないことの確認	6 M	[12条点検]
	④ 空気逃し口が給気口と連動して正常に作動することの確認	6 M	[12条点検]
	⑤ 圧力調整装置が扉と連動して正常に作動することの確認	6 M	[12条点検]
2. 機能点検	表 6.3.5(C) 「排煙設備【特殊な構造の排煙設備】」による。	6 M	
3. 総合点検	① 表 6.3.5(C) 「排煙設備【特殊な構造の排煙設備】」による。	1 Y	
	② 給気送風機稼働時に、給気口の開放状況の確認	1 Y	[12条点検]

表 6.3.5(E) 予備電源【自家発電装置】

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 自家発電装置	① 自家用発電機室の防火区画等の貫通状況の確認	1 Y	[12条点検]

② 自家用発電装置の取付けの状態の確認	1 Y	[12条点検]
③ 自家発電設備の点検は、①、②による他、第3章第4節「自家発電設備」の当該事項による。	6 M, 1 Y	

(注) ③は、建基法及び官公法の以外の法令に基づき実施した点検等の記録により確認してもよい。

表 6.3.5(F) 予備電源【直結エンジン】

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検・機能点検			
a. 設置の状況	① 本体の取付状況、基礎ボルトの腐食等の有無の確認	6 M	[12条点検]
	② 適正な換気が行われているかの確認	6 M	[12条点検]
b. 燃料・潤滑油・冷却水	燃料、冷却水及び潤滑油が運転に必要な量だけ確保されているかの確認	6 M	[12条点検]
c. セル始動用蓄電池・電気ケーブル	① 蓄電池の電圧及び電解液量（確認できるものに限る）が適正であるかの確認	6 M	[12条点検]
	② 電気ケーブル接続部に緩み、腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
d. 計器類・ランプ類	① 計器類の指示値、ランプ類の点灯状態の確認	6 M	[12条点検]
	② 計器類、スイッチ類の損傷の有無の点検	6 M	[12条点検]
e. 吸気部・排気管	変形、損傷、き裂等の有無の点検	6 M	[12条点検]
f. Vベルト	損傷、き裂の有無点検及びたわみの状態の確認	6 M	[12条点検]
g. 接地線	接地端子部の緩み、著しい腐食の有無の点検	6 M	[12条点検]
h. エンジンの始動・停止	① エンジンが正常に始動、停止することの確認	1 Y	[12条点検]
	② 排煙口と連動して始動することの確認	1 Y	[12条点検]
	③ 運転中、異常な振動、音の有無の確認	1 Y	[12条点検]

6.3.6 その他の避難設備等

その他の避難設備等の作業項目及び作業内容は、表 6.3.6 による。

表6.3.6 その他の避難設備等

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 避難施設等			
a. バルコニー・防護柵等	著しい錆又は腐食の有無の点検	1 Y	[12条点検]
b. 避難器具	操作性の確保について点検	1 Y	[12条点検]
2. 特別避難階段付室の外気に向かって開くことが出来る窓	① 作動状況の点検	1 Y	[12条点検]
	② 附室の窓が外気に向かって開閉することの点検	1 Y	[12条点検]
3. 階段	① 仕上げ・構造体手すり等の各部の劣化損傷の有無の確認	1 Y	[12条点検]
	② 屋外階段の開放性の確認	1 Y	[12条点検]

4. 廊下、出入口、避難上有効なバルコニー、階段、特別避難階段の物品等の放置等	避難上障害となる廊下、出入口、避難上有効なバルコニー、階段に物品等の放置がないことの確認	1 Y	[12条点検]
5. 非常用エレベーター乗降ロビー	① 作動状況の点検 ② 乗降ロビーの外気に向かって開くことが出来る窓の開閉の点検	1 Y 1 Y	[12条点検] [12条点検]
6. 非常用進入口等	維持保全状況の確認	1 Y	[12条点検]

第7章 搬送設備

第1節 一般事項

7.1.1 適用

本章は、建築物等の搬送設備の点検・保守に関する業務に適用する。

7.1.2 用語の定義

本章において用いる用語の定義は、次による。

- (1)「POG (Parts・Oil・Grease の略) 契約」とは、定期的な保守（機器・装置の清掃、注油、調整、消耗品の補充・交換等を行うこと）及び定期的な点検（機器・装置の損傷、変形、摩耗、腐食発生音等に関する異常・不具合の有無を調査し、保守及びその他の措置が必要かの判断を行うこと）のみを行い、劣化した部品の取替えや修理等を含まない契約方式をいう。
- (2)「フルメンテナンス契約」とは、POG契約の内容に加え、点検結果に基づく合理的な判断のもと、劣化した部品の取替えや修理等を含む契約方式をいう。
- (3)「遠隔監視」とは、保守会社の監視センター等が、通信回線等を利用してエレベーターの異常や不具合の有無を常時監視することをいう。また、万一エレベーター内に人が閉じ込められた場合に、インターホン等により当該監視センターと通話できることも含む。
- (4)「遠隔点検」とは、「遠隔監視」に加え、保守会社の監視センター等が、正常なエレベーター運転のために必要とされる箇所を対象に、通信回線等を利用してエレベーターの運行状態や各機器の動作状況の正常・異常を点検することをいう。
- (5)「マイコン制御」のエレベーターとは、運行制御等にマイクロコンピューターを使用しているものをいう。
- (6)「リレー制御」のエレベーターとは、「マイコン制御」のエレベーター以外のものをいう。

- (7) 「高稼働」のエレベーターとは、当該エレベーターの起動回数が 24,000 回／月以上、又は、走行時間が 100 h／月以上のいずれかの場合をいう。

第 2 節 エレベーター

7.2.1 適用

(a) 本節の仕様に含まれる業務

- (1) 労働安全衛生法第 45 条第 1 項に基づく月次の定期自主検査及び人事院規則 10-4 第 32 条第 1 項に基づく定期検査
- (2) 建築基準法第 8 条、官公法第 11 条及び「昇降機の適切な維持管理に関する指針」（平成 28 年 2 月 19 日国土交通省公表）に基づく定期的な保守及び点検

(b) 本節の仕様に含まれない業務

- (1) 表 7.2.1 に示す労働安全衛生法第 45 条第 1 項に基づく年次の定期自主検査、労働安全衛生法第 41 条第 2 項に基づく性能検査及び人事院規則 10-4 第 32 条第 1 項に基づく性能検査
- (2) 表 7.2.1 に示す建築基準法第 12 条第 3 項に基づく定期検査及び建築基準法第 12 条第 4 項に基づく定期点検

(c) 本節の仕様に含まれない業務を特記により行う場合、申請料の負担及びテストウェイトの手配は、特記による。また、(b) (1) による登録性能検査機関等の性能検査に、施設管理担当者は立ち会うものとする。

(d) 本節の仕様に含まれない業務を特記により行う場合の実施時期は、(a) 本節の仕様に含まれる業務と同日としてもよい。

表 7.2.1 エレベーターの法定検査等一覧

所有者の種別と適用法令		積載量が 1 トン未満の エレベーター	積載量が 1 トン以上の エレベーター
国	人事院規則が適用されるもの	建築基準法第 12 条第 4 項の定期点検	人事院規則 10-4 第 32 条第 1 項の性能検査 建築基準法第 12 条第 4 項の定期点検
	上記以外のもの	建築基準法第 12 条第 4 項の定期点検	建築基準法第 12 条第 4 項の定期点検

(e) 本節は、次のエレベーターには適用しない。

(1) エレベーターの種類

ベースメントタイプエレベーター、サイドマシンタイプエレベーター、斜行エレベーター、パンタグラフ式エレベーター、ホームエレベーター、段差解消機及びいす式階段昇降機

(2) 特殊用途

防滴、防塵、防爆等、用途上又は構造上特殊なエレベーター

(3) 特殊環境

高温、低温、多湿、塩害、ガス害、屋外等、特殊な環境に設置されたエレベーター

7.2.2 修理、取替え、交換等

(a) 修理、取替え、交換等の範囲は、次による。

(1) 修理、取替え及び交換等の範囲は、エレベーターを通常使用する場合に生ずる摩耗及び損傷に限る。

(2) 発注者及び使用者による不注意、不適当な使用及び管理等、受注者の責によらない事由によって生じた修理、取替え、交換等は除く。

(3) 表 7.2.5 から表 7.2.8 の備考欄に※印を記した修理等は除く。

(b) 修理、取替え及び交換等を行う項目は、表 7.2.2 による。ただし、保守契約の種別に係わらず、次の事項は除く。

①表 7.2.2 の項目以外の修理、取替え及び交換等

②巻上機の一式取替え及びギヤケース取替え

③電動機の一式取替え及びフレーム取替え

④制御盤等の一式取替え及びキャビネット取替え

⑤油圧式エレベーターの油タンク、圧力配管、プランジャー及びシリンダー取替え

⑥意匠部品（かご、かご・乗場操作盤、表示器、かご床タイル、内装シート、かごの戸、敷居、乗場の戸及び三方枠）の塗装、メッキ直し、清掃又は取替え

⑦遮煙構造の部材取替え

(c) (a) 及び (b) の該当項目に係る修理、取替え交換等に伴う費用は受注者の負担とする。

(d) 受注者は、エレベーターの保守に必要な純正部品又はこれと同等の部品の十分なストックと安定供給を行うものとする。

(e) 本節の規定による作業によって発生する撤去品及び残材は、受注者の負担で引取るものとし、速やかに搬出する。

表 7.2.2 修理、取替え及び交換等の範囲

区分	修理の対象 (装置名)	修理又は取替え項目	エレベーターの仕様		保守契約の種別	
			ロープ式	油圧式	フルメンテナ ンス契約	POG 契約
機械室	制御盤・受電盤	バッテリー取替え	○	○	○	
		リレー取替え	○	○	○	
		コンデンサー類取替え	○	○	○	
		電磁接触器接点(リード線含む) 取替え	○	○	○	
		ヒューズ交換	○	○	○	○
		半導体、プリント基板取替え	○	○	○	
		インバータ、コンバータ取替え	○	○	○	
		抵抗管取替え	○	○	○	
		整流器取替え	○	○	○	
		変圧器取替え	○	○	○	
		定電圧電源装置取替え	○	○	○	
		NF ブレーカ取替え	○	○	○	

機械室	電動機	電動機巻線絶縁処理	○	○	○	
		各軸受ベアリング取替え	○	○	○	
		エンコーダ取替え	○	○	○	
		回転機カーボンブラシ交換	○		○	
		軸受グリスアップ	○	○	○	○
	巻上機	ギヤ歯当り調整	○		○	
		ギヤ取替え	○		○	
		各軸受ベアリング取替え	○		○	
		綱車溝修正及び取替え	○		○	
		ギヤ油取替え	○		○	
		補充用ギヤ油	○		○	○
		オイルシール取替え	○		○	
		軸受グリスアップ	○		○	○
		防振ゴム取替え	○		○	
	階床選択機（注）	稼動・固定接触子取替え	○		○	
		移動ケーブル取替え	○		○	
		歯車ユニット取替え	○		○	
		かご連結スチールテープ（チェーン）取替え	○		○	
		マグネットコイル取替え	○		○	
		先行モータ取替え	○		○	
	電磁ブレーキ	ブレーキシュー（ライニング）取替え	○		○	
		ブレーキ分解手入れ・オーバーホール取替え	○		○	
		マグネットコイル取替え	○		○	
		ブレーキプランジャー・コア・ガイド取替え	○		○	
		軸・軸受取替え	○		○	
		ブレーキスイッチ取替え	○		○	
		ブレーキアーム取替え	○		○	
	調速機	軸受ベアリング取替え	○	○	○	
		軸受グリスアップ	○	○	○	○
		調速機本体取替え	○	○	○	
		スイッチ取替え	○	○	○	
	油圧機器	ポンプ修理		○	○	
		バルブ取替え		○	○	
		電磁コイル取替え		○	○	
		ユニットＯリング取替え		○	○	
		ストレーナ取替え		○	○	
		パッキン取替え		○	○	
		高圧ゴムホース取替え（注）		○	○	
		作動油取替え		○	○	
		補充用作動油		○	○	○
		作動油冷却装置取替え（注）		○	○	
		配管継ぎ手ラバーリング取替え		○	○	
		駆動ベルト取替え		○	○	
	かい	外部への連絡装置	インターホンバッテリー取替え	○	○	○
		停電灯装置	停電灯バッテリー取替え	○	○	○
			停電灯ランプ交換	○	○	○
		操作盤	操作盤スイッチ類取替え	○	○	○
			操作盤ランプ交換	○	○	○
		階床表示	階床表示ランプ交換	○	○	○
		かご戸	ドアハンガー・ローラ取替え	○	○	○
			連結ロープ・チェーン取替え	○	○	○
			ドアレール取替え	○	○	○

かご		乗場戸との連結装置取替え	○	○	○	
		ドアシュー取替え	○	○	○	
	換気扇	換気ファンの取替え	○	○	○	
	戸閉め安全装置 (セーフティシュー)	アーム (レバー) 取替え	○	○	○	
		ケーブル取替え	○	○	○	
		スイッチ取替え	○	○	○	
		マグネット取替え	○	○	○	
	光電装置 (注)	受光部・投光部取替え	○	○	○	
		ユニット取替え	○	○	○	
	照明	イルミネーションランプ取替え	○	○		
		かご内照明ランプ交換	○	○	○	○
かご上	戸の開閉装置	防振ゴム取替え	○	○	○	
		スリッパ取替え	○	○	○	
		はかり装置取替え	○	○	○	
		スリッパ取替え	○	○	○	
		はかり装置取替え	○	○	○	
		スリッパ取替え	○	○	○	
		はかり装置取替え	○	○	○	
		スリッパ取替え	○	○	○	
	かご上機器	ガイドシュー・ローラ取替え	○	○	○	
		位置検出・着床装置取替え	○	○	○	
		かご上照明ランプ交換	○	○	○	○
		給油器取替え	○	○	○	
		給油器補充用油	○	○	○	○
乗場	乗場の戸	ガイドシュー・ローラ取替え	○	○	○	
		位置検出・着床装置取替え	○	○	○	
		かご上照明ランプ交換	○	○	○	○
		給油器取替え	○	○	○	
		給油器補充用油	○	○	○	○
		ガイドシュー・ローラ取替え	○	○	○	
	乗場ボタン	給油器取替え	○	○	○	
		給油器補充用油	○	○	○	○
	階段表示	ガイドシュー・ローラ取替え	○	○	○	
		位置検出・着床装置取替え	○	○	○	○
昇降路・ピット	かご・おもり吊り車 (注)	ハンガーローラ取替え	○	○	○	
		ドアレール取替え	○	○	○	
		連結ロープ・チェーン取替え	○	○	○	
		ドアインターロックスイッチ取替え	○	○	○	
	主ロープ	ドアクローザー取替え	○	○	○	
		かご戸との連結装置取替え	○	○	○	
	調速機ロープ	乗場ボタン	○	○	○	
		押ボタンスイッチ取替え	○	○	○	
	釣合ロープ・鎖 (注)	押ボタンランプ交換	○	○	○	○
		階段表示	○	○	○	○
昇降路・ピット	かご・おもり吊り車 (注)	階段表示ランプ交換	○	○	○	○
		かご吊り車ベアリング取替え	○	○	○	
		おもり吊り車ベアリング取替え	○	○	○	
		綱車取替え	○	○	○	
	主ロープ	軸受グリスアップ	○	○	○	○
		主ロープ切り詰め	○	○	○	
	調速機ロープ	主ロープ取替え	○	○	○	
		調速機ロープ切詰め	○	○	○	
	釣合ロープ・鎖 (注)	調速機ロープ取替え	○	○	○	
		釣合ロープ (鎖) 切詰め	○	○	○	
昇降路・ピット	非常止め装置ロープ (注)	釣合ロープ (鎖) 取替え	○	○	○	
		非常止め装置ロープ取替え	○	○	○	
	移動ケーブル	移動ケーブル取替え	○	○	○	
		移動ケーブル取替え	○	○	○	
	昇降路・ピット内機器	エンコーダ取替え	○	○	○	
		エンコーダ取替え	○	○	○	
	移動ケーブル	移動ケーブル取替え	○	○	○	
		移動ケーブル取替え	○	○	○	
	昇降路・ピット内機器	エンコーダ取替え	○	○	○	
		エンコーダ取替え	○	○	○	

		リミットスイッチ取替え	○	○	○	
	調速機（注）	軸受ベアリング取替え	○	○	○	
		軸受グリスアップ	○	○	○	○
		調速機本体取替え	○	○	○	
		スイッチ取替え	○	○	○	
テンションプーリ	軸受テンションプーリベアリング取替え（注）	○	○	○		
	軸受グリスアップ	○	○	○	○	
プランジャー・シリンダー	グラント部ダストシール取替え		○	○		
昇降路・ピット	プランジャー・シリンダー	グラント部パッキン取替え		○	○	
		プランジャープーリベアリング取替え（注）		○	○	
		軸受グリスアップ（注）		○	○	○
	かご下機器	かご下ガイドシュールローラ取替え	○	○	○	
		かご下プーリベアリング取替え（注）	○	○	○	
		軸受グリスアップ（注）	○	○	○	○
	緩衝器	油入り緩衝器油取替え（注）	○		○	
		油入り緩衝器油補充（注）	○		○	
		ピット点検用照明ランプ交換	○	○	○	○
	戸開走行保護装置	製造者の認定仕様による	△	△	△	
付加装置（注）	イ 地震時管制運転装置	感知器取替え	△	△	△	
	ロ 火災時管制運転装置	リレー取替え	△	△	△	
	ハ 非常用発電時管制運転装置（自家発時管制運転装置）	リレー取替え	△	△	△	
	ニ 停電時救出運転装置	リレー取替え	△	△	△	
		バッテリー取替え	△	△	△	
	ホ 自動放送装置	本体取替え	△	△	△	
		バッテリー取替え	△	△	△	
	ヘ 監視盤・警報盤	表示ランプ交換	△	△	△	△
	ト 群管理（マイコン制御）	半導体、プリント基板取替え	△	△	△	
	チ 遠隔監視装置（故障自動通報システム）	本体取替え	△	△	△	
		バッテリー取替え	△	△	△	
	リ マルチビームドアセーフティー	本体取替え	△	△	△	
	ヌ 超音波ドアセーフティー	本体取替え	△	△	△	
	ル かご内防犯カメラ	カメラ本体取替え	△	△		
		録画装置取替え	△	△		
	ヲ かご内クーラー	フィルター取替え	△	△		
冷媒補充、取替え		△	△			

（注）○は修理、取替え及び交換等を行う項目。△は特記により実施する項目。

7.2.3 故障時等の対応

受注者は、24 時間出動体制を整え、不時の故障や事故に対し、最善の手段で対処する。

受注者は、故障、災害等により、エレベーターに閉じ込め又は機能停止が生じた場合は、施設管理担当者からの連絡を受け、可能な限り速やかに適切な措置を講じるよう努める。

出動依頼から受注者が到着するまでの目標時間について、受注者の定めがある場合は、それによる。

7.2.4 点検共通事項

(a) エレベーターの作業項目及び作業内容は、表 7.2.4(a)による。

なお、ロープ式エレベーター（リレー制御）の場合は、特記による。

表 7.2.4(a) エレベーターの種類と作業項目及び作業内容

エレベーターの種類	作業項目及び作業内容
ロープ式エレベーター (機械室あり・マイコン制御)	表 7.2.5
ロープ式エレベーター (機械室なし)	表 7.2.6
油圧式エレベーター (間接式)	表 7.2.8

(b) 建築基準法に規定する非常用エレベーターに該当する場合は、表 7.2.5 又は 7.2.6 に加え、表 7.2.7 を適用する。

(c) 表 7.2.5 から表 7.2.8 までの周期は、現地で直接、専門技術者が点検する場合を示す。

(d) 付加装置の点検を適用する場合は、特記による。

(e) 遠隔監視に加え遠隔点検を適用する場合は、特記による。（通信費用も特記による。）

なお、遠隔点検を設ける場合の遠隔点検内容は、表 7.2.4(b)による。

表 7.2.4(b) 遠隔点検内容

性能点検	・ 起動状態 ・ 加速走行状態 ・ 定常走行状態 ・ 減速走行状態 ・ 着床状態
各機器の点検	・ 機械室又は制御盤の温度 ・ 制御機器の状態 ・ かご内の行先階ボタンの状態 ・ インターホンの状態 ・ ドアの開閉状態 ・ 乗場ボタンの状態 ・ ドアスイッチの状態 ・ 電磁ブレーキの異常の有無
利用状態	・ かごの走行距離、走行時間又は起動回数 ・ ドアの開閉回数

7.2.5 ロープ式エレベーター（機械室あり・マイコン制御）

(a) 本項は、乗用で電動機は交流式かつインバーター制御方式のロープ式エレベーター（機械室あり・マイコン制御）に適用する。

(b) ロープ式エレベーター（機械室あり・マイコン制御）の作業項目及び作業内容は、表 7.2.5 による。

(c) 周期 A 又は周期 B の適用は、特記による。

なお、適用は表単位で同一の周期とする。

(1) 周期 A：人事院規則又は労働安全衛生法の適用を受ける場合、若しくは(2)以外の場合。

(2) 周期 B：遠隔点検により現地の点検頻度を軽減する場合

(d) 備考欄の()内は、次の条件にあるエレベーターにおける当該作業内容の周期を示し、適用は特記による。

(1) (高稼働)：高稼働運転を行うエレベーター

(2) (人事院)：人事院規則又は労働安全衛生法の適用を受けるエレベーター ((b) (1) に加えて適用する)

表 7.2.5 ロープ式エレベーター（機械室あり・マイコン制御）

作業項目	作業内容	周期 A	周期 B	備考
1. 機械室				
a. 機械室への通行	① 機械室への通行及び出入りに支障がないことの確認	1 M	3 M	
	② 出入口扉の施錠の良否の確認	1 M	3 M	
b. 室内環境	① 室内清掃及びエレベーターの機能上又は保全の実施上支障のないことの確認	1 M	3 M	
	② 室内又は制御盤内の温度の良否の点検	1 M	3 M	
	③ 手巻きハンドルの設置の有無の点検	1 M	3 M	
	④ エレベーターに係る設備以外のものの有無の確認	3 M	3 M	
c. 主開閉器・受電盤・制御盤・起動盤・信号盤	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・電動機主回路 ・制御回路 ・信号回路 ・照明回路	1 Y	1 Y	
	④ 主開閉器の操作及び作動の良否の点検	6 M	6 M	
	⑤ 電磁接触器の接点摩耗の有無の点検	6 M	6 M	(高稼働：3 M)
	⑥ 制御盤内の清掃	1 Y	1 Y	
	⑦ プリント板汚れ及び冷却ファンの回転状態の異常の有無の点検	6 M	6 M	
d. 巻上機	① 潤滑状態の良否及び油漏れの有無の点検	1 M	3 M	
	② 歯当りの良否の点検	1 Y	1 Y	
	③ 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 綱車のひび割れ、ロープ溝の摩耗及びロープスリップの有無の点検	1 Y	1 Y	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
e. 電磁ブレーキ	① スリップの異常の有無の点検	1 M	3 M	
	② ブレーキシュー、アーム及びプランジャの作動の良否の点検	6 M	6 M	

	③ プランジャーストロークを点検し、その良否の確認	6 M	6 M	(高稼働: 3 M)
	④ ブレーキスイッチ接点の脱落、荒損及び摩耗の有無の点検	6 M	6 M	(高稼働: 3 M)
	⑤ ブレーキライニングの摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	(高稼働: 6 M)
	⑥ 制動力をチェックし、その良否の点検	1 Y	1 Y	(高稼働: 6 M)
f. そらせ車	① ロープ溝の摩耗の有無及び取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② 回転状態の異常の有無の点検	1 M	3 M	
	③ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
g. 電動機	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 異常音、異常振動及び異常温度の有無の点検	1 M	3 M	
	③ 電動機エンコーダ、パイロットゼネレータの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	④ 電動機用冷却ファンの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	(高稼働: 6 M)
h. かご側調速機	① 異常音及び異常振動の有無の点検	1 M	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることの確認	1 Y	1 Y	
	④ エンコーダの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	(高稼働: 6 M)
I. 釣合おもり側調速機	① 異常音及び異常振動の有無の点検	1 M	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることの確認	1 Y	1 Y	
	④ エンコーダの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	(高稼働: 6 M)
j. 機器の耐震対策	地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止装置の良否の点検	1 Y	1 Y	※措置不良の場合の修理
k. 主索の緩み検出装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
1. かご速度検出器	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 正しく機能していることの確認	6 M	6 M	
m. 昇降路との貫通部分	主索及びガバナロープが機械室床の貫通部分と接触していないことの確認	1 Y	1 Y	
2. かご				
a. 運行状態	加速・減速の良否並びに着床段差及び異常振動の有無の点検	1 M	3 M	
b. かご室の周壁、天井及び床	摩耗、さび、腐食による劣化の有無の点検	1 M	3 M	
c. かごの戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無の点検	3 M	3 M	

	② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否の点検	1 Y	1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無の点検	3 M	3 M	
d. かごの戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否の点検	6 M	6 M	
	② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることの確認	6 M	6 M	
e. かごの戸連動ロープ及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
f. ドアレール	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 摩耗及びさびの有無の点検	6 M	6 M	
g. かごの戸のスイッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 作動の良否の点検	1 M	3 M	
h. 戸閉め安全装置	① 戸の反転動作機能の良否の点検	1 M	3 M	
	② ケーブルの取付け状態及び損傷の有無の点検	1 Y	1 Y	
i. かご操作盤	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	
j. かご内位置表示灯	球切れの有無の点検	1 M	3 M	
k. 外部への連絡装置	① 呼出し及び通話の良否の点検	1 M	3 M	
	② 装置の異常の有無の点検	1 M	3 M	
	③ 電話回線を使用している場合は、電話回線の異常の有無の点検	—	3 M	
l. 照明	① 球切れ及びちらつきの有無の点検	1 M	3 M	
	② 照明カバーの取付け状態の良否及び汚れの有無の点検	1 M	3 M	
m. 換気扇及びファン	① 回転状態の作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② ルーバーの汚れの有無の点検	1 M	3 M	
n. 停止スイッチ	作動の良否の点検	1 M	3 M	
o. 注意銘板の表示	用途、積載質量（又は積載量）及び最大定員の表示の適否の点検	1 M	3 M	※表示が適当でない場合の交換
p. 停電灯装置	① 点灯状態の良否の点検	1 M	3 M	
	② 基準照度を基準時間以上保持できる状態のバッテリーであることの確認	1 Y	1 Y	
q. 各階強制停止装置	作動の良否の点検	6 M	6 M	
r. かご床先と昇降路壁の水平距離	出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかご床先と昇降路壁（乗用又は寝台用のエレベーターに限る）との水平距離が規定値内にあることの確認	1 Y	1 Y	
s. 光電装置	作動の良否の点検	1 M	3 M	
t. 側部救出口	施錠及びスイッチの作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
u. 専用操作盤（車いす兼用の場合に限る）	① 取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	
	② 作動の良否の点検	1 M	3 M	
v. 鏡及び手すり（車いす兼用の場合に限る）	取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	※調整不能の場合の修理

w. 床合せ補正装置	着床面を基準として規定値内の位置において補正することができることの確認	1 M	3 M	
3. かごの周囲・昇降路				
a. かごの上部の外観	汚れの有無の点検	1 M	3 M	
b. 非常救出口	① かご外部からの開閉の良否の点検	6 M	6 M	
	② 救出ロスイッチを作動させた場合にエレベーターが停止することの確認	6 M	6 M	
c. 戸の開閉装置	① 戸の開閉状態及び開閉時間の良否の点検	1 M	3 M	
	② 開閉機構の取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	③ 軸受の異常音及び異常温度の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 駆動チェーン・ベルトのテンション及び伸びの異常の有無の点検	1 Y	1 Y	
	⑤ 電動機コンミュテータ、カーボンブラシの荒損及び摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	⑥ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
	⑦ ギヤーオイル・グリースの漏れ及び劣化の状態の点検	1 Y	1 Y	
	⑧ 各スイッチ接点の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	⑨ 制御抵抗管の状態の点検	1 Y	1 Y	
d. リタイアリングカム	取付け状態及び作動の良否並びに摩耗の有無の点検	6 M	6 M	
e. かご上安全スイッチ及び運転装置	作動の良否の点検	6 M	6 M	
f. かごつり車及びおもりのつり車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及びき裂の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
g. ガイドシュー又はローラーガイド	取付け状態の良否及び摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
h. 主索及び調速機ロープ	① 摩耗及びさびの有無の点検	1 Y	1 Y	(人事院：1 M)
	② 破断の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否並びにダブルナット及び割ピンの劣化の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ すべての主索が、ほぼ均等な張力であることの点検	6 M	6 M	
i. ガイドレール及びブラケット	① 取付け状態の良否の点検	1 M	6 M	
	② さび、変形及び摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
j. はかり装置	作動した場合に警報を発し、かつ、戸が閉まらないこと	1 Y	1 Y	
k. 釣合おもり	取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
l. 釣合おもりの非常止め装置	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② 非常止め装置に異常のないことの確認	1 Y	1 Y	

m. 上部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	(人事院：1 M)
	② 作動の良否の点検	6 M	6 M	(人事院：1 M)
n. 誘導板及びリミットスイッチ	取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
o. 中間つなぎ箱及び配管	① ケーブルの取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② 昇降機に直接関係のない配管配線がないことの確認	1 Y	1 Y	
p. 着床装置	作動の良否の点検	1 M	3 M	
q. 給油器	① 給油機能の状態の点検	6 M	6 M	
	② 油量の適否の点検	6 M	6 M	
r. 終端階強制減速装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
s. 昇降路	① 各出入口敷居下部の保護板の取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② エレベーターに係る設備以外のものの有無の点検	6 M	6 M	※エレベーターに係る設備以外のものがある場合の撤去
	③ 昇降路の亀裂、損傷及び汚れの有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器と接触しない措置が施されていることの確認	1 Y	1 Y	※接触のおそれがある場合の修理
4. 乗場				
a. 乗場ボタン	① 乗場呼びの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	
b. 位置表示灯	表示灯の球切れの有無の点検	1 M	3 M	
c. 非常解錠装置	解錠に支障がないことの確認	1 Y	1 Y	
d. 乗場の戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無の点検	6 M	6 M	
	② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否の点検	1 Y	1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無の点検	3 M	3 M	
e. ドアインターロックスイッチ	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
f. ドアクローザ	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことの確認	6 M	6 M	
g. 乗場の戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることの確認	1 Y	1 Y	
h. 乗場の戸連動ロープ及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
i. ドアレール	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 摩耗及びさびの有無の点検	6 M	6 M	
j. 光電装置	作動の良否の点検	1 M	3 M	

5. ピット				
a. 環境状況	① 漏水の有無の点検 ② 汚れ及びエレベーターに係る設備以外のものの有無の点検	1 M 6 M	3 M 6 M	※汚れ又はエレベーターに係る設備以外のものが有る場合の清掃又は撤去 (人事院：1 M)
b. 保守用停止スイッチ	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
c. 非常止め装置	① 取付け状態の良否の点検 ② 非常止め装置に異常のないことの確認	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	
d. 非常止めロープ	さび、振戻り、変形及、劣化の有無並びに巻取りの良否の点検	1 Y	1 Y	
e. 緩衝器	① 取付け状態の良否の点検 ② スプリング又はプランジャーのさびの有無の点検 ③ 油入式の場合は、作動油の油量の適否の点検	6 M 6 M 1 Y	6 M 6 M 1 Y	
f. ガバナロープ用及びその他の張り車	① 走行中に、異常音の有無の確認 ② ロープ溝の摩耗の有無の点検 ③ ピット床面との隙間の適否の点検 ④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 M 1 Y 1 Y 1 Y	3 M 1 Y 1 Y 1 Y	
g. 移動ケーブル	① かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことの確認 ② 取付け状態の良否並びに損傷及び劣化の有無の点検	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	
h. 下部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否の点検 ② 作動の良否の点検	6 M 6 M	6 M 6 M	
I 釣合ロープ(鎖)及び取付部	取付け状態の良否及びさび、摩耗、破断、劣化の有無の点検	1 Y	1 Y	
j. 釣合おもり底部隙間	かごが最上階に着床している時の釣合おもりと緩衝器との距離及びかごが最下階に着床している時のかごと緩衝器との距離が規定値にあることの確認	1 Y	1 Y	
k. タイダウンセーフティ	取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	※接触のおそれがある場合の修理
1. 耐震対策	地震その他の振動で、かごがピット内の機器と接触しない措置が施されていることの確認	1 Y	1 Y	
6. 戸開走行保護装置	戸開走行保護装置 (UCMP) の点検	1 Y	1 Y	
7. 付加装置				
イ. 地震時管制運転装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
ロ. 火災時管制運転装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	

ハ. 非常用発電時 管制運転装置 (自家発時管 制運転装置)	作動の良否の点検	1 Y	1 Y
ニ. 停電時救出運 転装置	① 作動の良否の点検	1 Y	1 Y
ホ. 自動放送装置	② バッテリー液に不足がないことの確認	3 M	3 M
ヘ. 監視盤・警報盤	作動の良否の点検	1 M	3 M
	① 表示灯の球切れの有無の点検	1 M	3 M
	② スイッチの作動の良否の点検	1 Y	1 Y
	③ 連絡装置の呼出し及び通話機能に異常が ないことの確認	1 M	3 M
ト. 群管理			
(1). 運行状態	作動の良否の点検	1 M	1 Y
(2). 制御盤及び 信号盤	作動の良否の点検	1 M	3 M
チ. 遠隔監視装置 (故障自動通報 システム)	作動の良否の点検	1 Y	1 Y
8. その他の付加装 置			
a. ピット冠水時 管制運転装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y
b. 閉じ込め時リ スタート運転 装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y
c. 長尺物振れ管 制運転装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y
d. 緊急地震速報 連動運転装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y
e. 自動診断仮復 旧運転装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y
f. マルチビーム ドアセーフテ ィー	作動の良否の点検	1 M	3 M
g. 超音波ドアセ ーフティー	作動の良否の点検	1 M	3 M
h. 乗場戸遮煙構 造	① 作動の良否の点検	1 Y	1 Y
	② 遮煙構造の機能の確認	1 Y	1 Y
i. かご内防犯カ メラ	作動の良否の点検	1 Y	1 Y
j. かご内クーラ ー	作動の良否の点検	1 Y	1 Y

7.2.6 ロープ式エレベーター（機械室なし）

(a) 本項は、乗用のロープ式エレベーター（機械室なし）に適用する。

(b) ロープ式エレベーター（機械室なし）の作業項目及び作業内容は、表 7.2.6 による。

(c) 周期 A 又は周期 B の適用は、特記による。

- (1) 周期A：人事院規則又は労働安全衛生法の適用を受ける場合、若しくは(2)以外の場合。
- (2) 周期B：遠隔点検により現地の点検頻度を軽減する場合
- (d) 備考欄の()内は、次の条件にあるエレベーターにおける当該作業内容の周期を示し、適用は特記による。
- (1) (高稼働)：高稼働運転を行うエレベーター
- (2) (人事院)：人事院規則又は労働安全衛生法の適用を受けるエレベーター (b) (1)に加えて適用する)

表 7.2.6 ロープ式エレベーター (機械室なし)

作業項目	作業内容	周期A	周期B	備考
1. 機器類				
a. 主開閉器・受電盤・制御盤・起動盤・信号盤	① 作動の良否の点検 ② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無の点検 ③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・電動機主回路 ・制御回路 ・信号回路 ・照明回路 ④ 主開閉器の操作及び作動の良否の点検 ⑤ 電磁接触器の接点摩耗の有無の点検 ⑥ 制御盤内の清掃 ⑦ プリント板の汚れ及び冷却ファンの回転状態の異常の有無の点検	1 M 1 Y 1 Y 6 M 6 M 1 Y 6 M	3 M 1 Y 1 Y 6 M 6 M 1 Y 6 M	(高稼働：3 M)
b. 制御盤カバー	スイッチの作動の良否の点検	1 M	3 M	
c. 巻上機	① 潤滑状態の良否及び油漏れの有無の点検 ② 歯当りの良否の点検 ③ 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検 ④ 綱車のひび割れ、ロープ溝の摩耗及びロープスリップの有無の点検 ⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 M 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	3 M 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
d. 電磁ブレーキ	① スリップの異常の有無の点検 ② ブレーキシュー、アーム及びプランジャーの作動の良否の点検 ③ プランジャーストロークを点検し、その良否の確認 ④ ブレーキスイッチ接点の脱落、荒損及び摩耗の有無の点検 ⑤ ブレーキライニング摩耗の有無の点検 ⑥ 制動力をチェックし、その良否の点検	1 M 6 M 6 M 6 M 1 Y 1 Y	3 M 6 M 6 M 6 M 1 Y 1 Y	(高稼働：3 M) (高稼働：3 M) (高稼働：6 M) (高稼働：6 M)
e. 電動機	① 作動の良否の点検 ② 異常音、異常振動及び異常温度の有無の点検 ③ 電動機エンコーダ、パイロットゼネレータの作動の良否の点検 ④ 電動機用冷却ファンの作動の良否の点検 ⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 M 1 M 1 M 1 M 1 Y	3 M 3 M 3 M 3 M 1 Y	(高稼働：6 M)

f. かご側調速機	① 異常音及び異常振動の有無の点検	1 M	3 M	(高稼働：6 M)・
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることの確認	1 Y	1 Y	
	④ エンコーダの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
g. 釣合おもり側調速機	① 異常音及び異常振動の有無の点検	1 M	3 M	(高稼働：6 M)
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることの確認	1 Y	1 Y	
	④ エンコーダの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
h. 機器の耐震対策	地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止装置の良否の点検	1 Y	1 Y	※措置不良の場合の修理
i. かご速度検出器	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 正しく機能していることの確認	6 M	6 M	
2. かご				
a. 運行状態	加速・減速の良否並びに着床段差及び異常振動の有無の点検	1 M	3 M	
b. かご室の周壁・天井及び床	摩耗、さび及び腐食による劣化の有無の点検	1 M	3 M	
c. かごの戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無の点検	3 M	3 M	
	② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否の点検	1 Y	1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無の点検	3 M	3 M	
d. かごの戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否の点検	6 M	6 M	
	② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることの確認	6 M	6 M	
e. かごの戸連動ロープ及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗及び取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
f. ドアレール	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 摩耗及びさびの有無の点検	6 M	6 M	
g. かごの戸のスイッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 作動の良否の点検	1 M	3 M	
h. 戸閉め安全装置	① 戸の反転動作機能の良否の点検	1 M	3 M	
	② ケーブルの取付け状態及び損傷の有無の点検	1 Y	1 Y	
i. かご操作盤	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	
j. かご内位置表示灯	球切れの有無の点検	1 M	3 M	
k. 外部への連絡装置	① 呼出し及び通話の良否の点検	1 M	3 M	
	② 装置の異常の有無の点検	1 M	3 M	
	③ 電話回線を使用している場合は、電話回線の異常の有無の点検	—	3 M	

1. 照明	① 球切れ及びちらつきの有無の点検	1 M	3 M	※表示が適当でない場合の交換
	② 照明カバーの取付け状態の良否、汚れの有無の点検	1 M	3 M	
m. 換気扇及びファン	① 回転状態の作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② ルーバーの汚れの有無の点検	1 M	3 M	
n. 停止スイッチ	作動の良否の点検	1 M	3 M	
o. 注意銘板の表示	用途、積載質量（又は積載量）及び最大定員の表示の適否の点検	1 M	3 M	
p. 停電灯装置	① 点灯状態の良否の点検	1 M	3 M	
	② 基準照度を基準時間以上保持できる状態のバッテリーであることの確認	1 Y	1 Y	
q. 各階強制停止装置	作動の良否の点検	6 M	6 M	
r. かご床先と昇降路壁の水平距離	出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかご床先と昇降路壁（乗用又は寝台用のエレベーターに限る）との水平距離が規定値内にあることの確認	1 Y	1 Y	
s. 光電装置	作動の良否の点検	1 M	3 M	※調整不能の場合の修理
t. 側部救出口	施錠及びスイッチの作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
u. 専用操作盤（車いす兼用の場合に限る）	① 取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	
	② 作動の良否の点検	1 M	3 M	
v. 鏡及び手すり（車いす兼用の場合に限る）	取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	
w. 床合せ補正装置	着床面を基準として規定値内の位置において補正することができることの確認	1 M	3 M	
3. かごの周囲及び昇降路				
a. かごの上部の外観	汚れの有無の点検	1 M	3 M	
b. 非常救出口	① かご外部からの開閉の良否の点検	6 M	6 M	
	② 救出口スイッチを作動させた場合にエレベーターが停止することの確認	6 M	6 M	
c. 戸の開閉装置	① 戸の開閉状態及び開閉時間の良否の点検	1 M	3 M	
	② 開閉機構の取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	③ 軸受の異常音及び異常温度の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 駆動チェーン・ベルトのテンション及び伸びの異常の有無の点検	1 Y	1 Y	
	⑤ 電動機コンミュテータ、カーボンブラシの荒損及び摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	⑥ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
	⑦ ギヤーオイル・グリースの漏れ及び劣化の状態の点検	1 Y	1 Y	
	⑧ 各スイッチ接点の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	⑨ 制御抵抗管の状態の点検	1 Y	1 Y	
d. かご上安全スイッチ及び運転装置	作動の良否の点検	6 M	6 M	

e. おもりのつり車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
f. ガイドシュー又はローラーガイド	取付け状態の良否及び摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
g. 主索及び調速機ロープ	① 摩耗及びさびの有無の点検	1 Y	1 Y	(人事院：1 M)
	② 破断の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否並びにダブルナット及び割ピンの劣化の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ すべての主索が、ほぼ均等な張力であることの点検	6 M	6 M	
h. 主索の緩み検出装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
i. ガイドレール及びブラケット	① 取付け状態の良否の点検	1 M	6 M	
	② さび、変形及び摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
j. はかり装置	作動した場合に警報を発し、かつ、戸が閉まらないことの確認	1 Y	1 Y	
k. 釣合おもり	取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
l. 釣合おもりの非常止め装置	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② 非常止め装置に異常のないことの確認	1 Y	1 Y	
m. 上部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	(人事院：1 M)
	② 作動の良否の点検	6 M	6 M	(人事院：1 M)
n. 頂部安全距離確保スイッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 作動させた場合に、頂部安全距離が規定値以上確保できることの確認	6 M	6 M	
o. 頂部綱車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
p. 誘導板及びリミットスイッチ	取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
q. 中間つなぎ箱及び配管	① ケーブルの取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② 昇降機に直接関係のない配管配線がないことの確認	1 Y	1 Y	
r. 着床装置	作動の良否の点検	1 M	3 M	
s. 給油器	① 給油機能の状態の点検	6 M	6 M	
	② 油量の適否の点検	6 M	6 M	
t. 終端階強制減速装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
u. 昇降路	① 各出入口敷居下部の保護板の取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② エレベーターに係る設備以外のものの有無の点検	6 M	6 M	※エレベーターに係る設備以外のものがある場合の撤去

	③ 昇降路の亀裂、損傷及び汚れの有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器と接触しない措置が施されていることの確認	1 Y	1 Y	※接触のおそれがある場合の修理
4. 乗場				
a. 乗場ボタン	① 乗場呼びの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	
b. 位置表示灯	表示灯の球切れの有無の点検	1 M	3 M	
c. 非常解錠装置	解錠に支障がないことの確認	1 Y	1 Y	
d. 乗場の戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無の点検	6 M	6 M	
	② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否の点検	1 Y	1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無の点検	3 M	3 M	
e. ドアインターロックスイッチ	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
f. ドアクローザー	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことの確認	6 M	6 M	
g. 乗場の戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることの確認	1 Y	1 Y	
h. 乗場の戸連動ロープ及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗及び取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
i. ドアレール	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 摩耗及びさびの有無の点検	6 M	6 M	
j. 光電装置など	作動の良否の点検	1 M	3 M	
k. ブレーキ開放装置	機能の良否の点検	1 Y	1 Y	
5. ピット				
a. 環境状況	① 漏水の有無の点検	1 M	3 M	
	② 汚れ及びエレベーターに係る設備以外のものの有無の点検	6 M	6 M	※汚れ又はエレベーターに係る設備以外のものが有る場合の清掃又は撤去
b. 保守用停止スイッチ	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
c. 非常止め装置	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	(人事院：1 M)
	② 非常止め装置に異常のないことの確認	1 Y	1 Y	
d. かご下綱車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
e. 緩衝器	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② スプリング又はプランジャーのさびの有	6 M	6 M	

	無の点検			
	③ 油入式の場合は、作動油の油量の適否の点検	1 Y	1 Y	
f. ガバナロープ用及びその他の張り車	① 走行中に、異常音の有無の点検	1 M	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ ピット床面との隙間の適否の点検	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
g. 移動ケーブル	① かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことの確認	1 Y	1 Y	
	② 取付け状態の良否及び損傷、劣化の有無の点検	1 Y	1 Y	
h. 下部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	(人事院：1 M)
	② 作動の良否の点検	6 M	6 M	(人事院：1 M)
i. 底部安全距離確保スイッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 作動させた場合に、底部安全距離が規定値以上確保できることの確認	6 M	6 M	
j. かご下降防止装置	機能の良否の点検	1 Y	1 Y	
k. ピット冠水スイッチ	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
l. 釣合ロープ(鎖)及び取付部	取付け状態の良否及びさび、摩耗、破断、劣化の有無の点検	1 Y	1 Y	
m. 釣合おもり底部隙間	かごが最上階に着床している時の釣合おもりと緩衝器との距離及びかごが最下階に着床している時のかごと緩衝器との距離が規定値にあることの確認	1 Y	1 Y	
n. 耐震対策	地震その他の振動で、かごがピット内の機器と接触しない措置が施されていることの確認	1 Y	1 Y	※接触のおそれがある場合の修理
6. 戸開走行保護装置	表 7.2.5「ロープ式エレベーター（機械室あり・マイコン制御）」6. 戸開走行保護装置の当該事項による。	1 Y	1 Y	
7. 付加装置	表 7.2.5「ロープ式エレベーター（機械室あり・マイコン制御）」7. 付加装置の当該事項による。			
8. その他の付加装置	表 7.2.5「ロープ式エレベーター（機械室あり・マイコン制御）」8. その他の付加装置の当該事項による。			

7.2.7 非常用エレベーター

非常用エレベーターの作業項目及び作業内容は、表 7.2.5 又は表 7.2.6 に加え、表 7.2.7 による。

表 7.2.7 非常用エレベーター

作業項目	作業内容	周期	備考
1. かご呼戻装置	非常用運転時は、他のエレベーターの影響を受けないことの確認	1 Y	
2. 一次・消防運転	非常用運転時は、他のエレベーターの影響を受けないことの確認	1 Y	
3. 非常標識・表示灯	表示及び点灯の良否の点検	1 Y	
4. 予備電源	異常の有無の点検	1 Y	
5. かご上の電気設備	① かご上の電気設備の水除けカバー、水抜孔等の取付けの良否の点検	1 Y	※水がある場合の除去
	② 電線管、ボックス等の内部の水の有無の点検	1 Y	※水がある場合の除去
6. ピット			
a. ピット内のスイッチ類	最下階床面以下に設けられているスイッチ類が、消防運転時に確実に切り離されることの確認	1 Y	
b. 環境状態	ピット内には、水に浮くものがないことの確認	3 M	
7. 中央監視室			
a. 中央監視盤	スイッチ作動及び表示灯の点灯の良否の点検	1 Y	
b. 中央監視室との連絡装置	呼出し及び通話機能に異常がないことの確認	3 M	

7.2.8 油圧式エレベーター（間接式）

(a) 本項は、乗用の油圧式エレベーター（間接式）に適用する。

(b) 油圧式エレベーター（間接式）の作業項目及び作業内容は、表 7.2.8 による。

(c) 周期 A 又は周期 B の適用は、特記による。

(1) 周期 A：人事院規則又は労働安全衛生法の適用を受ける場合、若しくは(2)以外の場合

(2) 周期 B：遠隔点検により現地の点検頻度を軽減する場合

(d) 備考欄の()内は、次の条件にあるエレベーターにおける当該作業内容の周期を示し、適用は特記による。

(1) (高稼働)：高稼働運転を行うエレベーター

(2) (人事院)：人事院規則又は労働安全衛生法の適用を受けるエレベーター ((b) (1) に加えて適用する)

表 7.2.8 油圧式エレベーター（間接式）

作業項目	作業内容	周期 A	周期 B	備考
1. 機械室				
a. 機械室への通行	① 機械室への通行及び出入りに支障がないことの確認	1 M	3 M	
	② 出入口扉の施錠の良否の確認	1 M	3 M	

b. 室内環境	① 室内清掃及びエレベーターの機能上又は保全の実施上支障のないことの確認	1 M	3 M	
	② 室内又は制御盤内の温度の良否の点検	1 M	3 M	
	③ エレベーターに係る設備以外のものの有無の確認	3 M	3 M	
c. 消火器等	① 出入口付近に消火器又は消火砂が設けられていることの確認	1 Y	1 Y	※表示が適当でない場合は交換
	② 火気厳禁の表示の有無の確認	1 Y	1 Y	
d. 主開閉器・受電盤・制御盤・起動盤・信号盤	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無の点検	1 Y	1 Y	(高稼働：3 M)
	③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・電動機主回路 ・制御回路 ・信号回路 ・照明回路	1 Y	1 Y	
	④ 主開閉器の操作及び作動の良否の点検	6 M	6 M	
	⑤ 電磁接触器の接点摩耗の有無の点検	6 M	6 M	
	⑥ 制御盤内の清掃	1 Y	1 Y	
	⑦ プリント板の汚れ及び冷却ファンの回転状態の異常の有無の点検	6 M	6 M	
e. 電動機	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 異常音、異常振動及び異常温度の有無の点検	1 M	3 M	
	③ 電動機エンコーダ及びパイロットゼネレータの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	④ 電動機用冷却ファンの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
f. パワーユニット	① 圧力計の指示値が正常であることの確認	1 M	3 M	※汚れが著しい場合の油交換
	② ポンプの油漏れ及び異常音、異常振動等の有無の点検	1 M	3 M	
	③ 駆動ベルトの張力の良否の点検	6 M	6 M	
	④ 油圧タンク油量の適否及び油漏れの有無の点検	3 M	3 M	
	⑤ 油圧タンク内油の汚れの有無及び油温の適否の点検	1 Y	1 Y	
	⑥ 油圧タンクの取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	⑦ 安全弁の作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	⑧ 逆止弁の作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	⑨ 手動下降弁の作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	⑩ 油フィルターの汚れの有無の点検	1 Y	1 Y	
	⑪ 電磁バルブの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	⑫ オイルクーラー用冷却ファンの回転状態及び冷却効果の異常の有無の点検	6 M	6 M	
	⑬ 水冷クーラー用冷却水量の適否の点検	1 Y	1 Y	
	⑭ 油圧流量コントロールモーターの作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	⑮ 油圧流量コントロール装置カムスイッチ接点の磨耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
g. 圧力配管	① 油漏れの有無及び継手部の接続の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② 圧力配管の固定状態の点検	1 Y	1 Y	

h. 高圧ゴムホース	油漏れの有無及び継手部の接続の良否の点検	3 M	3 M	※措置不良の場合の修理
i. 空転防止装置	規定の時間内に確実に作動することの確認	1 Y	1 Y	
j. 機器の耐震対策	地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止装置の良否の点検	1 Y	1 Y	
2. かが				
a. 運行状態	加速・減速の良否並びに着床段差及び異常振動の有無の点検	1 M	3 M	
b. かが室の周壁、天井及び床	摩耗、さび及び腐食による劣化の有無の点検	1 M	3 M	
c. かがの戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無の点検	3 M	3 M	
	② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否の点検	1 Y	1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無の点検	3 M	3 M	
d. かがの戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否の点検	6 M	6 M	
	② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることの確認	6 M	6 M	
e. かがの戸連動ロープ及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
f. ドアレール	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 摩耗及びさびの有無の点検	6 M	6 M	
g. かがの戸のスイッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 作動の良否の点検	1 M	3 M	
h. 戸閉め安全装置	① 戸の反転動作機能の良否の点検	1 M	3 M	
	② ケーブルの取付け状態及び損傷の有無の点検	1 Y	1 Y	
i. かが操作盤	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	
j. かが内位置表示灯	球切れの有無の点検	1 M	3 M	
k. 外部への連絡装置	① 呼出し及び通話の良否の点検	1 M	3 M	
	② 装置の異常の有無の点検	1 M	3 M	
	③ 電話回線を使用している場合は、電話回線の異常の有無の点検	—	3 M	
l. 照明	① 球切れ及びちらつきの有無の点検	1 M	3 M	
	② 照明カバーの取付け状態の良否及び汚れの有無の点検	1 M	3 M	
m. 換気扇及びファン	① 回転状態の作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② ルーバーの汚れの有無の点検	1 M	3 M	
n. 停止スイッチ	作動の良否の点検	1 M	3 M	
o. 注意銘板の表示	用途、積載質量（又は積載量）及び最大定員の表示の適否の点検	1 M	3 M	※表示が適当でない場合の交換
p. 停電灯装置	① 点灯状態の良否の点検	1 M	3 M	
	② 基準照度を基準時間以上保持できる状態のバッテリーであることの確認	1 Y	1 Y	
q. 各階強制停止装置	作動の良否の点検	6 M	6 M	

r. かご床先と昇降路壁の水平距離	出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかご床先と昇降路壁(乗用又は寝台用のエレベーターに限る)との水平距離が規定値内にあることの確認	1 Y	1 Y	
s. 光電装置	作動の良否の点検	1 M	3 M	
t. 専用操作盤 (車いす兼用の場合に限る)	① 取付け状態の良否の点検 ② 作動の良否の点検	1 M 1 M	3 M 3 M	
u. 鏡及び手すり (車いす兼用の場合に限る)	取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	※調整不能の場合の修理
v. 床合せ補正装置	着床面を基準として規定値内の位置において補正することができることの確認	1 M	3 M	
w. ドアゾーン行過ぎ制限装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
3. かごの周囲・昇降路				
a. かごの上部の外観	汚れの有無の点検	1 M	3 M	
b. 非常救出口	① かご外部からの開閉の良否の点検 ② 救出口スイッチを作動させた場合にエレベーターが停止することの確認	6 M 6 M	6 M 6 M	
c. 戸の開閉装置	① 戸の開閉状態及び開閉時間の良否の点検 ② 開閉機構の取付け状態の良否の点検 ③ 軸受の異常音及び異常温度の有無の点検 ④ 駆動チェーン・ベルトのテンション及び伸びの異常の有無の点検 ⑤ 電動機コンミュテータ、カーボンブラシの荒損及び摩耗の有無の点検 ⑥ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施 ⑦ ギヤーオイル・グリースの漏れ及び劣化の状態の点検 ⑧ 各スイッチ接点の摩耗の有無の点検 ⑨ 制御抵抗管の状態の点検	1 M 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	3 M 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
d. リタイアリングカム	取付け状態及び作動の良否並びに摩耗の有無の点検	6 M	6 M	
e. かご上安全スイッチ及び運転装置	作動の良否の点検	6 M	6 M	
f. ガイドシュー又はローラーガイド	取付け状態の良否及び摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
g. 主索及び調速機ロープ	① 摩耗及びさびの有無の点検 ② 破断の有無の点検 ③ 取付け状態の良否並びにダブルナット及び割ピンの劣化の有無の点検 ④ すべての主索が、ほぼ均等な張力であることの点検	1 Y 1 Y 1 Y 6 M	1 Y 1 Y 1 Y 6 M	(人事院：1 M)
h. 主索の緩み検出装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	

i. ガイドレール 及びブラケット	① 取付け状態の良否の点検 ② さび、変形及び摩耗の有無の点検	1 M 1 Y	6 M 1 Y	
j. はかり装置	作動した場合に警報を発し、かつ、戸が閉 まらないことの確認	1 Y	1 Y	
k. 上部ファイナ ルリミットス イッチ	① 取付け状態の良否の点検 ② 作動の良否の点検	6 M 6 M	6 M 6 M	(人事院：1 M) (人事院：1 M)
l. 頂部安全距離 確保スイッチ	① 取付け状態の良否の点検 ② 作動させた場合に、頂部安全距離が規定 値以上確保できることの確認	6 M 6 M	6 M 6 M	
m. 頂部綱車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有 無の点検 ② ロープ溝の摩耗の有無の点検 ③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検 ④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油 の実施	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
n. 誘導板及びリ ミットスイッ チ	取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
o. 中間つなぎ箱 及び配管	① ケーブルの取付け状態の良否の点検 ② 昇降機に直接関係のない配管配線がない ことの確認	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	
p. 着床装置	作動の良否の点検	1 M	3 M	
q. 給油器	① 給油機能の状態の点検 ② 油量の適否の点検	6 M 6 M	6 M 6 M	
r. 油圧シリンダ ー及びプラン ジャー	① 取付けの良否並びに油漏れ、さび、損傷 等の劣化の有無の点検 ② グランド部汚れ及び油戻しホースの取付 け状態の良否の点検	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	
s. プランジャー 離脱防止装置	① 作動の良否の点検 ② かごを最上階より微速で上昇させ、プラ ンジャーが離脱防止装置で停止したとき、 頂部すき間が規定値以上であることの確 認 ③ プランジャーリミットスイッチの作動の 良否の点検	1 Y 1 Y 1 Y	1 Y 1 Y 1 Y	
t. プランジャー 頂部綱車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有 無の点検 ② ロープ溝の摩耗の有無の点検 ③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検 ④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油 の実施	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
u. 昇降路	① 各出入口敷居下部の保護板の取付け状態 の良否の点検 ② エレベーターに係る設備以外のものの有 無の点検 ③ 昇降路の亀裂、損傷及び汚れの有無の点 検 ④ 地震その他の振動でかご及びロープが昇 降路内の壁、機器と接触しない措置が施さ れていることの確認	1 Y 6 M 1 Y 1 Y	1 Y 6 M 1 Y 1 Y	※エレベーター に係る設備以 外のものが有 る場合の撤去 ※接触のおそれ がある場合の 修理

4. 乗場				
a. 乗場ボタン	① 乗場呼びの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	
b. 位置表示灯	表示灯の球切れの有無の点検	1 M	3 M	
c. 非常解錠装置	解錠に支障がないことの確認	1 Y	1 Y	
d. 乗場の戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無の点検	6 M	6 M	
	② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否の点検	1 Y	1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無の点検	3 M	3 M	
e. ドアインターロックスイッチ	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
f. ドアクローザー	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことの確認	6 M	6 M	
g. 乗場の戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることの確認	1 Y	1 Y	
h. 乗場の戸連動ロープ及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
i. ドアレール	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 摩耗及びさびの有無の点検	6 M	6 M	
j. 光電装置など	作動の良否の点検	1 M	3 M	
5. ピット				
a. 環境状況	① 漏水の有無の点検	1 M	3 M	※汚れ又はエレベーターに係る設備以外のものが有る場合の清掃又は撤去
	② 汚れ及びエレベーターに係る設備以外のものの有無の点検	6 M	6 M	
b. 保守用停止スイッチ	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
c. 非常止め装置	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	(人事院：1 M)
	② 非常止め装置に異常のないことの確認	1 Y	1 Y	
d. かご下綱車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
e. 緩衝器	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② スプリングのさびの有無の点検	6 M	6 M	
f. かごと緩衝器との距離	かごが最下階に着床しているときのかごと緩衝器との距離が、下降定格速度に応じ、基準内であることの確認	1 Y	1 Y	
g. 油圧シリンダ一下綱車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検	1 Y	1 Y	

	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
h. 油戻し装置	① 油漏れの有無及び作動の良否の点検	6 M	6 M	
	② 油フィルターの汚れの有無の点検	1 Y	1 Y	
i. ガバナロープ用及びその他の張り車	① 走行中に、異常音の有無の点検	1 M	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ ピット床面との隙間の適否の点検	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
j. かご側調速機	① 異常音及び異常振動の有無の点検	1 M	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることの確認	1 Y	1 Y	
	④ エンコーダの回転状態の異常の有無の点検	1 Y	1 Y	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
k. かご速度検出器	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 正しく機能していることの確認	6 M	6 M	
l. 移動ケーブル	① かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことの確認	1 Y	1 Y	
	② 取付け状態の良否並びに損傷及び劣化の有無の点検	1 Y	1 Y	
m. 下部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	(人事院：1 M)
	② 作動の良否の点検	6 M	6 M	(人事院：1 M)
n. 底部安全距離確保スイッチ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 作動させた場合に、頂部安全距離が規定値以上確保できることの確認	6 M	6 M	
o. 耐震対策	地震その他の振動で、かごがピット内の機器と接触しない措置が施されていることの確認	1 Y	1 Y	※接触のおそれがある場合の修理
6. 付加装置	表 7.2.5 「ロープ式エレベーター（機械室あり・マイコン制御）」8. 付加装置の当該事項による。			

第3節 エスカレーター

7.3.1 適用

(a) 本節の仕様に含まれる業務

建築基準法第8条、官公法第11条及び「昇降機の適切な維持管理に関する指針」に基づく定期的な保守及び点検。

(b) 本節の仕様に含まれない業務

建築基準法第12条第3項に基づく定期検査及び建築基準法第12条第4項に基づく定期点検。

これらの検査等が必要な場合は、当該法令に定めるところにより、特記により実施する。

(c) 本節は、次のエスカレーターには適用しない。

(1) エスカレーターの種類

車いす使用者用(車いす用ステップ付き)エスカレーター、螺旋形エスカレーター、中間部水平部付エスカレーター、動く歩道(ベルト式)等、構造上特殊なエスカレーター

(2) 特殊用途

防滴、防塵、防爆等、用途上又は構造上特殊なエスカレーター

(3) 特殊環境

高温、低温、多湿、塩害、ガス害、屋外等、特殊な環境に設置されたエスカレーター

7.3.2 修理、取替え、交換等

(a) 修理、取替え、交換等の範囲は、次による。

(1) 修理、取替え及び交換等の範囲は、エスカレーターを通常使用する場合に生ずる摩耗及び損傷に限る。

(2) 発注者及び使用者による不注意、不適当な使用、管理等、受注者の責によらない事由によって生じた修理、取替え、交換等は除く。

(3) 表 7.3.4 の備考欄に※印を記した修理等は除く。

(b) 修理、取替え及び交換を行う項目は、表 7.3.2 の「保守契約の種別」の欄に「○」を記したものとする。ただし、保守契約の種別に係わらず、次の項目は除く。

①表 7.3.2 の項目以外の修理、取替え及び交換

②制御盤等の一式取替え及びキャビネット取替え

③電動機の一式取替え及びフレーム取替え

④駆動機の一式取替え、ギヤケース、機械台及びブレーキフレーム取替え

⑤乗場の乗降板及び踏段面

⑥トラス及び外装板

⑦意匠部分(内装板、照明器具及びランプ)の塗装、メッキ直し、取替え及び清掃

⑧安全設備品(三角部保護装置、転落防止柵(進入防止板及びかけ上がり防止板)、落下防止網、注意標識、注意放送、踏段面等の注意標識、防火シャッター等連動スイッチ及びスカートガード高分子潤滑剤(滑り剤))

(c) (a)及び(b)の該当項目に係る修理、取替え、交換等に伴う費用は、受注者の負担とする。

(d) 受注者は、エスカレーターの保守に必要な純正部品又はこれと同等の部品の十分なストックと、安定供給を行うものとする。

(e) 本節の規定による作業によって発生する撤去品及び残材は、受注者の負担で引取るものとし、速やかに搬出する。

表 7.3.2 修理、取替え及び交換等の範囲

区分	修理の対象 (装置名)	修理、取替え及び交換等項目	保守契約の種別	
			フルメンテナンス 契約	POG 契約
機械室	受電盤・制御盤	リレーコイル取替え	○	
		リレー取替え	○	
		電磁接触器接点(リード線含む)取替え	○	
		ヒューズ類交換	○	○
		半導体、プリント基板取替え	○	
		NFブレーカ取替え	○	
	駆動機	各軸受ベアリング取替え	○	
		ギヤ油取替え	○	
		補充用ギヤ油	○	○
		オイルシール取替え	○	
		ギヤ歯当り調整	○	
	ブレーキ	コイル取替え	○	
		ライニング取替え	○	
	電動機	各軸受ベアリング取替え	○	
		電動機巻線絶縁処理	○	
		駆動ベルト取替え	○	
		軸受グリスアップ	○	○
	駆動鎖装置	駆動鎖取替え	○	
		駆動スプロケット取替え	○	
		駆動鎖安全スイッチ取替え	○	
	踏段駆動及び従動装置	軸受ベアリング取替え	○	
		踏段鎖安全スイッチ取替え	○	
乗降口	手すり	補修及び取替え	○	
	くし	くし交換	○	○
	操作・安全スイッチ	手すり入込み口スイッチ取替え	○	
		非常停止スイッチ取替え	○	
中間部	踏段	前輪ローラ取替え	○	
		後輪ローラ取替え	○	
		前輪軸取替え	○	
	踏段鎖	踏段鎖取替え	○	
	手すり駆動装置	手すり駆動鎖取替え	○	
		駆動プーリ軸受ベアリング取替え(注1)	○	
		駆動プーリゴムリング取替え(注1)	○	
		アイドルスプロケット取替え	○	
		駆動・従動ローラ取替え(注2)	○	
		ゲートローラ取替え	○	
		ガイドローラ取替え	○	
	トラス内各機器	各踏段レール修正及び取替え	○	
		安定器取替え(注3)	○	
		スカートガード安全装置取替え	○	
		踏段異常検出装置取替え	○	
		ケーブル、配線類取替え	○	

(注1) 手すり駆動方式が、プーリ式の場合の修理又は取替え項目

(注2) 手すり駆動方式が、挟圧式の場合の修理又は取替え項目

(注3) 当該装置がある場合に限る

7.3.3 故障時等の対応

受注者は、24 時間出動体制を整え、不時の故障や事故に対し、最善の手段で対処する。

受注者は、故障、災害等により、機能停止が生じた場合は、施設管理担当者からの連絡を受け、可能な限り速やかに適切な措置を講じるよう努める。

出動依頼から受注者が到着するまでの目標時間について、受注者の定めがある場合は、それによる。

7.3.4 エスカレーター

エスカレーターの作業項目、作業内容及び周期は表 7.3.4 によるものとし、周期は専門技術者が現地で直接実施する点検の周期とする。

表 7.3.4 エスカレーター

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 機械室			
a. 室内環境	① 温湿度の良否の点検	1 M	
	② 漏水及び汚れの有無の点検	1 M	
b. 受電盤及び制御盤	① 作動の良否の点検	1 M	
	② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無の点検	1 Y	
	③ 次に示す回路の絶縁抵抗及び電圧を測定し、その良否の確認 ・電動機主回路 ・制御回路 ・信号回路 ・照明回路	1 Y	
	④ 主開閉器の操作及び作動の良否の点検	1 M	
	⑤ 電磁接触器の接点摩耗の有無の点検	1 M	
	⑥ 制御盤内の清掃	1 Y	
	⑦ プリント板汚れ及び冷却ファンの回転状態の異常の有無の点検	3 M	
c. 駆動機	① 潤滑状態・潤滑油量の良否及び油漏れの有無の点検	1 M	
	② 歯当りの良否の点検	1 Y	
	③ 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 M	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
	⑤ 駆動機エンコーダ、パイロットゼネレータの作動の良否の点検	1 Y	
d. 電磁ブレーキ	① 積載荷重を作用させない場合に、上昇時の踏段の停止距離が規定値以内で作動することの確認	1 M	
	② ブレーキシュー、アーム及びプランジャーの作動の良否の点検	1 M	
	③ プランジャーストロークを点検し、その良否の確認	3 M	
	④ ブレーキスイッチの接点の脱落、荒損及び摩耗の有無の点検	6 M	
	⑤ ブレーキライニングの摩耗の有無の点検	1 Y	
e. 電動機	① 作動の良否の点検	1 M	
	② 異常音、異常振動及び温度異常の有無の点検	3 M	
	③ 電動機エンコーダ、パイロットゼネレータの作動の良否の点検	6 M	

	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
f. 駆動ベルト	① ベルトの張力の良否の点検	6 M	
	② ベルトの油付着及び亀裂の有無の点検	6 M	
g. 駆動鎖安全スイッチ	① 作動の良否の点検	1 Y	
	② 取付け状態の良否の点検	1 Y	
h. 駆動鎖装置	① 鎖の発錆、伸び、劣化等の有無及び潤滑状態の良否の点検	1 Y	
	② 鎖への注油の実施	1 M	
	③ 鎖の張力の良否の点検	1 Y	
	④ 切断停止装置のレバーが容易に作動し、安全に運転を停止することの確認	1 Y	
i. 踏段鎖安全スイッチ	① 作動の良否の点検	1 Y	
	② 取付け状態の良否の点検	1 Y	
j. 踏段駆動及び従動装置	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 M	
	② 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
k. 鎖給油装置	① 作動の良否の点検	1 M	
	② 油タンクの油量の良否の点検	1 M	
2. 乗降口			
a. 運転状態	① 起動・停止時の衝撃及び運行時の異常音、異常振動等の有無の点検	1 M	
	② 停止時の停止距離の異常の有無の点検	1 M	
b. くし	取付け状態の良否及び歯の欠損の有無の点検	1 M	
c. くしと踏段のかみあい	かみ合いの良否及び踏み段案内ローラの異常音の点検	1 Y	
d. 手すり	① 汚れ及び損傷の有無の点検	1 M	
	② 手すりと踏段が同一速度で昇降することの確認	1 M	
	③ 下降運転中、上部乗場で規定の人力で水平方向へ引っ張っても手すりが停止しないことの確認	6 M	
e. インレットガード	ガードの良否の点検	1 M	
f. 非常停止スイッチ	① 作動の良否の点検	3 M	
	② スイッチの周囲に操作に支障となる障害物がないことの確認	1 M	※障害物がある場合の撤去
g. 手すり入込み口スイッチ	① スイッチの作動の良否の点検	3 M	
	② 手すり入込み口保護装置の取付けの良否の点検	6 M	
h. 操作盤	① 操作スイッチ類の作動の良否の点検	3 M	
	② ブザー鳴動の良否の点検	3 M	
i. 自動運転装置	① 作動の良否の点検	1 M	
	② センサー部の取付け状態の良否、汚れの有無の点検	1 Y	
j. 転落防止柵 (進入防止板・かけ上がり防止板)	取付け状態の良否の点検	1 M	
k. 注意標識	注意表示板・ステッカーの汚れ、破損及び剥がれの有無の点検	1 M	
l. 注意放送	注意放送の音量及び内容の点検	1 M	

m. 防火シャッター等連動スイッチ	作動の良否の点検	1 Y	※作動不良の場合の調整
3. 中間部			
a. 内側板 (強化ガラス・パネル・スカートガード)	① 取付け状態の良否の点検	1 M	
	② ひび割れ及び欠損の有無の点検	1 M	
b. 踏段ライザー	① 踏段面の欠損、異常音等の有無及び走行状態の良否の点検	1 M	※欠損がある場合の修理又は交換)
	② 取付け状態の良否の点検	1 M	
c. 踏段面等の注意標識	汚れの有無を点検し、注意標識表示が明瞭であることの確認	1 M	※汚れがある場合又は表示が明瞭でない場合の清掃又は修理若しくは交換
d. 踏段鎖	① 鎖の発錆、伸び及び摩耗の有無の点検	1 Y	
	② 潤滑状態の良否の点検	1 Y	
	③ 注油の実施	1 M	
	④ 張力の良否の点検	1 Y	
e. 踏段異常検出装置	作動の良否の点検	1 Y	
f. 踏段レール	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	
	② さび、摩耗等の有無及び潤滑の良否の点検	1 Y	
g. 踏段とスカートガードの隙間	① 擦過音の有無の点検	1 M	
	② 踏段相互間及びスカートガードと踏段の隙間が全長にわたって規定値内にあることの確認	1 Y	
	③ 高分子系潤滑剤のすべり効果の有無の確認	1 M	
h. 踏段	① 踏段各部の固定ボルトの緩みの有無の点検	1 Y	
	② ローラゴムの剥離、亀裂等の劣化の有無の点検	1 Y	
	③ 踏段ブラケットの亀裂の有無の点検	1 Y	
i. 手すり駆動プーリー及びローラ	① 摩耗の有無の点検	1 Y	
	② 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	
	③ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
j. 手すり駆動鎖装置	① 異常音及び異常振動の有無の点検	6 M	
	② 鎖のさび等の有無及び潤滑状態の良否の点検	6 M	
	③ 鎖の張力の良否の点検	6 M	
	④ 歯車の磨耗の有無の点検	1 Y	
	⑤ 歯車軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	
	⑥ 各すべり軸受・支点部又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
k. 照明	① 球切れ又はちらつきの有無の点検	1 M	※球切れ又はちらつきがある場合の交換
	② 安定器の異常及び劣化の有無の点検	1 Y	
l. スカートガード安全装置	作動の良否の点検	3 M	
m. ケーブル及び配線類	ケーブル及び配線の劣化の有無の点検	1 Y	

n. 三角部保護装置	取付け状態の良否の点検	1 M	※取付け不良の場合の修理
o. 落下防止網	取付け状態の良否の点検	1 M	※取付け不良の場合の修理

第4節 小荷物専用昇降機

7.4.1 適用

(a) 本節の仕様に含まれる業務

建築基準法第8条、官公法第11条及び「昇降機の適切な維持管理に関する指針」に基づく定期的な保守及び点検。

(b) 本節の仕様に含まれない業務

建築基準法第12条第3項に基づく定期検査及び建築基準法第12条第4項に基づく定期点検。

なお、これらの検査等が必要な場合は、当該法令に定めるところにより、特記により実施する。

(c) 本節は、次の小荷物専用昇降機には適用しない。

(1) 小荷物専用昇降機の種類

自動開閉装置が付いている、速度 30m/min を超える、積載量 200kg を超える等、用途上又は構造上特殊な小荷物専用昇降機

(2) 特殊用途

防滴、防塵、防爆等、用途上又は構造上特殊な小荷物専用昇降機

(3) 特殊環境

高温、低温、多湿、塩害、ガス害、屋外等、特殊な環境に設置した小荷物専用昇降機

7.4.2 修理、取替え、交換等

(a) 修理、取替え及び交換の範囲は、次による。

(1) 修理、取替え及び交換の範囲は、小荷物専用昇降機を通常使用する場合に生ずる摩耗及び損傷に限る。

(2) 発注者及び使用者による不注意、不適当な使用及び管理等、受注者の責によらない事由によって生じた修理、取替え、交換等は除く。

(3) 表 7.4.4 の備考欄に※印を記した修理等は除く。

(b) 修理又は取替えの項目は、表 7.4.2 の「保守契約の種別」の欄に「○」を記したものと する。ただし、保守契約の種別に係わらず、次の項目は除く。

① 表 7.4.4 の項目以外の修理、取替え及び交換

② 巻上機の一式取替え及びギヤケース取替え

③ 電動機の一式取替え及びフレーム取替え

④ 制御盤等の一式取替え及びキャビネット取替え

- ⑤ 意匠部品（かご、かご・乗場操作盤、表示器、かご床タイル、内装シート、かごの戸、敷居、乗場戸及び三方枠）の塗装、メッキ直し、取替え又は清掃
- (c) (a)及び(b)の該当項目に係る修理、取替え及び交換に伴う費用は、受注者の負担とする。
- (d) 受注者は、小荷物専用昇降機の保守に必要な純正部品又はこれと同等の部品の十分なストックと、安定供給を行うものとする。
- (e) 本節の規定による作業によって発生する撤去品及び残材は、受注者の負担で引取るものとし、速やかに搬出する。

表 7.4.2 修理、取替え及び交換の範囲

区分	修理の対象 (装置名)	修理、取替え及び交換項目	保守契約の種別	
			フルメンテナンス 契約	POG 契約
機械室	制御盤	リレー取替え	○	
		ヒューズ類交換	○	○
	電動機	電動機巻線絶縁処理	○	
		各軸受ベアリング取替え	○	
	巻上機	ギヤ歯当り調整	○	
		各軸受ベアリング取替え	○	
		綱車取替え	○	
		ギヤ油取替え	○	
		オイルシール取替え	○	
	ブレーキ	ライニング取替え	○	
		ブレーキ分解手入れ・オーバーホール	○	
かご	かごの戸	駆動ロープ取替え(注)	○	
		スイッチ取替え(注)	○	
かご上	戸の開閉装置	駆動モータベアリング取替え(注)	○	
		スイッチ取替え(注)	○	
	ガイドシュー	ガイドシュー取替え	○	
出し入れ口	戸廻り	駆動ロープ取替え	○	
		ドアインターロックスイッチ取替え	○	
	操作盤押ボタン	押ボタンスイッチ取替え	○	
		かご位置表示ランプ(発光ダイオード除く)交換	○	○
昇降路・ピット	かご・おもり吊り車	かご吊り車ベアリング取替え(注)	○	
		おもり吊り車ベアリング取替え(注)	○	
	主ロープ	主ロープ切詰め・取替え	○	
	移動ケーブル	移動ケーブル取替え(注)	○	
	かご下機器	かご下ガイドシュー取替え	○	
その他		補充用油脂類(ギヤ油、マシン油、グリース類)	○	○

(注) 当該装置がある場合に限る。

7.4.3 故障時等の対応

受注者は、24 時間出動体制を整え、不時の故障や事故に対し、最善の手段で対処する。

受注者は、故障、災害等により、機能停止が生じた場合は、施設管理担当者からの連絡を受け、可能な限り速やかに適切な措置を講じるよう努める。

出動依頼から受注者が到着するまでの目標時間について、受注者の定めがある場合は、それによる。

7.4.4 小荷物専用昇降機

小荷物専用昇降機の作業項目及び作業内容は表 7.4.4 によるものとし、周期は専門技術者が現地で直接実施する点検の周期とする。

表 7.4.4 小荷物専用昇降機

作業項目	作業内容	周期	備 考
1. 機械室			
a. 機械室への通行	① 機械室への通行及び出入り、点検口の開閉に支障がないことの確認	1 M	
	② 出入口扉及び点検口の施錠の良否の確認	1 M	
b. 室内環境	① 室内の清掃及び小荷物専用昇降機の機能上又は保全の実施上支障のないことの確認	1 M	
	② 室内又は制御盤温度の良否の点検	1 M	
	③ 小荷物専用昇降機に係る設備以外のものの有無の確認	3 M	
c. 主開閉器、受電盤及び制御盤	① 作動の良否の点検	1 M	
	② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無の点検	1 Y	
	③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・電動機主回路 ・制御回路 ・信号回路	1 Y	
	④ 主開閉器の操作及び作動の良否の点検	6 M	
	⑤ 電磁接触器の接点摩耗の有無の点検	6 M	
	⑥ 制御盤内の清掃	1 Y	
	⑦ プリント板汚れ、冷却ファンの回転状態の異常の有無の点検	6 M	
d. 巻上機	① 減速歯車の潤滑状態の良否及び油漏れの有無の点検	1 M	
	② 歯当りの良否の点検	1 Y	
	③ 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 M	
	④ 綱車のひび割れ、ロープ溝の摩耗及びロープスリップの有無の点検	1 Y	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
e. 電磁ブレーキ	① スリップの異常の有無の点検	1 M	
	② ブレーキシュー、アーム及びプランジャーの作動の良否の点検	6 M	
	③ プランジャーストロークを点検し、その良否の確認	1 Y	
	④ ブレーキスイッチの接点の脱落、荒損及び摩耗の有無の点検	1 Y	

f. そらせ車	⑤ ブレーキライニングの摩耗の有無の点検	1 Y	※劣化がある場合の修理又は交換	
	① ロープ溝の摩耗の有無及び取付け状態の良否の点検	3 M		
	② 回転状態の異常の有無の点検	1 M		
	③ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y		
g. 電動機	① 作動の良否の点検	1 M		
	② 異常音、異常振動及び異常温度の有無の点検	1 M		
	③ 電動機エンコーダ、パイロットゼネレータ回転状態の異常の有無の点検	1 M		
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y		
h. 主索の緩み検出装置	作動の良否の点検	1 Y		
2. かご				
a. 運転状態	着床段差及び異常音の有無の点検	1 M		※劣化がある場合の修理又は交換
b. かご室の周壁、天井及び床	変形、摩耗、腐食等の有無の点検	1 M		
c. かごの戸、ロープ及びレール	① 戸、枠の摩耗、変形、さび等の有無及び取付け状態の良否の点検	1 M		
	② 戸の開閉状態の良否の点検	1 M		
	③ レールの給油及び摩耗状態の良否の点検	6 M		
	④ 連動ロープのテンション状態及び破断、摩耗及び取付け状態の良否の点検	1 Y		
	⑤ ドアプーリの摩耗及び取付け状態の良否の点検	1 Y		
d. かごの戸スイッチ	① 作動の良否の点検	3 M	※調整不能の場合の修理又は部分交換	
e. 安全棒	② 取付け状態の良否の点検	3 M		
	安全棒機構・スイッチの作動状態の良否の点検	1 M		
f. 注意銘板の表示	搭乗禁止、積載量の標識の有無及び汚れの有無、表示が明瞭であることの確認	1 M		
g. 2方向同時開放警告装置	作動の良否の点検	1 M		※汚れがある場合又は表示が明瞭でない場合の清掃又は交換
h. ガイドシュー	取付け状態の良否及び摩耗の有無の点検	1 Y		
3. 各階出し入れ口				
a. 各階出し入れ口の戸及び枠	① 戸、枠の摩耗、変形、さび等の有無及び取付け状態の良否の点検	1 M		※劣化がある場合又は取付け不良の場合の交換
	② 戸の開閉状態の良否の点検	1 M		
	③ レールの給油及び摩耗状態の良否の点検	6 M		
	④ 連動ロープのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否の点検	1 Y		
	⑤ ドアプーリの摩耗及び取付け状態の良否の点検	1 Y		

	⑥ ドア用バランスウェイト・ストッパーの取付け状態の良否の点検	1 Y	
b. 操作盤	① 作動の良否の点検	1 M	
	② 取付け状態の良否の点検	1 M	
c. 走行停止ボタン (スイッチ)	作動の良否の点検	1 M	
d. 位置表示灯	表示灯の球切れの有無の点検	1 M	
e. 信号装置 (インターホン)	呼出し及び通話状態の良否の点検	1 M	
f. ドアインター ロックスイッチ	① 作動の良否の点検	1 M	
	② 取付け状態の良否の点検	6 M	
g. 錠外し装置	作動の良否の点検	1 Y	
h. 注意銘板の表示	搭乗禁止、積載量の標識の有無及び汚れの有無並びに表示が明瞭であることの確認	1 M	※汚れがある場合又は表示が明瞭でない場合の清掃又は交換
i. 戸開放防止ブザー	作動の良否の点検	1 Y	
4. かごの周囲及び昇降路			
a. 保守用停止スイッチ	作動の良否の点検	1 Y	
b. かごの上部の外観	汚れの有無の点検	3 M	
c. かごつり車及びおもりのつり車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
d. ガイドシュー	取付け状態の良否及び摩耗の有無の点検	1 Y	
e. 主索	① 破断、摩耗及びさびの有無を点検し、基準に適合していることの確認	1 Y	
	② 取付け状態の良否及びダブルナット並びに割ピンの劣化の有無の点検	1 Y	
	③ すべての主索が、ほぼ均等な張力であることの点検	1 Y	
f. ガイドレール及びブラケット	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	
	② さび、変形及び摩耗の有無の点検	1 Y	
g. 釣合おもり	取付け状態の良否の点検	1 Y	
h. 釣合おもりの非常止め装置	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	
	② 非常止め装置に異常のないことの確認	1 Y	
i. 上部リミットスイッチ	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	
	② 作動の良否の点検	6 M	
j. 誘導板及びリミットスイッチ	取付け状態の良否の点検	1 Y	
k. 中間つなぎ箱及び配管	① ケーブルの取付け状態の良否の点検	1 Y	

	② 昇降機に直接関係のない配管配線がないことの確認	1 Y	
1. 着床装置	作動の良否の点検	1 M	
m. 給油器	① 給油機能の状態の点検	6 M	
	② 油量の適否の点検	6 M	
n. 昇降路	① 小荷物専用昇降機に係る設備以外のものの有無の点検	6 M	
	② 昇降路の亀裂及び損傷、汚れの有無の点検	1 Y	
	③ 頂部すき間が少なく、かごが障害物に接触しないことの確認	1 Y	
5. ピット			
a. 環境状況	① 漏水の有無の点検	6 M	
	② 汚れ及び小荷物専用昇降機に係る設備以外のものの有無の点検	6 M	※汚れ又は小荷物専用昇降機に係わる設備以外のものがある場合の清掃又は撤去
b. 保守用停止スイッチ	作動の良否の点検	1 Y	
c. 非常止め装置	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	
	② 非常止め装置に異常のないことの確認	1 Y	
d. 釣合おもり底部すき間	最上階に停止時すき間に余裕があることの確認	1 Y	
e. 緩衝器	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	
	② スプリングのさびの有無の点検	1 Y	
f. 移動ケーブル	① かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことの確認	1 Y	
	② 取付け状態の良否及び損傷、劣化の有無の点検	1 Y	
g. 下部リミットスイッチ	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	
	② 作動の良否の点検	6 M	

第5節 機械式駐車設備

7.5.1 二段方式機械式駐車装置

(a) 機械式駐車設備は、駐車場法（昭和32年法律第106号）及び「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」（平成30年7月13日国土交通省公表）（以下「機械式駐車設備維持管理指針」という。）に基づく定期的な保守及び点検を適切に実施する。

(b) 本節は、自動車駐車場に設置する機械式駐車装置で、地上二段方式及びピット二段昇降式のものに適用する。

(c) 二段方式機械式駐車装置の作業項目及び作業内容は、表7.5.1による。

表 7.5.1 二段方式機械式駐車装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 安全装置関係	「機械式駐車設備維持管理指針」による。		
1 安全装置			
a 起動及び起動制御		1 M	
b 非常停止		1 M	
c 検知装置及びインタロック		1 M	
d 自動車の停止位置規制		3 M	

e 機械式駐車装置及び自動車の保護装置	3 M	
f 視覚シグナル及び聴覚シグナル	1 M	
g 検知装置及び検知装置のインタロック	3 M	
h 降下制限装置	1 M	
2. 乗降領域関係		
1 乗降領域	1 M	
2 制限事項及び注意銘板	1 M	
3 囲い	1 Y	
3. 制御・操作盤関係		
1 制御盤		
a 受電盤、制御盤	6 M	
b 操作盤	1 M	
c 配線及び配管	1 Y	
d 各回路の絶縁	6 M	
4. 駆動装置関係		
1 電動装置		
a 電動機	1 M	
b ブレーキ装置	1 M	
c 継手・軸受け	3 M	
d 減速装置	1 M	
e 伝達装置	1 M	
5. 昇降搬送装置関係		
1 昇降搬送装置		
a 昇降搬送装置	1 M	
b カウンタウエイト	6 M	
c チェーン	3 M	屋外は 1 M
d ワイヤロープ	3 M	屋外は 1 M
e スプロケット、シープ及びドラム	3 M	屋外は 1 M
f ワイヤロープの外れ止め装置	3 M	
6. 横行・縦行・旋回装置関係		
1 横行・縦行・旋回装置		
a 横行・縦行・旋回装置	3 M	屋外は 1 M
b チェーン	3 M	屋外は 1 M
c スプロケット	3 M	屋外は 1 M
7. 搬器関係		
1 搬器	3 M	
8. 扉関係		
1 扉		
a 扉	1 M	屋外は 1 M
b チェーン	3 M	屋外は 1 M
c ワイヤロープ	3 M	屋外は 1 M
d スプロケット、シープ及びドラム	3 M	屋外は 1 M
e ワイヤロープの外れ止め装置	3 M	屋外は 1 M
9. 油圧装置関係		
1 油圧装置		
a 油圧パワーユニット	1 M	
b 停止装置	1 M	

c 油圧シリンダ	3 M	屋外は1 M
d 圧力配管及び高圧力ゴムホース	3 M	屋外は1 M
e 自然降下保護装置	1 M	
10. 遠隔監視関係		
1 遠隔監視	6 M	
11. その他		
1 駐車装置の構造部		
a 共通事項	1 M	
2 自動確認運転調整	1 M	

第8章 工作物・外構等

第1節 一般事項

8.1.1 適用

本章は、工作物及び外構等の点検・保守に関する業務に適用する。

第2節 工作物

8.2.1 鉄塔

鉄塔（タラップ、ラック、デッキ、手すり等の金物類を含む）の作業項目及び作業内容は、表8.2.1による。

表8.2.1 鉄塔（タラップ、ラック、デッキ、手すり等の金物類を含む）

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 基礎部（鉄筋コンクリート）	① ひび割れ、欠損、さび汁、エフロレッセンス、はらみ及び剥落の有無の点検。認められた場合は、安全に作業できる範囲をテストハンマー等で軽打を行い、浮き及び剥離の範囲の確認	1 Y	[12条点検]
	② 異常なたわみ及びそりの有無の点検	1 Y	[12条点検]
2. 鉄骨部	① 部材及び溶接部のひび割れ、変形、さび及び腐食の有無の確認	1 Y	[12条点検]
	② 塗装及び表面処理の劣化の有無の確認	1 Y	
	③ ボルト、ターンバックル等の緩みの有無の確認	1 Y	[12条点検]
	④ 異常なたわみ、そり及び異常振動の有無の点検	1 Y	[12条点検]
	⑤ タラップ等の附属物がたつき、破損及び腐食の有無の点検並びに落下のおそれがないことの点検	1 Y	

8.2.2 設備架台・囲障

設備架台（デッキ、手すり等）・囲障（フェンス等）の作業項目及び作業内容は、表 8.2.2 による。

表8.2.2 設備架台（デッキ、手すり等）・囲障（フェンス等）

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 基礎部（鉄筋コンクリート）	① ひび割れ、欠損、さび汁、エフロレッセンス、はらみ及び剥落の有無の点検。認められた場合は、安全に作業できる範囲をテストハンマー等で軽打を行い、浮き及び剥離の範囲の確認	1 Y	[12条点検]
	② 異常なたわみ及びそりの有無の点検	1 Y	[12条点検]
2. 鉄骨部	① 部材及び溶接部のひび割れ、変形、さび及び腐食の有無の確認	1 Y	[12条点検]
	② 塗装及び表面処理の劣化の有無の確認	1 Y	
	③ ボルト、ターンバックル等の緩みの有無の確認	1 Y	[12条点検]
	④ 異常なたわみ、そり及び異常振動の有無の点検	1 Y	[12条点検]
	⑤ タラップ等の附属物のがたつき、破損及び腐食の有無並びに落下のおそれがないことの点検	1 Y	

8.2.3 煙突

煙突（タラップ等の金物類を含む）の作業項目及び作業内容は、表 8.2.3 による。

表8.2.3 煙突（タラップ等の金物類を含む）

作業項目	作業内容	周期	備考
1. コンクリート造	① ひび割れ、欠損、さび汁、エフロレッセンス、はらみ及び剥落の有無の確認。認められた場合は、安全に作業できる範囲をテストハンマー等で軽打を行い、浮き及び剥離の範囲の確認	1 Y	[12条点検]
	② 異常なたわみ及びそりの有無の点検	1 Y	
	③ 煙突下部の断熱材の堆積物の有無を点検	1 Y	
2. 鉄骨造	① 部材及び溶接部のひび割れ、変形、さび及び腐食の有無の確認	1 Y	[12条点検]
	② 塗装及び表面処理の劣化の有無の確認	1 Y	
	③ ボルト、ターンバックル等の緩みの有無の確認	1 Y	
	④ 異常なたわみ、そり及び振動の有無の点検	1 Y	
	⑤ タラップ等の附属物のがたつき、破損及び腐食の有無並びに落下のおそれがないことの点検	1 Y	

8.2.4 擁壁

擁壁の作業項目及び作業内容は、表 8.2.4 による。

表8.2.4 擁壁

作業項目	作業内容	周期	備考
擁壁	① ひび割れ、欠損、さび汁、エフロレッセンス、はらみ及び剥落の有無の確認。認められた場合は、安全に作業できる範囲をテストハンマー等で軽打を行い、浮き及び剥離の範囲の確認	1 Y	[12条点検]
	② 異常なたわみ、そり及び振動の有無の点検	1 Y	
	③ 水抜き孔のつまりの有無の点検	1 Y	[12条点検]
	④ 擁壁の天端の状態の点検	1 Y	

第3節 外構

8.3.1 敷地

- (a) 敷地の作業項目及び作業内容は、表 8.3.1 による。
 (b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。
 なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表8.3.1 敷地

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 地盤面 (舗装部分を 除く)	① ひび割れ、段差、不陸、陥没等の有無の点検 ② 歩行部の排水状況(水溜りの有無)の点検	1 Y 1 Y	3 Y 3 Y	[12条点検]
2. 歩道、玄関ポー チ、駐車場及び 敷地内通路	人及び車両の安全かつ円滑な進行又は物品 の安全かつ円滑な運搬に支障を及ぼすおそれ がある亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食の 有無について点検	1 Y	3 Y	
3. アスファルト 舗装・コンクリ ート舗装	① ひび割れ、段差、不陸、陥没等の有無の点 検 ② 歩行部の排水状況(水溜りの有無)の点検	1 Y 1 Y	3 Y 3 Y	
4. コンクリート 平板舗装・イン ターロッキン グブロック舗 装・縁石等	① ひび割れ、欠け、不陸、あばれ、がたつき 及び陥没の有無の点検 ② 歩行部の排水状況(水溜りの有無)の点検	1 Y 1 Y	3 Y 3 Y	
5. 視覚障害者誘 導用ブロック	① ぐらつき、浮き、欠け及び剥離の有無の点 検 ② 汚れ等によりブロックの輝度比、視認性が 損なわれていないかの確認	1 Y 1 Y	3 Y 3 Y	
6. その他附属物	案内表示等の敷地内に設置されている附属 物のぐらつき、汚れ、さび、腐食等の有無の点 検	1 Y	3 Y	

8.3.2 へい

- (a) へいの作業項目及び作業内容は、表 8.3.2 による。
 (b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。
 なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表8.3.2 へい

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
へい (コンクリート 造・補強コンク リートブロッ ク造・組積造 等)	① へいと周辺地盤との相対的な沈下及び浮上 の有無の点検 ② へいの傾斜の状態の良否の点検 ③ ひび割れ、エフロレッセンス、浮き、はら み、剥離及び剥落の有無の点検 ④ 異常なたわみ及びそりの有無の点検 ⑤ フェンス等の附属物のがたつき、破損及び 腐食の有無並びに落下のおそれがないこと の点検	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	3 Y 3 Y 3 Y 3 Y 3 Y	[12条点検] [12条点検] [12条点検] [12条点検]

8.3.3 門

- (a) 門の作業項目及び作業内容は、表 8.3.3 による。
 (b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。
 なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表8.3.3 門

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
門	① 作動状態の良否及び損傷の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	

8.3.4 排水桝・マンホール・側溝・街きよ

- (a) 排水桝・マンホール・側溝・街きよの作業項目及び作業内容は、表 8.3.4 による。
 (b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。
 なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表8.3.4 排水桝・マンホール・側溝・街きよ

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
排水桝・マンホール・側溝・街きよ	① 排水状態の良否の点検	6 M	3 Y	[12条点検]
	② 側溝及び街きよの破損の有無の点検	6 M	3 Y	
	③ 排水桝と建物及び周辺地盤との相対的な沈下並びに浮上の有無の点検	1 Y	3 Y	
	④ 排水桝と排水管との接続部分のずれ及び損傷の有無の点検	1 Y	3 Y	
	⑤ 排水桝及びマンホールの蓋の破損の有無の点検	1 Y	3 Y	
	⑥ 排水桝、マンホール及び蓋に附属する金物の取付け状態の良否、さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	

第4節 植栽・緑地

8.4.1 植栽・緑地

植栽・緑地の作業項目及び作業内容は、表 8.4.1 による。

表8.4.1 植栽・緑地

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 樹木の活力度	① 枝折れ、枝枯れの有無の点検	1 Y	・春又は秋に実施。 ・春又は秋に実施。 ・台風シーズン前の実施が望ましい。 ・春又は秋に実施。
	② 葉色及び葉の大きさに異常の有無の点検	1 Y	
	③ 倒木及び落枝の可能性の有無の点検	1 Y	
	④ 樹木による走行障害の点検	1 Y	
2. 芝生の活力度	① 淡黄色部分又は裸地部分の有無の点検	1 Y	
	② 水はけの状態の点検	1 Y	
	③ 刈り込み状態の点検	1 Y	
3. 病虫害	① 病害及び虫害の症状の有無の確認	1 Y	
	② 木の根元のキノコ発生の有無の確認	1 Y	
4. 緑地空間の維持	① 枝葉による建物等への支障の有無の確認	1 Y	
	② 樹姿の状態が良好であることの確認	1 Y	

8.4.2 屋上緑化システム

(a) 屋上緑化システムの作業項目及び作業内容は、表 8.4.2 による。

(b) 周期Ⅰ又は周期Ⅱの適用は特記により、表単位で同一の周期とする。

なお、特記がない場合は「周期Ⅰ」による。

表8.4.2 屋上緑化システム

作業項目	作業内容	周期Ⅰ	周期Ⅱ	備考
1. 防水層及び排水	① 防水層に植物根の侵入等による損傷の兆候の有無の点検	3 M	1 Y	
	② 排水溝、ドレンに植栽土、枯葉等の堆積等がないことの点検	3 M	1 Y	
2. 植栽の活力度	① 生育不良、枯損及び病虫害の兆候の有無の点検	3 M	1 Y	
	② 植栽以外の雑草の生育の有無の点検	3 M	1 Y	
3. 灌水	灌水設備及び散水設備の損傷の有無及び作動状態の点検	3 M	1 Y	

第3編 運転・監視及び日常点検・保守

第1章 一般事項

第1節 一般事項

1.1.1 適用

本編は、第1編と併せ、中央監視制御装置がある建築物等において常駐して実施する運転・監視及び日常点検・保守に関する業務に適用する。

1.1.2 業務の条件

- (a) 年間における業務を行わない日は、特記による。
- (b) 施設の冷暖房の時期及び始業終業時間又は設備運転時間は、特記による。
- (c) 電算室等特別な空調を必要とする室は、その条件を含めて特記による。

1.1.3 施設情報の把握

第1編 第1章 1.2.1「業務計画書」、1.2.2「作業計画書」の作成及び業務の実施は、次の事項を十分把握して行うものとする。

- (1) 入居官署の施設運営に関すること
- (2) 設備機器の設置年及び運転時間に関すること
- (3) 施設の行事に関すること
- (4) 設備系統図に関すること

1.1.4 運転・監視の範囲

運転・監視の範囲は、次による。ただし、業務における運転・監視の対象設備等の範囲は、特記による。

- (1) 設備機器の起動・停止の操作
- (2) 設備運転状況の監視又は計測・記録
- (3) 室内温湿度管理と運転条件の変動に対応した機器の制御、設定値調整
- (4) 省エネルギー運転
- (5) 季節運転切替え、本予備機運転切替え
- (6) 運転時間に基づく設備計画保全の把握
- (7) その他特記で定めた事項

1.1.5 日常点検の範囲

- (a) 日常点検の対象部分、数量等は、特記による。

(b) 電気室、機械室等の主要な設備機器の設置場所は、1日1回巡視して機器等の異常の有無を点検する。

なお、定められた対象部分以外であっても、異常を発見した場合には施設管理担当者に報告する。

(c) 点検に使用する脚立等は受注者の負担とする。ただし、高所作業に必要な足場等（作業床高さ2 m以上）は、特記による。

1.1.6 保守の範囲

運転・監視及び日常点検の結果に応じ、実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- (2) 取り付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- (3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
- (4) 次に示す消耗部品の交換及び補充
 - ① 潤滑油、グリス、充填油等
 - ② ランプ類、ヒューズ類
 - ③ パッキン、Oリング類
 - ④ 精製水の補充
 - ⑤ フィルター類
- (5) 接触部分、回転部分等への注油
- (6) 軽微な損傷がある部分の補修
- (7) 塗料、その他の部品補修（タッチペイント）、その他これらに類する作業
- (8) 消耗品の在庫管理
- (9) 保守で生じた発生材の分別及び指示された場所での保管
- (10) その他特記で定めた事項

1.1.7 運転・監視及び日常点検・保守の実施

本編各章に定めるところにより運転・監視及び日常点検を適正に行い、必要に応じて、保守の措置を講ずる。

1.1.8 周期の表記

点検、確認等の周期の表記は、次による。

- (1) 「2 H」は、2時間ごとに行うものとする。
- (2) 「4 / D」は、1日に4回行うものとする。
- (3) 「1 D」は、1日ごとに行うものとする。
- (4) 「1 W」は、1週ごとに行うものとする。
- (5) 「2 / M」は、1月に2回行うものとする。

- (6) 「1M」は、1月ごとに行うものとする。
- (7) 「2M」は、2月ごとに行うものとする。
- (8) 「3M」は、3月ごとに行うものとする。

1.1.9 支給材料

保守に用いる次の消耗品、附属品等は、特記がある場合を除き、支給材料とする。

- (1) ランプ類（照明用ランプ、表示灯を含む）
- (2) ヒューズ類
- (3) パッキン、Ｏリング類
- (4) 蓄電池用精製水
- (5) 発電機用燃料（オイルを含む）
- (6) フィルター類
- (7) 乾電池類
- (8) 塗料（タッチペイント）

1.1.10 定期点検時の立会い

業務関係者は、別契約の関連業者が行う定期点検に立会う。

1.1.11 運転・監視の記録及び報告

- (a) 日常業務における業務日誌を作成し、記録整理する。
- (b) 運転・監視の業務の記録には、次の事項を記載する。
 - (1) 記録者
 - (2) 機器の運転開始時刻及び終了時刻
 - (3) 熱源機器運転中の外気温湿度
 - (4) 電気、ガス、油、水道、下水道等の光熱水の使用量
 - (5) その他本編に定める項目
- (c) 業務の報告は、施設管理担当者との協議による。

なお、業務において、正常でないことが認められた場合は、直ちに施設管理担当者に報告する。

1.1.12 臨機の措置等

- (a) 災害発生に対する措置について、施設管理担当者と協議の上、次の事項をまとめた防災マニュアルを作成し、施設管理担当者の承諾を受ける。
 - (1) 緊急事態への準備
 - (2) 緊急事態発生後の対応
 - (3) 業務の早期復旧

(b) 災害発生に伴う重大な危険が認められる場合は、直ちに必要な措置を講じるものとする。
この場合は、直ちに施設管理担当者に連絡するとともに、防災センター等との連絡調整を行う。

1.1.13 機器等に異常を認めた場合の措置

業務責任者は、機器等に異常が認められた場合の連絡体制、対応方法について、施設管理担当者とあらかじめ協議して定めておく。

なお、緊急を要する場合は、業務関係者は必要な措置を直ちに講じる。

1.1.14 資料等の整理、保管

業務期間中は、次に示すものの整理及び保管を行う。

- (1) 機器の取扱説明書等
- (2) 機器台帳等
- (3) 工具及び器具とその台帳

1.1.15 設備室の清掃

電気室、機械室等の設備室は、整理整頓及びはき掃除程度の清掃を行う。

1.1.16 障害等の排除

設備の運転中、点検及び操作・使用上の障害となるものの有無を点検する。

1.1.17 防災訓練等への参加

受注者は、施設管理担当者が実施する防災訓練その他施設運営上必要な訓練行事に参加する。

第2章 建築

第1節 建築

2.1.1 建築

建築の作業項目及び作業内容は、表2.1.1による。

表2.1.1 建築

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 陸屋根	① 排水状態の良否の点検 ② 堆積物及びごみの有無の点検 ③ 植物の有無の点検	1 M 1 M 1 M	
2. ルーフドレン・とい	① 漏水の有無の点検及び排水状態の良否の点検 ② さび及び腐食の有無の点検 ③ 破損及び漏水の有無の点検	1 M 1 M 1 M	ルーフドレン周りにゴミがある場合は除去
3. トップライト	① 傷、割れ、変形及び破損の有無の点検 ② さび及び腐食の有無の点検	3 M 3 M	
4. 外 壁	仕上げ材の異常の有無の点検	3 M	
5. 屋外階段	① 排水状態の良否の点検 ② 通行の妨げになる物品の有無の点検	3 M 3 M	
6. バルコニー	排水状態の良否の点検	3 M	
7. 視覚障害者誘導用ブロック	廊下等における誘導路の妨げになる障害物の有無の点検	1 D	
8. 建 具			
イ. 扉枠・シャッター	① 建具及びその周囲からの漏水の有無の点検 ② 異常音の有無の点検 ③ 施錠状況の良否の点検 ④ ガラス部分がある場合は、傷、破損等の有無の点検 ⑤ 避難扉及びシャッターの開閉の妨げになる障害物の有無の点検	3 M 3 M 3 M 3 M 1 D	
ロ. 窓・窓枠	① 建具及びその周囲からの漏水の有無の点検 ② 異常音の有無の点検 ③ 施錠状況の良否の点検 ④ 有害な影響を与える結露の有無の点検 ⑤ 開閉動作状況の良否の点検 ⑥ ガラスの傷及びひび割れの有無の点検	3 M 3 M 3 M 3 M 3 M 3 M	
9. エキスパンションジョイント金物	金物の変形及び破損の有無の点検	3 M	
10. 車いす用駐車スペース	障害物の有無の点検	1 D	

第3章 電気設備

第1節 一般事項

3.1.1 適用

電気設備は、保安規程を遵守して、その日常運転・監視及び測定・記録を行うものとする。

なお、作業項目、作業内容及び周期が、「保安規程の日次点検、月次点検等の日常巡視点検手入れ」と異なる場合は、保安規程を遵守できるよう調整する。

第2節 電灯・動力設備

3.2.1 電灯・動力

電灯・動力の作業項目及び作業内容は、表 3.2.1 による。

なお、サーモラベルが貼付されている場合、周期 1 M の作業に併せ変色の有無を確認する。

表3.2.1 電灯・動力

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 照明器具	共用部分の点灯状態の確認	1 M	
2. 分電盤・照明制御盤	① 異常音の有無の点検	1 M	
	② 各開閉器等の開閉状態の確認	1 M	
	③ 内蔵タイマーの設定値の確認	1 M	
3. 制御盤	① 異常音、発熱、異臭、変色等の有無の点検	1 M	
	② コンデンサの液漏れ、ふくらみ等の有無の点検	1 M	
4. 電気自動車用普通充電装置・急速充電装置	① 異常音、発熱、異臭、変色等の有無の点検	1 M	
	② 充電コネクタ・ケーブルの破損、摩耗の有無の点検	1 M	

第3節 受変電設備

3.3.1 受変電

(a) 受変電の運転・監視は、あらかじめ電気設備の配置図、結線図等を基に電気主任技術者と協議し、巡視経路を定めて点検する。

なお、異常がある場合は速やかに、施設管理担当者又は電気主任技術者に報告する。

(b) 受変電の作業項目及び作業内容は、表 3.3.1 による。

なお、低圧母線等でサーモラベルが貼付されている場合、周期 1 M の作業に併せ変色の有無を確認する。

表3.3.1 受変電

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 盤類 (配電盤・パイプフレーム・さく等)	① 扉の開閉の良否を点検及び施錠の有無の点検	1 M	
	② 汚損、損傷、変形、亀裂、塗装の剥離及びさびの有無の点検	1 M	
	③ ボルトの緩みの有無の点検	1 M	
	④ 雨水浸入、ほこり等の堆積状態の確認	1 M	

	⑤ 標識の汚損及び取付け状態の確認	1 M	
2. 特別高圧機器	温度の適否を温度計の指示値により確認し、異常な高温となっている場合は、負荷電流の状態の確認	1 D	
3. 高圧機器			
a. 変圧器 (モールド変圧器・油入変圧器)	① 異常音、異臭、異常振動等の有無の点検	1 W	
	② 油面計による油量及び漏油の有無の点検(油入変圧器に限る。)	1 W	
	③ 非接触放射式温度計により、機器本体及び接続部等の温度測定による過熱の有無の確認	1 M	感電等のおそれがある場合、サーモラベル又は目視による接続部等の確認とする。
	④ B種接地工事の接地線において、低圧電路の漏れ電流の測定	1 M	
b. 交流遮断器・断路器・負荷開閉器・電磁接触器	① 異常音、異臭、漏油等の有無の点検	1 D	感電等のおそれがある場合、サーモラベル又は目視による接続部等の確認とする。
	② 非接触放射式温度計により、機器本体及び接続部等の温度測定による過熱の有無の確認	1 M	
c. 計器用変圧器・変流器	① 汚れ、損傷、亀裂、過熱、変色、漏油等の有無の点検	1 W	感電等のおそれがある場合、サーモラベル又は目視による接続部等の確認とする。
	② 接地線の外れ、断線等の有無の点検	1 W	
	③ 非接触放射式温度計により、機器本体及び接続部等の温度測定による過熱の有無の確認	1 M	
d. 指示計器・表示操作類	① 各計器の表示値の適否の確認	1 D	感電等のおそれがある場合、サーモラベル又は目視による接続部等の確認とする。
	② 配電盤等の信号灯、表示灯類をランプチェックの確認	1 M	
e. 高圧進相コンデンサ・直列リアクトル	① 異常音、異臭、変形、ふくらみ等の有無の点検	1 W	
	② 非接触放射式温度計により、機器本体及び接続部等の温度測定による過熱の有無の確認	1 M	
4. 低圧機器			
a. 開閉器類 (配線用遮断器・漏電遮断器・電磁接触器)	① 異常音、異臭、損傷、過熱、変色等の有無の点検	1 M	
	② 開閉表示状態(指示、点灯)の確認	1 M	
b. 指示計器・表示操作類	① 各計器の表示値の適否の確認	1 D	
	② 配電盤等の信号灯、表示灯類をランプチェックで確認	1 M	

c. 低圧進相コンデンサ・直列リアクトル	異常音、異臭、変形、ふくらみ等の有無の点検	1 W	
----------------------	-----------------------	-----	--

第4節 自家発電設備

3.4.1 自家発電装置

(a) 自家発電装置の運転・監視は、システムの安定的及び効率的な運転並びに緊急時に迅速な対応がなされるよう行う。

(b) 自家発電装置の作業項目及び作業内容は、表3.4.1による。

表3.4.1 自家発電装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 自家発電装置	① 燃料油、潤滑油及び冷却水の漏れの有無の点検 ② 潤滑油の油量が適正であることの確認	1 D 1 W	
2. 配電盤	① 配電盤等の信号灯、表示灯類の点灯状態をランブチェック等により確認 ② 自家発電装置が始動及び自動運転待機状態（切替スイッチの自動側位置等）にあることの確認	1 M 1 W	・装置搭載盤を含む。
3. 補機附属装置			
a. 始動用蓄電池装置			
イ. 整流装置	① 表示灯類の点灯状態の確認 ② 操作、切替スイッチ等の状態の確認	1 D 1 W	
ロ. 始動用蓄電池装置	① 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無の点検 ② 蓄電池の電解液面の点検、最高・最低液面線内にあることの確認 ただし、制御弁式鉛蓄電池等を除く。	1 W 1 W	
ハ. 始動用空気圧縮装置	③ 充電電圧及び蓄電池の総出力電圧の確認 ① 充気された空気を圧力計指示値により確認 ② 空気槽内の水抜きの実施	1 W 1 W 1 W	
ニ. 燃料タンク・燃料移送ポンプ等	① タンク、ポンプ及び配管の油漏れ並びに変形、損傷等の有無の点検 ② 適正な油量の確認	1 W 1 W	
ホ. 冷却水タンク	① タンク、機器及び配管の水漏れ並びに変形、損傷等の有無の点検 ② 冷却水の水量等の確認	1 W 1 W	
ヘ. ラジエータ	① ラジエータ排風口周りの障害物の有無の点検 ② ラジエータの水漏れ、変形、損傷等の有無の点検	1 W 1 W	
ト. 換気装置	① 自然換気口の開口部の状況又は機械換気装置の運転が適正であることを手動運転により確認 ② 給・排気ファンが、自家発電装置の運転と連動して運転できることの確認	1 M 1 M	
チ. 排気管・消音器	① 排気管等の過熱部周囲に可燃物が置かれていないことの確認 ② 排気管等の支持金具の緩みの有無の点検	1 M 1 M	
リ. バルブ	各種バルブの開閉状態の確認	1 M	
4. 試運転	① 試験スイッチを投入して、試運転を行い、始動時間の確認	1 M	

② 運転中、電圧計、周波数計等の計器の指示値が適正であることの確認	1 M	
③ 回転数、温度、圧力等を附属の各計器により始動前及び運転時の指示値の確認	1 M	
④ 試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等を自動始動側に切替えて、運転待機状態にあることの確認	1 M	

第5節 直流電源設備

3.5.1 直流電源装置

(a) 本節は、商用電源途絶時に、非常用の照明装置（電池別置形）及び受変電設備制御へ電力を供給する直流電源装置に適用する。

(b) 直流電源装置の作業項目及び作業内容は、表 3.5.1 による。

表3.5.1 直流電源装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 整流装置	① 表示灯類の点灯状態の確認	1 D	
	② 操作、切替スイッチ等の状態の確認	1 W	
2. 蓄電池	① 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無の点検	1 W	
	② 蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることの確認 ただし、制御弁式鉛蓄電池等を除く。	1 W	
	③ 充電電圧及び蓄電池の総出力電圧の確認	1 W	

第6節 交流無停電電源設備

3.6.1 交流無停電電源装置（UPS）

(a) 本項は、ネットワークのサーバや中央監視制御装置等の非常用予備電源として使用されるものに適用し、防災負荷の非常用予備電源として使用されるものには適用しない。

(b) 交流無停電電源装置（UPS）の作業項目及び作業内容は、表 3.6.1 による。

ただし、定格出力容量 200kVA 以下のものとし、第2編 3.6.1(b)に定める簡易形を除く。

表3.6.1 交流無停電電源装置（UPS）

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 交流無停電電源装置（UPS）			
a. 整流装置・インバータ装置	① 汚れ、損傷、過熱等の温度上昇、変形、異常音、異臭、腐食等の有無の点検	1 W	
	② 各計器の指示値の確認	1 D	
	③ 表示灯類の点灯状態の確認	1 D	
b. 蓄電池	① 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無の点検	1 W	
	② 蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることの確認 ただし、制御弁式鉛蓄電池等を除く。	1 W	
	③ 蓄電池の総出力電圧の確認	1 W	

第7節 太陽光発電設備

3.7.1 太陽光発電装置

(a) 本項は、電灯・動力設備等の負荷に電力を供給する小規模発電設備の太陽光発電設備で、受変電設備と接続されるものに適用する。ただし、陸屋根等に架台を設け設置され、出力10kW以上のものに限る。

(b) 太陽光発電装置の作業項目及び作業内容は、表3.7.1による。

表3.7.1 太陽光発電装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 太陽電池アレイ	表面の汚れ、破損、変色、落葉等の有無の点検	1 M	
2. 接続箱（パワーコンディショナー内蔵型を含む。）・集電箱	① 外箱の著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形の有無の点検	1 M	
	② 点検上、使用上障害となる不要物が置かれていないことの確認	1 M	
3. 交流集電箱、開閉器箱	第2節 3.2.1「電灯・動力」の分電盤・照明制御盤の当該事項による。	1 M	
4. パワーコンディショナ（PCS）	① 外箱の著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損、変形の有無の点検	1 M	
	② 本体の取付状況（支持ボルトの緩み）の確認	1 M	
	③ 運転時の異常音、異常振動、異臭、過熱等の有無の点検	1 M	
	④ 点検上、使用上障害となる不要物が周辺に置かれていないことの確認	1 M	
	⑤ 表示部に発電異常、エラーメッセージ等の異常表示が無いことの確認	1 M	
5. 直流電源設備、交流無停電電源設備	第5節「直流電源設備」、第6節「交流無停電電源設備」の当該事項による。	1 M	
6. 発電状況	指示計器又は表示により正常に発電していることの点検	1 D	PCS、データ収集装置のどちらで確認してもよい。
7. データ収集装置	① 著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損及び変形の有無の点検	1 M	
	② 運転時の異常音、異常振動、異臭、過熱等の有無の点検	1 M	
	③ 運転履歴（発電状態、通信状態、エラー履歴等より、正常に動作していること）の確認。	1 M	

第8節 風力発電設備

3.8.1 風力発電装置

(a) 本項は、電灯・動力設備等の負荷に電力を供給する小規模発電設備の風力発電設備で、受変電設備と接続されるものに適用する。

(b) 風力発電装置の作業項目及び作業内容は、表3.8.1による。

表3.8.1 風力発電装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 風車発電装置	風車回転時の異常振動、異常音等の状態の確認	1 D	
2. 制御装置及び計測・保護装置	各指示計器の指示値により正常に発電していることの確認	1 D	
3. 諸装置（支持構造物等）	外観の異常の有無の点検	1 D	

第9節 外灯

3.9.1 外灯

外灯の作業項目及び作業内容は、表3.9.1による。

表3.9.1 外灯

作業項目	作業内容	周期	備考
外灯	① 点灯状態の確認	1 D	
	② 灯具、ポール等の損傷、破損、さび、腐食等の有無の点検	1 M	
	③ 地中埋込型器具の場合、歩行に危険な段差が生じていないかの確認	1 M	

第10節 航空障害灯

3.10.1 航空障害灯

航空障害灯の作業項目及び作業内容は、表3.10.1による。

表3.10.1 航空障害灯

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 灯具	点灯状態の確認	1 D	
2. 制御盤	① 異常音、発熱、異臭、変色等の有無の点検	1 M	
	② 警報作動状態を試験用押しボタン等により確認	1 M	

第11節 雷保護設備

3.11.1 雷保護

雷保護の作業項目及び作業内容は、表3.11.1による。

表3.11.1 雷保護

作業項目	作業内容	周期	備考
雷保護	① 突針・支持管の取付け状態の確認	1 M	
	② 棟上げ導体の取付け状態、損傷等の有無の点検	1 M	

第12節 構内配電線路・構内通信線路

3. 12. 1 構内配電線路・構内通信線路

構内配電線路・構内通信線路の作業項目及び作業内容は、表 3. 12. 1 による。

なお、構内に設けられる高圧負荷開閉器の作業項目及び作業内容は「第3節 受変電設備」による。ただし、周期は1Mとする。

表3. 12. 1 構内配電線路・構内通信線路

作業項目	作業内容	周期	備考
構内配電線路・構内通信線路	① 架空線、引込線及びちょう架線と植物との離隔距離並びにたるみ、損傷等の有無の点検	1 M	
	② 電柱、支持物等の損傷、傾斜、腐朽、脱落等の有無の点検	1 M	
	③ 引き込みケーブル及び端末部の損傷、汚損、コンパウンド漏れ等の有無の点検	1 M	
	④ マンホール及びハンドホールの蓋の損傷の有無の点検	1 M	
	⑤ マンホール及びハンドホール内の浸水の有無の点検	3 M	

第4章 機械設備

第1節 温熱源機器

4.1.1 適用

温熱源機器の運転・監視及び日常点検・保守は、表4.1.2～表4.1.5によるほか、関係法令により適切に実施する。

4.1.2 運転・監視記録

運転・監視記録の項目及び周期は、表4.1.2による。

表4.1.2 運転・監視記録

機器の種別	項 目	周期
鋳鉄製ボイラー・鋼製ボイラー	・ボイラー蒸気圧力又は温水温度 ・ボイラー及び給水タンク水位 ・給水温度、圧力及び流量 ・循環ポンプ吐出及び吸込圧力 ・燃料温度、圧力及び流量、 ・燃焼空気温度及び風圧 ・排ガス温度 ・炉内及び煙道ドラフト ・排ガス濃度分析及びばい煙濃度 ・天候 ・ボイラー室温度	2 H
真空式温水発生機・無圧式温水発生機	・真空度（真空式に限る） ・缶内水位 ・燃料保有量又はガス供給圧力 ・供給温度及び設定温水温度 ・天候 ・機械室温度	
温風暖房機	・ばい煙濃度 ・油ポンプ圧力 ・天候 ・機械室温度	1 D

4.1.3 鋳鉄製ボイラー・鋼製ボイラー

鋳鉄製ボイラー・鋼製ボイラーの作業項目及び作業内容は、表4.1.3による。

表4.1.3 鋳鉄製ボイラー・鋼製ボイラー

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 起動前		1 D	
a. 圧力計・水高計・温度計	① 指針に異常のないことの確認 ② ガラス及び文字板に汚れ及び損傷のないことの確認		
b. 水面計・連絡配管・水位検出器用連絡配管	① コック又は弁の開閉状態が正常であることの確認 ② 水面計、低水位遮断装置及び水面制御装置の機能に異常のないことの確認		
c. ボイラー水位	水面計の水位が安全低水位以上の位置にあることの確認		

d. 燃料及び給水系統	① 弁の開閉状態が正常であることの確認	
e. バーナー	② 燃料又は水漏れがないことの確認 ① 燃料噴射ノズルから燃料漏れがないことの確認 ② 炎口部にすす、未燃物等による汚れがないことの確認 ③ バーナーの装着状態が正常であることの確認	
f. ボイラー燃焼室	耐火材の脱落、カーボンの付着等がないことの確認	
g. 煙道ダンパー	ダンパーの開き具合及びその固定状態に異常のないことの確認	
h. ボイラー室の換気	換気状態が良好に維持されていることの確認	
i. 吹出し作業 (鋼製ボイラーに限る)	① ボイラー水の濃縮状態に応じて吹出しの実施 ② 吹出し作業終了後、吹出し弁の閉止状態に異常がなく、弁及び配管から漏れがないことの確認	
j. 給水軟化装置 (鋼製ボイラーに限る)	① 装置出口の水に硬度リークがないことの確認 ② 再生用食塩の保有量が適切であることの確認	
k. 燃料	① 油だきボイラーは、燃料タンクの保有量が適切であることの確認 ② ガスだきボイラーは、一次側ガス圧力が正常であることの確認 ③ パイロットバーナーを附属するボイラーは、点火用燃料源の状態に異常のないことの確認	
1. 給水タンク	① 水位が常用水位以上にあることの確認 ② 入口及び出口弁が確実に開いていることの確認	
m. 薬液タンク (鋼製ボイラーに限る)	清缶剤等の薬液タンク内の保有量が適切であることの確認	
2. 起蒸時		1 D
a. プレパージ動作	① 動作時間に異常のないことの確認 ② 比例制御又はHi-Low-Off制御方式のボイラーにあっては、プレパージ中に空気ダンパーが十分な開度まで開いていることの確認	
b. バーナー	① 点火スパーク及びパイロットバーナーの火炎の色及び大きさに異常のないことの確認 ② 主バーナーの点火時に、バックファイヤー、著しい黒煙の発生、異常な燃焼音、振動等がなくスムーズに点火することの確認	
c. 燃焼安全装置	① 主バーナーの燃焼中に火炎検出器の受光面を遮蔽した場合に、直ちに安全遮断弁が閉止し、バーナーが消火することの確認 ② バーナー消炎後制御盤の警報が鳴り、断火表示灯が点灯することの確認	
d. 低水位遮断装置	バーナーの燃焼中に水位検出器下部の吹出し弁又はコックを開き、検出器内の水位を一時低下させ、弁又はコックを閉止した場合に、安全遮断弁が閉止し、バーナーが消炎すること及び同時に制御盤の警報が鳴り、低水位表示灯が点灯することの確認	
e. 水面計 (鋼製ボイラーに限る)	① 水面計の水側、蒸気側及び吹出し側コックの開・閉操作をした場合に、水及び蒸気側の流通状態に異常がないことの確認 ② 2本の水面計の指示水位に著しい誤差がないことの確認	

f. 水面計取付け 水柱管・水位 検出用連絡配 管 (鋼製ボイラ ーに限る)	① 連絡配管、弁、コック等から水又は蒸気の漏れがない ことの確認		
g. 吹出し装置	② 水柱管及び水位検出器下部の吹出し弁を開き、内部に 付着するスケールその他の異物を除去。また、清掃終了 後は、水側及び蒸気側の弁が開き、吹出し弁が閉止し、 漏れがないことの確認 吹出し弁及びその接続配管からの漏れがないことの確 認		
3. ボイラー運転 中		1 D	
a. 常時監視	ボイラーの圧力(温水ボイラーにあつては温度)、水位及 び燃焼状態を常時監視		
b. 水位制御装置	給水装置及び自動水位制御装置の機能が正常で、ボイラ ー水位が規定の位置に保持されていることの確認		
c. バーナーの自 動発停動作	ボイラー圧力又は温度が変化するとき、規定の圧力又は 温度でバーナーが自動的に停止又は起動することの確認		
d. バーナー燃焼 量制御動作 (鋼製ボイラ ーに限る)	燃焼量制御(比例制御、Hi-Low-Off又はHi-Mid-Low-Off) を行うものは、ボイラーの圧力又は温度の変化によりバー ナーが規定の燃焼量で制御されることの確認		
e. 安全弁・逃し 弁・逃し管	① 安全弁に漏れがないことの確認 ② 取付け部等に漏れがないことの確認 ③ 逃し管に漏れ及び凍結のおそれがないことの確認		
f. 燃焼用空気及 び燃焼ガス	① 風道、風箱等から燃焼空気の漏れがないことの確認 ② ボイラー外周部及び煙道から燃焼ガスの漏れがないこ との確認		
g. 水質試験 (鋼製ボイラ ーに限る)	鋼製ボイラーの水質試験は、2編4章7節「水質管理」 の当該事項による。		・特記が ある場 合
4. 運転終了時の 作業	① 制御盤の操作スイッチでバーナーの燃焼を停止させ、 燃焼手動弁の閉止 ② 給水装置を運転し、ボイラー水位を常用水位より少し 上げた位置で止め、給水止弁の閉止 ③ 主蒸気弁又は温水供給弁の閉止 ④ ボイラー燃焼室内がある程度冷却するのを待ってバー ナーを開いた場合に、ノズルからの燃料漏れがないこと を確認。また、炎口部等の掃除の実施 ⑤ 煙道ダンパーの閉止 ⑥ 電源スイッチの遮断 ⑦ 吹出し弁及び配管に漏れがないことの確認 ⑧ 燃料、給水及び蒸気又は温水の各系統に漏れがないこ との確認 ⑨ ボイラー周辺部に損傷等がないことの確認	1 D	

4.1.4 真空式温水発生機・無圧式温水発生機

真空式温水発生機・無圧式温水発生機の作業項目及び作業内容は、表 4.1.4 による。

表4.1.4 真空式温水発生機・無圧式温水発生機

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 起動前 a. 連成計	真空式は、次による。 ① 指針に異常のないことの確認 ② ガラス及び文字板に汚れ及び損傷のないことの確認	1 D	
b. 水面計	水面が規定の水位にあることの確認		
c. 燃料及び給水 系統	① 弁の開閉状態が正常であることの確認 ② 配管接続部から燃料又は水漏れがないことの確認		
d. 機械室の換気	換気状態が良好に維持されていることの確認		
e. 煙道ダンパー	全開の状態にあることの確認		
f. 燃料	① 油だき温水発生機は、燃料タンクの保有量が適切であることの確認 ② ガスだき温水発生機は、一次側ガス圧力が正常であることの確認		
2. 起動及び運転 中		1 D	
a. 起動動作	① 起動時のプレパージ及び点火動作が正常であることの確認 ② 停止時の消火動作が正常であることの確認		
b. 供給及び設定 温水温度	規定の許容範囲内にあることの確認		
c. 燃焼状態	燃焼音、火炎の形状及び色が正常であることの確認		
d. 給水及び燃料 系統	水又は燃料漏れがないことの確認		
e. 燃焼ガス	煙室、爆発扉、掃除口扉、煙道等からの漏れがないことの確認		
3. 運転終了時の 作業	① 燃料元弁の閉止 ② 電源スイッチの遮断	1 D	

4.1.5 温風暖房機

温風暖房機の作業項目及び作業内容は、表 4.1.5 による。

表 4.1.5 温風暖房機

作業項目	作業内容	周期	備考
温風暖房機	① 燃焼室内部に汚れ及び変形がないことの確認	1 D	
	② バーナーに異常音及び異常振動がないことの確認	1 D	
	③ 附属配管及び弁に損傷及び漏れがないことの確認	1 D	
	④ 燃焼状態に異常がないことの確認	1 D	
	⑤ コンビネーションコントロールの設定温度に異常がないことの確認	1 D	
	⑥ 燃焼安全制御器の作動が良好であることの確認	1 D	

第2節 冷熱源機器

4.2.1 適用

冷熱源機器の運転・監視及び日常点検・保守は、表 4.2.2. 及び表 4.2.3 によるほか、関係法令により適切に実施する。

4.2.2 運転・監視記録

運転・監視記録の項目及び周期は、表4.2.2による。

表 4.2.2 運転・監視記録

機器の種別	項 目	周 期
チリングユニット	・冷水入口及び出口温度並びに圧力 ・冷却水入口及び出口温度並びに圧力 ・蒸発及び凝縮圧力 ・電源電圧及び圧縮機電流 ・機械室温度	1 D
空気熱源ヒートポンプユニット	・冷温水入口及び出口温度並びに圧力 ・潤滑油圧力及び温度 ・圧縮機吸込及び吐出圧力 ・電源電圧及び圧縮機電流 ・機械室温度	1 D
遠心冷凍機	・冷水入口及び出口温度 ・冷却水入口及び出口温度 ・蒸発及び凝縮圧力 ・凝縮冷媒温度 ・圧縮機吸込及び吐出温度 ・吸込ベーン開度 ・潤滑油圧力 ・潤滑油冷却器入口及び出口温度 ・電源電圧及び主電動機電流 ・機械室温度	* 4 / D
吸収冷凍機	・冷水入口及び出口温度 ・冷却水入口及び出口温度 ・高・低圧再生器圧力 ・再生器、吸収器及び蒸発器液面 ・機械室温度	* 4 / D (吸収冷温水機のうち、冷凍能力が単体で186kW 未満のもの及び吸収冷温水機ユニットにあつては1 D)
氷蓄熱ユニット	・冷温水入口及び出力温度並びに圧力 ・ブライン入口及び出口温度並びに圧力 ・圧縮機蒸発圧力及び凝縮圧力 ・電源電圧及び圧縮機電流 ・機械室温度	1 D

* 4 / D は、運転開始時、運転終了時及び運転中 2 回、1 日に 4 回実施する。

4.2.3 冷熱源機器

冷熱源機器の作業項目及び作業内容は、表 4.2.3 による。

表4.2.3 冷熱源機器

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 起動前		1 D	
a. 圧力計・温度計	ガラス及び文字板に汚れのないことの確認		
b. 冷水及び冷却水配管系統	① 各種弁の開閉状況の確認 ② 配管接続部、機器水室部等より水漏れがないことの確認		
c. 電源	電圧が規定の許容範囲内にあることの確認		
d. 燃料	燃料を必要とする機器にあつては、燃料タンクの保有量が適切であることの確認		
2. 運転中	① 各部の圧力及び温度が規定の許容範囲内にあることの確認 ② 配管に漏れ、振動等の異常がないことの確認 ③ 運転時に異常音及び異常振動がないことの確認 ④ 運転記録から系内に空気の侵入が認められる場合は抽気装置の運転	1 D	
3. 運転終了時	① 運転を停止する場合は、関連機器の所定の停止順序の遵守 ② 弁類を所定の開閉位置の遵守 ③ 電源開閉器を規定の位置の遵守	1 D	

第3節 空気調和等関連機器

4.3.1 適用

空気調和等関連機器の運転・監視及び日常点検・保守は、表4.3.2及び表4.3.3によるほか、関係法令により適切に実施する。

4.3.2 空気調和等関連機器

空気調和等関連機器の作業項目及び作業内容は、表4.3.2による。

表4.3.2 空気調和等関連機器

作業項目	作業内容	周期	備考
1. オイルサービスタンク	① 油の供給及び戻し機能に異常がないことの確認 ② 油漏れの有無の点検	1 M 1 M	
2. 熱交換器・ヘッダー	① 異常音及び異常振動の有無の点検 ② 蒸気トラップからドレンが速やかに排除されていることの確認 ③ 温水又は給湯温度、水頭圧及び蒸気圧力に異常がないことの確認	1 M 1 M 1 M	
3. 冷却塔	① ケーシングに異常振動がないことの確認 ② 水槽に水漏れがなく、水位に異常がないことの確認 ③ 送風機の各部に異常音又は異常振動がなく、羽根車の回転が円滑であることの確認	1 W 1 W 1 W	

	④ 凍結防止装置のヒーターの作動電流が定格電流値以下にあることの確認	1 W	
	⑤ 冷却水の汚れの有無の点検	1 W	
4. ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機	① 各部の異常音、異常振動等の有無の点検	1 M	
	② 還気、給気及び冷温水入口、出口温度差の異常の有無の点検	1 M	
	③ 加湿器の汚れの有無の点検	1 M	
	④ 排水の良否の点検	1 M	・排水受けを含む
5. ファンコイルユニット	① 異常音及び異常振動の有無の点検	1 M	
	② ドレン排水に支障のないことの確認	1 M	
	③ 排水受けの汚れ、さび、腐食等の有無の点検	1 M	・必要に応じて清掃を実施。
	④ 汚れの状況の確認	1 M	・フィルターの交換は特記による。
6. 空気清浄装置	① 圧力損失が規定値以下であることの確認	1 M	
	② 自動巻取形エアフィルターは、巻取完了表示灯が点灯していないことの確認	1 M	
	③ 電気集じん器（自動巻取形）は、巻取完了表示灯が点灯していないこと及び荷電表示灯が点灯していることの確認	1 M	・フィルターの交換は特記による。
	④ コンパクト形空気調和機用電気集じん器は、荷電表示灯が点灯していることの確認	1 M	
7. ポンプ	① 各部の異常音、異常振動等の有無の点検	1 W	
	② 軸封部からの水漏れが適当であることの確認	1 W	
	③ 電動機に異常発熱がないことの確認	1 W	
	④ 計器の指示値の確認	1 W	
	⑤ ポンプ周辺の異常の有無の点検	1 W	
8. 送風機	① 各部の異常音、異常振動等の有無の点検	1 W	
	② 計器の指示値確認	1 W	
9. 全熱交換器	① 各部の異常音、異常振動等の有無の点検	1 W	
	② 計器の指示値確認	1 W	
10. 氷蓄熱ユニット	① 異常音及び異常振動の有無の点検	1 W	
	② フランジ、パッキン等からの水漏れの有無の点検	1 W	
	③ 各部において結露の有無の点検	1 W	

4.3.3 地下オイルタンク

(a) 地下オイルタンクの月例点検の作業項目及び作業内容は、表4.3.3による。

(b) 点検周期は、次による。

地下オイルタンクの月例点検 : 月1回

表4.3.3 地下オイルタンク（月例点検）

作業項目	作業内容	備考
1. 通気口	引火防止網の脱落、腐食及び目詰まりの有無の点検	
2. 計量口・注油口	変形、損傷及び漏れの有無を点検し、蓋の閉鎖状態に異常のないことの確認	
3. 注入口ピット	① 割れ、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積物の有無の点検 ② 油種別表示板の汚れの有無を点検し、表示が明瞭であることの確認	
4. 配管	損傷、変形、漏れ等の有無の点検	
5. 弁	漏れ、損傷等の有無及び作動の良否の点検	
6. 配管点検ボックス	割れ、損傷、滞油、滞水及び土砂等の堆積物の有無の点検	
7. 端子盤	箱の損傷及び端子の緩みの有無の点検	
8. 接地	① 断線及び緩みの有無の点検 ② 接地抵抗を測定し、その良否の確認	
9. 漏えい検査管	漏えい検査管を用いて、漏れの有無の点検	

第4節 給排水衛生機器

4.4.1 適用

給排水衛生機器の運転・監視及び日常点検・保守は、表4.4.2によるほか、関係法令により適切に実施する。

4.4.2 給排水衛生機器

給排水衛生機器の作業項目及び作業内容は、表4.4.2による。

表4.4.2 給排水衛生機器

作業項目	作業内容	周期	備考
1. ポンプ			
a. 陸上ポンプ	① 各部の異常音、異常振動等の有無の点検 ② 計器の指示値の確認 ③ 軸封部からの水漏れが適当であることの確認 ④ 電動機に異常発熱がないことの確認 ⑤ ポンプ周辺の異常の有無の点検	1 W 1 W 1 W 1 W 1 W	
b. 水中ポンプ	⑥ 逆止弁の機能の確認 ① 揚水機能の確認 ② 計器の指示値の確認 ③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の点検 ④ 逆止弁の機能の確認	1 M 1 M 1 W 1 M 1 M	

2. 水 槽			
a. 受水タンク・高置タンク	① マンホール蓋の異常の有無及び施錠状態の確認	1 M	
	② 内部の状況及び水位の確認	1 M	
	③ 周囲の状況及び上部の状況から汚染等を受けるおそれがないことの確認	1 M	
	④ 本体(6面)の状態の点検	1 M	
	⑤ オーバーフロー管の異常の有無の確認	1 M	
	⑥ 通気管の異常の有無の確認	1 M	
	⑦ 水抜き管の異常の有無の確認	1 M	
	⑧ 防虫網の異常の有無の確認	1 M	
	⑨ 警報機能の確認	1 M	
b. 貯湯タンク	① 異常音及び異常振動の有無の確認	1 M	
	② 蒸気トラップからドレンが速やかに排除されていることの確認	1 M	
	③ 温水又は給湯温度、水頭圧及び蒸気圧力に異常がないことの確認	1 M	
	④ 貯湯タンクに外部電源方式の防食装置を設けている場合にあつては、電源ランプ及び電流計に異常がなく、スイッチを切った場合に電圧計の指針がゼロ点に戻るものの確認	1 M	
c. 汚水槽・雑排水槽	① マンホール蓋の異常の有無及び施錠の確認	1 M	・ 雑用水槽を含む。 ・ 雑用水槽を含む。 ・ 雑用水槽を含む。 ・ 雑用水槽を含む。
	② 内部の状況及び水位の確認	1 M	
	③ 病虫害発生の有無の確認	1 M	
	④ 異臭の有無の確認	1 M	
3. 水質の維持			
a. 飲料水・中央式給湯設備による給湯水	① 外観検査(臭気、味、色、濁り)の実施	1 D	・ 地方公共団体の条例により周期が1 Dとなる場合がある。
	② 残留塩素の測定*	1 W	
b. 雑用水	① pH値、残留塩素、臭気及び外観の検査の実施	1 W	
	② 大腸菌及び濁度の検査の実施	2 M	

* 残留塩素の測定で、貯湯タンクの出口温度が 55℃～60℃の場合は、地方公共団体の条例等により省略できる場合がある。

4. 4. 3 循環ろ過装置

- (a) 浴槽水の水質は、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)及び地方公共団体の条例の定めるところにより管理する。
- (b) 本項は浴槽循環ろ過装置に適用する。
- (c) 循環ろ過装置の作業項目及び作業内容は、表4. 4. 3による。
- (d) 浴槽水の換水の周期は特記とし、特記がない場合は1 Dとする。

表4.4.3 循環ろ過装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. ろ過装置	① ろ過圧力が正常であることの確認	1 D	
	② 逆洗浄が行われていることの確認	1 D	
2. 薬注装置	① 正常に稼動していることの確認	1 D	
	② 薬液が十分であることの確認	1 D	
3. ろ過ポンプ	正常に稼動していることの確認	1 D	
4. 水温及び水質 の管理	① 温水の温度が設定値となっていることの確認	1 D	
	② 浴槽水の汚れ、異物の有無等の確認	1 D	
	③ 遊離残留塩素が規定値にあることの確認	2 H	
5. 浴槽水の換水	浴槽水の換水の実施	特記	

第5章 監視制御設備

第1節 中央監視制御設備

5.1.1 中央監視制御装置

中央監視制御装置の作業項目及び作業内容は、表 5.1.1 による。

表5.1.1 中央監視制御装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 監視制御機器			
a. 外観	① 腐食、浸水等の有無の点検	1 D	
	② 異常音、異臭、異常振動等の有無の点検	1 D	
b. 装置・機器等	① ディスプレイ装置・キーボード等の画面の異常、異臭、異常音等の有無の点検、異常な温度上昇及び作動の確認	1 D	
	② プリンタの用紙量・印字確認、オンラインスイッチ等の点検	1 D	
2. 電源装置 (UPS装置(簡易形)に限る)	① 汚れ、損傷、過熱等の温度上昇、変形、異常音、異臭、腐食等の有無の点検	1 W	・第2編 3.6.1(b)の簡易形のことをいう。
	② 各計器の指示値及び表示灯類の確認	1 W	

第6章 搬送設備

第1節 昇降機

6.1.1 昇降機

エレベーター・エスカレーター・小荷物専用昇降機の作業項目及び作業内容は、表 6.1.1 による。

ただし、付加装置の運転・監視及び日常点検・保守が必要な場合は、特記による。

表6.1.1 エレベーター・エスカレーター・小荷物専用昇降機

作業項目	作業内容	周期	備考
1. エレベーター	① 戸の開閉は円滑で異常音及び異常振動のないことの確認	1 D	
	② 各階の乗場敷居溝及びかご敷居溝にゴミ、異物が入っていないかの確認	1 D	
	③ かご内照明等の球切れの有無の確認	1 D	
	④ 加速、走行、減速時の異常音、異常振動及び異臭の有無の確認	1 D	
	⑤ 着床時のショック及びかごと乗場のレベルに著しい大きな段差がないかの確認	1 D	
2. エスカレーター	① くしの折損及び異物の挟まりの有無の確認	1 D	
	② 起動及び停止時の操作に異常がないこと。踏面の欠損等の有無の確認	1 D	
	③ 走行中の異常音、異常振動及び異臭の有無の確認	1 D	
	④ 固定保護板及び可動警告板、進入防止柵、登り防止仕切り板の損傷の有無の確認	1 D	
	⑤ 欄干照明、コムライト及び踏段照明の球切れの有無の確認	1 D	
	⑥ 踏み段クリート、ライザーの欠損及び異常磨耗の有無の確認	2 / M	
3. 小荷物専用昇降機	起動、走行・停止時の異常音、異常振動及び異臭の有無の確認	1 D	

第4編 清掃

第1章 一般事項

第1節 一般事項

1.1.1 適用

本編は、第1編と併せ、建築物等の清掃に関する業務に適用する。

1.1.2 用語の定義

本編において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「日常清掃」とは、1日単位の短い周期で日常的に行う清掃をいう。
- (2) 「定期清掃」とは、週、月又は年単位の周期で定期的に行う清掃をいう。
- (3) 「日常巡回清掃」とは、1日1回の日常清掃後、巡回しながら部分的な汚れの除去、ごみ収集等を行う作業をいう。
- (4) 「弾性床」とは、ビニル床タイル、ビニル床シート、ゴム床タイル、コルク床タイル等の床をいう。
- (5) 「硬質床」とは、陶磁器質タイル、石、コンクリート、モルタル、レンガ等の床をいう。
- (6) 「繊維床」とは、カーペットの床をいう。
- (7) 「木製床」とは、ウレタン樹脂ワニス塗りのフローリングをいう。
- (8) 「衛生消耗品」とは、トイレトペーパー、水石鹸等をいう。
- (9) 「適正洗剤」とは、清掃部分の材質を傷めずに汚れを除去できるもので、作業員の人体及び環境に配慮したものをいう。

1.1.3 業務の条件

業務を行わない日は、特記による。

1.1.4 清掃業務の範囲

- (a) 清掃の対象となる部分は、特記による。
- (b) 家具、什器等（椅子等の容易に移動可能なものを除く）の移動は、原則として別途とする。
- (c) 次に示す部分の清掃は、省略できるものとする。
 - (1) 家具、什器等（椅子等の容易に移動可能なものを除く）があり清掃不可能な部分。
 - (2) 電気が通電されている部分又は運転中の機器が近くにある等、清掃が極めて危険な部分。
 - (3) 執務中の清掃場所又は部位で、あらかじめ施設管理担当者に指示を受けた場合。

(d) 清掃に使用する脚立等は受注者の負担とする。ただし、高所作業に必要な足場等（作業床高さ 2 m 以上）は、特記による。

(e) 衛生消耗品は、不足にならない様に適宜交換する。

(f) 感染防止対策に関わる清掃作業は、特記による。

1.1.5 支給品

衛生消耗品は特記がある場合を除き、発注者の負担とする。

1.1.6 業務時間

(a) 日常清掃及び日常巡回清掃を行う時間は、特記による。

(b) 定期清掃を行う日及び時間は、特記による。

1.1.7 周期の表記

清掃の周期の表記は、次による。

(1) 「1 D」は、1 日ごとに行うものとする。

(2) 「2 / M」は、1 月に 2 回行うものとする。

(3) 「1 M」は、1 月ごとに行うものとする。

(4) 「2 M」は、2 月ごとに行うものとする。

(5) 「6 M」は、6 月ごとに行うものとする。

(6) 「1 Y」は、1 年ごとに行うものとする。

(7) 「3 Y」は、3 年ごとに行うものとする。

(8) 「特記」は、特記による。

1.1.8 臨時の措置

地震による破損ガラスの片づけ、落葉の掃除等、臨時に新たな清掃が必要になった場合には、その旨を施設管理担当者に報告し、対応について協議する。

1.1.9 清掃業務の報告及び確認

(a) 清掃業務終了後に、指定された書類（日常・定期作業実施報告書等）をもって、施設管理担当者へ報告する。

(b) 職員の依頼を受けてやむを得ず 1.1.4 の（c）以外に清掃を省略した部位又は場所は、その旨を報告書に記述する。

(c) 施設管理担当者より業務の実施状況についての確認の求めがあった場合には、これに立ち会う。

1.1.10 自主点検

清掃業務の作業成果の状況、資材の使用状況、建築物の保全状況、組織品質及び現場組織管理体制について、3月以内ごとに1回を標準として、業務責任者及び業務担当者以外の者による自主点検を実施し、点検結果を施設管理担当者へ報告する。

1.1.11 使用資機材の報告

清掃に使用する資機材は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。

1.1.12 資機材等の保管

- (a) 日常清掃に使用する資機材及び衛生消耗品は、施設管理担当者より指示された場所に、整理して保管する。
- (b) 定期清掃のみを行う場合において、当該業務に使用した資機材は、作業完了後持ち帰る。

1.1.13 注意事項

- (a) 使用する資機材は、品質良好なものを使用するものとし、また、受注者の責任において使用場所に最適なものを的確に選択し、使用する。
- (b) 貸与された使用機材は、作業に適したものであることを施設管理担当者と業務責任者で確認する。
- (c) 使用する資機材、洗剤等は環境汚染の少ないものを優先するのが望ましい。
- (d) 清掃作業によって生じた廃液等の処理については、関係法令に従い適切に行う。

第2章 建物内部の清掃

第1節 床の清掃

2.1.1 弾性床

弾性床の作業項目及び作業内容は、表 2.1.1 による。

表 2.1.1 弾性床

作業項目	作業内容	備考
1. 除塵		
a. 自在ぼうき又はフロアダスターによる除塵	隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。	
b. 真空掃除機を併用する除塵	隅は真空掃除機で、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所まで搬出する。	
2. 水拭き		
a. 部分水拭き	汚れが目立つ部分は、モップで水拭きをする。	
b. 全面水拭き	床全面をモップで水拭きをする。	
3. 補修		
a. 空バフイング	汚れが目立つ床面は、パッド（赤又は白）を装着した床磨き機で空バフイングし、汚れを除去する。	
b. スプレーバフイング（スプレークリーニング）	① 汚れた部分は、水又は専用補修液をスプレーし、パッド（赤又は白）を装着した床磨き機で乾燥するまで研磨する。 なお、汚れが目立つ場合は、適正に希釈した表面洗浄用洗剤を用いる。 ② 削り取られたかすを取り除き、スプレーバフイングを行った箇所を水拭きした後、樹脂床維持剤を塗布して補修する。	
4. 洗 浄		
a. 表面洗浄	① 椅子等軽微な什器の移動を行い、作業終了後、元の位置に戻す。 なお、洗浄水の侵入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。 ② 床面の除塵を行う。除塵作業は、1.「除塵」により行う。 ③ 床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。 ④ 洗浄用パッド（赤）を装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。 ⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ⑥ 2 回以上水拭きを行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は2.「水拭き」bにより行う。 ⑦ 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように格子塗りし、十分に乾燥する。 ⑧ 樹脂床維持剤の塗布回数は、原則として1回（格子塗り）とする。	

b. 剥離洗浄	① 椅子等軽微な什器の移動を行い、作業終了後、元の位置に戻す。 なお、洗浄水の侵入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。 ② 床面の除塵を行う。除塵作業は、1.「除塵」により行う。 ③ 床面に適正に希釈した樹脂床維持剤の剥離剤をむらのないように塗布する。 ④ 剥離用パッド(黒又は茶)を装着した床磨き機で洗浄する。 ⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ⑥ 剥離状況を点検し、不十分な箇所がある場合は、再度剥離作業を行う。 ⑦ 床材表面を中和するため、床磨き機で水洗いを行う。 ⑧ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ⑨ 3回以上水拭きを行って、汚水や剥離剤を除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は、2.「水拭き」bにより行う。 ⑩ 樹脂床維持剤をモップで、塗り残しや塗りむらのないように格子塗りし、十分に乾燥した後塗り重ねる。 ⑪ 樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記がない場合は、3回(格子塗り)とする。	
---------	---	--

2.1.2 硬質床

硬質床の作業項目及び作業内容は、表 2.1.2 による。

表 2.1.2 硬質床

作業項目	作業内容	備考
1. 除塵		
a. 自在ぼうき又はフロアダスターによる除塵	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	
b. 真空掃除機を併用する除塵	表2.1.1の1.「除塵」bによる。	
2. 水拭き		
a. 部分水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」aによる。	
b. 全面水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」bによる。	
3. 補修	表2.1.1の3.「補修」による。	
4. 洗浄		
a. 表面洗浄 (床保護剤が塗布されている場合)	表2.1.1の4.「洗浄」aによる。	
b. 剥離洗浄 (床保護剤が塗布されている場合)	表2.1.1の4.「洗浄」bによる。	

c. 一般床洗浄 (床保護剤が塗 布されていない 場合)	① 椅子等軽微な什器の移動を行い、作業終了後、元の位置に戻す。 ② 床面の除塵を行う。除塵作業は、1.「除塵」による。 ③ 床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないよう塗布する。 ④ 洗浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。 ⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ⑥ 2回以上水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は、2.「水拭き」bにより行う。
---------------------------------------	--

2.1.3 繊維床

繊維床の作業項目及び作業内容は、表 2.1.3 による。

表 2.1.3 繊維床

作業項目	作業内容	備考
1. 除塵		
a. 真空掃除機による除塵	真空掃除機で吸塵する。	・容易に除去できるしみ取り含む。
b. カーペットスリーパーによる除塵	床表面の粗ごみをカーペットスリーパーで回収して除塵する。	
2. しみ取り	しみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤(水溶性又は油性)を用いて、しみを取る。 なお、方法は特記による。	
3. 補修 (スポットクリーニング)	スポットクリーニングにより行う。 なお、方法は特記による。	
4. 洗浄 (全面クリーニング)	カーペット床全面を洗浄し、丁寧に汚れを除去する。 なお、方法は特記による。	

2.1.4 木製床

木製床の作業項目及び作業内容は、表 2.1.4 による。ただし、体育館用木製床の作業項目及び作業内容は、特記による。

表 2.1.4 木製床

作業項目	作業内容	備考
1. 除塵		
a. 自在ぼうき又はフロアダスターによる除塵	表2.1.1の1.「除塵」 aによる。	
b. 真空掃除機を併用する除塵	表2.1.1の1.「除塵」 bによる。	

2. 拭き 部分拭き	ひどい汚れには、カラ拭きでゴミやホコリを取り除いた後、固く絞ったモップ又は中性洗剤をふくませた後、絞ったモップで汚れを拭き取る。ただし、濡れたモップを頻繁に使用すると、塗膜の剥がれ、ササクレ等の不具合を生じることがあるので注意する。	
3. 補修 スプレーバフィング（スプレークリーニング）	① 汚れた部分は、木製床専用の補修液をスプレーし、パッド(白)を装着した床磨き機で乾燥するまで研磨する。 なお、汚れが目立つ場合は、適正に希釈した木製床専用の表面洗浄用洗剤を用いる。 ② 削り取られたかすを取り除き、スプレーバフィングを行った箇所を固く絞ったモップで拭きした後、必要に応じて床保護剤を塗り直す。	
4. 洗浄 表面洗浄（床保護剤が塗布されている場合）	① 椅子等軽微な什器の移動を行い、作業終了後、元の位置に戻す。なお、洗浄水の侵入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。 ② 床面の除塵を行う。除塵作業は、1.「除塵」により行う。 ③ 床面に適正に希釈した木製床専用の表面洗浄用洗剤をスプレー等で床面に噴霧する。 ④ 洗浄用パッド(白)、綿製パット等で、皮膜表面の汚れを洗浄する。 ⑤ 固く絞ったモップで拭きを行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。 ⑥ 床保護剤を、塗に残しや塗りむらのないように格子塗りし、十分に乾燥する。 ⑦ 床保護剤の塗布回数は、原則として1回（格子塗り）とする。	・床保護剤は木質系樹脂ワックス

第2節 場所別の清掃

2.2.1 玄関ホール

(a) 玄関ホール（日常清掃及び日常巡回清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.1(A)による。

(b) 玄関ホール（定期清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.1(B)による。

表 2.2.1(A) 玄関ホール（日常清掃及び日常巡回清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	除塵	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」aによる。	1 D	
b. 硬質床	除塵	表2.1.2の1.「除塵」aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.2の2.「水拭き」aによる。	1 D	
c. 木製床	除塵	表2.1.4の1.「除塵」aによる。	1 D	
	拭き	表2.1.4の2.「拭き」による。	1 D	
2. 床以外の清掃				

a. フロアマット	除塵	真空掃除機で吸塵する。	1 D
b. 扉ガラス	部分拭き	汚れが目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きする。	1 D
c. 什器備品	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。	1 D
d. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	1 D
e. 金属部分	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。	1 D
3. 日常巡回清掃			
a. 床 (弾性床及び硬質床)	部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。	1 D
b. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集する。	1 D
c. フロアマット	除塵	真空掃除機で吸塵する。	1 D

表 2. 2. 1 (B) 玄関ホール（定期清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	洗浄	① 表2. 1. 1の4. 「洗浄」 aによる。	1 M	
		② 表2. 1. 1の4. 「洗浄」 bによる。	3 Y	
b. 硬質床	洗浄	① 表2. 1. 2の4. 「洗浄」 a又はcによる。	1 M	
		② 表2. 1. 2の4. 「洗浄」 bによる。	特記	
c. 木製床	洗浄	表2. 1. 4の4. 「洗浄」 による。	1 M	
2. 床以外の清掃				
a. 壁	除塵 部分拭き	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。 汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。	1 M 2 / M	
b. フロアマット	洗浄	適正洗剤や水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。 なお、適正洗剤を用いる場合は清水で洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。	1 M	
c. 扉ガラス	全面洗浄	ガラス両面に水又は適正洗剤を塗布し、窓用スクイジーで汚れを除去する。	1 M	
d. 窓ガラス	洗浄	次の作業を行う。 ・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して窓用スクイジーで汚水を除去する。 ・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 ・ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。	2 M	
e. 什器備品	拭き	タオルで水拭きする。汚れは、適正洗剤を用いて除去する。	1 M	

f. 照明器具 (蛍光灯)	拭き	次の作業を行う。 ・洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	1 Y
f. 照明器具 (LED灯)	拭き	次の作業を行う。 ・管球(ライトバー)を取り外し、本体を乾拭きする。 ・器具側については、電極部分は乾拭きを実施し、その他の部分は洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	3 Y
g. 吹出口・吸 込口	拭き	次の作業を行う。 ・吹出口及び吸込口下の床面を養生する。 ・吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。 ・吹出口、吸込口、風量調整器及びその周辺の汚れに適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	1 Y

2.2.2 事務室

(a) 事務室（日常清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.2(A)による。

(b) 事務室（定期清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.2(B)による。

表 2.2.2(A) 事務室（日常清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	除塵 水拭き	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	1 D	
		表2.1.1の2.「水拭き」aによる。	1 D	
b. 繊維床	除塵	表2.1.3の1.「除塵」aによる。	1 D	
c. 木製床	除塵 拭き	表2.1.4の1.「除塵」aによる。	1 D	
		表2.1.4の2.「拭き」による。	1 D	
2. 床以外の清 掃				
a. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分 は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	1 D	

表 2.2.2(B) 事務室（定期清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	洗淨	① 表2.1.1の4.「洗淨」aによる。	1 M	
		② 表2.1.1の4.「洗淨」bによる。	3 Y	
	補修	表2.1.1の3.「補修」による。	特記	
b. 繊維床	洗淨	表2.1.3の4.「洗淨」による。	1 Y	
c. 木製床	洗淨	表2.1.4の4.「洗淨」による。	1 M	
2. 床以外の清 掃				

a. 窓ガラス (内部)	洗浄	次の作業を行う。 ・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して窓用スクイジーで汚水を除去する。 ・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 ・ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。	2 M
b. 照明器具 (蛍光灯)	拭き	次の作業を行う。 ・洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	1 Y
c. 照明器具 (LED灯)	拭き	次の作業を行う。 ・管球(ライトカバー)を取り外し、本体を乾拭きする。 ・器具側については、電極部分は乾拭きを実施し、その他の部分は洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	3 Y
d. 吹出口・吸 込口	拭き	次の作業を行う。 ・吹出口及び吸込口下の床面を養生する。 ・吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。 ・吹出口、吸込口、風量調整器及びその周辺の汚れに適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	1 Y
e. ブラインド	拭き	中性洗剤を用いて、スラッド等を拭く。	1 Y

2.2.3 会議室

(a) 会議室（日常清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.3(A)による。

(b) 会議室（定期清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.3(B)による。

表 2.2.3(A) 会議室（日常清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	除塵 水拭き	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	1 D	
		表2.1.1の2.「水拭き」aによる。	1 D	
b. 繊維床	除塵	表2.1.3の1.「除塵」aによる。	1 D	
c. 木製床	除塵 拭き	表2.1.4の1.「除塵」aによる。	1 D	
		表2.1.4の2.「拭き」による。	1 D	
2. 床以外の清 掃				
a. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外表面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	1 D	
b. 什器備品	拭き	タオルで水拭きする。汚れは、適正洗剤を用いて除去する。	1 D	

c. 窓台	除塵 拭き	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。 タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。	1 D	
			1 D	

表 2.2.3(B) 会議室（定期清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	洗浄	① 表2.1.1の4.「洗浄」aによる。 ② 表2.1.1の4.「洗浄」bによる。	2 M 3 Y	
	補修	表2.1.1の3.「補修」による。	特記	
b. 繊維床	洗浄	表2.1.3の4.「洗浄」による。	1 Y	
c. 木製床	洗浄	表2.1.4の4.「洗浄」による。	1 M	
2. 床以外の清掃				
a. 窓ガラス（内部）	洗浄	次の作業を行う。 ・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して窓用スクイジーで汚水を除去する。 ・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 ・ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。	2 M	
b. 照明器具（蛍光灯）	拭き	次の作業を行う。 ・洗剤（中性又は弱アルカリ性）を用いて管球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	1 Y	
c. 照明器具（LED灯）	拭き	次の作業を行う。 ・管球（ライトバー）を取り外し、本体を乾拭きする。 ・器具側については、電極部分は乾拭きを実施し、その他の部分は洗剤（中性又は弱アルカリ性）を用いて反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	3 Y	
d. 吹出口・吸込口	拭き	次の作業を行う。 ・吹出口及び吸込口下の床面を養生する。 ・吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。 ・吹出口、吸込口、風量調整器及びその周辺の汚れに適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	1 Y	
e. ブラインド	拭き	中性洗剤を用いて、スラッド等を拭く。	1 Y	

2.2.4 廊下・エレベーターホール

(a) 廊下・エレベーターホール（日常清掃及び日常巡回清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.4(A)による。

(b) 廊下・エレベーターホール（定期清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.4(B)による。

表 2.2.4(A) 廊下・エレベーターホール（日常清掃及び日常巡回清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	除塵 水拭き	表2.1.1の1.「除塵」aによる。 表2.1.1の2.「水拭き」aによる。	1 D 1 D	
b. 硬質床	除塵 水拭き	表2.1.2の1.「除塵」aによる。 表2.1.2の2.「水拭き」aによる。	1 D 1 D	
c. 繊維床	除塵	表2.1.3の1.「除塵」aによる。	1 D	
d. 木製床	除塵 拭き	表2.1.4の1.「除塵」aによる。 表2.1.4の2.「拭き」による。	1 D 1 D	
2. 床以外の清掃				
a. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	1 D	
b. 手すり	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。	1 D	
3. 日常巡回清掃				
a. 床	部分水拭き	汚れや水滴等が付着した部分をモップで拭く。	1 D	
イ. 弾性床及び硬質床				
ロ. 繊維床	除塵	汚れ等が付着した部分は、カーペットスライパーで回収して除塵する。	1 D	
b. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集する。	1 D	

表 2.2.4(B) 廊下・エレベーターホール（定期清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	洗浄	① 表2.1.1の4.「洗浄」aによる。 ② 表2.1.1の4.「洗浄」bによる。	1 M 3 Y	
b. 硬質床	洗浄	① 表2.1.2の4.「洗浄」a又はcによる。 ② 表2.1.2の4.「洗浄」bによる。	1 M 特記	
c. 繊維床	洗浄	表2.1.3の4.「洗浄」による。	1 Y	
d. 木製床	洗浄	表2.1.4の4.「洗浄」による。	1 M	
2. 床以外の清掃				
a. 壁	除塵 部分拭き	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。 汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。	1 M 2 / M	
b. 窓ガラス	洗浄	次の作業を行う。 ・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して窓用スクイジーで汚水を除去する。 ・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 ・ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。	2 M	

c. 照明器具 (蛍光灯)	拭き	次の作業を行う。 ・洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	1 Y
d. 照明器具 (LED灯)	拭き	次の作業を行う。 ・管球(ライトバー)を取り外し、本体を乾拭きする。 ・器具側については、電極部分は乾拭きを実施し、その他の部分は洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	3 Y
e. 吹出口・吸込口	拭き	次の作業を行う。 ・吹出口及び吸込口下の床面を養生する。 ・吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。 ・吹出口、吸込口、風量調整器及びその周辺の汚れに適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	1 Y

2.2.5 便所・洗面所

(a) 便所・洗面所(日常清掃及び日常巡回清掃)の作業項目及び作業内容は、表2.2.5(A)による。

(b) 便所・洗面所(定期清掃)の作業項目及び作業内容は、表2.2.5(B)による。

(c) 便所及び洗面所に用いる洗浄パット、タオル、モップ等の資機材は、他と区別して専用のものを用いる。

表2.2.5(A) 便所・洗面所(日常清掃及び日常巡回清掃)

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	除塵	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」bによる。	1 D	
b. 硬質床	除塵	表2.1.2の1.「除塵」aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.2の2.「水拭き」bによる。	1 D	
2. 床以外の清掃				
a. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	1 D	
b. 扉及び便所面台のへだて	部分拭き	汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。	1 D	
c. 洗面台・水栓	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。	1 D	
d. 鏡	拭き	適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げる。	1 D	
e. 衛生器具	洗浄	適正洗剤を用いて洗浄し、拭く。	1 D	
f. 衛生消耗品	補充	トイレットペーパー、水石鹸等を補充する。	1 D	

g. 汚物容器	汚物収集	内容物を収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	1 D	
3. 日常巡回清掃				
a. 床 (弾性床及び硬質床)	部分水拭き	汚れ、水滴等が付着した部分は、モップで拭く。	1 D	
b. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集する。	1 D	
c. 洗面台	部分拭き	汚れた部分は、タオルを用いて拭く。	1 D	
d. 鏡	部分拭き	汚れた部分は、タオルを用いて拭く。	1 D	
e. 衛生器具	洗浄	汚れた部分は、適正洗剤で洗浄し、拭く。	1 D	
f. 衛生消耗品	補充	トイレットペーパー、水石鹸等を補充する。	1 D	
g. 汚物容器	汚物収集	内容物を収集する。	1 D	

表 2.2.5(B) 便所・洗面所（定期清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	洗浄	① 表2.1.1の4.「洗浄」aによる。	1 M	
		② 表2.1.1の4.「洗浄」bによる。	3 Y	
b. 硬質床	洗浄	① 表2.1.2の4.「洗浄」a又はcによる。	1 M	
		② 表2.1.2の4.「洗浄」bによる。	特記	
2. 床以外の清掃				
a. 壁	除塵 部分拭き	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。 汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。	1 M 2 / M	
b. 窓ガラス (内部)	洗浄	次の作業を行う。 ・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して窓用スクイジーで汚水を除去する。 ・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 ・ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。	2 M	
c. 照明器具 (蛍光灯)	拭き	次の作業を行う。 ・洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	1 Y	
d. 照明器具 (LED灯)	拭き	次の作業を行う。 ・管球(ライトバー)を取り外し、本体を乾拭きする。 ・器具側については、電極部分は乾拭きを実施し、その他の部分は洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	3 Y	

e. 吹出口・吸込口	拭き	次の作業を行う。 ・吹出口及び吸込口下の床面を養生する。 ・吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。 ・吹出口、吸込口、風量調整器及びその周辺の汚れに適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	1 Y
f. 換気扇	拭き	次の作業を行う。 ・換気扇下の床面を養生する。 ・換気扇及びその周辺を除塵する。 ・換気扇及びその周辺の汚れに中性洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	1 Y

2.2.6 湯沸室

(a) 湯沸室（日常清掃及び日常巡回清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.6(A)による。

(b) 湯沸室（定期清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.6(B)による。

表 2.2.6(A) 湯沸室（日常清掃及び日常巡回清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	除塵 水拭き	表2.1.1の1.「除塵」aによる。 表2.1.1の2.「水拭き」bによる。	1 D 1 D	
2. 床以外の清掃				
a. 流し台	洗浄	中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧に洗浄し、タオルで拭く。	1 D	
b. 厨芥容器	厨芥収集	次の作業を行う。 ・厨芥を収集する。 ・容器を中性洗剤で洗浄し、タオルで拭く。	1 D	
3. 日常巡回清掃				
a. 床 (弾性床及び硬質床)	部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分は、モップで拭く。	1 D	

表 2.2.6(B)湯沸室（定期清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	洗浄	① 表2.1.1の4.「洗浄」aによる。 ② 表2.1.1の4.「洗浄」bによる。	1 M 3 Y	
2. 床以外の清掃				
a. 壁	除塵 部分拭き	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。 汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。	1 M 2 / M	

b. 窓ガラス (内部)	洗浄	次の作業を行う。 ・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して窓用スクイジーで汚水を除去する。 ・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 ・ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。 ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。	2 M	
c. 照明器具 (蛍光灯)	拭き	次の作業を行う。 ・洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	1 Y	
d. 照明器具 (LED灯)	拭き	次の作業を行う。 ・管球(ライトバー)を乾拭きする。 ・器具側については、電極部分は乾拭きを実施し、その他の部分は洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	3 Y	
e. 吹出口・吸 込口	拭き	次の作業を行う。 ・吹出口及び吸込口下の床面を養生する。 ・吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。 ・吹出口、吸込口、風量調整器及びその周辺の汚れに適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	1 Y	
f. 換気扇	拭き	次の作業を行う。 ・換気扇下の床面を養生する。 ・換気扇及びその周辺を除塵する。 ・換気扇及びその周辺の汚れに中性洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	1 Y	

2.2.7 エレベーター

(a) エレベーター（日常清掃及び日常巡回清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.7(A) による。

(b) エレベーター（定期清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.7(B)による。

表 2.2.7(A) エレベーター（日常清掃及び日常巡回清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	除塵	真空掃除機で吸塵する。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」aによる。	1 D	
b. 硬質床	除塵	表2.1.2の1.「除塵」aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.2の2.「水拭き」aによる。	1 D	
c. フロアマット	除塵	真空掃除機で吸塵する。	1 D	
2. 床以外の清掃				
a. 壁・扉・操作盤	部分拭き	汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。	1 D	
b. 扉溝	除塵	真空掃除機で吸塵する。	1 D	

3. 日常巡回清掃				
a. 床部分（弾性床及び硬質床）	部分水拭き	汚れ、水滴等が付着した部分をモップで拭く。	1 D	

表 2. 2. 7 (B) エレベーター（定期清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	洗浄	① 表2. 1. 1の4. 「洗浄」 aによる。 ② 表2. 1. 1の4. 「洗浄」 bによる。	1 M 3 Y	
b. 硬質床	洗浄	① 表2. 1. 2の4. 「洗浄」 a又はcによる。 ② 表2. 1. 2の4. 「洗浄」 bによる。	1 M 特記	
c. フロアマット	洗浄	適正洗剤や水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。 なお、適正洗剤を用いる場合は清水で洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。	2 / M	
2. 床以外の清掃				
a. 壁・扉・操作盤	全面拭き	適正洗剤で拭きあげた後、水拭き及び乾拭きする。	1 M	
b. 照明器具（蛍光灯）	拭き	次の作業を行う。 ・洗剤（中性又は弱アルカリ性）を用いて管球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	1 Y	
c. 照明器具（LED灯）	拭き	次の作業を行う。 ・管球（ライトバー）を乾拭きする。 ・器具側については、電極部分は乾拭きを実施し、その他の部分は洗剤（中性又は弱アルカリ性）を用いて反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	3 Y	
d. 吹出口・吸込口	拭き	次の作業を行う。 ・吹出口及び吸込口下の床面を養生する。 ・吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。 ・吹出口、吸込口、風量調整器及びその周辺の汚れに適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	1 Y	

2. 2. 8 階段

(a) 階段（日常清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2. 2. 8 (A) による。

(b) 階段（定期清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2. 2. 8 (B) による。

表 2.2.8(A) 階段（日常清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	除塵	表2.1.1の1. 「除塵」 aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2. 「水拭き」 aによる。	1 D	
b. 硬質床	除塵	表2.1.2の1. 「除塵」 による。	1 D	
	水拭き	表2.1.2の2. 「水拭き」 aによる。	1 D	
c. 繊維床	除塵	表2.1.3の1. 「除塵」 aによる。	1 D	
d. 木製床	除塵	表2.1.4の1. 「除塵」 aによる。	1 D	
	拭き	表2.1.4の2. 「拭き」 による。	1 D	
2. 床以外の清掃				
a. 手すり	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。	1 D	
b. 窓台	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。	1 D	
	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。	1 D	

表 2.2.8(B) 階段（定期清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	洗浄	① 表2.1.1の4. 「洗浄」 aによる。 ② 表2.1.1の4. 「洗浄」 bによる。	1 M 3 Y	・ 幅木、ノンスリップの清掃を含む ・ 幅木、ノンスリップの清掃を含む ・ 幅木、ノンスリップの清掃を含む
b. 硬質床	洗浄	① 表2.1.2の4. 「洗浄」 a又はcによる。 ② 表2.1.2の4. 「洗浄」 bによる。	1 M 特記	
c. 繊維床	洗浄	表2.1.3の4. 「洗浄」 による。	1 Y	
d. 木製床	洗浄	表2.1.4の4. 「洗浄」 による。	1 M	
2. 床以外の清掃				
a. 壁	除塵	鳥毛はたき又は静電気除塵具等で除塵する。	1 M	
	部分拭き	汚れた部分を水又は適正洗剤を用いて拭く。	2 / M	
b. 窓ガラス	洗浄	次の作業を行う。 ・ ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して窓用スクイジーで汚水を除去する。 ・ ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 ・ ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。	2 M	

c. 照明器具 (蛍光灯)	拭き	次の作業を行う。 ・洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	1 Y	
d. 照明器具 (LED灯)	拭き	次の作業を行う。 ・管球(ライトバー)を乾拭きする。 ・器具側については、電極部分は乾拭きを実施し、その他の部分は洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	3 Y	

2.2.9 食堂

(a) 食堂（日常清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.9(A)による。

(b) 食堂（定期清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.9(B)による。

表 2.2.9(A) 食堂（日常清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	除塵	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」aによる。	1 D	
b. 木製床	除塵	表2.1.4の1.「除塵」aによる。	1 D	
	拭き	表2.1.4の2.「拭き」による。	1 D	
2. 床以外の清掃				
a. 洗面台	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。	1 D	
b. 鏡	拭き	適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げる。	1 D	
c. 窓台	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。	1 D	

表 2.2.9(B) 食堂（定期清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	洗浄	① 表2.1.1の4.「洗浄」aによる。	1 M	
		② 表2.1.1の4.「洗浄」bによる。	3 Y	
b. 木製床	洗浄	表2.1.4の4.「洗浄」による。	1 M	
2. 床以外の清掃				
a. 窓台	拭き	水又は適正洗剤を用いてタオル等で拭く。	2 / M	
b. 扉	洗浄	除塵後、汚れの強い部分は適正洗剤を用いて洗浄する。	2 / M	

c. 窓ガラス	洗淨	次の作業を行う。 ・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して窓用スクイジーで汚水を除去する。 ・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 ・ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。	2 M	
d. 照明器具 (蛍光灯)	拭き	次の作業を行う。 ・洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	1 Y	
e. 照明器具 (LED灯)	拭き	次の作業を行う。 ・管球(ライトバー)を乾拭きする。 ・器具側については、電極部分は乾拭きを実施し、その他の部分は洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	3 Y	
f. 吹出口・吸 込口	拭き	次の作業を行う。 ・吹出口及び吸込口下の床面を養生する。 ・吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。 ・吹出口、吸込口、風量調整器及びその周辺の汚れに適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	1 Y	

2.2.10 浴室・シャワールーム・脱衣室

(a) 浴室・シャワールーム・脱衣室（日常清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.10(A) による。

(b) 浴室・シャワールーム・脱衣室（定期清掃）の作業項目及び作業内容は、表 2.2.10(B) による。

表 2.2.10(A) 浴室・シャワールーム・脱衣室（日常清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 硬質床 (浴室・シャ ワールーム 内)	洗淨	適正洗剤を用いて、ブラシ又は床磨き機により洗淨し、水拭きする。	1 D	・浴槽を含む
b. 弾性床・木 製床 (脱衣室)	除塵 拭き	表2.1.1の1.「除塵」aによる。 適正洗剤を用いて、モップ又はタオルで洗剤拭き及び水拭きする。	1 D 1 D	
2. 床以外の清 掃				

a. 壁 (浴室・シャ ワールーム 内)	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、 タオルで拭く。	1 D	・交換する方法 でもよい
b. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外で汚れた部分 は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	1 D	
c. 扉	部分拭き	汚れた部分を水拭き又は適正洗剤を用 いて除去する。	1 D	
d. 洗面台	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、 タオルで拭く。	1 D	
e. 鏡	拭き	適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上 げる。	1 D	
f. 椅子・洗面 器	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、 タオルで拭き、整理する。	1 D	
g. 水栓・シャ ワールーム金具等	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、 タオルで拭く。	1 D	
h. 排水口	ごみ収集	ごみを収集し、目皿を水で洗う。	1 D	
i. 足拭きマッ ト	乾燥	足拭きマットを乾燥させる。	1 D	
j. 脱衣箱・脱衣 かご	拭き	タオルで拭き、整理する。	1 D	
k. 消耗品	補充	指定された消耗品（石鹸、タオル、ペー パー類）を補充する。	1 D	

表 2. 2. 10(B) 浴室・シャワールーム・脱衣室（定期清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床 (脱衣室)	洗浄	① 表2. 1. 1の4. 「洗浄」 aによる。	特記	
b. 木製床 (脱衣室)	洗浄	② 表2. 1. 1の4. 「洗浄」 bによる。 表2. 1. 4の4. 「洗浄」 による。	3 Y 1 M	
2. 床以外の清 掃				
a. 天井	拭き	適正洗剤を用いて洗剤拭き及び水拭きす る。	2 / M	
b. 扉	全面拭 き	適正洗剤を用いて洗剤拭き及び水拭きす る。	2 / M	
c. 窓ガラス	洗浄	次の作業を行う。 ・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈 したものを塗布し、汚れを分解して窓 用スクイジーで汚水を除去する。 ・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取 る。 ・ガラス回りのサッシをタオルで清拭す る。ただし、サッシの溝やサッシ全体 の清拭は含まない。	2 M	

d. 照明器具 (蛍光灯)	拭き	次の作業を行う。 ・洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	1 Y	
e. 照明器具 (LED灯)	拭き	次の作業を行う。 ・管球(ライトバー)を乾拭きする。 ・器具側については、電極部分は乾拭きを実施し、その他の部分は洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	3 Y	
f. 換気扇	拭き	次の作業を行う。 ・換気扇下の床面を養生する。 ・換気扇及びその周辺を除塵する。 ・換気扇及びその周辺の汚れに中性洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	1 Y	

2.2.11 ごみ集積所

(a) ごみ集積所(日常清掃)の作業項目及び作業内容は、表2.2.11(A)による。

(b) ごみ集積所(定期清掃)の作業項目及び作業内容は、表2.2.11(B)による。

表2.2.11(A) ごみ集積所(日常清掃)

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 硬質床	除塵	表2.1.2の1.「除塵」aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.2の2.「水拭き」bによる。	1 D	
2. 床以外の清掃				
a. 吸殻収集容器	拭き	容器で汚れた部分はタオルで乾拭きする。	1 D	
b. ごみ収集容器	拭き	容器の外面で汚れた部分はタオルで水拭き及び乾拭きをする。	1 D	
c. 排水口(溝)	ごみ収集	ごみを収集し、目皿を水で洗う。	1 D	
d. 扉	部分拭き	汚れが目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きする。	1 D	

表2.2.11(B) ごみ集積所(定期清掃)

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 硬質床	洗淨	表2.1.2の4.「洗淨」cによる。	1 M	
2. 床以外の清掃				
a. 壁	除塵 部分拭き	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。	1 M 2 / M	
b. 扉	全面拭き	適正洗剤を用いて洗剤拭き及び水拭きする。	2 / M	

c. 照明器具 (蛍光灯)	拭き	次の作業を行う。 ・洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	6 M
d. 照明器具 (LED灯)	拭き	次の作業を行う。 ・管球(ライトバー)を乾拭きする。 ・器具側については、電極部分は乾拭きを実施し、その他の部分は洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	3 Y
e. 換気扇	拭き	次の作業を行う。 ・換気扇下の床面を養生する。 ・換気扇及びその周辺を除塵する。 ・換気扇及びその周辺の汚れに中性洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	6 M

第3節 ごみ運搬処理

2.3.1 ごみ運搬処理

ごみ運搬処理の作業項目及び作業内容は、表2.3.1による。

表 2.3.1 ごみ運搬処理

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 中継所から集積所までの運搬	ごみ中継所に集められたごみ・吸殻等を区別して集積所まで運搬する。	1 D	
2. 分別	集められたごみを種類ごとに分別する。	1 D	
3. 梱包	集められたごみを適当な分量に梱包する。	1 D	

第3章 建物外部の清掃

第1節 窓ガラス

3.1.1 作業資格者

高所作業等を行う場合は、労働安全衛生法上の要件を満たす者を配置する。

3.1.2 作業内容

(a) 窓ガラス(定期清掃)の作業項目及び作業内容は、表3.1.1による。

(b) 熱線反射ガラスは、窓用スクイジー等で表面の金属皮膜を傷つけないよう配慮するとともに、微粉塵によっても傷がつくおそれがあるので、発傷を最小限にとどめるよう、水又は洗浄液を十分に塗布してからスクイジー操作又は作業を行う。

また、金属皮膜は、強酸性洗浄剤や強アルカリ性洗浄剤等に影響を受けるので、水又は中性洗剤を使用する。

(c) 飛散防止等を目的としてガラス面にフィルムが貼られている場合は、(b)による。

(d) ガラス損傷の防止対策を必要に応じて実施する。

表 3.1.1 窓ガラス(定期清掃)

作業項目		作業内容	周期	備考
窓ガラス	洗浄	次の作業を行う。 ・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して、窓用スクイジーで汚水を除去する。 ・ガラス面の隅に残った汚水をタオル等で拭き取る。 ・ガラス回りのサッシに付着した汚水をタオル等で清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。	2 M	

第2節 外部建具

3.2.1 適用範囲

本項は、外部建具のアルミニウム製、ステンレス製及び樹脂製に適用する。

3.2.2 作業内容

アルミニウム製、ステンレス製及び樹脂製建具（定期清掃）の作業項目及び作業内容は、表 3.2.1 による。

表 3.2.1 アルミニウム製、ステンレス製及び樹脂製建具(定期清掃)

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 通常の汚れ	洗浄	次の作業を行う。 ・ブラシ又は真空掃除機等で建具の表面や溝の除塵をする。 ・適正洗剤を用いて汚れを除去し、汚水を拭き取る。 ・タオルで水拭きを行い、乾拭きをして仕上げる。	1 Y	
2. 著しい汚れ	洗浄	次の作業を行う。 ・ブラシ又は真空掃除機等で建具の表面や溝の除塵をする。 ・適正洗剤を用いて汚れを磨き洗いして除去し、汚水を拭き取る。 ・タオルで水拭きを行い、乾拭きをして仕上げる。	特記	

第3節 外壁

3.3.1 適用範囲

本項は、外壁のアルミニウム製、ステンレス製、タイル張り、石張り及びコンクリート打放し部分に適用する。

3.3.2 作業資格者

3.1.1「作業資格者」による。

3.3.3 作業内容

(a) 外壁(アルミニウム製及びステンレス製部分)の作業項目及び作業内容は、表 3.3.3(A)による。

(b) 外壁(タイル張り、石張り及びコンクリート打放し部分)の作業項目及び作業内容は、表 3.3.3(B)による。

表 3.3.3(A) 外壁(アルミニウム製及びステンレス製部分)

作業項目		作業内容	周期	備考
通常の汚れ又は著しい汚れ	洗浄	次の作業を行う。 ・適正洗剤を用いて汚れを除去し、汚水をタオルで拭き取る。 ・水拭きを行い、乾拭きをして仕上げる。	特記	

表 3.3.3(B) 外壁(タイル張り、石張り及びコンクリート打放し部分)

作業項目		作業内容	周期	備考
通常の汚れ又は著しい汚れ	洗浄	次の作業を行う。 ・適正洗剤を用いて汚れを除去する。 ・水拭き又は水洗いをして仕上げる。	特記	

第4節 建物周囲

3.4.1 玄関周り

(a) 玄関周り（日常清掃）の作業項目及び作業内容は、表 3.4.1(A)による。

(b) 玄関周り（定期清掃）の作業項目及び作業内容は、表 3.4.1(B)による。

表 3.4.1(A) 玄関周り（日常清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
床	除塵	自在ぼうきで掃き、集めた塵埃は所定の場所に搬出する。	1 D	
	水拭き	汚れの強い床面をモップで水拭きする。	1 D	

表 3.4.1(B) 玄関周り（定期清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
床	洗浄	洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。	1 M	

3.4.2 犬走り

犬走り（日常清掃）の作業項目及び作業内容は、表 3.4.2 による。

表 3.4.2 犬走り(日常清掃)

作業項目		作業内容	周期	備考
床	拾い掃き	巡回して粗ごみを拾う。	1 D	

3.4.3 構内通路

構内通路（日常清掃）の作業項目及び作業内容は、表 3.4.3 による。

表 3.4.3 構内通路（日常清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
床	拾い掃き	巡回して粗ごみを拾う。	1 D	

3.4.4 駐車場

駐車場（日常清掃）の作業項目及び作業内容は、表 3.4.4 による。

表 3.4.4 駐車場（日常清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
床	拾い掃き	巡回して粗ごみを拾う。	1 D	

3.4.5 屋上広場

屋上広場（日常清掃）の作業項目及び作業内容は、表 3.4.5 による。

表 3.4.5 屋上広場（日常清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
床	拾い掃き	巡回して粗ごみを拾う。砂塵等による排水ドレンの目詰まり等を取り除く。	1 D	

3.4.6 喫煙スペース

喫煙スペース（日常清掃及び日常巡回清掃）の作業項目及び作業内容は、表 3.4.6 による。

表 3.4.6 喫煙スペース（日常清掃及び日常巡回清掃）

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 床	除塵	自在ぼうきで掃き、集めた塵埃は所定の場所に搬出する。	1 D	
	水拭き	汚れの強い床面をモップで水拭きする。	1 D	
2. 床以外の清掃				
a. 灰皿	吸殻収集	吸殻を収集し、灰皿はタオルで拭く。	1 D	
b. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	1 D	

第5編 執務環境測定等

第1章 一般事項

第1節 一般事項

1.1.1 適用

本編は、第1編と併せ、建築物等の執務環境に関する測定（空気環境測定、照度測定）、吹付け石綿等の点検及びねずみ等の調査及び防除に関する業務に適用する。

1.1.2 点検及び保守に伴う注意事項

業務に使用する脚立等は受注者の負担とする。ただし、高所作業に必要な足場等（作業床高さ2m以上）は、特記による。

第2章 空気環境測定

第1節 適用

2.1.1 適用

本章は、建築物の事務室等の空気環境の測定に適用する。

2.1.2 測定結果の報告

測定結果の報告は、第1編1.4.7「業務の報告等」による。

なお、測定の結果、表2.2.1の管理基準値に適合しない場合は、その原因を推定し、施設管理担当者に報告する。

第2節 測定

2.2.1 空気環境測定

(a) 空気環境測定の測定項目及び測定器等は、表2.2.1による。

表2.2.1 空気環境測定

測定項目	測定器等	管理基準値
1. 浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙(0.3 μ mのステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る)を装着して相対沈降径がおおむね10 μ m以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器	空気1m ³ につき 0.15mg以下であること

2. 一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器	100 万分の 6 以下であること
3. 二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検知器	100 万分の 1,000 以下であること
4. 温度	0.5 度目盛の温度計	①18 度以上 28 度以下であること ②居室温度を外気温度より低くする場合その差を著しくしないものであること
5. 相対湿度	0.5 度目盛の乾湿球湿度計	40%以上 70%以下であること
6. 気流	0.2m/s 以上の気流を測定することができる風速計	0.5m/s 以下であること
7. ホルムアルデヒドの量 (注)	2・4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1・2・4-トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器	空気 1m ³ につき 0.1mg 以下

(注) 特定建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「建築等」という。）を行ったときは、当該建築等を行った階層の居室について、当該建築等を完了し、その使用を開始した日以後最初に到来する測定期間（6 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいう。）中に 1 回、測定する。

※表中 1 から 3 に掲げる管理基準値について比較すべき数値は、1 日の使用時間中の平均値とする。

※空気調和設備を設けている場合は、表中 1 から 6 について、2 か月以内ごとに 1 回測定する。また、機械換気設備を設けている場合は、表中 1 から 3 及び 6 について、2 か月以内ごとに 1 回測定する。

(b) 測定位置等は、次による。

(1) 室内については、当該建築物の通常の使用期間中に、各階ごとに居室の中央部の床上 75cm 以上 150cm 以下の高さで測定する。

なお、床上 10cm の高さでの温度測定が必要がある場合には特記による。

(2) 外気については、外気取入口付近及び 1 階出入口付近で測定する。ただし、浮遊粉じん、気流及びホルムアルデヒドの量の測定は行わない。

(c) 測定周期は、2 月以内ごとに 1 回とする。ただし、ホルムアルデヒドの量は表 2.2.1 (注) による。

(d) 測定点数は特記による。特記がなければ、表 2.2.2 により算出する。

表 2.2.2 測定点数

特定建築物の延べ床面積	測定を要する延べ床面積に対し 1 測定点当たりの床面積	外気の測定点数
3,000 m ² 未満	300 m ²	2 点
3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	400 m ²	2 点
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	500 m ²	2 点
10,000 m ² 以上 20,000 m ² 未満	800 m ²	2 点
20,000 m ² 以上 30,000 m ² 未満	1,000 m ²	2 点
30,000 m ² 以上 100,000 m ² 未満	2,000 m ²	2 点

(注1) 測定を要する延べ床面積とは、空気調和設備又は機械換気設備を設けている居室の延べ床面積をいう。

(注2) 算出値の小数点以下は、切り上げる。

第3章 照度測定

第1節 適用

3.1.1 適用

本章は、建築物の事務室等の照度測定に適用する。

3.1.2 測定結果の報告等

測定結果の報告は、第1編 1.4.7「業務の報告等」による。

なお、測定の結果、表 3.2.1 の所要照度に適合しない場合は、その原因を追求し、施設管理担当者に報告する。

第2節 測定

3.2.1 照度測定

(a) 測定方法は、JIS C 7612(照度測定方法)によるものとし、測定機器は JIS C 1609 -1(照度計 第1部：一般計量器)の規格品とする。

(b) 測定周期は、6月以内ごとに1回とする。

(c) 測定箇所は、特記による。

表 3.2.1 所要照度

室名・区分	維持照度(lx)
設計室、製図室、事務室、役員室	750 (500～1,000)
電子計算機室、集中監視室、会議室、応接室	500 (300～750)

JIS Z 9110「照明基準総則」より抜粋。

なお、維持照度は基準面における推奨値を示し、()内数値は、推奨照度の照度範囲を示す。

第4章 吹付け石綿等の点検

第1節 適用

4.1.1 適用

本章は、建築物等に吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウール（以下、「吹付け石綿等」という。）が封じ込め処理又は囲い込み処理を実施した箇所、若しくは含有量 0.1% 超（重量比）石綿吹付け個所において行う吹付け石綿等の点検に適用する。

なお、適用箇所は特記による。

4.1.2 点検結果の報告等

点検の結果の報告は、第1編 1.4.7「業務の報告等」による。

なお、点検の結果、吹付け石綿等の粉じんの飛散のおそれがある場合は、速やかに飛散を防止するための対策を検討し、施設管理担当者に提案する。

第2節 点検

4.2.1 吹付け石綿等の点検

(a) 吹付け石綿等の点検項目及び点検内容は、表 4.2.1 による。

(b) 点検及び測定は、通常の状態で行う。

(c) 点検周期は特記による。特記がなければ、次による。

(1) 封じ込め又は囲い込み処理が施工されていない箇所の劣化及び損傷

- ・ 露出部分、気流の流れのある部分等：3 月に 1 回
- ・ 隠ぺい部分その他上記以外の部分：6 月に 1 回

(2) 封じ込め又は囲い込み処理が施工済み箇所の劣化及び損傷：1 年に 1 回

(d) 石綿粉じん濃度の測定の実施及びその方法は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成 28 年 4 月 13 日基発 0413 第 2 号）に基づくものとし、実施は特記による。

表 4.2.1 吹付け石綿等の点検

点検項目	点検内容	備考
吹付け石綿等	次について目視により点検を行う。 ① 層表面の毛羽立ちの有無 ② 繊維のくずれの有無 ③ 部分的なたれ下がりの有無 ④ 下地と層間の浮き、はがれの有無 ⑤ 局部的損傷、欠損の有無 ⑥ 層の損傷、欠損の有無	[12 条点検]

第5章 ねずみ等の調査及び防除

第1節 一般事項

5.1.1 適用

本章は、ねずみ、ゴキブリ、蚊、ハエ、ノミ、シラミ、ダニ等のいわゆる衛生害虫のように病原微生物を媒介する動物（以下「ねずみ等」という。）の調査及び防除に適用する。

5.1.2 用語の定義

本章において、「発生しやすい箇所」とは、食料を取り扱う区域、汚水槽、雑排水槽、湧水槽、浄化槽、雨水桝、阻集器（グリストラップ）、排水溝、廃棄物の保管庫等をいう。

5.1.3 業務の実施

ねずみ等の調査及び防除は、建築物において有害生物を制御し、その水準を維持する総合的有害生物管理（IPM）に基づき行うものとする。

5.1.4 業務の範囲

原則、建物及び敷地全域を対象とする。ただし、エレベーターの昇降路、高圧変電室などの危険な個所は除く。

5.1.5 業務時間

調査及び防除を行う時間は、特記による。

5.1.6 業務の報告

調査及び防除業務において、あらかじめ施設管理担当者と打ち合わせの上、定められた時期に、定められた様式により報告する。

5.1.7 注意事項

- (a) ねずみ等の防除のため殺鼠剤又は殺虫剤を使用する場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（最終改正令和元年12月4日法律第63号）第十四条又は第十九条の二規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。
- (b) 殺鼠剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業者及び建築物の使用人及び利用者の事故の防止に努めること。
- (c) 薬剤を使用する場合は、事前に当該区域の管理者や利用者の了解を得て実施し、処理前後少なくとも3日間はその旨の掲示を行うこと。
- (d) ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じて、強制換気や清掃等を行うこと。

- (e) ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じて、整備又は修理を行うこと。
- (f) 施設管理担当者からのねずみ等の防除作業に係る苦情又は緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

第2節 ねずみ等の調査

5.2.1 調査の周期

ねずみ等の調査の周期は、次による。

- (1) 発生しやすい箇所は、2月以内ごとに調査を実施する。
- (2) 発生しやすい箇所以外は、6月以内ごとに調査を実施する。

5.2.2 調査における注意事項

調査は、発注者が提供する過去の報告書等を参考に効率的に実施する。

5.2.3 調査の内容

ねずみ等の調査は、聞き取り調査、目視による調査、トラップ等による調査、環境調査及び施設・設備の調査とし、実施は特記による。

5.2.4 調査結果の判定及び提案

- (a) ねずみ等の調査結果に基づく判定は、「建築物における維持管理マニュアルについて」(平成20年1月25日健衛発第0125001号)による。
- (b) 食物管理や施設改善など、職員や施設による措置が必要な場合は、施設管理担当者に提案する。

第3節 ねずみ等の防除

5.3.1 防除作業等

- (a) 防除作業に先立ち、5.2.4 調査結果の判定及び提案に基づき、業務計画書を作成する。
- (b) 作業計画を立て、施設管理担当者に承諾を得るものとする。防除作業等は特記による。
- (c) ねずみ等の防除作業等は調査結果の判定に基づき、以下による。
 - (1) 発生防止対策の実施の有無は特記による。また作業項目及び作業回数は特記による。
 - (2) 施設改善の実施の有無は特記による。また作業項目及び作業回数は特記による。
 - (3) 防除作業の実施の有無は特記による。また作業項目及び作業回数は特記による。
- (d) 薬剤を使用する場合は、少なくとも3日前までに使用薬剤名、実施場所、臭いの程度、化学物質などに対する過敏者への注意等を記載した事前通知を作成し、実施3日後まで当該場所入り口等に掲示する。
- (e) トラップ等を使用する場合は、トラップの種類、設置場所、数等を記載する。

5.3.2 効果判定

防除作業終了後、措置を行った箇所に対して、前調査と同じ方法により、効果判定を行う。

5.3.3 再作業

効果判定によって措置水準に該当する場合には、再度調査を行って問題点を明らかにし、再作業を行う。

第6編 警備

第1章 一般事項

第1節 一般事項

1.1.1 適用

本編は、第1編と併せ、施設内の警備に関する業務に適用する。

1.1.2 用語の定義

本編において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「警備員」とは、警備業法（昭和47年法律第117号）第14条（警備員の制限）に定められた要件を満たし、同法第21条及び第22条の記載に基づいて法定教育を受けた者で、警備業務に従事する者をいう。
- (2)「施設警備業務」とは、定められた時刻に警備員を配置し、「巡回」、「立哨」、「座哨」、「防災センター業務」、「緊急対処業務」等を行うことをいう。
- (3)「出入管理」とは、「人の出入管理」、「物の出入管理」、「車両の出入管理」などがあり、対象施設の規定に基づき対象施設への出入りする「資格と必要性」の確認を行うことをいう。
- (4)「巡回」とは、不審者・不審物の早期発見、盗難・火災等被害の未然防止並びに、事案発生の早期発見、被害の拡大防止を図ることを目的とし、徒歩、または車両（自転車・バイクを含む）など定められた方法で施設内及び外周の点検と警戒を行うことをいう。点検・警戒方法には時間、頻度、場所や方法、目的・対象などによって様々なものがあり、状況に応じて選択または組み合わせながら行う。
- (5)「立哨」とは、定められたポストにおいて立ったままの姿勢で警備に当たることをいう。
- (6)「座哨」とは、定められたポストにおいて座ったままの姿勢で警備に当たることをいう。
- (7)「防災センター業務」とは、主に施設内の防災センターや中央管理室、警備室、守衛室等の場所において以下の業務を行うことをいう。
 - ① 防犯監視システムの監視卓、防災監視盤等の情報に基づく異常発生等の識別。
 - ② 異常発生時の現場対応。
- (8)「緊急対処業務」とは火災異常、侵入異常、傷病者、地震等の異常事態が発生した際に、現場へ急行して状況を確認・処理し、被害の極小化や正常化を図ることをいう。
- (9)「ポスト」とは、警備員の配置する場所、役割をいう。
- (10)「ポスト配置表」とは、指定した場所及び時刻において、警備員の交代の有無にかかわらず、継続的に配置するポストを示した表をいう。
- (11)「装備品」とは、警備員が警備中に身につける無線機、警笛、懐中電灯等をいう。
- (12)「護身用具」とは、警備業務において警備員の安全を確保するために身につける警戒棒、

警戒杖、刺股、非金属性楯等をいう。

(13)「ローカルシステム」とは、警備対象施設に設置された防犯監視システム、入退室管理システム、監視カメラシステム等又はこれらを併用した防犯装置をいう。

(14)「防犯監視システム」とは、盗難等の事故の発生を監視するものをいう。

(15)「入退室管理システム」とは、施設、部屋等の入退室時に資格権限の確認をカード、生体認証等で行い、判別し、電気錠等を制御するとともに、状態を表示・管理・記録するものをいう。

(16)「監視カメラシステム」とは、監視カメラにより設置箇所の画像をモニターに表示し、管理・記録するものをいう。

(17)「機械警備業務」とは、警備対象施設に設置した警備業務用機械装置が感知した信号を基地局に設置する機器に送信し、受信装置の表示により、警備員が当該施設へ急行し、警備業務に当たることをいう。

(18)「基地局」とは、機械警備に係る受信装置の設置された警備対象施設以外の施設をいう。

(19)「業務妨害」とは、虚偽の風評を流布したり、偽計を用いたり、威力を用いたりして他人の業務を妨害する行為をいう。

1.1.3 警備方式等

(a) 警備方式は、施設警備業務、機械警備業務又はこれらの併用とし、その適用は特記による。

(b) 施設警備業務に必要となるポストの数は、特記による。

1.1.4 警備員の資格等

(a) 警備員は、警備業法上の要件を満たす者とする。

(b) 配置する警備員については、あらかじめ警備員名、検定資格（施設警備 1 級、2 級）の有無等を書面に記載し、施設管理担当者へ提出する。

(c) 消防関係法令に基づく防災センターには、自衛消防業務講習修了者又は条例に定める講習修了者を置くこととする。

1.1.5 警備計画書等

(a) 警備業務の実施に当たり、警備計画書を作成し、施設管理担当者へ提出する。

(b) 機械警備業務を行う場合は、発注者の提示する警備業務用機械装置の配置平面図により、警備計画書を立案する。

(c) 警備計画書をもとに警備員が行う業務の内容・詳細を記載した「指令書」を作成し、施設管理担当者に提出する。

(d) 警備計画書は、施設状況や勤務内容の変化等に伴い、施設管理担当者と協議の上、適宜見直しを行う。

1.1.6 業務の報告

- (a) 施設警備業務において実施した業務内容は、警備日誌を作成し、保管する。
- (b) 施設警備業務においては、原則として、毎日施設管理担当者へ警備日誌を提出する。
- (c) 機械警備業務においては、異常が発生した場合に警備報告書を作成し、あらかじめ指定された方法により報告する。

1.1.7 服装等

警備員の服装及び装備品は、原則として警備業法に基づき届けられた服装等であって、かつ、発注者が承認した受注者の定めるものとする。ただし、施設警備業務において護身用具を携帯する場合には、施設管理担当者と協議する。

1.1.8 鍵の取扱い

預託された施設の鍵の取扱いは、警備計画書に定めるものとし、次の事項を遵守する。

- (1) 厳重に保管し、鍵（カードキー等を含む）の使用及び貸出は鍵管理簿等指定された方法により管理する。
- (2) 無断で複製はしない。このため、摩耗、割れ、破損等の場合は、施設管理担当者に作成を依頼又は届出し、作成を行う。
- (3) 業務期間終了時に返却する。
- (4) 定期的に鍵の点検を行い、本数、貸出状況、紛失・破損等の有無を確認する。
- (5) 警備員が鍵を所持する際は必ずキーストラップに結着し、キーバッグに収める。
- (6) 施設管理担当者から預託鍵を授受する際は指定された書面を取り交わし、受け渡し記録を取り、返却するまで保管する。
- (7) 鍵の保管場所は、固定されたキーボックス内とし、キーボックスは原則として常時施錠して、キーボックス鍵は業務責任者等が直接管理する。

第2章 警備業務

第1節 施設警備業務

2.1.1 勤務時間

勤務日、勤務時間及び業務を行わない日は、特記による。

2.1.2 業務室等

施設警備業務を行う防災センター、守衛室、警備員控室、休憩室等の机、椅子、書類棚、ロッカー等什器類の供用は、特記による。

2.1.3 ローカルシステム

(a) ローカルシステムの適用及び警戒範囲等は特記による。

(b) ローカルシステムの設置を業務に含む場合は特記による。

2.1.4 業務内容

施設警備業務の業務項目及び業務内容は、表2.1.4による。

なお、適用は特記による。

表2.1.4 施設警備業務

業務項目	業務内容	備考
1. 防犯・防災監視	① 防災センターにおいて防犯監視システムの監視卓、防災監視盤等の情報に基づく異常発生等の識別（例：火災の覚知、火災状況の把握、消防機関への通報、避難誘導、初期消火の指示、空調設備の停止、エレベーターの呼び戻し、非常口等の解錠、防火戸の閉鎖等、消火設備の起動、防犯カメラの等のモニター監視、防犯緊急対応など） ② 異常発生時に現場に急行し、異常内容を確認し、必要に応じて次の通り対応する。 1) 警察、消防署等への通報 2) 初期消火、応急手当等の救助対応 3) 避難誘導、非常放送等の緊急対応 4) 施設管理担当者及びあらかじめ定められた者への連絡 5) その他、被害拡大を防止する業務・初期消火、非常放送等の緊急対応	
2. エレベーター及びエスカレーター管理	① エレベーター及びエスカレーターの運行管理 ② 火災・救急等の緊急時における操作	
3. 鍵管理	職員及び関係者への鍵の貸出及び使用について管理	
4. 駐車場管理	① 自走式駐車場においては、駐車場内の巡回 ② 機械式駐車場においては、車両の誘導及び機械操作	

5. 出入管理	① 施設における人、物及び車両の出入り管理 ② 門及び玄関出入口等の解錠又は施錠 ③ 入退室管理システム、監視カメラシステムを通じた出入管理及び異常発生時の対応
6. 遺失物の取り扱い	① 遺失物の受付 ② 遺失物はあらかじめ定められた方法で管理・保管、遺失者への返還、警察への届出を行う
7. 巡回監視	① 不審者及び不審物の発見及び適正処理 ② 火災予防上の火気点検 ③ 各室の施錠状況の確認 ④ 在館者の有無の確認 ⑤ 施設内外の異常があれば報告
8. 各種災害時の対応	① 台風接近前後に施設の安全確認 ② 地震後に施設の安全確認 ③ 豪雪及び大寒波時に施設の安全確認
9. 急病人等発生時の対応	① 怪我人、急病人等発生時は現場へ急行し応急手当の実行 ② 119番通報、あらかじめ定められた者への連絡 ③ 意識不明者へのAEDの使用
10. 業務妨害への対応	施設管理担当者と協議の上、施設内で発生し得る様々な業務妨害に応じた警戒レベルを設定し、社会情勢や地域情勢の変化を踏まえ、適宜点検や見直しを行う。 対応は特記による。

2.1.5 防災訓練等への参加

受注者は、施設管理担当者が実施する防災訓練その他施設運営上必要な訓練行事に参加する。

第2節 機械警備業務

2.2.1 警備業務用機械装置

(a) 警備業務用機械装置の機能は、受注者の基地局で受信することにより、即対応体制をとることになる。

なお、以下の機能の適用、警戒範囲等は特記による。

- (1) 施設のドア、ガラス等の開閉又は破損を感知する機能
- (2) センサーが感知した内容を表示する機能
- (3) 既存火災報知機と連動又は、受注者が設置した火災報知機により火災発生を感知する機能
- (4) ガス漏れを感知する機能
- (5) 金庫盗難を感知する機能
- (6) 機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能
- (7) 非常通報押しボタンにより非常信号を感知する機能

- (8) 施設内各種設備警報盤と結線し異常を種類別に監視する機能
- (9) 警備の開始、解除の操作を行う機能
- (10) 基地局に異常等の信号を送信する機能
- (11) 通信回線の断線を監視する機能
- (12) 通信回線が使用中の場合、強制切断して警報信号を送信する機能
- (b) 業務期間終了後は、原則として警備業務用機械装置を撤去する。

2.2.2 既存設備の使用

既存警備業務用機械装置を用いて機械警備業務を行う場合は、その旨を特記する。

2.2.3 警備責任時間帯

警備責任時間帯は、原則として防犯開始（セット時）した時点より、防犯設備のセットが解除された時点までとする。

2.2.4 業務内容

基地局において、異常を感知した場合は、警備員が施設へ急行し、施設の外部及び内部を点検して、異常の有無を確認する。

なお、必要に応じて次の業務を行う。

- (1) 現場に応じた緊急措置
- (2) 施設管理担当者への連絡
- (3) 基地局への連絡
- (4) 警察、消防署等への通報

別 表

点検等及び確認整理表

- (1) 官公庁施設の建設等に関する法律（以下「官公法」という。）第 12 条に規定する点検（以下「官公法 12 条点検」という。）、官公法第 13 条に基づく支障がない状態の確認（以下「官公法 13 条確認」という。）の全て、及び建築基準法（以下「建基法」という。）第 12 条に規定する項目（以下「建基法 12 条項目」という。）の全てについて、以下の「法律と告示の関係表」に対比させ法定周期を一覧表として記載した。

法律と告示の関係表

法		告示		概要
条	項	告示番号	別表番号	
建基法 第 12 条	第 1 項	第 282 号	—	敷地及び構造
	第 2 項	第 283 号	—	昇降機
	第 3 項 第 4 項	第 285 号	別表第一	換気設備
			別表第二	排煙設備
			別表第三	非常用の照明装置
			別表第四	給水設備及び排水設備
		第 723 号	別表第一	防火設備
			別表第二	
			別表第三	
			別表第四	
官公法 第 12 条	第 1 項	第 1350 号	—	敷地及び構造
	第 2 項	第 1351 号	別表第一	換気設備
			別表第二	排煙設備
			別表第三	非常用の照明装置
			別表第四	給水設備及び排水設備
			別表第五	防火設備
官公法 第 13 条		第 551 号		確認

- (2) 「点検等及び確認整理表」の共通仕様書欄の「○」印は、当該法定点検項目のうち、建基法第 12 条第 1 項から第 4 項に規定され、かつ、官公法 12 条第 1 項及び第 2 項の点検、又は官公法 13 条の確認に該当する項目を示す。
- (3) 「点検等及び確認整理表」の共通仕様書欄の「b」印は、当該法定点検項目が共通仕様書に定めがない項目を示す。
- (4) 「点検等及び確認整理表」の共通仕様書欄の「○」印が記載されている点検項目については、共通仕様書第 2 編表 2.2.1 から表 8.4.2 及び第 5 編表 4.2.1 の備考欄に「12 条点検」と官公法 13 条の確認がある。
- (5) 官公法第 12 条、第 13 条及び建基法第 12 条に基づく各々の点検又は確認の周期について表記は次による。
- (a) 「6 M」は、6 月ごとに行うものとする。
 - (b) 「1 Y」は、1 年ごとに行うものとする。
 - (c) 「3 Y」は、3 年ごとに行うものとする。
 - (d) 「10 Y」は、10 年ごとに行うものとする。

別 表

点検等及び確認整理表

建築基準法（H20国土交通省告示第282号） 別表 建築物の敷地及び構造				官公庁施設の 建設等に関する法律 （H20 国土交 通省告示第 1350 号）	建 基 法 12 条 報 告 検 査 等	官 公 法 12 条 点 検	官 公 法 13 条 確 認	共 通 仕 様 書
		(い)調査項目						
一 敷 地 及 び 地 盤	(1)	地盤	地盤沈下等による不 陸、傾斜等の状況	一 (1)	3 Y	3 Y	1 Y	○
	(2)	敷地	敷地内の排水の状況	一 (2)	3 Y	3 Y	1 Y	○
	(3)	令第 128 条に規定 する通路（以下 「敷地内の通路」 という。）	敷地内の通路の確保の 状況		3 Y			b
	(4)		有効幅員の確保の状況		3 Y			b
	(5)		敷地内の通路の支障物 の状況		3 Y			b
	(6)	塀	組積造の塀又は補強コ ンクリートブロック造 の塀等の耐震対策の状 況		3 Y			b
	(7)		組積造の塀又は補強コ ンクリートブロック造 の塀等の劣化及び損傷 の状況	一 (3)	3 Y	3 Y	1 Y	○
	(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の 状況	一 (4)	3 Y	3 Y	1 Y	○
	(9)		擁壁の水抜きパイプの 維持保全の状況	一 (5)	3 Y	3 Y	1 Y	○

二 建 築 物 の 外 部	(1)	基礎		基礎の沈下等の状況	二 (1)	3 Y	3 Y	1 Y	○
	(2)			基礎の劣化及び損傷の状況	二 (2)	3 Y	3 Y	1 Y	○
	(3)	土台（木造に限る）		土台の沈下等の状況	二 (3)	3 Y	3 Y	1 Y	○
	(4)			土台の劣化及び損傷の状況	二 (4)	3 Y	3 Y	1 Y	○
	(5)	外 壁	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況		3 Y			b
	(6)			木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	二 (5)	3 Y	3 Y	1 Y	○
	(7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	二 (6)	3 Y	3 Y	1 Y	○
	(8)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	二 (7)	3 Y	3 Y	1 Y	○
	(9)			鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	二 (8)	3 Y	3 Y	1 Y	○
	(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	二 (9)	3 Y	3 Y	1 Y	○
	(11)		外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況	二 (10)	3Y/ 10Y	3Y/ 10Y	1 Y	○
	(12)			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	二 (11)	3 Y	3 Y	1 Y	○
	(13)			金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	二 (12)	3 Y	3 Y	1 Y	○
	(14)			コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	二 (13)	3 Y	3 Y	1 Y	○

二 建築物の外部	(15)	外壁	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	二 (14)	3 Y	3 Y	1 Y	○	
	(16)			はめ殺し窓のガラスの固定の状況		3 Y			b	
	(17)		外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況		二 (15)	3 Y	3 Y	1 Y	○
	(18)			支持部分等の劣化及び損傷の状況		二 (16)	3 Y	3 Y	1 Y	○
三 屋上及び屋根	(1)	屋上面		屋上面の劣化及び損傷の状況	三 (1)	3 Y	3 Y	1 Y	○	
	(2)	屋上回り（屋上面を除く。）	パラペットの立ち上り面の劣化及び損傷の状況	三 (2)	3 Y	3 Y	1 Y	○		
	(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	三 (3)	3 Y	3 Y	1 Y	○		
	(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	三 (4)	3 Y	3 Y	1 Y	○		
	(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況	三 (5)	3 Y	3 Y	1 Y	○		
	(6)	屋根	屋根の防火対策の状況		3 Y			b		
	(7)		屋根の劣化及び損傷の状況	三 (6)	3 Y	3 Y	1 Y	○		
	(8)	機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	三 (7)	3 Y	3 Y	1 Y	○		
	(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	三 (8)	3 Y	3 Y	1 Y	○		
四 建築物の内部	(1)	防火区画	令第 112 条第 11 項から第 13 項までに規定する区画の状況			3 Y			b	
	(2)		令第 112 条第 1 項、第 4 項、第 5 項又は第 7 項から第 10 項までの各項に規定する区画の状況			3 Y			b	
	(3)		令第 112 条第 18 項に規定する区画の状況			3 Y			b	

四 建 築 物 の 内 部	(4)		防火区画の 外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況			3Y			b
	(5)			令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	四 (1)		3Y	3Y	1Y	○
	(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	四 (2)		3Y	3Y	1Y	○
	(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	四 (3)		3Y	3Y	1Y	○
	(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	四 (4)		3Y	3Y	1Y	○
	(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	四 (5)		3Y	3Y	1Y	○
	(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	四 (6)		3Y	3Y	1Y	○
	(11)			準耐火性能等の確保の状況			3Y			b
	(12)		耐火構造の壁又は準耐火構造の壁 (防火区画を構成する壁に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況	四 (7)		3Y	3Y	1Y	○
	(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	四 (8)		3Y	3Y	1Y	○

四 建 築 物 の 内 部	(14)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況			3 Y			b
	(15)	令第 114 条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第 114 条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況			3 Y			b
	(16)	令第 128 条の 5 各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上の維持保全の状況			3 Y			b
	(17)	床 躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	四 (9)		3 Y	3 Y	1 Y	○
	(18)		鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	四 (10)		3 Y	3 Y	1 Y	○
	(19)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	四 (11)		3 Y	3 Y	1 Y	○
	(20)		準耐火性能等の確保の状況			3 Y			b
	(21)	耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	部材の劣化及び損傷の状況	四 (12)		3 Y	3 Y	1 Y	○
	(22)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況			3 Y			b
	(23)	天井	室内に面する部分の仕上の維持保全の状況			3 Y			b
	(24)		室内に面する部分の仕上の劣化及び損傷の状況	四 (13)		3 Y	3 Y	1 Y	○

四 建 築 物 の 内 部	(25)	特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	四 (14)	3 Y	3 Y	1 Y	○
	(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況		3 Y			b
	(27)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況		3 Y			b
	(28)		昭和 48 年建設省告示第 2563 号第 1 第一号ロに規定する基準についての適合の状況		3 Y			b
	(29)		防火扉又は戸の開放方向		3 Y			b
	(30)		常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下「常閉防火設備等」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況	四 (15)	3 Y	3 Y	6 M	○
	(31)		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況	四 (16)	3 Y	3 Y	6 M	○
	(32)		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	四 (17)	3 Y	3 Y		○
	(33)		常閉防火扉等の固定の状況	四 (18)	3 Y	3 Y		○
	(34)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	四 (19)	3 Y	3 Y	1 Y	○
	(35)		防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	四 (20)	3 Y	3 Y		○
	(36)	警報設備	警報設備の設置の状況		3 Y			b
	(37)		警報設備の劣化及び損傷の状況		3 Y			b

四 建築物の内部	(38)	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況			3 Y			b
	(39)		採光の妨げとなる物品の放置の状況			3 Y			b
	(40)		換気のための開口部の面積の確保の状況			3 Y			b
	(41)		換気設備の設置の状況			3 Y			b
	(42)		換気設備の作動の状況	四 (21)		3 Y	3 Y		○
	(43)		換気の妨げとなる物品の放置の状況			3 Y			b
	(44)	石綿等を添加した 建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の 0.1 パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況			3 Y			b
	(45)		吹付け石綿等の劣化の状況	四 (22)		3 Y	3 Y	1 Y	○
	(46)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況			3 Y			b
	(47)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	四 (23)		3 Y	3 Y	1 Y	○
五 避難施設等	(1)	令第 120 条第 2 項に規定する通路	令第 120 条第 2 項に規定する通路の確保の状況			3 Y			b
	(2)	廊下	幅の確保の状況			3 Y			b
	(3)		物品の放置の状況	五 (1)		3 Y	3 Y	1 Y	○
	(4)	出入口	出入口の確保の状況			3 Y			b
	(5)		物品の放置の状況	五 (2)		3 Y	3 Y	1 Y	○
	(6)	屋上広場	屋上広場の確保の状況			3 Y			b

五 避難施設等	(7)	避難上有効なバルコニー		避難上有効なバルコニーの確保の状況			3 Y			b	
	(8)			手すり等の劣化及び損傷の状況	五 (3)		3 Y	3 Y	1 Y	○	
	(9)			物品の放置の状況	五 (4)		3 Y	3 Y	1 Y	○	
	(10)			避難器具の操作性の確保の状況	五 (5)		3 Y	3 Y	1 Y	○	
	(11)	階段	階段	直通階段の設置の状況			3 Y			b	
	(12)			幅の確保の状況			3 Y			b	
	(13)			手すりの設置の状況			3 Y			b	
	(14)			物品の放置の状況	五 (6)		3 Y	3 Y	1 Y	○	
	(15)			階段各部の劣化及び損傷の状況	五 (7)		3 Y	3 Y	1 Y	○	
	(16)	屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の状況			3 Y				b	
	(17)	屋外に設けられた避難	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況			3 Y				b	
	(18)	階段	開放性の確保の状況	五 (8)		3 Y	3 Y			○	
	(19)	特別避難階段		令第 123 条第 3 項第一号に規定するバルコニー（以下単に「バルコニー」という。）又は付室（以下単に「付室」という。）の構造及び面積の確保の状況			3 Y				b
	(20)			階段室又は付室（以下「付室等」という。）の排煙設備の設置の状況			3 Y				b
	(21)			付室等の排煙設備の作動の状況	五 (9)		3 Y	3 Y	6 M		○
	(22)			付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況	五 (10)		3 Y	3 Y	1 Y		○
	(23)			物品の放置の状況	五 (11)		3 Y	3 Y	1 Y		○

五 避難施設等	(24)	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況		3 Y			b
	(25)			防煙壁の劣化及び損傷の状況	五 (12)	3 Y	3 Y	6 M	○
	(26)			可動式防煙壁の作動の状況	五 (13)	3 Y	3 Y	6 M	○
	(27)		排煙設備	排煙設備の設置の状況		3 Y			b
	(28)			排煙設備の作動の状況	五 (14)	3 Y	3 Y	6 M	○
	(29)			排煙口の維持保全の状況	五 (15)	3 Y	3 Y	6 M	○
	(30)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況		3 Y			b
	(31)			非常用の進入口等の維持保全の状況	五 (16)	3 Y	3 Y		○
	(32)		非常用エレベーター	令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー（以下単に「乗降ロビー」という。）の構造及び面積の確保の状況		3 Y			b
	(33)			昇降路又は乗降ロビー（以下「乗降ロビー等」という。）の排煙設備の設置の状況		3 Y			b
	(34)			乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況		3 Y			b
	(35)			乗降ロビー等の外気に向かつて開くことができる窓の状況		3 Y		1 Y	○
	(36)			物品の放置の状況		3 Y			b
	(37)			非常用エレベーターの作動の状況		3 Y			b
	(38)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況		3 Y		6 M	○
	(39)			非常用の照明装置の作動の状況	五 (17)	3 Y	3 Y	6 M	○

	(40)			照明の妨げとなる物品 の放置の状況		五 (18)		3 Y	3 Y	6 M	○
六 そ の 他	(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、 取付部材等	膜体及び取付部材の劣 化及び損傷の状況	六 (1)		3 Y	3 Y	1 Y	○	
	(2)			膜張力及びケーブル張 力の状況	六 (2)		3 Y	3 Y	1 Y	○	
	(3)		免震構造建 築物の免震 層及び免震 装置	免震装置の劣化及び損 傷の状況（免震装置が 可視状態にある場合に 限る。）	六 (3)		3 Y	3 Y	1 Y	○	
	(4)			上部構造の可動の状況	六 (4)		3 Y	3 Y		○	
	(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の 劣化及び損傷の状況	六 (5)		3 Y	3 Y	1 Y	○	
	(6)	煙 突	建築物に設 ける煙突	煙突本体及び建築物と の接合部の劣化及び損 傷の状況	六 (6)		3 Y	3 Y	1 Y	○	
	(7)			付帯金物の劣化及び損 傷の状況	六 (7)		3 Y	3 Y	1 Y	○	
	(8)		令第 138 条 第 1 項第一 号に掲げる 煙突	煙突本体の劣化及び損 傷の状況	六 (6)		3 Y	3 Y	1 Y	○	
	(9)			付帯金物の劣化及び損 傷の状況	六 (7)		3 Y	3 Y	1 Y	○	

建築基準法（H20 国土交通省告示第 282 号（最終改正 R5.3.20））

建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件

官公庁施設の建設等に関する法律（H20 国土交通省告示第 1350 号（最終改正 R4.3.16））

国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件

建築基準法（H20 国土交通省告示第 283 号） 表 2-2-2 建築物の昇降機の〔点検〕（1/6） 表 2-2-2 建築物の昇降機の〔点検〕（2/6） 表 2-2-2 建築物の昇降機の〔点検〕（3/6） 表 2-2-2 建築物の昇降機の〔点検〕（4/6） 表 2-2-2 建築物の昇降機の〔点検〕（5/6） 表 2-2-2 建築物の昇降機の〔点検〕（6/6）		官 公 庁 施 設 の 建 設 等 に 関 する 法 律	建 基 法 12 条 報 告 検 査 等	官 公 法 12 条 点 検	官 公 法 13 条 確 認	共 通 仕 様 書
(1/6)	かごを主索又は鎖で吊るエレベーター （第二号から第四号までに掲げるものを除く）	規定なし	1 Y	—	—	b
(2/6)	油圧エレベーター （第三号及び第四号に掲げるものを除く）		1 Y	—	—	b
(3/6)	車いすに座ったまま使用するエレベーターで、か ごの定格速度が 15 メートル以下で、かつ、その 床面積が 5.25 平方メートル以下のものであつ て、昇降行程が 4 メートル以下のもの又は階段及 び傾斜路に沿って昇降するもの		1 Y	—	—	b
(4/6)	階段及び傾斜路に沿って一人の者がいすに座つ た状態で昇降するエレベーターで、定格速度が 9 メートル以下のもの		1 Y	—	—	b
(5/6)	エスカレーター		1 Y	—	—	b
(6/6)	小荷物専用昇降機		1 Y	—	—	b

建築基準法（H20 国土交通省告示第 283 号（最終改正 R2. 4. 1））

昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

別 表

点検等及び確認整理表（設備）

建築基準法 (H20 国土交通省告示第 285 号) 別表第 1 換気設備					官公庁施設 の建設等に 関する法律 (H20 国土交 通省告示第 1351 号) 別表第 1 換気設備	建 基 法 12 条 報 告 検 査 等	官 公 法 12 条 点 検	官 公 法 13 条 確 認	共 通 仕 様 書
		(い) 検査項目		(ろ) 検査事項					
一 法第二十八 条第二項又 は第三項の 規定に基づ き換気設備 が設けられ た居室（換 気設備を設 けるべき調 理室等を除 く。）	(1)	機械換気設備	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	給気機の外気取入口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況		1 Y			b
	(2)			給気機の外気取入口及び排気機の排気口の取付けの状況	一 (1)	1 Y	1 Y	1 Y	○
	(3)			各居室の給気口及び排気口の設置位置		1 Y			b
	(4)			各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	一 (2)	1 Y	1 Y	1 Y	○
	(5)			風道の取付けの状況	一 (3)	1 Y	1 Y	1 Y	○
	(6)			風道の材質		1 Y			b
	(7)			給気機又は排気機の設置の状況	一 (4)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(8)			換気扇による換気の状況		1 Y			b
	(9)	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	各居室の換気量		3 Y			b	
	(10)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	一 (6)	3 Y	1 Y	1 Y	○	

	(11)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の設置の状況	一 (7)	1 Y	1 Y	1Y /6M	○
	(12)			空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況		1 Y	1 Y	1Y /6M	○
	(13)			空気調和設備の運転の状況		1 Y	1 Y	1Y /6M	○
	(14)			空気ろ過器の点検口		1 Y			b
	(15)			冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離		1 Y			b
	(16)	空気調和設備の性能		各居室の温度		3 Y			b
	(17)			各居室の相対湿度		3 Y			b
	(18)			各居室の浮遊粉じん量		3 Y			b
	(19)			各居室の一酸化炭素含有率		3 Y			b
	(20)			各居室の二酸化炭素含有率		3 Y			b
	(21)			各居室の気流		3 Y			b
二 換気設備を設けるべき調理室等	(1)	自然換気設備及び機械換気設備		排気筒、排気フード及び煙突の材質		1 Y			b
	(2)			排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	二 (1)	1 Y	1 Y	1 Y	○
	(3)			給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ		1 Y			b
	(4)			給気口、排気口及び排気フードの位置	二 (2)	1 Y			b
	(5)			給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況		1 Y	1 Y	1 Y	○
	(6)			排気筒及び煙突の断熱の状況	二 (3)	1 Y	1 Y	1 Y	○
	(7)			排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離		1 Y			b
	(8)			煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況		1 Y			b
	(9)	自然換気設備		煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）		1 Y			b

	(10)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器の設置の状況			1 Y			b
	(11)		換気扇による換気の状況			1 Y			b
	(12)		給気機又は排気機の設置の状況	二 (4)		1 Y	1 Y	1 Y	○
	(13)		機械換気設備の換気量			1 Y			b
三 法第二十八 条第二項又 は第三項の 規定に基づ き換気設備 が設けられ た居室等	(1)	防火ダンパー等 (外壁の開口部 で延焼のおそ れのある部分 に設けるもの を除く。)	防火ダンパーの設置の状況			1 Y			b
	(2)		防火ダンパーの取付けの状況	三 (1)		1 Y	1 Y	6 M	○
	(3)		防火ダンパーの作動の状況	三 (2)		1 Y	1 Y	6 M	○
	(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	三 (3)		1 Y	1 Y	6 M	○
	(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無			1 Y			b
	(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ	三 (4)		1 Y	1 Y		○
	(7)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況			1 Y			b
	(8)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置			1 Y			b
	(9)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	三 (5)		1 Y	1 Y	6 M	○
次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、（は）欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。									
一 項（3）、（9）及び（16）から（21）まで、二 項（13）並びに三 項（9）		前回の検査後にそれぞれ（は）欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録		三（5）					

	一項（１）、（２）、（５） から（８）まで、（１０）か ら（１２）まで、（１４）及び （１５）	前回の検査後にそれぞれ （は）欄に掲げる検査方 法と同等の方法で一級建 築士、二級建築士又は建 築設備検査員（以下「一 級建築士等」という。） が実施した検査の記録	一（１）、 （３）、 （４）及び （６）から （８）まで					
	一項（４）及び（１３）	前回の検査後にそれぞれ （は）欄に掲げる検査方 法と同等の方法で一級建 築士等が実施した検査の 記録又は前回の検査後に 建築基準法令以外の法令 の規定に基づき実施した 点検等の記録	一（２）					

建築基準法（H20 国土交通省告示第 285 号（最終改正 R5.3.20））

建築設備等（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

官公庁施設の建設等に関する法律（H20 国土交通省告示第 1351 号（最終改正 R5.3.20））

国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件

建築基準法 (H20 国土交通省告示第 285 号) 別表第 2 排煙設備					官公庁施設 の建設等に 関する法律 (H20 国土交 通省告示第 1351 号) 別表第二 排煙設備	建 基 法 12 条 報 告 検 査 等	官 公 法 12 条 点 検	官 公 法 13 条 確 認	共 通 仕 様 書
		(い)検査項目		(ろ)検査事項					
一 令第二百二十三条第三項第二号に規定する階段室又は付室、令第二百二十六条の二第一項に規定する居室等 乗降ロビー、令第二百二十六条の二第一項に規定する居室等	(1)	排煙機	排煙機 の外観	排煙機の設置の状況	一 (1)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(2)			排煙風道との接続の状況	一 (2)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(3)			煙排出口の設置の状況		1 Y			b
	(4)			煙排出口の周囲の状況	一 (3)	1 Y	1 Y		○
	(5)			屋外に設置された煙排出口 への雨水等の防止措置の状 況		1 Y			b
	(6)	排煙機 の性能		排煙口の開放との連動起動 の状況	一 (4)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(7)			作動の状況	一 (5)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(8)			電源を必要とする排煙機の 予備電源による作動の状況	一 (6)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(9)			排煙機の排煙風量		1 Y			b
	(10)			中央管理室における制御及 び作動状態の監視の状況	一 (7)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(11)	排煙口	機械排 煙設備 の排煙 口の外 観	排煙口の位置		1 Y			b
	(12)			排煙口の周囲の状況	一 (8)	1 Y	1 Y		○
	(13)			排煙口の取付けの状況	一 (9)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(14)			手動開放装置の周囲の状況	一 (10)	1 Y	1 Y		○
	(15)			手動開放装置の操作方法の 表示の状況		1 Y			b

一 令第百二十三条第三項第二号に規定する居室等	(16)	機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況	一 (11)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(17)		排煙口の開放の状況	一 (12)	1 Y	1 Y		○
	(18)		排煙口の排煙風量		3 Y			b
	(19)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	一 (13)	3 Y	1 Y	6 M	○
	(20)		煙感知器による作動の状況	一 (14)	1 Y	1 Y		○
	(21)	排煙風道	排煙風道の劣化及び損傷の状況	一 (15)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(22)		排煙風道の取付けの状況	一 (16)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(23)		排煙風道の材質		1 Y			b
	(24)		防煙壁の貫通措置の状況	一 (17)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(25)		排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況	一 (18)	1 Y	1 Y		○
	(26)	防火ダンパー（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの取付けの状況	一 (19)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(27)		防火ダンパーの作動の状況	一 (20)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(28)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	一 (21)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(29)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無		1 Y			b
	(30)		防火ダンパーの温度ヒューズ	一 (22)	1 Y	1 Y		○
	(31)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況（防火ダンパーが令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する部分に近接する部分に設けられている場合に限る。）		1 Y			b

一 令第二百二十三条第三項第二号に規定する階段室又は付室、令第二百二十九条の十三の三第十三項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第二百二十六条の二第一項に規定する居室等	(32)	特殊な構造の排煙風道	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外觀	排煙口及び給気口の大きさ及び位置			1 Y			b
	(33)		特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外觀	排煙口及び給気口の周囲の状況	一 (23)		1 Y	1 Y		○
	(34)			排煙口及び給気口の取付けの状況	一 (24)		1 Y	1 Y	6 M	○
	(35)			手動開放装置の設置の状況	一 (25)		1 Y	1 Y		○
	(36)			手動開放装置の操作方法の表示の状況			1 Y			b
	(37)			排煙口の排煙風量			3 Y			b
	(38)		特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	一 (26)		3 Y	1 Y	6 M	○
	(39)			煙感知器による作動の状況	一 (27)		1 Y	1 Y		○
	(40)			給気風道の劣化及び損傷の状況	一 (28)		1 Y	1 Y	6 M	○
	(41)		特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の材質			1 Y			b
	(42)			給気風道の取付けの状況	一 (29)		1 Y	1 Y	6 M	○
	(43)			防煙壁の貫通措置の状況	一 (30)		1 Y	1 Y	6 M	○
	(44)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外觀	給気送風機の設置の状況	一 (31)		1 Y	1 Y	6 M	○
	(45)			給気風道との接続の状況	一 (32)		1 Y	1 Y	6 M	○

二 三 項に規定する昇降路又は乗降ロビー	(46)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況	一 (33)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(47)		作動の状況		1 Y	1 Y	6 M	○
	(48)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況		1 Y	1 Y	6 M	○
	(49)		給気送風機の給気風量		1 Y			b
	(50)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況		1 Y	1 Y	6 M	○
	(51)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置	一 (36)	1 Y			b
	(52)		吸込口の周囲の状況		1 Y	1 Y		○
	(53)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況		1 Y			b
	(1)	特別避難階段の付室及び非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況	二 (1)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(2)		給気口の周囲の状況		1 Y	1 Y		○
	(3)	加圧防排煙設備	排煙風道の劣化及び損傷の状況	二 (3)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(4)		排煙風道の取付けの状況		1 Y	1 Y	6 M	○
	(5)		排煙風道の材質		1 Y			b
	(6)	給気口の外観	給気口の周囲の状況	二 (5)	1 Y	1 Y		○
	(7)		給気口の取付けの状況		1 Y	1 Y	6 M	○
	(8)		給気口の手動開放装置の周囲の状況		1 Y	1 Y		○
	(9)		給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況		1 Y			b

二 令第百二十三条三項第二号に規定する階段室又は付室、 令第二十九条の十三の三第十三項に規定する昇降路又は乗降ロビー	(10)	加圧防排煙設備		給気口の手動開放装置による開放の状況	二 (8)		1 Y	1 Y	6 M	○
	(11)			給気口の開放の状況		二 (9)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(12)		給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況		二 (10)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(13)			給気風道の取付けの状況		二 (11)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(14)			給気風道の材質			1 Y			b
	(15)		給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況		二 (12)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(16)			給気風道との接続の状況		二 (13)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(17)		給気送風機の性能	給気口の開放と連動起動の状況		二 (14)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(18)			給気送風機の作動の状況		二 (15)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(19)			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況		二 (16)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(20)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況		二 (17)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(21)		給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置			1 Y			b
	(22)			吸込口の周囲の状況		二 (18)	1 Y	1 Y		○
	(23)			屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況			1 Y			b
	(24)		遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速			3 Y			b
	(25)		空気逃し口の外観	空気逃し口の大きさ及び位置			1 Y			b
	(26)			空気逃し口の周囲の状況		二 (19)	1 Y	1 Y		○
	(27)			空気逃し口の取付けの状況		二 (20)	1 Y	1 Y	6 M	○

	(28)		空気逃 し口の 性能	空気逃し口の作動の状況		二 (21)	1 Y	1 Y		○
	(29)		圧力調 整装置 の外観	圧力調整装置の大きさ及び 位置			1 Y			b
	(30)			圧力調整装置の周囲の状況		二 (22)	1 Y	1 Y		○
	(31)			圧力調整装置の取付けの状 況		二 (23)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(32)		圧力調 整装置 の性能	圧力調整装置の作動の状況		二 (24)	1 Y	1 Y		○
三 居室等	(1)	可動防煙壁		手動降下装置の作動の状況		三 (1)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(2)			手動降下装置による連動の 状況		三 (2)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(3)			煙感知器による連動の状況		三 (3)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(4)			可動防煙壁の材質			1 Y			b
	(5)			可動防煙壁の防煙区画		三 (4)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(6)			中央管理室における制御及 び作動状態の監視の状況		三 (5)	1 Y	1 Y		○
四 予備電源	(1)	自家用 発電装置	自家用 発電装 置等の 状況	自家用発電機室の防火区画 等の貫通措置の状況		四 (1)	1 Y	1 Y		○
	(2)			発電機の発電容量			1 Y			b
	(3)			発電機及び原動機の状況		四 (2)	1 Y	1 Y	1 Y	○
	(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水 の状況		四 (3)	1 Y	1 Y	1 Y	○
	(5)			始動用の空気槽の圧力		四 (4)	1 Y	1 Y		○
	(6)			セル始動用蓄電池及び電気 ケーブルの接続の状況		四 (5)	1 Y	1 Y	1 Y	○
	(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状 況		四 (6)	1 Y	1 Y	1 Y	○
	(8)			計器類及びランプ類の指示 及び点灯の状況		四 (7)	1 Y	1 Y	1 Y	○

四 予 備 電 源	(9)	自家用 発電装置		自家用発電装置の取付けの 状況	四 (8)		1 Y	1 Y	1 Y	○	
	(10)			自家用発電機室の給排気の 状況（屋内に設置されてい る場合に限る。）	四 (9)		1 Y	1 Y		○	
	(11)			接地線の接続の状況	四 (10)		1 Y	1 Y	1 Y	○	
	(12)			絶縁抵抗			1 Y			b	
	(13)		自家用 発電装 置の性 能	電源の切替えの状況	四 (11)		1 Y	1 Y		○	
	(14)			始動の状況	四 (12)		1 Y	1 Y		○	
	(15)			運転の状況	四 (13)		1 Y	1 Y		○	
	(16)			排気の状況	四 (14)		1 Y	1 Y		○	
	(17)			コンプレッサー、燃料ポン プ、冷却水ポンプ等の補機 類の作動の状況	四 (15)		1 Y	1 Y		○	
	(18)	直結エ ンジン	直結エ ンジン の外観	直結エンジンの設置の状況	四 (16)		1 Y	1 Y		○	
	(19)			燃料油、潤滑油及び冷却水 の状況	四 (17)		1 Y	1 Y		○	
	(20)			セル始動用蓄電池及び電気 ケーブルの接続の状況	四 (18)		1 Y	1 Y		○	
	(21)			計器類及びランプ類の指示 及び点灯の状況	四 (19)		1 Y	1 Y		○	
	(22)			給気部及び排気管の取付け の状況	四 (20)		1 Y	1 Y		○	
	(23)			Vベルト	四 (21)		1 Y	1 Y		○	
	(24)			接地線の接続の状況	四 (22)		1 Y	1 Y		○	
	(25)		絶縁抵抗			1 Y			b		
	(26)	直結エ ンジン の性能	始動及び停止並びに運転の 状況	四 (23)		1 Y	1 Y		○		
	次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下 欄に掲げる記録がある場合には、（は）欄に掲げる検査方 法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。										
	一項 (9) 、 (18) 、 (20) 、 (37) 、 (39) 及び (49) 並 びに二項 (24)			前回の検査後にそれぞれ （は）欄に掲げる検査方法 と同等の方法で実施した検 査等の記録		一 (14) 及 び(27)					

一 項 (2)、(4)、(6) から (8) まで、(10)、(12) から (14) まで、(16)、(19)、(21)、(22) 及び (27)、 二 項 (1) から (4) まで、(6) から (8) まで、(10)、(12)、(13)、(16) から (20) まで 及び (26) から (28) まで、 三 項 (2)、(3)、(5) 及び (6) 並びに 四 項 (3) から (8) まで及び (10) から (17) まで	前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録	一 (2) から (11) まで、 (13)、(15)、(16) 及び (20)、 二 (1) から (8) まで、(10)、(11)、(13) から (17) まで 及び (19) から (21) まで、 三 (2) から (5) 並びに 四 (2) から (7) まで及び (9) から (15) まで					
---	--	--	--	--	--	--	--

建築基準法（H20 国土交通省告示第 285 号（最終改正 R5. 3. 20 ））

建築設備等（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

官公庁施設の建設等に関する法律（H20 国土交通省告示第 1351 号（最終改正 R5. 3. 20 ））

国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件

建築基準法 (H20 国土交通省告示第 285 号) 別表第 3 非常用の照明装置				官公庁施設の建設等に関する法律 (H20 国土交通省告示第 1351 号) 別表第三 非常用の照明装置		建基法 12 条 報告検査等	官公法 12 条 点検	官公法 13 条 確認	共通仕様書
		(い) 検査項目	(ろ)検査事項						
一 器 照 具 明	(1)	非常用の 照明器具	使用電球、ランプ等	一 (1)		1 Y	1 Y		○
	(2)		照明器具の取付けの状況			1 Y			b
二 電池及び自家用発電装置 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄	(1)	予備電源	予備電源への切替え及び点灯の状況	二 (1)		1 Y	1 Y	6 M	○
	(2)	照度	照度の状況			1 Y			b
	(3)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況			1 Y			b
	(4)	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	二 (2)		1 Y	1 Y		○
三 電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置	(1)	配線	照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）			1 Y			b
	(2)		電気回路の接続の状況			1 Y			b
	(3)		接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況			1 Y			b
	(4)	配線	予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）			1 Y			b
	(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	三 (1)		1 Y	1 Y		○

	(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況	三 (2)	1 Y	1 Y		○
四 蓄電池 電池内蔵形	(1)	配線及び	充電ランプの点灯の状況	四 (1)	1 Y	1 Y		○
	(2)	充電ランプ	誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況		1 Y			b
五 電源別置形の蓄電池	(1)	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	五 (1)	1 Y	1 Y		○
	(2)		蓄電池室の換気の状況	五 (2)	1 Y	1 Y		○
	(3)		蓄電池の設置の状況	五 (3)	1 Y	1 Y	1 Y	○
	(4)	蓄電池の性能	電圧		1 Y			b
	(5)		電解液比重		1 Y			b
	(6)		電解液の温度		1 Y			b
	(7)	充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	五 (4)	1 Y	1 Y		○
	(8)		キュービクルの取付けの状況	五 (5)	1 Y	1 Y	1 Y	○
六 自家用発電装置	(1)	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	六 (1)	1 Y	1 Y		○
	(2)		発電機の発電容量		1 Y			b
	(3)		発電機及び原動機の状況	六 (2)	1 Y	1 Y	1 Y	○
	(4)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	六 (3)	1 Y	1 Y	1 Y	○
	(5)		始動用の空気槽の圧力	六 (4)	1 Y	1 Y		○
	(6)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	六 (5)	1 Y	1 Y	1 Y	○
	(7)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	六 (6)	1 Y	1 Y	1 Y	○
	(8)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	六 (7)	1 Y	1 Y	1 Y	○
	(9)		自家用発電装置の取付けの状況	六 (8)	1 Y	1 Y	1 Y	○
	(10)		自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）	六 (9)	1 Y	1 Y		○
	(11)		接地線の接続の状況	六 (10)	1 Y	1 Y	1 Y	○
	(12)		絶縁抵抗		1 Y			b

	(13)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況		六 (11)		1 Y	1 Y		○
	(14)			始動の状況		六 (12)		1 Y	1 Y		○
	(15)			運転の状況		六 (13)		1 Y	1 Y		○
	(16)			排気の状況		六 (14)		1 Y	1 Y		○
	(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況		六 (15)		1 Y	1 Y		○
五項 (2) から (6) まで並びに六項 (3) から (8) まで及び (10) から (17) までについては、前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録がある場合には、(は) 欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。						五 (2) 及び (3) 並びに六 (2) から (7) まで及び (9) から (15) まで					

建築基準法（H20 国土交通省告示第 285 号（最終改正 R5. 3. 20））

建築設備等（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

官公庁施設の建設等に関する法律（H20 国土交通省告示第 1351 号（最終改正 R5. 3. 20））

国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件

建築基準法 (H20 国土交通省告示第 285 号) 別表第 4 給水設備及び排水設備				官公庁施設の建設等に関する法律 (H20 国土交通省告示第 1351 号) 別表第四 給水設備及び排水設備	建 基 法 12 条 報 告 検 査 等	官 公 法 12 条 点 検	官 公 法 13 条 確 認	共 通 仕 様 書
		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項					
一 飲料用の配管設備及び排水設備	(1)	飲料用配管及び排水配管 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	配管の取付けの状況		1 Y		1 Y	○
	(2)		配管の腐食及び漏水の状況	一 (1)	1 Y	1 Y	1 Y	○
	(3)		配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況		1 Y			b
	(4)		継手類の取付けの状況		1 Y			b
	(5)		保温措置の状況		1 Y			b
	(6)		防火区画等の貫通措置の状況		1 Y			b
	(7)		配管の支持金物		1 Y			b
	(8)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況		1 Y			b
	(9)		止水弁の設置の状況		1 Y			b
	(10)		ウォーターハンマーの防止措置の状況		1 Y			b
	(11)		給湯管及び膨張管の設置の状況		1 Y			b
二 飲料水の配管設備	(1)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びに給水ポンプ	給水タンク等の設置の状況		1 Y			b
	(2)		給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況		1 Y			b
	(3)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況	二 (1)	1 Y	1 Y	1 Y	○
	(4)		給水用圧力タンクの安全装置の状況		1 Y			b
	(5)		給水ポンプの運転の状況	二 (2)	1 Y	1 Y	6 M	○

	(6)		給水タンク及びポンプ等の取付けの状況				1 Y			b
	(7)		給水タンク等の内部の状況		二 (3)		1 Y	1 Y	1 Y	○
	(8)	給湯設備（循環ポンプを含む。）	給湯設備（ガス湯沸器を除く。）の取付けの状況		二 (4)		1 Y	1 Y	1 Y	○
	(9)		ガス湯沸器の取付けの状況		二 (5)		1 Y	1 Y	1 Y	○
	(10)		給湯設備の腐食及び漏水の状況		二 (6)		1 Y	1 Y	1 Y	○
三 排水設備	(1)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ				1 Y			b
	(2)		排水槽の通気の状況				1 Y			b
	(3)		排水漏れの状況		三 (1)		1 Y	1 Y	6 M	○
	(4)		排水ポンプの設置の状況		三 (2)		1 Y	1 Y	1 Y	○
	(5)		排水ポンプの運転の状況		三 (3)		1 Y	1 Y	1 Y	○
	(6)	排水再利用配管設備（中水道を含む。）	地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況				1 Y			b
	(7)		雑用水の用途				3 Y			b
	(8)		雑用水給水栓の表示の状況		三 (4)		1 Y	1 Y	1 Y	○
	(9)		配管の標識等				1 Y			b
	(10)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況		三 (5)		1 Y	1 Y	1 Y / 6 M	○
	(11)		消毒装置		三 (6)		1 Y	1 Y		○
	(12)	その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況	三 (7)		1 Y	1 Y	1 Y	○
	(13)		排水トラップ	排水トラップの取付けの状況			1 Y			b
	(14)		阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況			1 Y			b
	(15)		排水管	公共下水道等への接続の状況			1 Y			b
	(16)			雨水排水立て管の接続の状況			1 Y			b
	(17)			排水の状況	三 (8)		1 Y	1 Y	1 Y	○
	(18)			掃除口の取付けの状況			1 Y			b
	(19)			雨水系統との接続の状況			1 Y			b
	(20)			間接排水の状況	三 (9)		1 Y	1 Y	1 Y	○

	(21)		通気開口部の状況			1 Y			b
	(22)	通気管	通気管の状況		三 (10)	1 Y	1 Y	1 Y	○
次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。									
	一 項 (2) を除く。)、二 項 (2)、(3) 及び (7) を除く。) 並びに三 項 (2)、(3)、(5)、(11)、(14) 及び (22) を除く。)		前回の検査後にそれぞれ (は) 欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録		二 (2) 及び (4) から (6) まで並びに三 項 (2)、(4)、(5) 及び (7) から (9)				
	一 項 (2)、二 項 (2)、(3) 及び (7) 並びに三 項 (2)、(3)、(5)、(11)、(14) 及び (22)		前回の検査後にそれぞれ (は) 欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録		一 (1)、二 (1) 及び (3) 並びに三 (1)、(3)、(6) 及び (10)				

建築基準法（H20 国土交通省告示第 285 号（最終改正 R5. 3. 20））

建築設備等（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

官公庁施設の建設等に関する法律（H20 国土交通省告示第 1351 号（最終改正 R5. 3. 20））

国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件

建築基準法（H28 建築基準法関係告示 723 号）					官公庁施設の建設等に関する法律 （H20 国土交通省告示第 1351 号） 別表第五 防火設備	建 基 法 12 条 報 告 検 査 等	官 公 法 12 条 点 検	官 公 法 13 条 確 認	共 通 仕 様 書
別表 防火設備									
		(い) 検査項目		(ろ) 検査事項					
一 防 火 扉	(1)	防 火 扉	設置場所の周囲の状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	一 (1)	1 Y	1 Y		○
	(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況	一 (2)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	一 (3)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(4)		危害防止装置	作動の状況	一 (4)	1 Y	1 Y		○
	(5)	連 動 機 構	煙 感 知 器、熱煙複 合 式 感 知 器 及 び 熱 感 知 器	設置位置		1 Y			b
	(6)			感知の状況	一 (5)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(7)		温 度 ヒ ユ ー ズ 装 置	設置の状況	一 (6)	1 Y	1 Y		○
	(8)		連 動 制 御 器	スイッチ類及び表示灯の状況	一 (7)	1 Y	1 Y		○
	(9)			結線接続の状況	一 (8)	1 Y	1 Y		○
	(10)			接地の状況	一 (9)	1 Y	1 Y		○
	(11)			予備電源への切り替えの状況	一 (10)	1 Y	1 Y		○
	(12)		連 動 機 構 用 予 備 電 源	劣化及び損傷の状況	一 (11)	1 Y	1 Y		○
	(13)			容量の状況	一 (12)	1 Y	1 Y		○

一 防火扉	(14)	自 動 閉 鎖装置	設置の状況	一 (13)	1 Y	1 Y		○	
	(15)		再ロック防止機構の作動の 状況	一 (14)	1 Y	1 Y		○	
	(16)		総合的な作動 の状況	防火扉の閉鎖の状況	一 (15)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(17)			防火区画（令第 112 条第 11 項から第 13 項までの規定に よる区画に限る。）の形成 の状況		1 Y			b
二 防火シャッター	(1)	防 火 シャ ッター	設 置 場 所 の 周 囲状況	二 (1)	1 Y	1 Y		○	
	(2)		駆 動 装 置 (2) の 項 か	二 (2)	1 Y	1 Y		○	
	(3)		ら (4) の	二 (3)	1 Y	1 Y		○	
	(4)		項 ま で の 点 検 につい ては、日 常 的 に	二 (4)	1 Y	1 Y		○	
	(5)		開 閉 す る も の に 限 る。)	二 (5)	1 Y	1 Y		○	
	(6)		カー テ ン部	スラット及び座板の劣化の 状況	二 (6)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(7)			吊り元の劣化及び損傷並び に固定の状況	二 (7)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(8)		ケース	劣化及び損傷の状況	二 (8)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(9)		ま ぐ さ 及 び ガ イ ド レ ール	劣化及び損傷の状況	二 (9)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(10)		危 害 防 止装置	危害防止用連動中継器の配 線の状況	二 (10)	1 Y	1 Y		○
	(11)			危害防止装置用予備電源の 劣化及び損傷の状況	二 (11)	1 Y	1 Y		○

二 防 火 シャ ッター	(12)			危害防止装置用予備電源の 容量の状況	二 (12)	1 Y	1 Y		○
	(13)			座板感知部の劣化及び損傷 並びに作動の状況	二 (13)	1 Y	1 Y		○
	(14)			作動の状況	二 (14)	1 Y	1 Y		○
	(15)	連 動 機 構	煙 感 知 器、熱煙 複 合 式	設置位置		1 Y			b
	(16)		感 知 器 及 び 熱 感知器	感知の状況	二 (15)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(17)		温 度 ヒ ューズ 装置	設置の状況	二 (16)	1 Y	1 Y		○
	(18)			スイッチ類及び表示灯の状 況	二 (17)	1 Y	1 Y		○
	(19)		連 動 制 御器	結線接続の状況	二 (18)	1 Y	1 Y		○
	(20)			接地の状況	二 (19)	1 Y	1 Y		○
	(21)			予備電源への切り替えの状 況	二 (20)	1 Y	1 Y		○
	(22)		連 動 機 構 用 予 備電源	劣化及び損傷の状況	二 (21)	1 Y	1 Y		○
	(23)			容量の状況	二 (22)	1 Y	1 Y		○
	(24)		自 動 閉 鎖装置	設置の状況	二 (23)	1 Y	1 Y		○
	(25)		手 動 閉 鎖装置	設置の状況	二 (24)	1 Y	1 Y		○
	(26)	総 合 的 な 作 動 の 状 況		防火シャッターの閉鎖の状 況	二 (25)	1 Y	1 Y	6 M	○
	(27)			防火区画（令第112条第11 項から第13項までの規定に よる区画に限る。）の形成 の状況		1 Y			b

三 耐火クロススクリーン	(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	三 (1)	1 Y	1 Y		○
	(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況	三 (2)	1 Y	1 Y		○
	(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	三 (3)	1 Y	1 Y		○
	(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	三 (4)	1 Y	1 Y		○
	(5)		ケース	劣化及び損傷の状況	三 (5)	1 Y	1 Y		○
	(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	三 (6)	1 Y	1 Y		○
	(7)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況	三 (7)	1 Y	1 Y		○
	(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	三 (8)	1 Y	1 Y		○
	(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況	三 (9)	1 Y	1 Y		○
	(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	三 (10)	1 Y	1 Y		○
	(11)			作動の状況	三 (11)	1 Y	1 Y		○
	(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置		1 Y			b
	(13)			感知の状況	三 (12)	1 Y	1 Y		○
	(14)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	三 (13)	1 Y	1 Y		○
	(15)			結線接続の状況	三 (14)	1 Y	1 Y		○
	(16)			接地の状況	三 (15)	1 Y	1 Y		○
	(17)			予備電源への切り替えの状況	三 (16)	1 Y	1 Y		○
	(18)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	三 (17)	1 Y	1 Y		○
	(19)			容量の状況	三 (18)	1 Y	1 Y		○

	(20)		自 動 閉 鎖装置	設置の状況		三 (19)	1 Y	1 Y		○
	(21)		手 動 閉 鎖装置	設置の状況		三 (20)	1 Y	1 Y		○
	(22)	総合的な作動 の状況		耐火クロススクリーンの閉 鎖の状況		三 (21)	1 Y	1 Y		○
	(23)			防火区画（令第 112 条第 11 項から第 13 項までの規定に よる区画に限る。）の形成 の状況			1 Y			b
四 ドレンチャーその他水幕を形成する防火設備（以下「ドレンチャー等」という。）	(1)	ド レ ン チ ャ ー 等	設 置 場 所 の 周 囲状況	作動の障害となる物品の放 置の状況		四 (1)	1 Y	1 Y		○
	(2)		散 水 ヘ ッド	散水ヘッドの設置の状況		四 (2)	1 Y	1 Y		○
	(3)		開閉弁	開閉弁の状況		四 (3)	1 Y	1 Y		○
	(4)		排 水 設 備	排水の状況		四 (4)	1 Y	1 Y		○
	(5)	水 源		貯水槽の劣化及び損傷、水 質並びに水量の状況		四 (5)	1 Y	1 Y		○
	(6)			給水装置の状況		四 (6)	1 Y	1 Y		○
	(7)	加 圧 送 水 装 置		ポンプ制御盤のスイッチ類 及び表示灯の状況		四 (7)	1 Y	1 Y		○
	(8)			結線接続の状況		四 (8)	1 Y	1 Y		○
	(9)			接地の状況		四 (9)	1 Y	1 Y		○
	(10)			ポンプ及び電動機の状況		四 (10)	1 Y	1 Y		○
	(11)			加圧送水装置の予備電源へ の切り替えの状況		四 (11)	1 Y	1 Y		○
	(12)			加圧送水装置用予備電源の 劣化及び損傷の状況		四 (12)	1 Y	1 Y		○
	(13)			加圧送水装置用予備電源の 容量の状況		四 (13)	1 Y	1 Y		○
	(14)			圧力計、呼水槽、 起動用圧力スイッチ等の付 属装置の状況		四 (14)	1 Y	1 Y		○

四 ドレンチャーその他水幕を形成する防火設備（以下「ドレンチャー等」という。）	(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器（火災感知器用ヘッド等の感知装置を含む。）	設置位置			1 Y			b
	(16)			感知の状況	四（15）		1 Y	1 Y		○
	(17)		制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	四（16）		1 Y	1 Y		○
	(18)			結線接続の状況	四（17）		1 Y	1 Y		○
	(19)			接地の状況	四（18）		1 Y	1 Y		○
	(20)			予備電源への切り替えの状況	四（19）		1 Y	1 Y		○
	(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	四（20）		1 Y	1 Y		○
	(22)			容量の状況	四（21）		1 Y	1 Y		○
	(23)		自動作動装置	設置の状況	四（22）		1 Y	1 Y		○
	(24)		手動作動装置	設置の状況	四（23）		1 Y	1 Y		○
	(25)	総合的な作動の状況		ドレンチャー等の作動の状況	四（24）		1 Y	1 Y		○
	(26)			防火区画（令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。）の形成の状況			1 Y			b

建築基準法（H28 国土交通省告示第 723 号）（最終改正 R5. 3. 20）

防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

官公庁施設の建設等に関する法律（H20 国土交通省告示第 1351 号（最終改正 R5. 3. 20））

国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件

官公庁施設の建設等に関する法律(昭和 26 年法第 181 号)						建 基 法 12 条 報 告 検 査 等	官 公 法 12 条 点 検	官 公 法 13 条 確 認	共 通 仕 様 書
上記以外の官公法第 13 条（確認）									
別表									
上記以外の官公法十三条（確認）			植栽					1 Y	○
			柱、小屋組、斜材、屋根版、床版、はり、けたの外観（木造）					1 Y	○
			柱、小屋組、斜材、屋根版、床版、はり、けたの外観（組積造）					1 Y	○
			柱、小屋組、斜材、屋根版、床版、はり、けたの外観（補強コンクリートブロック造）					1 Y	○
			柱、小屋組、斜材、屋根版、床版、はり、けたの外観（鉄骨造）					1 Y	○
			柱、小屋組、斜材、屋根版、床版、はり、けたの外観（鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造）					1 Y	○
			手すり、丸環等の外観及び固定					1 Y	○
			塔屋の外観					1 Y	○
			タラップ、庇、とい等の外観					1 Y	○
			バルコニーの外観及び固定					1 Y	○
			内装壁仕上げ材等の外観及び固定					1 Y	○
			災害応急対策を行う拠点となる室、これらの機能を維持するために必要な室又はこれらの室を結ぶ廊下その他の通路の外観、固定、及び作動					大地震の発生時	—
			危険物を貯蔵し、又は使用する室の外観、固定、及び作動					大地震の発生時	—

上記以外の官公法十三条（確認）			不特定多数の者が利用する建物の部位					—
			エキスパンションジョイント金物等の外観				1 Y	○
			屋上緑化設備の外観及び作動				3 M	○
			床及び階段の共通部材の外観及び固定				1 Y	○
			屋外階段の外観及び固定				1 Y	○
			床材料の外観及び固定				1 Y	○
			仕上材料、下地の外観及び固定				1 Y	○
			二重床				1 Y	○
			階段等の材料の外観及び固定				1 Y	○
			視覚障害者誘導用ブロック部材等の外観及び固定				1 Y	○
			点検口の部材の外観、固定及び作動				1 Y	○
			排水溝の外観				1 Y	○
			建具回りの外観				1 Y	○
			静穏に必要な部材の外観				1 Y	○
			建具の外観及び作動				1 Y	○
			自動扉の作動				1 Y	○
			防護柵の外観				1 Y	○
			防煙壁の外観				6 M	○
			案内表示の外観				1 Y	○
			門扉の外観及び作動				1 Y	○
			広告塔の外観				1 Y	○
			駐車場、車路の外観				1 Y	○
			歩道、玄関ポーチ等の外観				1 Y	○
			水防板、水防壁、逆流防止弁その他の水防設備の外観				1 Y	○
			全ての機器類の作動				1 Y/ 6 M	○
			基礎、架台の外観				1 Y/ 6 M	○
			分電盤、動力制御盤、その他電源盤、受変電機器の外観及び固定				1 Y	○

上記以外の官公法十三条（確認）		端子盤の外観及び固定			1 Y	○
		照明器具、スイッチ、コンセントの外観及び固定			1 Y	○
		監視カメラの外観及び固定			1 Y	○
		自動火災報知装置の外観及び固定			6 M	○
		音声誘導装置の外観及び固定			1 Y	○
		インターホンの外観及び固定			1 Y	○
		トイレ等呼出装置の外観及び固定			1 Y	○
		太陽光発電装置の外観及び固定			1 Y	○
		風力発電装置の外観及び固定			1 Y	○
		構内情報通信網装置の外観及び固定			1 Y	○
		構内交換機（P B X）の外観及び固定			1 Y	○
		拡声装置の外観及び固定			1 Y	○
		映像、音響装置の外観及び固定			1 Y	○
		情報表示装置の外観及び固定			1 Y	○
		テレビ共同受信装置の外観及び固定			1 Y	○
		テレビ電波障害防除装置の外観及び固定			1 Y	○
		駐車場管制装置の外観及び固定			1 Y	○
		入退室管理装置の外観及び固定			1 Y	○
		航空障害灯の外観及び固定			1 Y	○
		外灯の外観及び固定			1 Y	○
		電光掲示板の外観及び固定			1 Y	○
		構内配電線路の外観及び固定			1 Y	○
		構内通信線路の外観及び固定			1 Y	○
		熱源機器（冷凍機、冷却塔、ボイラー等）の外観及び固定			1Y/ 6M	○
		製缶類（オイルタンク、ヘッダー、熱交換器、膨張タンク等）の外観			1 Y	○
		消火機器（消火器を含む）の外観及び固定			6 M	○
		中央監視装置の外観及び固定			1 Y	○

			自動制御機器の外観及び固定					1 Y	
			井戸の外観、固定及び作動の状況					1 Y	○
			浄化槽の外観、固定及び作動の状況					1 Y	○